第6章 方法書についての意見と事業者の見解

6.1 方法書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

6.1.1 方法書の公告及び縦覧等

「熊本県環境影響評価条例」（平成 12 年条例第 61 号）の規定に基づき、方法書の公告及び縦覧等を実施した。その内容については、以下に示すとおりである。

(1) 方法書の公告、縦覧

① 公告の日

令和 5 年 7 月 25 日（火）

② 公告の方法

(a) 熊本県公報による公告

令和 5 年 7 月 25 日付の熊本県公報に「公告」を掲載した。

(b) ホームページへの掲載

上記の公告に加え、事業者の出資企業である石坂グループのホームページに令和 5 年 7 月 25 日（火）より方法書の公表、公告等の「お知らせ」を掲載した。

(c) 縦覧場所

方法書の縦覧場所は、以下に示す 4 か所とした。

①株式会社シムファイブス事務所
②熊本県庁（行政棟本館 1 階情報プラザ）
③御船町役場（環境保全課）
④益城町役場（住民課）

(d) 縦覧期間

方法書の縦覧期間は令和 5 年 7 月 25 日（火）から令和 5 年 8 月 24 日（木）までとした。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

縦覧時間は午前 9 時から午後 5 時までとした。

(e) 縦覧者数

縦覧者数は、御船町役場で 3 名の記録があった。益城町、熊本県庁、株式会社シムファイブス事務所で縦覧者はいなかった。

(f) インターネットの利用

事業者の出資企業である石坂グループのホームページへのアクセス数は、図書（方法書）が 536 件、お知らせが 343 件であった。

(2) 方法書についての意見の把握

「熊本県環境影響評価条例」（平成 12 年条例第 61 号）の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受けた。

① 意見書の提出期限

意見書の提出期限は、令和 5 年 7 月 25 日（火）より、令和 5 年 9 月 7 日（木）までとした（当日消印有効）。

② 意見書の提出方法

意見書の提出方法は、下記のとおりとした。

(a) 縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱へ書面で投函

(b) 事業者への郵送による書面の提出

③ 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 207 通（184 名）、なお本事業における環境保全の見地からの意見の総数は 2,138 件であった。

意見内容の分類別の意見数は表 6.1-1 に示すとおりである。

表 6.1-1　意見内容の区分別の意見数

区分	意見数
事業計画	564
施設計画・運用計画	642
生活環境	448
自然環境	21
交通	122
地下水	75
モニタリング	279
手続き	54
その他	152

注）1 つの意見で複数の区分について記載しているものは、
重複してカウントしているので、意見の総数とは一致しない。

6.1.2 一般の意見の概要についての事業者の見解

方法書についての一般の意見の概要に対する事業者の見解は、表 6.1-2 に示すとおりである。なお、一般の意見は、全て原文のまま掲載している（全く同一の意見は、当該意見欄に件数を記載）。

表 6.1-2 (1) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
1	AMESA の導入を強く要請いたします 配慮書に対する意見へのご回答を拝見しました。 以下のご回答について、納得しがたいですので改めて要望を提出します。 すなわち、前回、排ガスの定期検査頻度および連続採取装置 AMESA の導入について問い合わせました。しかし、ご回答は、検査は法規制の範囲で行い、AMESA は導入しないとの事でした。 ご存じのように、バグフィルターは高頻度に破損することが知られています。 法規制による 2 か月に一度(ダイオキシンは年に一回)では、バグフィルターが破損してもしばらくは汚染物質を垂れ流すことになる可能性があります。御社は定期点検でバグフィルターの破損を防げると主張されていますが、完全に防げるものではありません。自社の過去例だけで判断し、いざ破損したら「想定外」としてしまうことが想像されます。 御社は、環境創造企業として進化することをビジョンに掲げています。であれば、環境汚染のリスクを徹底的に減らし、万が一汚染している状況になったら速やかに対処する、というのが本来の姿勢ではないでしょうか。「日本の緩い法規制に従いさえすれば良い」という姿勢は、所詮は口だけの企業と受け止めざるを得ません。 穿った見方をすれば、定期検査の時には燃やすものを選別して有害物質が出にくくする、ということも可能でしょう。 御社のビジョンに従った誠実な対応を求めます。 加えて、バグフィルターの破損予想システムも現在は開発が進んでいるのではないかと思います。こちらの導入も強く求めます。 御社が日本の産廃業界のトップリーダーとして世界から評価されるシステムを構築されることを期待しています。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
2	大気質の調査において PM2.5 測定を 御社の方法書では、大気質の調査予測評価において、浮遊粒子状物質を選択しています。しかし、健康により影響を及ぼすのは PM2.5 です。そして PM2.5 はより遠距離まで影響及ぼすことが知られています。 従いまして、浮遊粒子状物質ではなく、PM2.5 を選択し、また測定場所も施設から 700m 知見だけでなく、さらに遠距離での測定を要望いたします。 よろしくお願いいたします。	微小粒子状物質（PM2.5）については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定していません。今後の動向を踏まえ、適切に対応します。 測定場所については、配慮書における大気質予測の最大着地濃度出現距離付近での測定を基本とし、その約 2 倍の距離の範囲について予測を行います。着地濃度が最大となる地点において、環境影響をできる限り低減するように努めることにより、さらに遠距離での影響は十分低減できるものと考えます。

表 6.1-2 (2)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
3	今回の環境アセスメントを理解するうえで知っておくべき意見書前文 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は厚生省から昭和 45 年に交付された(施行令・施行規則は昭和 46 年公布)。法の目的は生活環境の保全と国民の健康保護であった。 当時の経済産業の構造から「消費は美徳」とされ産業廃棄物業界は利益(廃棄物)を求め廃棄物処理中・小事業者が雨後の筍のように事業化された。 その後、環境省が所管することとなり、環境省:感染性廃棄物処理マニュアル等が通知された。そして毎年のように「廃棄物の処理及び清掃に関する法律は」改正されている。 例えば 20 年以上前は、病院・施設等から排出される未使用の注射針やメス等は金属くずとして処理しなければならなかった。また、破損したアンプルやバイアル等はガラスくずとして処理されなければならなかった。その後一体として処理されることによりこれらは感染性廃棄物として処理されるようになった。 国民の環境意識、産業形態、SDGs の取り組み等により廃棄物処理・リサイクル意識は国内外を問わず進展し続けている。 問題点① 熊本県の廃棄物処理に関わる現状分析による「上益城地域におけるエネルギー回収施設設置事業」は熊本県の 5 年後の廃棄物処理状況が考察されていないため評価をするに値しない。 ※県北に今秋、大規模中間処理施設が運転開始される。5 年後には県内廃棄物の処理状況は間違いなく大きな変化がある。それを察知すれば、産業廃棄物を県外から大胆に搬入する計画を保証しない限りシムファイブスの経営存続は危ういと思われる。	既に公表されている最新の「熊本県廃棄物処理計画（第 5 期）」を参照しておりますが、新たな処理計画（第 6 期）の策定状況を今後も引き続き注視していきます。

表 6.1-2 (3) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
4	問題点② 感染性廃棄物の処理はシムファイブスにとって重要な「経理的基礎」の一つになると思料する。 20 年前には病院・施設等から排出される「使用済み紙おむつ」については明確な判断基準がなかった。その為：例えば水俣総合医療センターでは一般廃棄物として処理されることの危険性を回避するために、紙おむつの使用を禁止し、総て布おむつに代替することになった。その後、熊本県内で初めて九州産廃株式会社(菊池市)が病院・施設等から排出される「使用済み紙おむつ」を感染性廃棄物として焼却処理するに至り、使用済み紙おむつの多くは感染性産業廃棄物として処理されるようになった。 その頃、「環境省：感染性廃棄物処理マニュアル」に新たに「使用済み紙おむつ処理」の判断基準が明示されるようになった。最近では新型コロナウイルス感染患者の「使用済み紙おむつ」についての判断基準等も付け加えられている。 ※令和 2 年 3 月：環境省　環境再生・資源循環局　総務課　リサイクル推進室から「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」が通知されている。 それによると、事業所から排出された「使用済み紙おむつ」は事業系一般廃棄物として処理される。または、分別されずに排出される「使用済み紙おむつ」は特別管理一般廃棄物(感染性廃棄物)として処理されなければならないとなっている。 ※分別とは感染症法 1 類から 5 類の中で指定された患者の「使用済み紙おむつ」は感染性廃棄物として処理されなければならない。また、「使用済み紙おむつ」の交換時に血液付着(潜血含む)を確認して分別しなければならない。従って、病院、施設等現場では使用済み紙おむつの分別作業時の感染リスクを回避するために一体として排出している。その場合には使用済み紙おむつは総て感染性廃棄物に該当する。(廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルは令和 4 年 6 月　環境省環境再生・資源循環局)が改定発行した。 環境省は使用済み紙おむつを「有価物」として再資源化(リサイクル)を推進している。シムファイブスでは使用済み紙おむつをゴミとして焼却しようとしている。有価物を焼却して得た回収熱はサーマルリサイクルとは言わない。	環境省の「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」では、使用済紙おむつの再生利用等を推進していますが、使用済紙おむつを「有価物」として定義しているものではありません。 本事業では、使用済紙おむつの再生利用（パルプ・プラスチック回収等）に特化した施設の設置は予定していないため、焼却することによりエネルギー回収に努めたいと考えております。
5	問題点③ 方法書に関する業務(執筆)の一部を国際航業に委託したとあるが、全 355 頁のうち、委託した箇所の文書頁を公開していただきたい。 委託業者に一部丸投げとは思っていないが、シムファイブスの真剣度を測るため必要。	方法書に関する業務の一部を当社と資本関係のない第三者の専門調査会社である国際航業に委託していますが、当社が著作権を有しており、全ての記載内容について責任を持って作成しています。

表 6.1-2 (4)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
6	問題点④ リサイクルを標榜した配慮書であり方法書であるが、リサイクルの定義が間違っている 間違った定義を前提としたためにリサイクル率は非常に高くなっている。その要因は熱回収にある。廃棄物(ゴミ)を焼却することによる熱を回収して電力等として利用することはサーマルリサイクルに間違いない。しかし、環境省は有価物を焼却しての熱回収はリサイクルとは言っていない。有価物はマテリアルリサイクルしなければならない。 シムファイブスに搬入される事業系一般廃棄物の一部及び特別管理一般廃棄物(感染性一般廃棄物=使用済み紙おむつ)は有価物である。 過去使用済み紙おむつは法に基づく適正処理はされなかった。水分を多量に含んだ使用済み紙おむつは市町村の焼却工場では容易に焼却されなかった。そこで紙おむつには高分子吸収剤が多量に使用されていることから廃プラスチックとして民間の焼却場に運ばれた経緯がある。しかし、紙おむつの品質及び処理技術の進歩により再資源化が促進されるようになった。いわゆる、有価物としてペレットに変換して再生資源として有効活用の道が開かれている。 高齢化社会が深まるにつれ使用済み紙おむつは膨大な量になることは予測される。 過去、熊本市長、三角氏、幸山氏に病院・施設等から排出される使用済み紙おむつを感染性廃棄物として適正に焼却処理することの必要性を提案したが、その時の回答はいずれも焼却する施設能力の不足することがあり、実現されなかった。しかし現在、技術の革新進歩により有価物としての再生利用が可能となっている。シムファイブスが先進的に、使用済み紙おむつ(有価物)の再生利用に取り組むことを期待する。 以上	本事業の配慮書及び方法書ではリサイクル率を明記しておりませんので、恐らくご意見は日本のリサイクル率のことかと思慮します。日本のリサイクル率にはサーマルリサイクル分が含まれておりますが、その正否については当社からお答え出来ませんので、ご了承ください。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 ですので、有価物については、当然のことながらマテリアルリサイクルを推進いたします。 使用済紙おむつの再生利用等の技術が進んでいることは承知しておりますが、経済面等の課題から、現時点でそれに特化した施設を整備する予定はございません。

表 6.1-2 (5) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
7	各位殿 令和 5 年 8 月 4 日(金)柳本　顕　環境大臣政務官の下「使用済み紙おむつの再生利用等の促進に関する意見交換会」が開催されました。会議は柳本氏が議長として進行しました。 受信した会議の全容を視聴したうえで、「NPO 種まく人」の見解を発表いたします。 記 ごく一部の自治体、ごく一部の事業者以外「使用済み紙おむつの再生利用」に関して意識がない、関心を持っていないのが現状です。 原因 ①使用済み紙おむつの処理に関して「廃棄物の処理及び清掃に関する法律=廃棄物処理法と記す」に厳格に対処していないことにある。この一例は普通に全国的に行われていると思料する。 〈例〉北九州市の中間処理業者 B 社は 10 年以上にわたり使用済み紙おむつを他自治体から受け入れ処理していた。それを誰も咎める者はいなかった。当 NPO は明らかに法律違反であることから福岡地方検察庁小倉支部に告発した。そこには排出事業者も収集運搬業者も中間処理業者も違法の自覚がなかった。 使用済み紙おむつは屎尿(一般廃棄物)もしくは感染性廃棄物として処理しなければならない。自治体間の取り決めが(一般廃棄物の受け入れ処理)ない限り産業廃棄物として搬出・搬入・処理をすれば良いことになる。 従って、マニフェスト(産業廃棄物管理票)に廃棄物の種類に「廃プラ」と記入すれば、それで良かった。 しかし、廃棄物処理法では普通の産業廃棄物を 20 種類と指定している。しかも、何が廃プラスチックに該当するか具体的に記載がある。使用済み紙おむつは廃プラに該当していない。 排出事業者も収集運搬業者も中間処理業者も感染性廃棄物として処理しなければならない。処理料金は必然高くなる。 使用済み紙おむつの処理が一般的に「廃プラ」として通用するならば残念ながら廃棄物処理法は形骸化していると言わざるを得ない。「使用済み紙おむつ」の再生利用への道を閉ざしてはならない。 ②「環境省：感染性廃棄物処理マニュアル」は廃棄物処理法に基づいたマニュアルであり、これを順守することが適正処理を保証するものである。 使用済み紙おむつの判断基準は明確に表現されており「感染性廃棄物処理マニュアル」は厳格に準拠されなければならない。 取り締まりの強化があってこそ「使用済み紙おむつの再生利用」への道が開かれ、国際的意識が高揚されるものである。使用済み紙おむつの再生利用こそ事業者の生き残るための戦いである。 令和 5 年 8 月 17 日	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。

表 6.1-2 (6) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
8	設備のレイアウト決定のプロセスに近隣住民と話し合いを含めてほしい。また、住民との合意を取り付けてレイアウトを決定してほしい。 理由は、周辺住民の精神的負担を和らげるためである。 そもそも五町連合から元地権者への売却要請時に設備のレイアウトは住民と話し合ったうえで決める、ということだった。これを遵守してほしい。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
9	駐車場、資材置き場の用途を教えてほしい。 ①職員車両用、入荷車両の駐車場の場所 ②駐車する車両の台数 ③資材置き場に何を置くのか 設備レイアウト決定時の参考情報としたい。 土地を売却する前は被災時の被災ゴミを一時保管する場所として使い、常時はグラウンドとして地域住民に開放するという話があった。住民への還元という観点でこれについても検討してほしい。	駐車場は職員用と来客用のものを計画しております。廃棄物運搬車両は場内に駐車することなく、施設に搬入します。ただし、施設への搬入待ちのために構内道路上に待機することはあります。 資材置場は、施設の定期メンテナンス時に使用する機材の保管を予定しています。 また、資材置場を災害発生時に発生する災害廃棄物の仮置き場として活用するかどうかは、当社の一存で決めることができないため、今後、御船町や地元地区と前向きに協議の上、決めていきたいと考えております。
10	施設は用地の貯水池の方から順に騒音が、大きく、夜中も稼働する設備を配置して、民家から限りなく離してほしい。 理由は、近隣住民の安眠確保、焼却施設、防音壁などの巨大建造物からの圧迫感による精神的苦痛、及び日照の問題を回避するため。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
11	石坂グループが運営する車両は管理されていると思うが、一般車両による廃棄物の持ち込みは個々人に任されているので、落下物が多発するように思う。御船町のクリーンセンターには伐採した木々が持ち込まれていた。その際、途中の道に落下していることもあるようだ。また搬送中の見た目もよろしくない。その対策をお願いしたい。	速度制限等の交通規制の遵守、不必要なアイドリングの禁止、廃棄物の飛散・流出を防止するための荷台へのカバー使用の励行等を搬入業者に周知・徹底します。
12	「4.1.1 計画段階配慮事項の選定理由」に「廃棄物搬入車両台数は、産業廃棄物が約 100 台/日、一般廃棄物が約 230 台/日の合計 330 台/日であり、重大な環境影響は想定されていないことから計画段階配慮事項として選定しない」とある。往復でいうと 660 台/日である。 これは、これまで地域住民が不安に感じて要望してきた交通問題への意見を軽視する内容となっている。また、8 月 10 日益城町で行われた説明会で事業者側から「個人的に車の流量を測定したところ 2 時間で 660 台が通過した。」という発言があった。 本件の理由の一つと言いたいのだろうと思うが、どのような条件で測定されたかもわからず、環境影響がないという根拠にはなりえない。また、事業者側から「検討する他の案がないから計画段階の配慮事項から外した」旨の発言があった。 これらのやりとりと資料から、住民側の考えと違い、事業者側は交通問題を軽く考え、深く検討していないと推測できる。 なぜ重大な環境影響が考えられないのか、根拠を示すとともに、計画段階で交通問題に対する対策を検討してほしい。	安全（交通）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.17 安全（交通）」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (7) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
13	施設の車両の出入り口は、民家から離れた貯水池の方のみとしてほしい。 理由は安全と騒音、粉塵などの面から。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。 また、事業計画地への廃棄物運搬車両の出入りは、調整池側（南側）のみとなります。民家側（北側）は緊急時のみ使用する予定で常時使用することはありませんが、使用する場合は、直近民家への事前周知を行います。
14	施設内の駐車場に滞留する車の台数は上限を設けてほしい。 理由は、大量の車が滞留することによる騒音を回避してほしいから。 アイドリングストップはなるべく避けると言われているが、酷暑と低温の時期はドライバーの健康面を考えると無理と予測される。	駐車場は職員用と来客用のものを計画しております。廃棄物運搬車両は場内に駐車することなく、施設に搬入します。ただし、施設への搬入待ちのために構内道路上に待機することはあります。 また、特定の時間帯に廃棄物運搬車両が集中しないように、車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するとともに、敷地内での滞留時間の短縮に努めます。
15	大気、騒音・振動、悪臭、水質、地下水についての定期観測の公開は以下について、住民、および一般町民が広く閲覧できる方法にしてほしい。高齢者はインターネット公開だと不便なので、役場の掲示板などに定期的にわかりやすい資料を掲示してほしい。 測定対象に対して各々公開してほしい内容： ①施設を作る前の数値 ②施設計画段階での予測値、計画値 ③定期的な測定地と測定条件(天候、気温、湿度など) 理由としては設備が無いときと計画時、運営時を比較し環境がどれくらい変化したか把握したいから。	モニタリング結果は、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中でモニタリング結果を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
16	設備の騒音、振動、低周波、悪臭の計測場所、時間帯については近隣住民に詳細を説明し、意見を取り入れてほしい。 理由としては、住民が望む適切な場所での計測を実施して貰うため。	設備の騒音、振動、低周波、悪臭の計測場所、時間帯については、方法書に記載し、説明会において説明しました。
17	ルート①、ルート②、ルート③で各々運航ルールと詳細なルートを示してほしい。 ルート①は高速道路を利用、ルート②は北園地区から茶屋元を通過するルート、ルート③は滝尾方面からマミコゥロードを登るルートだが、各々事情が違う。 特にルート②は小学校の前を通るので、なるべく交通量を少なくするなどの配慮が必要だと考える。	主な搬出入経路は方法書 p.2-30(32)にお示ししたとおりです。 廃棄物の搬出入車両の走行に伴う大気質、騒音、振動、安全（交通）については、各ルートの現状を的確に反映して、予測・評価を行いました。
18	石坂グループが運営するだろう大型車と小型車の 100 台はルート③のみとしてほしい。 理由としては上野地区の生活圏への車両の通行量が減り、安全が確保でき、騒音、大気汚染が低減されると期待されるから。 ルート③を基本とすることに伴いルート③は混雑が考えられるのでルート途中に追い越しを行うための一時停車場などを設置してほしい。 ルート③で搬入した車両はルート③で帰っていけば上野地区の生活圏への影響は低減される。	廃棄物運搬車両について、ルート③のみを走行指定することは考えておりません。一般廃棄物の搬入車両もあるため、全体のバランスを考慮し、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止します。

表 6.1-2 (8)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
19	最終処分について以前に聞いたのは南関町にもって行くと聞いていました。今回の説明では搬出先が決まっていないとなっています。前の説明？は何だったのかと思います。最終処分場がハッキリしないで事を進めるのは問題です。	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。
20	焼却施設、リサイクル施設、メタン発酵施設、堆肥化施設は出来る限り民家から離れた所に作ってほしい　やはり、音 振動 臭いが気になるため	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
21	①方法書 P⑦の土地利用計画について 私は隣接する住民の 1 人で最も回収処分施設に近い○○○○です。 当初、上益城 5 町から土地の相談を受けた時、工場関係の建築は民家から最低 100m は離さなければ許可が下りないと話をされました。この 100m は最悪の状況の場合であり近隣住民のいろんな被害、影響を考えると最大限遠い方の敷地に工場を建ててほしいものだと考えています。 貴社の計画の中で出来る限りの検討をお願いします。 特に焼却施設は年中無休で夜も稼動しているとの話もあり今の静かな安らかな夜が子孫の代迄安眠できなくなると想像すると恐いです。 最大限の改善努力を切にお願いします。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
22	②方法書 p⑦の土地利用計画について 東方より設置する予定の出入口はマミコーロードと近隣住民が日常使っている町道・里道との交差する地点に当り日常交通障害が起きております。 その地点に近く、大型車両が多く出入りする事になれば更なる交通障害が起き最悪の場合事故が多発する可能性が高くなります。将来の事を考えると絶対さけるべきです。 出来れば近隣住宅から遠くはなれた南の方へ移動しのこり 1 本も南西の調整池の提ぼうも兼ねて広く頑丈な出入口を設けてほしいなーと、素人考えの中で切望します。 前頁と合わせて最大限の改善努力をお願いします。 よろしく。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。 また、事業計画地への廃棄物運搬車両の出入りは、調整池側（南側）のみとなります。民家側（北側）は緊急時のみ使用する予定で常時使用することはありませんが、使用する場合は、直近民家への事前周知を行います。

表 6.1-2 (9)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
23	私は今回の建設予定地に一番近い○○家の長男で、今後ここに住むことになります。 これまでの説明会は出席していませんが、父親からこれまでの経緯等少し聞いています。 今回の意見書は環境保全の見地からということですが、少し内容が違うこともあるかもしれませんが、意見・提案をお伝えしたいと思います。 現在の最新設備では、焼却に伴う悪臭等は割と心配はしていませんが、廃棄物を屋外で一時的に置く場合の悪臭等は気になるところです。 またゴミ収集車や大型の産業廃棄物を積載した車両等が行きかうことで、悪臭や車の移動に伴う騒音(車の音作業の音)等がどうなるのか心配です。 たとえ敷地内であっても、我が家は施設に一番近い場所で焼却炉本体の音もそうですが、場内を行きかう車の音、ごみの積み下ろしの騒音等かなり大きいのではと心配しています。 令和 5 年 8 月の七滝中央小学校で配布された資料、土地利用計画の地図を見ますとまだ仮の段階でしょうが、かなり我が家にかなり近い位置に焼却施設本体があり、前述のような騒音問題が懸念されます。 焼却炉本体施設は民家から 100 メートル以上離さないと建設できない・・・という話も聞きましたが、この計画地図ではかなり近く感じます。騒音だけでなく施設本体・煙突による日照問題や、防音壁があっても圧迫感を感じるような近さだと感じました。 少しでも平地で広く利用したいのはわかりますが、100 メートル以上離した位置から建物を作っていただけないでしょうか?本体建設地を斜面のほうに移動して少し民家よりも低い位置に段下がりに作っていただくことで、騒音も少しは違うのではないでしょうか? 斜面の方での建設が大変で費用が掛かるのはわかりますが... 車両の入り口も調整池の左側を通って、施設を周り、予定の下の出入口(調整池の右側)へ抜けるようなルートだと村の住民も場内の車両に関してはあまり気にならないのではと思います。 個人的な意見ばかりですが、どうかご検討をお願いします。 私の家族も今後一緒に住む予定ですので、少しでも住みやすい環境であることを望みます。 令和 5 年 9 月 近隣住民○○○	廃棄物は全て建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行いますので、屋外に保管する(一時的な保管も含む)ことはありません。 ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。 また、事業計画地への廃棄物運搬車両の出入りは、調整池側(南側)のみとなります。民家側(北側)は緊急時のみ使用する予定で常時使用することはありませんが、使用する場合は、直近民家への事前周知を行います。
24	※現地調査地点のハンイをもう少し広くすべき 対象事業実施区域の北西部にある八勢川支流(川内田川?)を A～F の 6 区分に分け、両生類、八虫類、魚類、水生昆虫類、水環境、植生、ホ乳類、鳥類等の生息調査をきちんとやりデーター及び分析を公開してほしい。	動物・植物の調査地域は、影響を受けるおそれのある地域を対象に設定しました。 動物、植物については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.9 動物、8.10 植物」に、調査の結果を記載しました。

表 6.1-2 (10) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
25	表 5.2-1 県内エリア内にある食品製造業者等における食品リサイクル法の適用状況と執行実績等について、事前調査をして把握して下さい。	熊本県内における食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量については、「第 3 章　対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.2 社会的状況 3.2.7 廃棄物の状況」に記載しました。
26	2-2 「法令等で定める判定基準を超える有害物質を含む廃棄物、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱わない」とあるが、「法令等で定める判定基準」が何を指すのか?基準以下であれば受け入れるのか?ここに挙げられた廃棄物は、一斉扱ってほしくない。0 を要望する。あくまでも一般ゴミのみであるべき。	法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは扱います。また、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱いません。
27	2-3 「市町村は、一般廃棄物の適正処理に努める必要があることから、各種モニタリング結果を含めた施設の稼働状況や経営状況などを監視するために、新会社に対して、上益城郡 5 町からの一部出資も可能とする」 出資などせずとも監視はできるようでないとおかしい。 出資と関係なく周辺自治体に判断材料になるデーターを随時提供することを約束してほしい。	一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が 3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 仮に出資がなかったとしても、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しますので、確認は可能となります。

表 6.1-2 (11) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
28	2-14 〈廃棄物の受け入れ、処理にあたっての維持管理〉「産業廃棄物を受け入れる段階で、車両の荷台に積まれた廃棄物を確認し、マニフェスト(産業廃棄物管理票)に記載された内容と相違がないかどうか、目視確認を行う。万が一、契約外のものや許可品目外のもの～引き取りを依頼する」とあるが、本当に目視確認できるのか?ていねいな調査、検査確認が必要であると思われるので、廃棄物受け入れは止めてほしい。止めるべき。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者(排出事業者)と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認(一次チェック)した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票(産業廃棄物管理票)に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認(二次チェック)を行います。 リサイクル施設(選別破砕施設)、堆肥化施設、エネルギー回収施設(メタン発酵施設)においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際(廃棄物を車両から土間に荷下した際)に展開検査(三次チェック)を実施します。 なお、エネルギー回収施設(焼却施設)においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
29	表 5.2-1(2) ⑩ 災害時の稼働停止や広域収集体制の時間的ロスなど、デメリットも発生している実態がみられることに対する負の評価と回避策の立案検討が環境省においても十分に実施されていない。これまでにも、「資源循環のモデルとなる」か否かについての実証的なデータを算出されてきたのか?	環境省では、広域化・集約化によるメリット・デメリットの検証結果を踏まえて、「広域化・集約化に係る手引き(令和 7 年 3 月改訂)」をまとめております。
30	表 5.2-1 (3) ⑨ 日本は狭い国なので、焼却による減容化ではなく(廃プラスチック類の焼却処理ではダイオキシン類をはじめとする有害物質の排出禁止は困難)、製造段階や排出源での廃棄物化の回避(アボイダンスやリフューズ)や総量削減政策の導入が必要であり、この点も先述した代替アセスの一環でなければならない。豊かな自然を壊していくことはしないでほしい。大規模施設こそが SDGs に反する。	本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。

表 6.1-2 (12) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
31	表 5.2-1(1) ①⑤ 大規模ゴミ処理施設が本当に必要なのか?それも1ヶ所に集めて、豊かな自然を壊してまでそこに暮している人たちが住めなくなる、そこら中の人たちにも水、土、空気と汚染され、大きな影響を及ぼす。それは、企業側としても、十分承知のはず。豊かな自然を壊すようなことはしないで下さい。上益城 5 町の一般廃棄物処理施設計画にもどしてほしい。	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設(焼却施設)の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。 また、廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。
32	表 5.2-1 (4) ⑲ ごみ処理施設においては、上益城 5 町の問題でありごみ減量に努めていきたい。そのことは、まだ努力されていないので、町としても意識的に取りくんでいき、私たち町民もゴミの減量に努め続けていきたい。大規模施設ができることは、SDGs とは逆行でありそういう施設を必要としない。ゴミを資源化できるように、仕分けしリサイクル、循環させたりして、ゴミをゴミにしないようにしていけばかなりの減量になる。	ごみ減量への取り組み心から感謝いたします。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。
33	**(同意見 他 2 件)** 表 5.2-1 (5) ㉖ エネルギー回収率、熱回収率を含めた総合的なエネルギー効率を具体的に試算すべき。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し(熱エネルギーを回収し)、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率(%)は、発電効率(発電出力÷投入エネルギー)と熱利用率(有効熱量÷投入エネルギー)の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用(今後の検討)を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率(kWh/ごみ ton)は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量(バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量)を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。

表 6.1-2 (13) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
34	2-3「スケールメリットが発生」することについても触れられているが、それをいうのであれば、具体的なデータを提示して比較検討できるようにすべき。私たちに分かるように具体的にスケールメリット発生することを説明してほしい。	廃棄物処理施設の整備等にかかる低コスト研究会が発表している資料では、2000 年以降に公共が整備したごみ焼却施設の建設トン単価は、以下のように示されています。施設規模を大きくすることでよりスケールメリットが発生すると考えております。 ・施設規模 100 t /日未満：約 40～150 百万円/ t ・施設規模 100～300 t /日未満：約 30～110 百万円/ t ・施設規模 300 t /日以上：約 20～100 百万円/ t ※記載した建設トン単価は、最低値～最高値を表す。
35	2-28 施設の稼働開始後は敷地内には大気経由で化学物が降下していることを前提とすべき。 熊本県のホームページの説明では敷地内の雨水浸透の促進を涵養の取り組みのひとつとして取り上げているが、今回の事業の場合には地下水の汚染の危険性があるので当てはまらない。地下水の涵養の取り組みについて具体的な方法を明らかにしてほしい。	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t /日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t /日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。
36	2-28 煙突から出た排気からの比較的大きな粉子の降下や雨滴による化学物質の降下で、敷地内には化学物質が堆積すると考えるのが自然。そこに雨が降った場合、また洗車や粉じんを迎えるための散水などがあれば、当然汚染水が発生する。単なる雨水として、公共用水域に放流してはならない。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (14) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
37	2-28 敷地内に降った雨水について、調整池による流量調整を行う旨記載しているか?流量だけが問題なのではない。施設の稼働開始後は敷地内には大気経由で化学物質が降下していることを前提とすべき。この敷地内に降った雨は、単なる雨水として公共用水域に放流してはならない。排水について水質の調査を常時行い、化学物質が漏れださない対策を求める。	敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設(選別破砕施設)では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設(焼却施設)にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
38	2-28 周辺の河川や地下水の水質は、施設ができる前と同様の水質が保たれなければ住民の安心は得られない。水質保持の為、施設ができる前の状態確認のため、現状の水質調査もするように求める。	方法書に示したとおり、河川及び地下水の水質調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査結果を記載しました。
39	2.2.11　環境保全対策 2-36 「法規制に基づく排ガスの定期的な測定」とあるが 2 ヶ月に 1 回、あるいは 1 年に 1 回では少なすぎるし、測定結果を翌月末までに公表するのでは、異変があった場合、それが明らかになるまでに時間がかかりすぎる。 常時監視装置「AMESA」で排ガスを連続採取しダイオキシン類の濃度を測定し、データを常備公開することを求める。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法 (JIS K 0311) に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (15) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
40	図 2.2-14 「給排水計画」とあるが、かなりの配管が必要になるのではないか。それを、すべてを「クローズド」な状態におさめるのは不可能ではないか?その説明を具体的にすべき。	廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。
41	図 2.2-14 「給排水計画」かなりの配管が必要になっていく上でどの汚染水がどの配管でとか、わけてはっきりわかるようにしておかないと、どこからの汚染水が原因でこの病気が発症しているのではないかと、追求検査ができない。最悪の場合を想定し、地域住民の健康被害になるものは、扱わない。取り止める。流さない。健康被害を起こさないように努めるべき安心安全な施設建設であるべき。健康被害を起こすような産業廃棄物処理施設は、いらない。根本的にそのあり様を考え直すべき。	配管の中身が何であるのかがわかるように、全ての配管に明記（プラント用水、汚水、蒸気等）する計画です。
42	2-37 騒音、振動について、供与時、工事中ともに「敷地境界における騒音・振動のモニタリングを定期的に実施・公表する。モニタリング頻度については、今後、上益城郡 5 町と協議を行なった上で決定する」とあるが、常時モニタリングを行ってほしい。 悪臭について、同様の記事があるが、常時モニタリングを行ってほしい。	騒音・振動、悪臭の常時モニタリングの実施は計画しておりませんが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
43	表 5.2-1 感染性産業廃棄物の受け入れに当たっては、受け入れる医療機関名を明らかにすることと、その医療機関からどのような形で搬出されるのか、また、その医療系廃棄物を受け入れる際のチェック(漏れ状況等)をどのように行なうのか明らかにすること。	廃棄物処理委託契約は民民契約であり、個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）の分別については、廃棄物を排出される事業者（排出事業者：病院や医療機関など）側で行っていただきます。これは排出事業者としての責務です。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、病院や医療機関などで、あらかじめ専用ボックスに入れ、蓋をした状態で（蓋を開けずに）運搬・処分を行います。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設けます。保管期間はできるだけ短期間とし、保管場所に感染性産業廃棄物が搬入されている期間は冷蔵等を行い、感染性産業廃棄物が腐敗しないように厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。 また、専用の投入口に繋がる搬送コンベヤへの投入は人の手で行うことから、目視により専用ボックスの破損や漏れがないかの確認を行います。

表 6.1-2 (16) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
44	P3-17 洪水の時に濁らなかったために役に立ったとの証言も掲載されている。熊本地震の際にも水道が使えなくなった事業実施想定区域の近辺の住民は近所の湧水を使用していたとのこと。災害時にとくに重要なものであるので、日常使われていないからといって、「影響が出ても問題ない」などと評価しないことを求める。	地下水については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。
45	表 5.2-1 (6) 熊本県内外における産業廃棄物の移動状況について、熊本県等による調査の結果が公表されているのであれば、その報告書の所在について教えて下さい。	熊本県内外における産業廃棄物の移動状況については、「第 3 章　対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.2 社会的状況 3.2.7 廃棄物の状況」に記載しました。
46	表 5.2-1 産業廃棄物及び一般廃棄物の搬出入量及び廃棄物の種類ごとの処理フロー図(各処理段階における処理量を記入した図)を明らかにして下さい。	産業廃棄物及び一般廃棄物の種類、搬入量及び処理フロー図については、「第 2 章　対象事業の目的及び内容 2.2.5 主要な施設及び設備の概要」に記載しました。
47	表 5.2-1 集荷エリアの現在時点における確定エリアと今後の検討エリアに関する情報を公表して下さい。熊本県内で堆肥の受入先の可能性がある事業所等が分かりましたら、明らかにして下さい。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。 現時点で堆肥の利用先は未定ですが、当社の出資企業が行っている食品リサイクルループと同様の取り組みができれば、有機肥料としての活用ができると考えております。
48	表 5.2-1 (7) 受入産業廃棄物の中には廃油や廃酸、廃アルカリなど液状産業廃棄物が存在すると思うが、これらの性状調査(混入成分分析など)はどのように行うのか。又、目視による確認検査は、搬入時のトラックの荷台の産業廃棄物等を地面に展開させての検査をして下さい。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。

表 6.1-2 (17) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
49	P3-17 「表 3.1-13 代表的な湧水」 環境省のホームページの「代表的な湧水」が出典とのことだがそのような資料に、生活に密着した小さな湧水がすべて載っていないのは当然であり、既存の資料を使うにしてももっと綿密な調査をすべき。 「水は伝える熊本の湧泉」(熊本の湧泉研究会編)御船町滝尾小字川内田の「井川さん」、御船町上野小字日向「日向の湧水」、御船町七滝、天君の「七滝簡易水道水源および天君上水道水源」御船町御船の「角場の水」御船町瓜山の「尾方フデ家の湧水」御船町滝尾小字頼野の「井川さん」御船町滝尾小字下梅木の「井川さん」がある。この書籍以外にも資料はあると思われる。 住民の生活に密着しているものなので、書籍以外で現地調査も行い、きちんと現状を把握し、水質や水量に影響が出ないようにしてほしい。	方法書においては、地域の概況として、既存資料調査をもとに把握できた内容をお示ししています。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。
50	2-39 交通について、一般道では「地元車両を優先」とあるが、片側一車線しかない道路で、どのように「優先」するのか。無理がある。また、「搬入車両を分散させる」というが、往復 660 台もの車が搬入を行うので、分散させたところが多すぎることには変わりがない。 山都町千滝近くに新体育館が建設されるに至り、往復何台のトラックが土を搬入させたか詳しい数字がわからないが 1 分間に数 10 台の車が行き来し、その騒音、ほこりに住民は、苦しんだ。地元車両を優先する形をとりつつも、当然、難しく、何十台きれ間なく続く車に、当然、日常に支障をきたし、周辺住民は疲労困憊の日々を過した。 今回の産業廃棄物処理施設については、常時、そのような交通状態が続き、限りない。もう、そこには住めない豊かな自然を壊すことを止めてほしい。 一般ゴミと産業廃棄物では、中身が違いすぎる。だからといって、よそにそんな大きな産業廃棄物施設をつくることも止めてほしい。つくるべきではない。SDGs をいうのであればなるべく、小規模で、有害物質を出さない方法での施設でなければならない。	事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。
51	1 燃焼却施設の用地取得の地元同意とは違う内容は認められない	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (18) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
52	2 一廃施設に同意したが大規模産廃処理には同意していない	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
53	3 計画では一廃は 7.5%で倒てい認められない	いただいたご意見では認められない理由がわかりませんが、これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
54	4 九州一円から集まることも容認できない	いただいたご意見では容認できない理由がわかりませんが、これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
55	5 一廃の処理費用が業者のいいなりになる	一般廃棄物の委託費（処理単価）は、各自治体と当社の間で締結する処理委託契約に規定するため基本的に変動はありません。ただし、著しい物価変動により、委託費（処理単価）の見直しが必要になるケースも考えられることから、スライド条項を設けることになります。
56	6 場内排水で無放流で提案はムリ	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 なお、敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流する計画です。

表 6.1-2 (19) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
57	7 有害物の混入は避けられない	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
58	8 交通混ザツ、交通事故が増える	安全（交通）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.17 安全（交通）」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
59	五町で計画のゴミ処理施設(2018)は一般廃棄物の設備用地面積に産業廃棄物の設備を加えて計画するのには用地に無理がある。	「第 2 章　対象事業の目的及び内容 2.2.7 設備機器の配置」に示すとおり、施設の配置は可能と考えております。
60	用紙が不足しているため、別紙 2 枚に記載します。 1. アセスメント評価について､これから各評価事項についてアセス結果が公表になると思いますが、専門的な数値結果を聞いてもそれが妥当かどうかの判断は地元民として判断は出来ません。 県知事からの意見を出されていますが、県知事が自分で書かれたものではないと思います。 県のどこの部署発信なのか公表して下さい。 一連の工程を踏まえられているのは承知していますが、アセスについて審査するのが誰なのかが全く見えません。そもそも、結果は 5 町に報告とあるようですが 5 町とは何者でしょうか？ 先日の説明会場で、アセス結果は有識者による審議会を経て計画は実施されるという回答でありましたが、その有識者会議は誰が、どの立ち位置で招集され審査されるのか? 5 町か県か国か？公的な審査されない結果を、事業者から数値だけで投げられても誰も判断できません。 審査する窓口は何処なのかを公表して頂きたい。 （県であれば何課？5 町であれば窓口はどこか？御船町が審査されるのか？） 審査側の責任所在が曖昧です。	知事は、関係町長の環境保全の見地からの意見、熊本県環境影響評価審査会の意見を勘案するとともに、アセス図書についての意見書に配意して、知事の意見を述べるものとされています。 5 町は上益城郡 5 町（御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）を指しますが、環境アセスメント手続きにおける関係地域は御船町及び益城町の 2 町となります。 熊本県における環境影響評価手続きのお問い合わせ先は、熊本県のホームページに記載されているとおり、環境保全課となります。

表 6.1-2 (20) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
61	2. 評価書の中で排煙塔の高さについて 35m とするような記載がありました。 大気影響の評価記載に於いて 35m の場合と 49m の高さの比較項目があります。35m と 49m の比較の場合 77%影響は軽減されるという風に解釈しました。 一方、景観についての影響は 35m であっても 49m であっても影響は無いと記載されていると思います。 なぜ、35m と決定されているのでしょうか？ 決定の経緯を示してください。必要はありませんか？	排気筒の高さについては、配慮書において 35m、49mのいずれの案でも、必要な環境配慮を行うことにより、重大な環境影響を生じることはないことから、方法書時に 35mを採用しました。 準備書において、方法書についての一般の意見を勘案して、さらに大気質への影響の低減を図るため、49mに変更しました。なお、配慮書において大気質の最大着地濃度出現距離は、排気筒高さが 35mの場合が 700m、49m の場合が約 800mであり、現地調査地点は 49m の場合においても、対象事業実施区域周辺地域の環境を適切に把握できる地点に設定しているものと考えます。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果を記載しました。
62	3. 今回の説明会時に初めて実施設計に近い計画図(敷地図・配置図等)が示されました。 配布資料に於いて 7 ページに土地利用計画図が示されていますが、現状(案)という前提である事は承知していますが、24 時間稼働するであろう回収施設と、このざっくりした図面でも解るとおり近隣民家との距離が近すぎるのは明確です。 緑地とのバランスを考慮された上での計画図であれば配慮が足りないと思います。 騒音の評価をする場合であっても、距離減衰は規制基準を下回れば良いという判断でしょうか？ 大気中の影響も予測数値が下回れば良いとの判断でしょうか？ そもそもアセスメントは m・cm 単位で評価されるものだと思いますが、このような配置図で評価をされても理解は得られないと思いますが、配慮されるのでしょうか？	施設配置計画を見直し、直近民家から各施設を約 140m以上、離しました。 騒音や大気質の評価に当たって、環境基準や規制基準等、国または地方公共団体による基準との整合性を検討するとともに、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかについても評価しました。
63	3. 増加交通量について評価ポイントを古閑の迫交差点と出入口付近の断面交通量とするとされております。 現況の交通量から増加交通量を加算して評価されるものと思いますが、同交差点は信号機の無い交差点です。需要率の数値判断は出来ないと推測しますが、どのような予測方法を予定されているのでしょうか？ 熊本県に於ける信号機の新規設置につては相当な時間を要するものと承知しています。 600 台/1 日程度の交通量の増加では信号機の新設は難しいのではないかと推測しますが、現況、地元住民がほとんど気にする事がない交差点に新規交通量が発生します。 一旦停止の停止線や、停止標識。車線そのものの路側線さえはっきりしない交差点です。 信号機設置の計画や安全対策について明らかにして頂きたいと思います。 交通規制や安全対策の変更や追加、ましてや信号新設の場合、膨大な時間を要すると思われますが、近隣自治会とのコミュニケーションが必要かと思います。 「必要な安全対策を実施します」では足りないかと思いますが、具体的な安全対策の予定等があれば教えてください。	無信号交差点の交通容量を算出し、交通容量比を基に評価しました。また、対象事業実施区域の出入口付近については、それに加え、益城町方面からの右折滞留長を求め、右折レーンを設置することとしました。 安全（交通）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.17 安全（交通）」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (21) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
64	4. 騒音評価について評価項目に低周波音という記載がありますが、低周波が発生するような施設は造られないと思いますが、低周波は発生が認められた場合、対策方法はないものと認識しています。 他県の既存営業施設で指摘された事があるのでしょうか？ご質問します。	当社の出資企業が運営する施設周辺の地域とのコミュニケーションを図る中で、低周波音による苦情が発生しているというお話は聞いておりません。 施設の稼働に伴う低周波音については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.4 低周波音」に、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
65	**（同意見 他 5 件）** 2. 6.2.1 大気質 大気の逆転現象に対する調査が不十分です。逆転現象が生じたときの実際の大気の流れを年単位で観測してください。逆転現象に対する調査をお願いします。準備書ではその途中経過のデータを示してください	気象の調査期間については、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準拠しており、適正であると考えます。なお、既存の気象観測所の過去 10 年間のデータを用いて異常年検定を行っています。上層気象の状況については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に調査結果を記載しました。
66	3. 6.2.1 大気質 焼却施設の排ガスには PFAS が含まれていることが予想されます。熊本県各地で地下水から PFAS が検出されています。まずは事前に、大気、土壌、河川および周辺地下水および上水取水池の PFAS 測定をお願いいたします。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃掃法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れない方針としておりますので、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れない方針です。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、事業者としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。

表 6.1-2 (22) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
67	7. 県知事意見への回答 エネルギー回収施設ということを前面に打ち出していますが、エネルギー回収率はどれくらいですか?電力と温水それぞれに示してください。全国のモデルとなるようなエネルギー回収施設を目指すのであれば、発電効率が 25%以上、熱回収と併せて 50%以上を期待しています。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。
68	10. 2.2.5 主な施設および設備の概要 堆肥化施設およびメタン発酵施設ではメタンやアンモニアなどの可燃ガスの発生による爆発等が発生することが知られています。貴社はそれに対しどのような対策を行うか具体的に示してください。	漏洩ガス検知器の設置や逆火防止装置を設置するとともに、施設内および施設周辺での火気使用を厳禁とすることで、爆発火災防止対策を実施します。
69	11. 2.2.5 主な施設および設備の概要 炉内で発生する一酸化炭素などの有害物質をモニタリングすると思いますが、そのモニタリング資料を求めに応じて公開して欲しい。	地元地区から環境保全協定を締結されたいとのご要望があれば、前向きに協議をさせていただき、その中で地元地区との取り決め事項等を定めさせていただきたいと考えております。
70	12. 6.2.6 水質 欧米では、敷地の中に環境汚染に敏感な植物を植え、環境汚染を即時に検出できるようにしている例があります。今回の施設でも日本での手本となるように、そういうモニタリング用植物を植栽してください。また同様に敷地内調整池にも魚を飼って汚染のモニタリングを行ってください。	事業計画地に適した植物があるのかどうか、専門家等のご意見をいただきながら、検討させていただきます。 また、調整池内での魚類の飼育は行いませんが、調整池付近へのビオトープの設置を検討いたします。
71	13. 配慮書での質問への回答 33 植栽の害虫駆除に農薬を使うようで sy が、止めてください。どうしても使う場合は、何をどれくらい使うかを届け出してください。在留性が高く生物多様異性に著しい悪影響があるネオニコチノイド系の薬剤は避けてください。そして、散布時の住民への事前周知を行ってください。	植栽木に害虫被害等が発生した場合には、事前に専門業者のご意見をいただきながら、周辺環境や人体に影響がでない農薬を選定するとともに、散布時には地元地区への事前周知を行います。
72	14. 配慮書での質問への回答 排ガスについて、日本の法基準より厳しい自主規制を準備書で示すとのべています。(配慮書での質問への回答 50) 一方、ほかの回答では法規制に基づく定期的な測定を行うと述べています。(配慮書での質問への回答 52,114,115,116) 日本の規範となるような自主基準を示してください。	排ガスは、法規制値よりも厳しい以下の自主基準値を設定します。 ・ばいじん：0.02g/m^3_N （法規制値：0.04g/m^3_N） ・窒素酸化物：100ppm （法規制値：250ppm） ・硫黄酸化物：50ppm （法規制値：K 値=17.5、約 1,635ppm） ・塩化水素：50ppm（法規制値：700mg/m^3_N、約 430ppm） ・ダイオキシン類：0.05ng-TEQ/m^3_N（法規制値：0.1ng-TEQ/m^3_N） ※濃度は、乾きベース、酸素濃度 12%換算値 ※法規制値は、超過時には速やかに施設を停止し、早期復旧を図るための停止基準 ※自主基準値は、超過時には排ガス物質に応じた安定操作や臨時の現場確認・点検を実施するための運転管理基準

表 6.1-2 (23) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
73	19. 配慮書での質問への回答 112 118 排出物の運搬を委託する業者の不法投棄は大きな懸念です。契約を締結する際はそれを防ぐための条項を盛り込んでください。同様にプラスチック類は外部業者に委託する際に、不法投棄や可燃物化が行われないよう契約書にその旨を盛り込んでください。	廃棄物を排出される事業者と運搬・処理を受託する事業者の間で廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。それにより、廃棄物を排出される事業者が運搬・処理の進捗を把握することで、廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止しています。 プラスチック類を含む資源化可能物は、適正に資源化が行われるように再資源化先と廃棄物処理委託契約を締結いたします。
74	**（同意見 他１件）** 23. 表 8-1 地下水採取は揚水ポンプを使用するのですか?揚水井戸半径は 15cm となっていますが、もし揚水ポンプを使うのであれば、一日当たり数千トン以上採取することができます。採取量 250 ㎥/日としていますが、どのように担保するのでしょうか? また、地下水涵養指針に基づいた具体的な地下水涵養方法を示してください。	流量メーターを取り付けることで、採取量を把握します。 地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t /日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t /日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。
75	NO.179 で山都町は全国一の有機農業者の町で、これからも安心して農業を続けて行けるように、広範囲の土壌調査をしてほしい。排ガスは対象事業実施区域から 750m が最大着地濃度出現距離でこの 2 倍の 1.5km の範囲しか環境に影響しないような説明をされています。土壌調査もこの 1.5km しか調査されないのでしょうか?私は 1.5km では不安があり、影響は数 km に渡って有ると思うので逆転層の調査も含めて距離の見直しを求めます。	大気質、土壌の調査地点は、配慮書における大気質の予測結果及び事業計画をもとに、環境影響を適切に把握できる地点に設定しています。 大気質、土壌については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質、8.8 土壌汚染」に調査、予測・評価の結果を記載しました。
76	鳥獣保護区が、この施設の実施予定区域北西 1.5km 位にあることが P189 に書いてありました。 環境アセスメントの第 1 弾・配慮書では、対象事業にかかわる"環境影響を受ける範囲が 3km"とありました。今回、方法書で 1.5km に変更になっていました。それは、煙突の高さを 35m に決められたからなのですか? 鳥獣保護区はとても大事な場所ですから、調査地点・項目を広げ環境に影響しないよう、測定を行っていただきたいです。 （"自然のバランス"私たち人間のエゴで破壊してしまいます。今、立ち止まって考える・勉強する時間が出来ました。有難いことです。世界をリードする大きな一歩を踏み出して行きましょう!!）	大気質については、配慮書における大気質の予測結果（排気筒から約 700m）をもとに、概ね 2 倍の距離を見込み、半径 1.5km を調査地域としています。 鳥類（一般鳥類）については影響を受けるおそれのある地域として、対象事業実施区域及びその周囲 200m の区域、希少猛禽類については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」において、クマタカの営巣期高利用域の半径 1.5km 程度とされており、これらを包含する範囲を調査地域としました。 なお、「第３章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」では、調査対象地域は対象事業実施区域から半径 4km の範囲を十分に含む範囲を対象とし、調査項目に応じて周辺町（上益城郡御船町、益城町、嘉島町、甲佐町及び山都町）を対象としました。

表 6.1-2 (24) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
77	この施設計画は、予定通りに進めば、2029 年の中程以降に稼動すると思われます。その頃、時代の流れから廃棄物は必ず減って行くことと思います。 リサイクルで最も大切な「発生抑制(リデュース)」を目指すことが"地域循環共生圏"の形成を築いて行く為に一番大事なことだと私は考えています。 2050 年カーボンニュートラルを達成するには、住民一人一人が”ゴミ問題”を「自分ごと」として捉え、また「消費行動」が大きな鍵になると思います。 この焼却施設は一般廃物と産業廃棄物の混合処理なので、医療系可燃廃棄物が増えたり、熊本県外の廃棄物が増えてしまうのではないかと恐れています。もしこういうことになれば、住民の努力がむくわれず"ゴミを削減しよう"という気持ちになりにくいのではないか、一番大切な「リデュース」に逆行する施設になってしまうのではないかと思います。燃却炉を適正規模になるよう計画を見直してほしい。せめて、産業廃棄物の 320 トン/日を増やすことなく、守ってほしいです。	本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設(焼却施設) の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。
78	No.116 で AMESA の導入は検討していませんと答えていたけれども、ぜひお考えを改めてもらいたい。 まずいつでも住民が排ガスの状態がわかれば、安心につながると思います。バグフィルター破損などの事故に対する対応も早期発見に繋がるので、環境に対する影響を低減出来ると考えられます。 安定性が疑われる一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理に対しても安定性が増すと思います。 全国のモデル事業を目指すならば、ぜひ導入して下さい。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法 (JIS K 0311) に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
79	No.92 で焼却灰の発生量は約 80 トン/日を想定しているということだけど 5 町の一般ゴミの総量と同じものすごい量に驚きました。 どこかの最終処分場で埋め立て処理をすることになるので、最終処分業者と場所の候補リストを公開して下さい。 有害物質の測定頻度は 5 町と協議を行ない決定すると答えていますが、会社側では、現在どのように考えているのか教えて下さい。建屋内での保管・車両への積込作業は適切に行なうと説明されているけれど、準備書では、有害物質が判定基準を超えた場合どうするのか、飛散防止策や保管量積込方法など具体的に説明して下さい。	熊本県内の最終処分業者 (熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております) に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。 焼却灰の測定頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 焼却灰に含まれる有害物質が判定基準を超えて検出されないように、適正に焼却処理しますが、万が一、判定基準を超えた場合は、施設を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから運転を再開させます。なお、焼却灰は、適正に処理できる処理業者に委託します。

表 6.1-2 (25) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
80	No.41 でマニフェスト違反が起これば、排出事業者に引き取りを依頼すると書かれているけれど、これだけたくさんの廃棄物を目視確認で、マニフェスト違反を発見するという説明は現実的だと思えません。 トラック 1 台だけでもものすごい量だし目視ではわからないものが多い(放射性物質や有害物質など)実質排出業者まかせのようで心配です。 違反がおこりにくくする為にも、違反した事業者を公表して、契約解除もあるとしてほしい。 トラックの荷台を地面に展開させての検査は予定していますか。 もし予定されているならば、建屋内作業になると思うので、検査する従業員や廃棄物を運搬される方々の健康被害が心配です。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
81	配慮書に対して出された事業者からの見解で、上益城郡 5 町から一部出資を可能としています。とか、5 町で最終的に判断されるものとか 5 町と協議の上決定しますという文が 17 ヵ所もありました。(NO.3,5,11,12,13,25,29,71,73,90,110,116,121,155,162,166,176) 5 町がどのような形で一部出資するのか現在不明です。 5 町の町長が環境アセスメント評価書の公表が終り、許可手続きが始まるか、終了してから協議判断するのでは、住民からの希望が環境アセスメントに取り入れられないので、事業者の見解の答えとしては、あまりにも不誠実だと思います。 5 町と協議する前に、現時点での企業側のお考え方を示して下さい。	一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が 3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 仮に出資がなかったとしても、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しますので、確認は可能となります。 また、環境アセスメントの一連の手続きにおいて、住民や自治体の意見を聴いた上で、十分な環境保全対策を検討しておりますので、モニタリング頻度等は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (26) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
82	適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう努めます。 事業者の見解の中に他にもこの文章以外のことも書かれてはいたのですが、 52 ヵ所にもわたって同じ文章が使われていました。(No.6,8,10,17,51,53,70,71,74,76,78,81,113,117,122,123,134,135,136,137,138,139,140,141,142,146,149,150,151,152,154,155,160,161,162,167,168,170,171,172,173,175,176,179,180,182,183,184,185,187,188,191) 本気で環境への影響を最大げん回避しようとゆう気持ちが感じられません。準備書ではぜひ詳細な調査と予測を行ない適切な措置を具体的に示して下さい。	各環境影響評価項目については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
83	No.143 で約束している排ガスのきびしい自主基準値、総排出量の拡散影響予測評価は、準備書で示してもらえると思うのですが、排ガスだけでなく、交通量の増大も心配なので、大気環境の変化も測定してほしいです。P45～53 で益城町保健福祉センター、甲佐町岩下測定局・秋津測定局で(二酸化硫黄・窒素酸化物・光化学オキシダント・浮遊粒状物質・一酸化炭素・非メタン炭化水素)を測定しているデータがあることから、ぜひ施設が稼動する前と稼動後毎年環境基準を達成しているか、施設内で測定してほしい。 又、西原小学校でのダイオキシン類の測定結果もあることから環境基準の 0.6pg-TEQ/m を達成できているか、測定して毎年公開してほしい。	自治体が実施している大気質測定結果は、自治体のホームページで公開されています。
84	No.118 に出てきた外部の再資源化事業者を具体的に示してほしい。事業者の出資企業では、プラスチックをリサイクルする施設を保有していると書かれているけれど、どんな施設でどこにあって、今回そこに持って行ってリサイクルする予定なのか、示してほしい。	現時点で廃棄物処理法上の許可を取得しておりませんので、再資源化先は未定ですが、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。 当社の出資企業では、プラスチックのリサイクル施設（再生ペレットや固形燃料の製造）を熊本県内や大阪府内、三重県内に所有しておりますので、当社の出資企業での再資源化も可能です。
85	施設の建設に公的資金(税金)は利用するのですか。 焼却施設の蒸気タービン発電で 9500kw メタン発酵施設のガスエンジン発電で 360kw 合計 9860kw の 24 時間稼働予定ですが、どれくらいの売電益を予定していますか。 まだ上益城郡 5 町・受入れ企業とも契約前で処理費用は決まってないと思いますが、現在のだいたいの処理費用を、感染性産業廃棄物など処理項目別に公開することは、アセスメントでは出来ませんか。もし公開出来ないのならば、その理由を教えて下さい。	施設の建設に当たり、民間事業者が活用可能な国の補助金制度があれば、その活用について検討を行いますが、建設費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町に建設費をご負担いただくことはありません。 エネルギー回収施設（メタン発酵施設／焼却施設）で発電した電力の売電に関しては、FIP 制度を活用するのかどうか未確定な部分はありますが、仮に全量を価格 5 円/kWh で売電した場合の収益は、おおよそ 2 億円/年を想定しております。 現時点で施設の建設費が決まっていないことから、処理単価を算出、公表することはできません。

表 6.1-2 (27) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
86	P2-2「最終処分場」と「し尿処理施設」は建設しないとありますが、なぜ建設しないのか理由がありません。理由を示してください。 P2-3 市町村は、一般廃棄物の適正処理に努める必要があることから、各種モニタリング結果を含めた施設の稼動状況や経営状況などを監視するために、新会社に対して、上益城 5 町からの一部出資も可能とする。とありますが、監視ができることに対して説明が不十分と考えます。 出資が監視につながることをもっと具体的に示さなければ納得できないものです。出資の規模やその内容など、どうして出資することで監視ができるのが誰にでもわかるように説明してください。今回のような説明では全く不十分です。	最終処分場は、熊本県内に既に稼働中の施設が存在すること、また、し尿処理施設は、御船地区衛生施設組合所有の施設が延命可能であることから、事業地内に施設を建設しないこととしました。 一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が 3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 仮に出資がなかったとしても、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しますので、確認は可能となります。
87	住民の方の家が近いと聞いている。医療廃棄物が正しく分別されているのかをどうチェックを行われるのか心配です。	施設の配置は、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）の分別については、廃棄物を排出される事業者（排出事業者：病院や医療機関など）側で行っていただきます。これは排出事業者としての責務です。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、病院や医療機関などで、あらかじめ専用ボックスに入れ、蓋をした状態で（蓋を開けずに）運搬・処分を行います。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設けます。保管期間はできるだけ短期間とし、保管場所に感染性産業廃棄物が搬入されている期間は冷蔵等を行い、感染性産業廃棄物が腐敗しないように厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。 また、専用の投入口に繋がる搬送コンベヤへの投入は人の手で行うことから、目視により専用ボックスの破損や漏れがないかの確認を行います。

表 6.1-2 (28) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
88	当初,上益城 5 町の一般廃棄物処理施設のみを建設する計画が、産廃処理施設と合わせその焼却処理能力 80 トン/日から 400 トン/日へと事業規模拡大へと変更された。 この経緯理由について貴社の「配慮書」への市民の質疑に対する返答では、なぜ一般廃棄物と産業廃棄物の両方を受け入れ処理し集約広域化すること(事業の拡大)が安定的で効率的運営になるのかの説明がされているとは思えない。むしろ世の中には「集約化広域化」による失敗例が多く見られる。 必要以上に過度な規模の処理施設を建設することは、諸々の公害・事故の発生リスクが高まるという住民の不安も当然の事です。また、合わせて 330 台/日もの搬入車は周辺地域に過大なリスク・被害を負わせるものと想像します。 元の一般廃棄物処理施設のみを建設する計画に戻していただきたくお願いするものです。	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。
89	前回の配慮書に対して、以下のような意見を提出しましたが、下線部については回答がありません。 住民を対象とした説明会では、すべての意見に対して回答する、という約束でした。今回は必ず約束を守って回答をしてください。 2.1.1.事業の目的 県外への搬出量については、約 427 千ｔ÷365 日=約 1,170t/日と見積もるのではなく、県内搬入量 88 千ｔを引いた約 339 千ｔ÷365 日=約 929t/日として計算すべきである。また、その場合、焼却施設の産業廃棄物約 320t/日、リサイクル施設の処理能力 900t/日(8h)、メタン発酵施設 30t/日、堆肥化施設 60t/日の合計 1310t/日の処理能力を有する施設を、県内に配置しなければならない理由がさらに不明瞭となる。 →No.37 で事業者の見解が示されていましたが、不服です。ここでは県外への搬出量(427 千 t)と県内への搬入量(88 千 t)を比較しています。なぜ他の事業者が 88 千ｔの県内搬入分を処理しているから、427 千ｔで計算しなくてはならないのでしょうか。この事業は「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏」を形成することを目的としています。それならば、県外搬出分と県内搬入分が差し引きゼロになればよいのではないでしょうか。熊本県内外における産業廃棄物の移動状況に関する調査結果は公表されていますか。それを基にして再考したいです。 また、リサイクル施設の計画量は産業廃棄物約 185t/日とのことだが、処理能力がきわめて高い施設が計画されているため、現在の計画量がきちんと守られるのか、どういう場合に計画量を超えて処理するつもりなのか、その場合に 8 時間以上稼働することがないのか(24 時間稼働させた場合には最大で 2700t となる)、などについて明記すべきである。 →同じく No.37 の意見ですが、後半が取り上げられていません。「がれき類」8 時間短品処理した際の破砕能力ということは承知しています。平均取扱量の計画しか示されていないので、その計画が守られるのかどうかがとても不安です。大栄環境グループによる「三重中央開発」の施設でも、「当初からどんどん規模が拡大しており、当初計画した 5 自治体以外からの搬入がなし崩しに増えている」と聞いています。最大取扱量、最大稼働時間及びその時間帯を提示してもらいたいです。破砕作業が、午前 8 時～午後 5 時まで(休憩込み)ということは承知しています。	文章を以下に修正します。 「これは、約 1,170ｔ/日（=約 427 千ｔ÷365 日）の産業廃棄物が県外に搬出され、約 240ｔ/日（=約 88 千ｔ÷365）の産業廃棄物が県内に搬入されたことになる。」 また、熊本県における産業廃棄物の処理状況は、「熊本県廃棄物処理計画（第 5 期）」で公表されております。 リサイクル施設では、比重の大きい「がれき類」を 8 時間単品処理した際の破砕機の最大処理能力が施設としての最大取扱量となりますが、通常は混合廃棄物を主として取り扱うことから、平均取扱量は 200ｔ/日の計画です。 比重の大きい廃棄物を多く取り扱う日は、200ｔ/日を超える場合がありますが、その場合でもリサイクル施設の稼働時間は、8:00～17:00 までの 8 時間稼働（休憩を含む）となりますので、それ以上に施設を稼働させることはありません。

表 6.1-2 (29) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
90	2.2.8(1)給水利用 地下水利用量は約 250t/日とされているが、一般家庭への給水に影響が生じないか、枯渇しないかなどの懸念がある。掘ってみなければ分からないというのではなく、地下水利用量が同程度の既存施設を取り上げ、その施設で環境への負荷がどの程度かかっているのか、などを明記すべきである。同様に、大気汚染についても、推定値ではなく、同程度の既存施設における定点モニタリング調査の結果を提示すべきである。 →この質問については回答がありませんでした。予測に頼るのではなく、どのような先行事例があるのかを示してほしいです。	仮に地下水利用量が同程度であったとしても、当該地域の帯水層の状況により影響の度合いは異なりますので、対象事業実施区域における現地調査結果を基に適切に予測・評価を実施しました。大気質についても、同程度の既存施設でも立地条件、気象条件により大気拡散状況は大きく異なるので、対象事業実施区域における現地調査結果を基に適切に予測・評価を実施しました。 大気質、地下水については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質、8.7 地下水」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
91	2.2.10②対象事業の複数案 排気筒の高さの複数案のみが提示され、その影響が検討される予定であるが、例えば、処理能力の規模を半分にした場合に、環境への影響がどの程度縮減されるのかどうか、を示すべきである。 →処理能力の規模については 1 案のみ、というのは納得できません。	本事業は、一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理する焼却施設等の整備が目的であり、処理能力の規模を半分にした場合など、目的を達成するために現実的に実施可能ではない案は設定していません。
92	・2022 年 12 月に開催された COP15 では、2030 年までに保護区として確保すべき最低ラインの目標が、陸域及び内陸水域の 30%として設定されている。このような国際的な決議を踏まえて、日本の環境政策も大幅な転換を迫られている。今後、国内の法整備もさらに進展し、環境基準も厳格化されるのは必定である。 御船町の地域連携保全活動事業の一環として 2022 年度に実施された上野・吉無田地域の植生調査でも希少種が発見されており、今後、当該地域が保護区の対象になることも十分に想定される。 まず、この植生調査の結果を環境配慮書に明記すべきである。そして、今回の開発と、COP15 で提示されたビジョン、ミッションやターゲットとの整合性を明らかにすべきである。 →植生調査の結果については、方法書に記入されることになったが、その他の質問についてはまったく回答がない。回答してほしい。	動物、植物、生態系については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.9 動物、8.10 植物、8.11 生態系」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
93	**（同意見 他 1 件）** ・No.5 に「産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内(メイン)並びに九州管内(準メイン)・・・また、一部九州以外からも集荷する可能性はあります。」と書かれている。これで「地域循環共生圏」が形成できるのだろうか。事業の目的に照らし合わせれば、集荷エリアは、熊本県内のみに限定すべきである。どのような場合に九州以外から集荷するのだろうか。また、「一部」とはどの程度の量だろうか。県外から搬入するのは、財務上の理由にもよるだろうから、米国の NEPA 法(国家環境政策法)で規定されているような財政アセスメントが事前に必要である。財政アセスメントを新たに実施する予定はあるか。	熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えておりますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えております。 廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。 本事業は、米国の NEPA 法の適用は受けませんので、日本国の法令、条例に基づき、環境アセスメントを実施しております。

表 6.1-2 (30) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
94	**（同意見 他１件）** ・No.7 や No.25 と関連して、操業後、広範囲の地域住民や専門家にはどのような情報が提供されるのか。	施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。
95	**（同意見 他１件）** ・No.9 と関連して、2030 年に向けて、プラスチック・廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされているが、そのような中で今回のような大規模なエネルギー回収施設を作る理由は何か。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。
96	**（同意見 他１件）** ・No.15 と関連して、財政シミュレーションを行うのは行政の役割ということだが、5 町の一般廃棄物の処理も行う施設の建設を計画する以上、事業者が、利益を確保し健全な運営ができるかどうかについて、全体的な財政シミュレーションを行わないのは疑問である。特に上益城 5 町では、今後、どんどん人口減少が進むことが予測されている。順調にいけば 2029 年からの操業予定だとされているが、その頃には一般廃棄物の量も減るはずである。今後の人口減少社会も見据えたシミュレーションが必要なのではないか。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 財政面におけるメリットについては、詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。

表 6.1-2 (31) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
97	**（同意見 他１件）** ・No.46 について、放射性物質の有無はどのように判定するのか。トラックヤードでの放射能検査を行う予定はあるか。また、有害物質については環境省の規定による溶出試験法の他に、含有量試験も行う予定があるか。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。 放射性廃棄物は扱いませんので、放射能検査を実施する予定はありません。 また、法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）は、溶出量試験の結果となりますので、含有量試験の結果は必須ではありませんが、あらかじめデータで確認できる場合は参考データとして確認いたします。
98	**（同意見 他１件）** ・No.50 について、準備書においては、排ガス中の規制対象物質の種類について、塩素系・臭素系・フッ素系のダイオキシン類、毒性のある重金属類(PCB、カドミウム、クロム、ニッケルなど)の規制値を定めてほしい。	排ガスは、法規制値よりも厳しい以下の自主基準値を設定します。 ・ばいじん：0.02g/m^3_N　（法規制値：0.04g/m^3_N） ・窒素酸化物：100ppm　（法規制値：250ppm） ・硫黄酸化物：50ppm　（法規制値：K 値=17.5、約 1,635ppm） ・塩化水素：50ppm（法規制値：700mg/m^3_N、約 430ppm） ・ダイオキシン類：0.05ng-TEQ/m^3_N（法規制値：0.1ng-TEQ/m^3_N） ※濃度は、乾きベース、酸素濃度 12%換算値 ※法規制値は、超過時には速やかに施設を停止し、早期復旧を図るための停止基準 ※自主基準値は、超過時には排ガス物質に応じた安定操作や臨時の現場確認・点検を実施するための運転管理基準 上記以外の項目については、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております

表 6.1-2 (32) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
99	**（同意見 他１件）** ・No.50 について、排ガスの影響が及ぶ範囲を確定するためには、現地におけるトレーサー物質を使用した拡散実験の実施が必要である。それを行う予定はあるか。	現地における野外拡散実験は、実験条件が限定的となるため、効果的な手法ではないと考えます。地形の影響を考慮するため、方法書に示した ERT PSDM モデルによりプルーム中心軸の補正を行うことにより、詳細な予測ができるものと考えます。 配慮書での大気質予測は、益城地域気象観測所及び熊本地方気象台における 1 年間の調査結果を用いて年平均値を予測しており、配慮書段階の予測としては適正なものと考えており、調査地域はその結果をもとに設定しています。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
100	**（同意見 他１件）** ・No.54 の煙突の高さについては、2 案提示されていたが、今回、第 1 案の 35 メートルが採用されている。寄与濃度が 77%になるのであれば、49 メートルの第 2 案を採用してほしい。	排気筒の高さについては、配慮書において 35m、49mのいずれの案でも、必要な環境配慮を行うことにより、重大な環境影響を生じることはないことから、方法書時に 35mを採用しました。 準備書において、方法書についての一般の意見を勘案して、さらに大気質への影響の低減を図るため、49mに変更しました。なお、配慮書において大気質の最大着地濃度出現距離は、排気筒高さが 35mの場合が 700m、49m の場合が約 800mであり、現地調査地点は 49m の場合においても、対象事業実施区域周辺地域の環境を適切に把握できる地点に設定しているものと考えます。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果を記載しました。
101	**（同意見 他１件）** ・No.55 の排ガス処理設備に使用されるバグフィルターについては、他事業所ではあるが、破損等の事故が発生している。その対策をどのように行うのか、具体的に記してほしい。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。
102	**（同意見 他１件）** ・No.69 について、東京都の事例で、敷地内に降った雨水にダイオキシンが含まれていることが明らかになっている。調整池に一時貯水した雨水については、排水規準の全項目について水質検査を行ってほしい。	調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
103	**（同意見 他１件）** ・No.73 について、250t/日の地下水が、地域の地下水を減少させたり枯渇させたりすることなく、当該施設に供給可能なのかどうか、詳細な調査をしっかりと行うべきである。また、地下水の使用量以上の積極的な涵養の方策について示してほしい。	地下水については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。 地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t/日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t/日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。
104	**（同意見 他１件）** ・No.85 について、最終処分場も決まっていないのに、建設計画を進めていくのはおかしい。決定していないのであれば、県内の最終処分先の候補をリストアップしてほしい。	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。
105	**（同意見 他１件）** ・メタン発酵施設や焼却施設等では火災による爆発が発生するなど、地域住民は事故や災害への危機感を募らせている。国内外の実際の発生事例に照らして、その予防策や万が一発生した場合の対処方法を具体的に挙げてほしい。	安全（防災）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.18 安全（防災）」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (33) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
106	**（同意見 他１件）** ・欧米やアジアの 100 以上の国々が法律の規定により採用しているダイオキシン類の常時モニタリング装置(AMESA 等)を常備してほしい。その計画はあるか。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
107	私は、産業廃棄物処理場が作られる予定のとなりに住んでいます。私の弟は、七滝中央小学校に歩いて通っています。ダンプなどの大型トラックが 660 台通ると聞き、私の弟たちの通学がとても心配です。だから、工事作業専用の道路を作ってほしいです。	御船町や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。
108	私は、産業廃棄物処理場が作られる予定のとなりに住んでいます。私が心配なことは、体への悪影響などダンプから出る排気ガスが心配です。 今、病気が発症しなくても、将来、自分や、自分の家族に悪影響を及ぼす可能性があります。その時に責任を取ることはできるのでしょうか。	廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
109	日本の熊本の子どもたちに、コンクリートで固められたものではなく、古代より守られてきた自然に満ちた豊かな環境を残していきたいと強く訴えます。 今を生きる私たちが次の世代に残せるものは、「環境」です。自然を破壊するようなことは、絶対に止めましょう。	施設を建設するために、造成工事や建設工事により自然に手を加えることになりますが、本施設が自然や景観と調和のとれた施設になるよう配置計画を作成しました。 景観については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.12 景観」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。
110	熊本県の水資源は、これまで豊富で良質のものとして、大事にされてきました。これからも、この大事な資源は、県民一人一人が守っていかなければならないと強く思っています。 この計画では、その水資源が危機に瀕しています。 古い時代に、村民あげて、造り守り通してきた、「宝の水」をこのような形で破壊していくことは、到底許されるものではありません。 ゴミ処理施設の建設に強く反対します。	地下水については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (34) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
111	ゴミ処理施設が、御船町上野に建設予定と知って驚くと同時に強い怒りを覚えています。 この地域には小さい頃からの友人がいて、夏には水遊びをしたりして思い出深い楽しい時間を過すことができました。 日本全国から、素晴しい田園風景、そして水資源が破壊されていっています。そして今、上野地区に計画されている「ゴミ処理施設」ふるさと破壊そのものです。どうか、この計画の断念をお願いします。	施設を建設するために、造成工事や建設工事により自然に手を加えることになりますが、本施設が自然や景観と調和のとれた施設になるよう配置計画を作成しました。 景観については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.12 景観」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。
112	そもそも、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきた事に対しての負の評価と回避策の立案検討が環境省においても十分に実施されていない。本当にこのような広域的なゴミ処理場が必要であるのか? 熊本の上益城郡 5 町に及ぶごみ処理施設は、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するためとして、廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきと進めているが広域化がどこまで安定的かつ効率的な運営に寄与しているかは不明であるし、資源循環のエネルギー回収効率にどこまで寄与しているのか、実積を踏まえた評価は今もって行われていない。 将来にわたり持続可能な適正処理を確保するためには、廃棄物処理施設の集約による広域化でなく、一般廃棄物も産業廃棄物も焼却処理に依存しない資源循環処理システムを構築することを基本とし、5 町の一般廃棄物については地域内処理を原則とし、広域処理が常態の産業廃棄物については、熊本県内外の九州圏域内における関係企業連合による共同連帯責任により資源循環処理システムを構築する事を実際に検討して下さい。	ごみ減量への取り組み心から感謝いたします。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。
113	・事業者の都合の良い環境アセスメントであってはならないと言う意見に対して表面上の決まり文句の回答をしているようにしか見えません。きちんと住民の意見を踏まえて、取り込むのであれば「はじめに結論ありき」ではなく、米国の NEPA(国家環境政策法)のような代替アセスメントや複数の総合アセスメントを事業者が自発的・自主的に行ってこそ、地域住民からの信頼が得られると思います。本気で取り組むと言うのであれば広範囲な地域住民や専門家による事業所内への立ち入りや中央制御室での記録計及び過去の測定記録(電子データを含める)を閲覧させる事を書面にて、地域住民との環境公害防止協定を締結して下さい。	本環境影響評価は、熊本県環境影響評価条例に則って実施しています。環境アセスメント手続きの中で、説明会や意見書で一般の方々からの意見を聴取するとともに、熊本県環境影響評価審査会で学識経験者や専門家の委員の審査を受けて、できる限り環境に配慮した事業計画とするように取り組んでいます。 地元地区から環境保全協定を締結されたいとのご要望があれば、前向きに協議をさせていただき、その中で地元地区との取り決め事項等を定めさせていただきたいと考えております。

表 6.1-2 (35) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
114	現在予定の事業計画地がアセスなどの結果、不適当な場合には、そもそもの作業用地の選定に際しての用地選定プロセスによる代替用地を含めての選定が不十分だったということに他なりません。だから、硬直的な計画ありきではなく、現計画案の不備が判明した場合には、代替案の検討に入れる体制づくりを今から行うべきです。	環境アセスメントは硬直的なものではなく、より良い事業計画を作り上げていくために、柔軟に対応することが求められていると考えております。その上で、出来る限りの環境保全対策を実施したとしても重大な影響が回避できないなどの場合は、事業撤退も考えられますが、現時点では代替案の検討は行いません。
115	この事業の説明をする前に、まず、事業者の組織運営体制について説明をしていただきたいと思います。 事業者のコンプライアンス、企業倫理、透明性、情報公開度、アカウンタビリティ、ESG、CSR、外部監査システム、リスクコミュニケーションなど多岐にわたって住民からの信頼が得られるような組織運営体制を可視化してください。	当社は、本事業の施設建設・運営を目的として、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社の共同出資により、2022 年 5 月に会社を設立しました。 地元地区はもちろんのこと、地域のみなさまに当社のことを知っていただき、理解をしていただき、応援をしていただける、信頼していただけるような事業運営に努めていきたいと考えております。 事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。
116	産業廃棄物の事業計画の主体と内容はなぜ変更になったのですか。 丁寧に説明されていません。 しっかり住民に納得してもらいたいと思ってるのですか。事業計画の主体と内容が変更になった理由の説明もなしに(ちゃんとした)納得することはできません。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。

表 6.1-2 (36)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
117	小学校等の登下校時間は日によって変わります。 臨時下校の時もあります。その時間に企業が合わせられるとは思いません。	御船町（教育委員会や七滝中央小学校）や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。
118	事業者の見解はすべて「回避又は低減する」となってしますが、回避と低減とでは全く意味が異なります。 全てにおいて、回避と言える様万全の調査をして下さい。	事業活動を行う以上、環境影響を全てにおいて回避することは不可能ですので、環境影響を実行可能な範囲内で、回避又は低減するようにいたします。
119	空気中に含まれた汚染物が、雨水により土壌に吸収され、それが浸透して川に流れ、やがて海にたどりつく、そこまでの影響が皆無といいきれません。長期的な調査をお願いします。	排気筒からの排出ガスについては、稼働時は適切にモニタリング調査を行います。
120	**（同意見 他 4 件）** 工事中および稼働後には多くの大型車が通行します。沿道付近では、ディーゼルエンジン排気ガスによる PM2.5 の増加が予想されます。 どのような事前調査およびその後の調査を行うのかを具体的に示してください。 そして、増加した場合の対策を示してください。環境などの影響もはっきりとしてほしいです。	微小粒子状物質（PM2.5）については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定していません。今後の動向を踏まえ、適切に対応します。 工事中及び供用時の大型車の通行については、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等を対象に調査等を実施しました。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
121	産業廃棄物ができる地区の人たちの安全の配慮などは、あるのかはっきりしてほしいです。	安全（防災）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.18 安全（防災）」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
122	産業廃棄物処理場ができることをなぜ住民の人みんなに教えてくれないんですか? 産業廃棄物処理場ができることを御船町町民みんなに分かるように、説明をして下さい。	説明会の開催は、熊本県環境影響評価条例の規定に基づき、熊本県公報に公告を掲載するとともに、当社の出資企業である有価物回収協業組合石坂グループのホームページに「お知らせ」を掲載しました。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
123	産業廃棄物処理場ができる地域にある七滝中央小学校に弟が通っています。私が心配なのは、弟や他の小学生が登下校する際に大型トラックなどが多く通ることで事故がおこる可能性があります。そして、トラックの排気ガスなどで地球温暖化が進むことも心配です。排気ガスなどの人体の影響などをわかりやすく教えてほしいです。	安全（交通）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.17 安全（交通）」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。また、排気ガスによる大気質や地球温暖化の影響については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質、8.15 温室効果ガス等」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (37) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
124	上益城 5 町の一般廃棄物処理施設計画にもどしてほしい。今の事業計画だと想定外の話で大規模すぎると思います。その場で出たごみを各都市で処分管理できる形をとってほしいです。 そして、どこから、どのように産業廃棄物が運び込まれてくるのかもしっかり説明してほしいです。	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設(焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。
125	妻の実家が御船町で農家をしており、ゴミ処理場建設について、環境汚染を危惧しています。国の規模で考えれば、東日本大震災による放射能汚染の問題、最近の事象である処理水(汚染水)の放出の問題、熊本県の規模で考えれば、水俣病とその後の患者さん達への補償裁判の歴史を考えると今回の件も、実際に処理場の稼動が始まってから 10 年、20 年後にどのような環境汚染が生じるのか不安があるように思います。又、そういった懸念に対する住民への説明が十分になされているようには思えません。それもこれも資本主義社会の欠陥として、経済優先、人命、健康、環境軽視の政治があり、市民の多くもその方向性に流されている浅慮があります。国・県の環境感覚の甘さは仕方がないとしても御船町として豊かな自然、環境を 100 年後の世代に継承する責任を果たいてほしいと思います。	廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。
126	産廃施設建説に反対です。 環境への影響が心配です。 大気汚染、採水、排水、騒音、交通量、その他たくさんの問題課題を十分にクリアできていないと思います。最大の課題は最終的な責任を誰がとるのでしょうか? 国、県、自治体、企業?もし、健康被害があったら誰も責任は取れないはずです。もっと SDGs の視点に立った環境に優しい小規模の施設でいいのではないでしょうか。	廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
127	堆肥化施設およびメタン発酵施設ではメタンやアンモニアなどの可燃ガスが発生し、爆発等の事故の危険性があります。どのような対策を行うの示して下さい 空気汚染土壌汚染を完全に否定できますか。これから生まれる子どもたち、それから現在住んでいる地域の人たちに身体への影響がないか心配です。完全に否定できる科学根拠を提出ください	安全（防災）、大気質、土壌については、「第 8 章調査、予測及び評価の結果 8.18 安全（防災）、8.1 大気質、8.8 土壌汚染」に、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (38) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
128	母の実家のある上野地区の近くで産廃施設の建設がすすめられていると知り、大変残念に思っています 1.従来の計画の5倍を処理する必要があるのか? 2.地下水を汚染する可能性をどう具体的に解決できるのか? 上記の点について特に疑問に思います	日本では、平成9年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設(焼却施設)の平均取扱い量400t/日を維持する計画です。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、地下水については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において水質調査を実施し、「第8章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 なお、地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。
129	私のふるさと上野にそんなもの作らないで下さい	ご意見をいただき、誠にありがとうございます。 故郷を大切に思うお気持ち、そして地域の環境や暮らしへのご懸念は、当社としても真摯に受け止めております。 廃棄物処理施設の建設にあたっては、地域のみなさまの安全と安心を最優先に考え、環境負荷の低減や災害時の安定稼働など、最新の技術と対策を導入した施設づくりを進めております。 この施設が、地域の持続可能な環境保全と災害対応力の向上に寄与できるよう、今後も丁寧な説明と誠実な対応を続けてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

表 6.1-2 (39) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
130	・産廃施設での処理に頼らない処分の検討をして下さい ・有害な成分の禁止などもしくは、処分後そのまま土にかえせるレベルの処理をして下さい	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設(焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。 法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは扱います。また、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱いません。 廃棄物を処理した後の残渣物は、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。最終処分場内で時間をかけて廃棄物の安定化（土にかえせるレベル）を行います。
131	炉の燃焼温度コントロール、大変難しいと聞いています。大気汚せん、水の汚せんはどうするのですか?もっと考えて受けいれの前に住民説明をしてほしいです。	大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、河川、地下水については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の河川や井戸において水質調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。
132	焼却炉をつくる場所を何故そこにしたのだろうと思いました。自然破壊につながることは明らかであると思うのです。 しかも、生活(一般)廃棄物に加えて、産業廃棄物の処理場ともなれば、規模が大きくなる、それだけ汚染も拡がると思います。その前にやることがあるのではないでしょうか。処理場を捜さないといけない状態になる前の民衆への働きかけが自治体にはあります。	建設地の選定については、「第 2 章　対象事業の目的及び内容 2.1.2 事業の背景・経緯」に記載したとおりになります。

表 6.1-2 (40) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
133	焼却施設の排ガスにPFASが含まれる可能性については確認できていますでしょうか。 大気、土壌、流れる排水に含まれたり地下水への影響、PFASの測定をお願いします。 環境の保全が第一と考えています。 場所、方法の再考も含め、検討頂きたいです。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃掃法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れない方針としておりますので、この技術的留意事項の対象とされたPFOS及びPFOA含有廃棄物も受け入れない方針です。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS等以外のPFASについては、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、事業者としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
134	山間地に施設を作ることにより、近隣の農地や山と繋がっている海への影響は無いのか? 水質の環境保全対策として、汚水に敷地外への排出を行わないクローズドシステムとするとありますが 山間部の森林に降った雨が川を作り海へ到達する事は環境省も述べてあり不安が拭えないです。 海への影響についても調査や予測を行っていただきたいです。	環境への影響が最大となると想定される地点において、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価するとともに、国または地方公共団体による基準又は目標と予測結果との間に整合が図られているかを評価することにより、海域も含む下流域の環境についても、十分配慮できるものと考えます。

表 6.1-2 (41) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
135	私は 2 歳の時に神奈川県に住んでいましたが、東日本大震災での放射能汚染がこわくて熊本に移住しました。大型の施設が作られることで大気汚染や水汚染が気になります。きちんと検査をして作ることを検討してください。	大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、予測・評価の結果を記載しました。 水質については、施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、影響要因には含みませんが、調整池からの放流先河川及び対象事業実施区域及び周辺の井戸において水質調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.6 水質」に調査の結果を記載しました。 なお、調整池からの放流水及び地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
136	地下水の影響範囲を 1km とされてますが、科学的根拠をもっと詳しくわかりやすく示して欲しいです。 県外からもゴミを運んできて、更に範囲が広がるのではないでしょうか?地下水汚染が起きた場合はこの状況で 1km で収まるとは思えない。近くに学校などもあり、本当に影響が出た場合には、どう処理をされるのか? 人体に影響が必ずあると思います。 そこまでちゃんと考えられているのですか?私はとても恐怖にしか思えない。	地下水の影響範囲とした約 1km は、揚水に伴う地下水位への影響を把握する範囲としてお示ししていますので、熊本県外から廃棄物を搬入したからといってその範囲が変わるものではありません。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、地下水の水質については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 なお、地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
137	今まで育ってきた木や水を奮って汚染につながる事はやめて欲しい。環境はみんなで作っていかないと、保てない。植栽の害虫駆除に農薬を使うようだが、止めて欲しい。どうしても使う場合は、何をどれくらい使うかを届出すべき。在留性が高く、生物多様異性に著しい悪影響があるネオニコチノイド系の薬剤は行うべきではない。そして、散布時の住民への事前周知を行ってほしい。	植栽木に害虫被害等が発生した場合には、事前に専門業者のご意見をいただきながら、周辺環境や人体に影響がでない農薬を選定するとともに、散布時には地元地区への事前周知を行います。
138	エネルギー回収施設ということを前面に打ち出しているがエネルギー回収率はどれくらいなのか?電力と温水それぞれに示して欲しい。全国のモデルとなるようなエネルギー回収施設を目指すのであれば発電率が最低でも 20%以上、熱回収と併せて 30%以を期待している。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。

表 6.1-2 (42) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
139	1 御船町に決定された理由を教えて下さい。	建設地の選定については、「第 2 章 対象事業の目的及び内容 2.1.2 事業の背景・経緯」に記載したとおりになります。
140	2.施設周辺での健康被害の例はないと述べているが、調査は行こなわれ公表されているのですか？ 事前、工事中および操業開始後に健康調査を行なうべきと思います。万が一健康被害が出たときには補償すると述べているが、調査を行わなければ健康被害は、よほど大規模にならない限り発覚しない。	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
141	当初は 5 町で 80t/日の一般ごみ処理の予定であったが、今では、440t/日その他 900t/日(リサイクル)となり(毎日 330 台片道)にもなった、事実内容がすりかわった経緯を住民の方々に説明・納得 or 撤回すべきと考える。また、美しい水源が汚染される可能性を危惧します。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
142	・上野地区の台地の水は阿蘇吉舞田水源を中心に御般町全域の水量を賄って居る為中間の上野地区での廃品回収及びその為の工場建設等には反対です。住民の意見を聞いて工場建設をやめて下さい	地下水については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。
143	・熊本では、7 年前に大きな地震が起きました。今後もいつ起きるかわかりませんし、水害や台風での停電等も心配です。焼却時の排気や水の処理、廃棄物の保管は、建屋内で行うとありますが、予想外の事故、停電、災害が起きることを予想した計画が不可欠と思います。事業者が責任を取ると言っても、環境は、元にもどりません。排水処理施設は、必ず設置してほしいです。 そして、大気、水の調査は定期的に実施し(毎日でも)、結果を公表してほしいです。	施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムを採用し、敷地内に降った雨水のみを公共用水域に放流する計画であることから、排水処理施設は設置しません。 排ガス、調整池からの放流水及び地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
144	・現地は道も広くなく、今までの交通量もそう多くありません。たくさんのトラックが通れば、交通事故や排気ガスが心配です。現在の 5 町の一般廃棄物の量に比べて、規模が大きすぎるので、小さくしてほしい。最終処分場が決まっていないのに設置して、後になって施設内に処分することにならないか、不安です。	車両の走行に伴う大気質については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。 廃棄物を処理した後の残渣物は、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分しますので、敷地内に最終処分場を建設することはありません。

表 6.1-2 (43) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
145	3-122(164) ②騒音 備考では c 区域となっておりいちばん騒音規制が緩い区域。とあるが、これまで静かな里山で生活してきた住民には大問題です。 一日に往復約 600 台もの車両が行き交となれば、十分な環境保全がなされるのでしょうか。	評価の手法は、環境基準や規制基準等、国または地方公共団体による基準との整合性を検討するとともに、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかについても評価しました。 騒音については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.2 騒音」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
146	**（同意見 他 1 件）** 今回の方法書で示された「5.2.2 一般の意見の概要についての事業者の見解」などに対する質問・感想を記します。 ・No.4 に「近年、カーボンニュートラルに向けて非化石エネルギーを使用したいという企業が増加していることから、そういった企業の誘致に繋がると考えています」とある。しかし、私たち地域住民は、静かで水と緑の豊かなこの土地で暮らし続けたいと考えている。上野地区には企業の誘致はまったく不要である。上野地区住民が企業の誘致を望んでいると考えているのだろうか。 そもそもヨーロッパなどの環境保全先進地域では、廃棄物処理施設は、すでに開発してしまった都市部に建設されている。エネルギーの需要地に近いところで供給した方が効率的であるし、ゴミ問題に対する市民の意識も高まるはずだ。	電気は送電線により遠方まで送ることが可能ですので、上野地区だけでなく上益城郡 5 町全体と捉えて、企業誘致に繋がると考えております。 なお、建設地の選定については、「第 2 章　対象事業の目的及び内容 2.1.2 事業の背景・経緯」に記載したとおりになります。
147	**（同意見 他 3 件）** 施設調整池には、降った雨を貯めて流量を調整して公共水域(河川)に流すとの事。 ここには敷地内に降り積もっている汚染物質が流れこむことが予想される。 どのような処理を行ってから河川に流すのか明確に示して欲しい。(配慮書での質問への回答 69)	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (44) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
148	**（同意見 他１件）** 敷地の中に、環境汚染に敏感な植物を植え、環境汚染を即時に検出できるようにしてほしい。同様に敷地内調整池にも魚を飼って様子を観察してほしい。(6.2.6 水質)	事業計画地に適した植物があるのかどうか、専門家等のご意見をいただきながら、検討させていただきます。 また、調整池内での魚類の飼育は行いませんが、調整池付近へのビオトープの設置を検討いたします。
149	**（同意見 他１件）** 本来上益城 5 町の一般廃棄物処理施設を建設するはずだったのが、産廃処理施設に変更された経緯が説明されていない。明快な説明をしてほしい。(配慮書での質問への回答 1)	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
150	**（同意見 他１件）** 大気質の測定項目の中に、浮遊物質が採用されていますが PM2.5 の測定もお願いします。 健康への併用が大きいのは PM2.5 です。また、PM2.5 は微粒子であるためより遠方に飛散します。その点を考慮した調査をお願いします。(6.2.1 大気質)	微小粒子状物質（PM2.5）については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定していません。今後の動向を踏まえ、適切に対応します。

表 6.1-2 (45) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
151	排ガス検査に AMESA(ダイオキシン類長期自動採取装置)などの常時観測システムを導入してください。 法的に決められている定期測定では突発的に生じる汚染を早期に発見することは出来ません。 例えば、排ガスの浄化を担うバグフィルターに損傷があると汚染物質が大量に放出されます。また、バグフィルターのところでデ・ノボ合成することが知られています。そうした事態にすぐ対応するために、AMESA 等の導入をお願いします。(6.2.1 大気質)	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
152	**（同意見 他 4 件）** 燃焼ガスの冷却に使用する水は、適切に処理後に蒸発させるとのこと。ここで有害物質も蒸発する可能性に応えていない。また適切な処理とは具体的にどのような方法か示して欲しい。循環水中の塩類濃度上昇にはどのように対処するかも示して欲しい。(配慮書での質問への回答 74,82)	燃焼ガスの冷却に使用する水は、水道水や地下水、雨水、ボイラブロー水等のプラント排水になりますので、有害物質は含まれておりませんが、排ガス中の有害物質については、排ガス処理設備にて適正に処理を行い、排気筒から蒸気として大気に放出します。また、循環水は補填水による希釈と、定期的な水の入れ替えにより、濃縮を抑制します。
153	**（同意見 他 4 件）** 運搬車による道路の損傷は必須であるが、補修を御船町と協議する回答している。しかし、ほとんどは産業廃棄物であり、その処理から利益を得ている事業者が負担するのが妥当である。(配慮書での質問への回答 74.82)	本事業計画では、産業廃棄物の搬入車両は約 100 台（片道）、一般廃棄物の搬入車両は約 209 台（片道、平常時）と見込んでおりますので、増加する交通量の約 70%を一般廃棄物関連の車両が占める状況となります。 また、マミコゥロードの維持管理や路面補修等に関しては、基本的には道路管理者の責任において実施するべきものと認識しておりますが、CSR（企業の社会的責任）の一環としてどのような協力ができるか、道路管理者と協議・検討したいと考えております。
154	**（同意見 他 1 件）** 県内の最終処分業者をまだ決めていない。いつ決めるのか示して欲しい。(配慮書での質問への回答 85,87,88)	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。
155	**（同意見 他 2 件）** バグフィルターの破損および破損予防は定期検査だけでは不十分である。また破損した場合は迅速に対応するとの事だが AMESA(ダイオキシン類長期自動採取装置)を導入しなければ破損を迅速に検出できない。また、自社では破損経験がないというが、小さい穴などの破損を本部は把握していないだけではないのか。(配慮書での質問への回答 112)	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA は、あくまでダイオキシン類を長期的に採取する装置に過ぎず、ダイオキシン類の排出を常時監視できる装置ではありません。従って、バグフィルタの破損を検出できるものでもありません。

表 6.1-2 (46) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
156	**（同意見 他 2 件）** 排出物の運搬を委託する業者の不法投棄は大きな懸念である。契約を締結する際はそれを防ぐための条項を盛り込んでほしい。(配慮書での質問への回答 112)	廃棄物を排出される事業者と運搬・処理を受託する事業者の間で廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。それにより、廃棄物を排出される事業者が運搬・処理の進捗を把握することで、廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止しています。
157	**（同意見 他 2 件）** 自社施設周辺での健康被害の例はないと述べているが、そもそも健康被害調査を行っていないだけではないか。事前、工事中および操業開始後に健康調査を行うべきである。万が一健康被害が出たときには補償すると述べているが、調査を行わなければ健康被害はよほど大規模にならない限り発覚しない。(配慮書での質問への回答 124,125,126)	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
158	地下水採取は揚水ポンプを使用するのか?揚水井戸半径は 15cm となっているが、もし揚水ポンプを使うのであれば、一日当たり数千トン以上採取することができる。採取量 250m^3/日は土曜用に担保するのか。 地下水涵養指針に基づいた地下水涵養方法を示して欲しい。(表-8-1)	地下水採取には揚水ポンプを使用します。 250 t /日は、施設で使用する一日の量になります。 地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t /日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t /日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。
159	**（同意見 他 2 件）** 煙突排ガスの大気質への影響予測を、煙突の高さ 35m および 49m で行っているが、現地は標高が高い位置にある。このため、影響は煙突の高さだけを考慮しているのは不適当ではないか(図 4.3-2 煙突排ガスの排出に伴う大気質の予測手順)	配慮書段階での予測は、既存資料等をもとに複数案を比較するための予測であり、同一条件であればその目的は満たすため、地形の影響は考慮しませんでした。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に示すとおり、地形の影響を考慮するため、方法書に示した ERT PSDM モデルによりプルーム中心軸の補正を行うことにより、適切な予測ができているものと考えます。
160	エネルギー回収施設ということを前面に打ち出しているが、エネルギー回収率はどれくらいなのか。電力と温水それぞれに示して欲しい。全国のモデルとなるようなエネルギー回収施設を目指す(県知事意見への回答)のであれば、発電効率が最低でも 20%以上、熱回収と併せて 40%以上を期待している。(2.2.5 主な施設および設備の概要)	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。

表 6.1-2 (47) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
161	リサイクル施設に選別破砕が行われますが、プラスチックの破砕ではダイオキシン等の有害物質が発生することが知られています。実際にどのような物質が発生するのか調査していますか(表 2.2-3)	プラスチックの圧縮によるダイオキシン類の前駆物質が発生するような論文はありますが、あくまで一定の条件下（摩擦など）によるものと承知しております。 なお、破砕工程においてはダイオキシン類は発生しないと考えます。
162	堆肥化施設およびメタン発酵施設ではメタンやアンモニアなどの可燃然ガスが発生し、爆発等の事故の危険性があります。どのような対策を行うか示してください。(2.2.5 主な施設および設備の概要)	漏洩ガス検知器の設置や逆火防止装置を設置するとともに、施設内および施設周辺での火気使用を厳禁とすることで、爆発火災防止対策を実施します。
163	**（同意見 他 2 件）** 炉内で発生する一酸化炭素などの有害物質をモンタリングすると思いますが、そのモニタリング資料を求めに応じて公開して欲しい(2.2.5 主な施設および設備の概要)	地元地区から環境保全協定を締結されたいとのご要望があれば、前向きに協議をさせていただき、その中で地元地区との取り決め事項等を定めさせていただきたいと考えております。
164	医療廃棄物が正しく分別されているのかをどのようにチェックを行うのか(2.2.5 主な施設および設備の概要)	感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）の分別については、廃棄物を排出される事業者（排出事業者：病院や医療機関など）側で行っていただきます。これは排出事業者としての責務です。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、病院や医療機関などで、あらかじめ専用ボックスに入れ、蓋をした状態で（蓋を開けずに）運搬・処分を行います。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設け、室内温度を 15℃以下に保ち、厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。 また、専用の投入口に繋がる搬送コンベヤへの投入は人の手で行うことから、目視により専用ボックスの破損や漏れがないかの確認を行います。
165	(仮)エネルギー回収施設と云うのならばエネルギー回収率、熱回収率を含めたエネルギー効率を具体的試算して出して欲しい。100%の回収率になるのか疑問である。回収できないものを焼却するのならは温暖化促進に他ならないのではないですか	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。
166	焼却された焼却灰はどこに持っていくのですか。県内の最終処分場の候補先リストを公開して下さい。そのルートを明確にして下さい。	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。
167	大型車によるタイヤの脱落事故は年に 130 件以上も発生している。ゴミ収集車の大型トラックも同じような危険性があるのではないのですか?	車両の運行前・運行後点検の実施、車検などの定期整備など、車両点検についての啓発に努めます。

表 6.1-2 (48)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
168	搬入車両の縮減について 今後事業者と上益城5町共同で検討を進めます、とありますが上益城 5 町とは、何ですか？広域連合ですか？町長達ですか？所在地と、代表者を明確にしてください。	上益城郡 5 町とは、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町の 5 町を指しております。
169	走行車両の排気ガスによる大気汚染物質の実走行による予測評価の精度を高めるためには実際の走行実験によるシミュレーションは欠かせないので、走行実験は絶対に実施して欲しい！	走行車両からの排ガスの影響については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に示されている原単位を用いて詳細なシミュレーションが可能であるため、走行実験は行いません。
170	大型車両の最大積載量の走行に伴う道路や橋などの構造物の劣化対策について詳しく説明して下さい	マミコゥロードは、橋梁部も含めて 25ｔ車両の走行に耐えうる構造となっております。 また、マミコゥロードの維持管理や路面補修等に関しては、基本的には道路管理者の責任において実施するべきものと認識しておりますが、CSR（企業の社会的責任）の一環としてどのような協力ができるか、道路管理者と協議・検討したいと考えております。
171	搬入経路を実際に使用車両を走行させたうえで道路渋滞が発生する箇所の有無や大型車同士のすれ違いが円滑に走行できるかなどの事前の検証をする計画はあるのですか。	対象事業実施区域北側の最寄りの交差点及び対象事業実施区域の出入口について、現況の交通量を把握した上で、計画交通量が発生した場合の道路渋滞の可能性について検討を行い、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果　8.17 安全（交通）」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 使用車両を走行させて検証する計画はありません。一般道では、速度制限や通行禁止道路等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先、通学時間帯への配慮を徹底します。
172	リサイクルできない(汚れや遺物の付着などにより)ものは焼却してとあるがプラスチックも含むわけだから、それらを燃やせば石油からできているものなので「非化石エネルギー」と言えるのか。そしてダイオキシンの発生源になる。(塩素含むもの)燃せば二酸化炭素と水になるというが二酸化炭素は温暖化を促進させる事にならないのか？沸騰化促進事業になるのではないのか？	プラスチックは、製造段階で温室効果ガス排出量がカウントされておりますので、廃棄物の焼却施設で発電された電気は非化石エネルギーとなります。 焼却施設ではプラスチックと廃油を焼却した重量に応じて温室効果ガス排出量がカウントされ、バイオマス由来の廃棄物を焼却しても温室効果ガス排出量はカウントされません。技術やコスト面での課題を解決する必要はありますが、将来的には、排ガス中から二酸化炭素を回収し、回収した二酸化炭素を有効利用することでカーボンネガティブを目指すことから、温暖化の促進には繋がらないと考えております。
173	②-② 法令等で定める判定基準を超える有害物質を含む廃棄物、PCB、水銀、アスベストおよび放射性物質等は扱わないとあるが「法令等で定める判定基準」とは何ですか。そして基準値以下なら受け入れるという事なのか。明確にして欲しい。	法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは扱います。また、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱いません。
174	焼却施設から排出される排ガスの影響は風向などにより、周囲四方に流下するので(現に中国から黄砂は飛来する)建屋の上流域でも影響はあると思う。五ヶ瀬川水系の水質調査も行なって欲しい。	排気筒からの排出ガスが河川に沈着しても、汚染物質が堆積し続けるものではないことから、大気質の環境基準等との整合を図ることにより、周辺河川の環境にも十分配慮できるものと考えます。

表 6.1-2 (49) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
175	②-② 山形県の上山市の回収施設で隣接する果物等の生育被害があり農家が栽培できなくなった事例がある。 しかも150t/日の焼却施設で煙突の高さは59mのものである。400t/日もの焼却処理能力がある施設で、何故 35m なのか？どういう環境評価を下したのか ていねいな説明をしてほしい。景観だけで決めたとなら、人体や、自然環境の事をまじめに考えてほしい。	排気筒の高さについては、配慮書において 35m、49mのいずれの案でも、必要な環境配慮を行うことにより、重大な環境影響を生じることはないことから、方法書時に 35mを採用しました。 準備書において、方法書についての一般の意見を勘案して、さらに大気質への影響の低減を図るため、49mに変更しました。なお、配慮書において大気質の最大着地濃度出現距離は、排気筒高さが 35mの場合が 700m、49m の場合が約 800mであり、現地調査地点は 49m の場合においても、対象事業実施区域周辺地域の環境を適切に把握できる地点に設定しているものと考えます。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果を記載しました。
176	②-② 貴社が「安心・安全」への配慮があるのであればダイオキシン常時監視装置を設置すべきである(アメサ)そして法令の定めによらず大気質の計量証明事業所に分析を依頼し、最底月 1 回以上公開すべきです。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
177	②-2-9 感染性廃物(医療系可燃物)は専用ボックスにふたをした状態で運搬するとあるが、一日坂道を 660 台も走行するマミコウ道路などで事故が起きた場合事業者として、どのような対応ができるのか。 今後コロナのような感染性の廃棄物運搬中の事故車の対応に出動できる車両はあるのですか。	万が一、事故を起こした場合は、原因究明とともに再発防止策を関係者で共有するとともに、当該車両が所属する会社に対して、責任をもって対処するように要請いたします。当該車両が当社の車両であれば、当社（出資企業を含む）が責任をもって対処いたします。
178	②-② 地球沸騰化の時代に突入し、現在球球の 1000ヶ所以上で乾燥地帯が発生し、枯葉がこすれ合うだけでも発火して、山火事が起きています。単なる山火事だけでも大災害であるのに、大規模な産発施設を巻き込むような山火事の発生が充分に起こりうる気象環境にある今、ここに住む住民に施設の爆発や火事が起きた時の化学消防車などは県内にあるのでしょうか。防災アセスメントは、絶対に必要です!!	安全（防災）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.18 安全（防災）」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (50) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
179	②-③ 住民への説明で丁寧な説明を行うように努めるとありますが、そもそも、五町の一般ゴミ処理が含まれているので五町の住民の何割の方々に、説明会の参加を呼びかけているのか。益城町での説明会の座席数は 30 席程度、まだまだ御船町住民の方々でも知らない人は多い。巨大な施設を作るのだから、巨大なお知らせをし、せめて五町住民の 5 割の方々には周知させてほしい。	説明会の開催は、熊本県環境影響評価条例の規定に基づき、熊本県公報に公告を掲載するとともに、当社の出資企業である有価物回収協業組合石坂グループのホームページに「お知らせ」を掲載しました。 対象事業に係る環境影響を受ける可能性がある範囲と認められる地域及びその認定理由については、方法書第 8 章に記載したとおり、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観をもとに設定して、御船町及び益城町とし、説明会は熊本県環境影響評価条例の規定に基づき、2 町において開催しています。 各環境影響評価項目の予測及び評価の結果については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおりであり、環境影響を把握する上で、適切に設定されたものと考えます。
180	②-② 排気筒の高さを重大な環境影響が生じることはないことから 35m を採用するとあるが、高ければ高い程排気筒から出るダイオキシン等の物質や飛灰は薄められる。 なぜこの巨大な施設の排気筒が 35m で良いのか。必要な環境配慮とは何なのか 具体的に、述べられていない。アメサは、必ず取り付けて欲しい。つける義務があるはず。	排気筒の高さについては、配慮書において 35m、49mのいずれの案でも、必要な環境配慮を行うことにより、重大な環境影響を生じることはないことから、方法書時に 35mを採用しました。 準備書において、方法書についての一般の意見を勘案して、さらに大気質への影響の低減を図るため、49mに変更しました。なお、配慮書において大気質の最大着地濃度出現距離は、排気筒高さが 35mの場合が 700m、49m の場合が約 800mであり、現地調査地点は 49m の場合においても、対象事業実施区域周辺地域の環境を適切に把握できる地点に設定しているものと考えます。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果を記載しました。 バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (51) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
181	②-② 国連のグテーレス事務総長が「温暖化は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と警告しました。 エネルギー回収などと、施設の名前を仮称として言っていますが、どれ程の回収率があるのですか。 それ以外のものは水蒸気として排出すれば沸騰化に拍車をかけるだけではないですか。 日常的に、39°、40°の世界が来ている中で800°～900°度の焼却施設建設など、自分達の首を締める行為に他なりません。沸騰化で魚も採れず作物も育たない。お金は食べられません。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 エネルギー回収率は、廃棄物からどれだけエネルギーを回収できるのかを表すものになりますので、「回収できなかったエネルギーを排熱として放出している」という指標ではありません。 「お金は食べられない」というお言葉の重みを胸に刻み、経済性だけでなく、命と暮らしを守る視点を大切にした事業運営を進めてまいります。
182	②-② 搬入車両一日 660 台もの車両の排気ガスでの汚染が心配。自動車のタイヤ中にはゴム製品の劣化防止剤等の有害物質が使用されているという。道路走行中によるタイヤと道路との摩擦によって発生する粉塵汚染による健康へ影響についても予測評価を行って欲しい!!	タイヤ粉じんについては、予測手法がなく、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定していません。今後の動向を踏まえ、適切に対応します。
183	ごみの焼却は、様々の化学反応が起るといわれている。 有毒物質は必ず放出される。 バクフィルターで重金属は吸収されきれない。 焼却施設からの飛灰は様々な毒性を持つ。 ダイオキシンは最強の汚染物質、水銀、鉛、カドミウムも、ヒ素、アスベストも発ガン性や催奇形性がある。 ごく微量で生態系に影響する。これらのものがほぼ毎日大気や人体にふりかかる事はここに住む住人への健康被害になる!! 近々孫が産まれる我が家の 800m ぐらいの場所に建設するなど許されない。	大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 鉛、カドミウム、ヒ素については、可燃物に異物として微量に混入する程度であり、影響はほとんど無いものと考えます。なお、アスベストは扱いません。

表 6.1-2 (52)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
184	法律で年間に 1 回以上のダイオキシン類測定による排ガスダイオキシンの排出監視が義務づけられているが、1 年間で(8760 時間)で 4 時間ほどしか測定されないという。 最新式の安全な設備を作るというのならアメサなどの長期採取装置等を設置して欲しい。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
185	②-② 大気質の影響を把握するために、年間を通じての数年間にわたる逆転層の発生状況に関する山間地の気象を含めて調査を行うべきであるはず。 今回の事業には、山間地に設置する配慮がないし、計画もない。 排ガス中の気体状物質と粒子物質は拡散希釈がちがうはずなので、それぞれのシュミレーションが方法書にはない。	方法書に記載したとおり、大気質については上層気象を含めて調査を実施しました。 施設からの排出ガスの予測は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されているプルーム式、パフ式を用いて実施しました。地形の影響を考慮するため、方法書に示した ERT PSDM モデルによりプルーム中心軸の補正を行うことにより、詳細な予測ができるものと考えます。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
186	**（同意見 他 1 件）** メタン発酵施設の火災等の危険性に対する災害防止措置について。過去の発生事例と、それへの対処方法を明らかにして欲しい。 メタン発酵施設のエネルギー回収率及び売電先と収益計算結果予測を出して欲しい	安全（防災）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.18 安全（防災）」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 エネルギー回収施設（メタン発酵施設／焼却施設）で発電した電力の売電に関しては、FIP 制度を活用するのかどうか未確定な部分はありますが、仮に全量を価格 5 円/kWh で売電した場合の収益は、おおよそ 2 億円/年を想定しております。 電気は電力会社への買電となります。

表 6.1-2 (53) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
187	②-② 日本の環境アセスメントは、「環境アワスメント」と批判されるように、はじめから、結論ありきになっている。だから、住民の信頼がない！環境への影響だけでなく最近頻繁に起きる気象異変等も心配です。山火事等の防災アセスメントがない→この事からもいかに、住民の事を考えていないのかがわかる!! 防災アセスメントの予定はあるのですか?	環境アセスメントは硬直的なものではなく、より良い事業計画を作り上げていくために、柔軟に対応し、その上で、出来る限りの環境保全対策を実施することで重大な影響を回避することが求められていると考えております。 安全（防災）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.18 安全（防災）」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
188	②-② 建設予定地は、民家に近すぎる。それいがいにも、小学校、保育園、介護施設、フリースクール、学童保育と、子供やお年寄の生活圏である!! 何故その配慮がないのか。不信感しかない!!	対象事業実施区域周辺の保全対象に十分配慮して、適切に調査、予測及び評価、環境保全措置の検討を行いました。 各環境影響評価項目については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
189	②-① 感染性産業廃棄物の(医療系可燃物)の受け入れる医療機関名を明らかにして下さい。 建屋に持ち込まれるまでの般入方法を明らかにしてほしい。	廃棄物処理委託契約は民民契約であり、個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）の分別については、廃棄物を排出される事業者（排出事業者：病院や医療機関など）側で行っていただきます。これは排出事業者としての責務です。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、病院や医療機関などで、あらかじめ専用ボックスに入れ、蓋をした状態で（蓋を開けずに）運搬・処分を行います。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設け、室内温度を 15℃以下に保ち、厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。 また、専用の投入口に繋がる搬送コンベヤへの投入は人の手で行うことから、目視により専用ボックスの破損や漏れがないかの確認を行います。
190	冷却水約 250t/1 日使用するとあるがどうやって確保するのか示して下さい。 地下水を水源として使用する場合他の地下水にもたらす影響はないのか? 推移変動をもたらす可能性があることについての影響予測を行なっているのですか 詳しく説明して下さい。	250ｔ/日は、施設で使用する一日の量になります。その内、燃焼ガスの冷却に使用する水として約 120ｔ/日、機器冷却水として約 40ｔ/日を計画しております。 施設で使用する水は、水道水や地下水、雨水を計画しております。 ボーリング調査及び揚水試験を実施し、必要取水量を確保するための井戸の配置及び適正揚水量を検討しました。 地下水については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (54)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
191	敷地内に降った雨水にはダイオキシン類が含まれています。 その雨水を調整池に貯留して雨水の分析をして下さい。 それをすることなく公共用水域に放流することはやめてください。 (排水基準が定められている水質規制項目全ての分析) そしてその数値を公表してください	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設(選別破砕施設)では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設(焼却施設)にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
192	貴社関連企業が採用しているクローズドシステムの実施例の詳細についてその実績や性能、効果を明らかにしてください。冷却水等を循環利用することによって蓄積する塩類対策について詳しく説明して下さい	エネルギー回収施設(焼却施設)で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設(焼却施設)にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 なお、敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流する計画です。 クローズドシステムを採用することで、施設から敷地外への排水がありませんので、水質に関する環境影響が回避できるという効果があります。 また、循環水は補填水による希釈と、定期的な水の入れ替えにより、濃縮を抑制します。
193	全ての搬入廃染物を建屋内で受け入れるとのことであるが、搬入されるものを全て、展開検査できるのですか。 感染性産業廃物について受け入れる際のチェックをどのようにするのですか。	感染性産業廃棄物(医療系可燃廃棄物)の分別については、廃棄物を排出される事業者(排出事業者:病院や医療機関など)側で行っていただきます。これは排出事業者としての責務です。 感染性産業廃棄物(医療系可燃廃棄物)は、病院や医療機関などで、あらかじめ専用ボックスに入れ、蓋をした状態で(蓋を開けずに)運搬・処分を行います。 感染性産業廃棄物(医療系可燃廃棄物)は、建屋内に専用の保管場所を設け、室内温度を 15℃以下に保ち、厳重に管理した上で、エネルギー回収施設(焼却施設)にて専用の投入口から焼却処理を行います。 また、専用の投入口に繋がる搬送コンベヤへの投入は人の手で行うことから、目視により専用ボックスの破損や漏れがないかの確認を行います。

表 6.1-2 (55) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
194	②-② メタン発酵における悪臭対策に活性炭を使用するとの事ですが、こまめに交換するのですか。 どの程度の頻度で交換するのか示して下さい 悪臭等の苦情が出た時にどのように対処するのか具体的に明示して下さい。	脱臭設備に差圧計を設置し、その変化を日々確認します。確認の結果、効率低下の予兆が確認されれば、活性炭を交換します。 万が一、悪臭苦情が発生した場合には、廃棄物の搬入を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから廃棄物の搬入を再開させます。また、必要と判断すれば、脱臭設備等の追加対策を速やかに実施することにより、地域のみなさまにご迷惑をお掛けするような悪臭が発生することのないように、しっかりと運営管理を行います。
195	**（同意見 他 5 件）** 6-2-1 大気質 焼却施設の排ガスには PFAS が含まれることが予想されます。大気、土壌、河川および地下水の PFAS 測定をして下さい。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃掃法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れない方針としておりますので、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れない方針です。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、事業者としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。

表 6.1-2 (56) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
196	焼却灰のうち主灰と飛灰のそれぞれの量を明らかにしてください 水銀やダイオキシン類の分析は主灰・焼却灰をそれぞれ別々に測定するのですか その灰を埋め立て処分に際して無害化処理はどのようにするのですか？	主灰及び飛灰の発生量は、焼却物の組成や性状により変動はありますが、おおよそ 60%が主灰、40%が飛灰となります。焼却灰の発生量をおおよそ 80 t/日と仮定した場合、主灰 48 t/日、飛灰 32 t/日となります。 主灰及び飛灰は、それぞれ別々に分析を実施いたします。 主灰及び飛灰は、液体キレートによる薬剤処理を施して安定化させ、埋立基準を満たした上で、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。
197	ごみ処理施設の建設がなぜ産業廃棄物の施設建設になったのかの経緯がいまだに明らかにされていない。 説明会でも事業計画の説明はあるがなぜ計画が変更されたかのいきさつが不明である。 事業計画の説明ではなく一般から、産廃への内容の変更の説明をしてほしい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
198	②-② ・メタン発酵施設の、バイオガス発生とあるが必ず異臭が発生する。 ・今、施設の無い状態でおいしい空気、きれいな水、青い空の生活がある。 異臭の苦情が出た際には発酵施設等でただちに停止する、覚悟はあるのか明確に示して下さい。	エネルギー回収施設（メタン発酵施設）内で発生する臭気は、捕集して、焼却炉内へ吹き込み、燃焼用空気として高温分解処理します。また、エネルギー回収施設（焼却施設）が定期修理中は、活性炭脱臭塔にて脱臭処理を行います。 万が一、悪臭苦情が発生した場合には、廃棄物の搬入を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから廃棄物の搬入を再開させます。また、必要と判断すれば、脱臭設備等の追加対策を速やかに実施することにより、地域のみなさまにご迷惑をお掛けするような悪臭が発生することのないように、しっかりと運営管理を行います。

表 6.1-2 (57) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
199	循環型社会の実現のためには私達1人1人が3Rの実行実現だけでは無理で「大量生産、大量消費・大量廃棄・大量リサイクル」のシステムをなくし、一般廃棄物・産業廃率物すべてを、資源として廃棄物にしないシステムの構築こそが私達のすべき事だと考える。 「結局は、リサイクルされないものの方がサステナブル」=皆川明。 この世界観が主流です。 廃棄物を燃やして発電が、サステナブルなのでしょうか？	ごみ減量への取り組み心から感謝いたします。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 プラスチックは、製造段階で温室効果ガス排出量がカウントされておりますので、廃棄物の焼却施設で発電された電気は非化石エネルギーとなります。 焼却施設ではプラスチックと廃油を焼却した重量に応じて温室効果ガス排出量がカウントされ、バイオマス由来の廃棄物を焼却しても温室効果ガス排出量はカウントされません。技術やコスト面での課題を解決する必要はありますが、将来的には、排ガス中から二酸化炭素を回収し、回収した二酸化炭素を有効利用することでカーボンネガティブを目指すことから、温暖化の促進には繋がらないと考えております。
200	②-③において 知事意見として、住民への丁寧な説明を行うようにとあり、それの対応として丁寧な説明に努めるとあるが、②-②の環境保全対策に配慮書提出後の検討経緯でたった3行で必要な環境配慮を行なう事により排気筒の高さを35mに採用する、とある。これが丁寧な説明と言えるのか！詳しい経緯を延べてください。	排気筒の高さについては、配慮書において35m、49mのいずれの案でも、必要な環境配慮を行うことにより、重大な環境影響を生じることはないことから、方法書時に35mを採用しました。 準備書において、方法書についての一般の意見を勘案して、さらに大気質への影響の低減を図るため、49mに変更しました。なお、配慮書において大気質の最大着地濃度出現距離は、排気筒高さが35mの場合が700m、49mの場合が約800mであり、現地調査地点は49mの場合においても、対象事業実施区域周辺地域の環境を適切に把握できる地点に設定しているものと考えます。 大気質については、「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果を記載しました。
201	②-① 私は予定地の700m程のところに住んでいる。焼却炉ができて数年で免疫系生殖系の問題が発生し、不眠・ホルモン系の問題が出た例がある。 貴事業所は、水質・土壌について詳細な調査を検討するとあるが住民の健康調査の予定はないとある。 安心、安全を唱えるのであれば積極的に行うべきではないか。近辺に小学校、保育園、学童保育所、介護施設がある。 子供達やお年寄の健康被害は絶対に許されない	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に1,000ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
202	②-③ 低周波音、地下水、文化財・交通安全の影響に詳細な調査及び予測を行なった上でとあるが建設予定地のすぐそばに九州初の恐竜の卵殻化石が発見されており貴重な文化財である。その事について方法書には6.2.16においても具体的な明示もない 対策や調査を検討します、としか回答していない どのように対策をし、検討するのか詳細に答えて下さい	文化財については、方法書にお示ししたとおり、御船町教育委員会と意見交換しながら、適切に対応します。 文化財については「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.16 文化財」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (58) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
203	②-①(1) 上益城 5 町の一般廃棄物処理計画に戻すべきである。もともと町民、住民は産業廃事物の建設を望んでいなかった。 5 町の一般廃棄物処理場なら、ダイオキシンの基準値も 80t/日の量ですむ。巨大な施設であればある程ダイオキシン、環境ホルモン、有害物質の排出量は増える。しかもゴミを焼却する事は、全てなくなって有害物質しか残らないのでリサイクルとは言えない!!建設をやめて欲しい	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
204	過去に自治体等の焼却施設でバクフィルターの破損等の事故が発生していてその際に、排ガスがそのままの状態で煙突から放出される。すぐ近くに住む私達は、まともにダイオキシ類や水銀などの排ガスを吸う可能性は大である。燃えやすいようなバグフィルターの維持管理をどうするのか。その交換頻度やコストなどについて明らかにすること。アメーサを必須として設置すること。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。
205	地下水の使用について 使用する 250t/日の地下水で全量確保が可能なのかは焼却能力規模の設計にも関わる基本的なデータであるはずである。にも関わらず現在時点での確保の目途は立っていないのか。 環境影響予測評価を行なう以前の段階の準備として、地下水調査を行なっての必要用水量の確保が可能なのか否かの調査は実施していないとできないのではないですか。	ボーリング調査及び揚水試験を実施し、必要取水量を確保するための井戸の配置及び適正揚水量を検討しました。 地下水については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (59) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
206	②-④ 悪臭(特定悪臭物質、臭気指数)を年2回とある。 毎日稼動するものなのに年 2 回の調査は少なすぎる。 悪臭の苦情が出たら、すぐにストップできるようにして欲しい。	悪臭による環境への影響が大きくなると考えられる代表的な時期として、梅雨期と夏季に 2 回実施しました。 万が一、悪臭苦情が発生した場合には、廃棄物の搬入を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから廃棄物の搬入を再開させます。また、必要と判断すれば、脱臭設備等の追加対策を速やかに実施することにより、地域のみなさまにご迷惑をお掛けするような悪臭が発生することのないように、しっかりと運営管理を行います。
207	・そもそも一般から産廃へのいきさつを明確にして下さい! P3-16 湧水について 「対象事業実施区域及びその周辺には代表的な湧水は存在しない」とあるが、すぐそばに住む私達は熊本地震の時に上野小字日向「日向の湧水」御船町七滝の、天君の簡易水道水源等を利用した。 災害時には必要なものである。 汚染する事は許せない事です。	方法書においては、地域の概況として、既存資料調査をもとに把握できた内容をお示ししています。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。
208	◎そもそも一般から産廃へのいきさつを明確に!! P2.37 騒音・振動について 工事中ともに「騒音・振動のモニタリングの頻度について 5 町と協議するとあるが上益城 5 町とは何ですか。最終的な責任者を明確にしてください。悪臭についても苦情の責任の所在を明確にして下さい。 苦情先の電話番号を教えて下さい。	上益城郡 5 町とは、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町の 5 町を指しております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 施設が供用開始した後に、連絡窓口と連絡先をお知らせいたします。
209	◎そもそも一般から産廃になったいきさつを明確に!! P2.2.「法令等で定める判定基準を超える有害物質を含む廃棄物、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト、及び放射性廃棄物は扱わない」とあるが「法令等で定める判定基準」とは何ですか。 判定基準以下なら受け入れるのですか？ はっきりと、明確に示して下さい。 これらのものを全く受け入れる保証がないのであれば、撤廃してほしい。 住民の健康被害に大きく影響する!	法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは扱います。また、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱いません。
210	◎そもそも一般から産廃になったいきさつを明確に!! P2.2 そもそも「熊本県内の産業廃棄物を県内で処理するために事業が必要」と言うがそうすると、県外からの産業廃棄物の受け入れは必要がないのではないのか。 他県は他県で産業廃事物は処理すべきであって、(企業責任で)他県の廃棄物を受け入れる為に大きな施設を作る必要はない。	「県外に持ち出されている産業廃棄物の量が多いから、県内で処理する施設を整備する」ものではなく、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、「廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理体制を構築する」ものであります。 そのため、県内搬入分の 88 千ｔについては、他社で処理されている実情があるため、その受け入れを当社が拒否することは出来ません。

表 6.1-2 (60) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
211	◎そもそも一般から産廃になったいきさつを明確に! P2.39 交通について 一般道では、「地元車両優先」とあるがマミコウロードは片側一車線の道路で 10t 車の追越しなどあり得ない。 さも「優先」するというような言い方はまちがっている。	事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。
212	No.178 昨今の地球温暖化の影響を受けて県内でも想定外の水害等による地盤の崩落や土砂流出の被害がみられる。阿蘇 A4 火災流地質の地盤であることから崩れやすい地層であるので造成地の詳細な調査及び予測評価を行なった上での環境保全措置を取って欲しい。	建築物の建設にあたっては、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を行う必要があります。また、土地の造成にあたっても、盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害を未然に防止します。
213	2.2.9. 搬入計画 6.2.17 安全 (1)搬出入車両計画ルート マミコゥロードは広域農道です。農繁期は農業機械の往来が増加します。特に、ルート①、ルート②方向は田畑が多く、朝夕、日中の路肩駐車があります。 更に、ルート②に関しては、沿道に住宅が多く、カーブ、アップダウン脇道もあります。インターができて以来、山都町方面から、マミコゥロードを経由して御船益城方面に通勤する車が増えました。 このような状況、状態に対しての調査が、1 回のみ、又は資料のみというのは、考えが甘いのではないでしょうか?	交通量の調査時期は、国土交通省や都道府県等が連携して実施している全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）を参考として、年間の平均的な状況が把握できる時期として秋季に 1 回実施しました。
214	2.2.8 給排水計画 (2)排水計画にて、敷地内に降った雨は調整池に導き、流量調整後に、放流するとあるが、敷地内に降った雨水にダイオキシン類が含まれていると東京 23 区清掃一部事務組合の調査、分析から明らかになっていますが、調整池や排水側溝の水質検査は必要なのではないでしょうか?	調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
215	本事業の名称について 今まで行なわれてきた住民説明会や町の広報などで、「エネルギー回収施設」の名が使われてきたので、少なからず住民の間でも衆知はされてきたかもしれない。 しかし、施設で処理するゴミの大半を占める「産廃」の二文字が一回もでてこないのはおかしいと思います。「一般ゴミ」と「産廃ゴミ」はおんなじゴミ、大差はないと思われているかもしれませんが、住民側はそうではありません。建設に対して自信を持っているのであれば、「産廃」を全面に出して説明すべきだと思います。	本事業の名称は、「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業」としておりますが、これまで公表している配慮書や方法書、また、説明会においても、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を適正に処理して、エネルギー回収する廃棄物処理施設を整備することをご説明しております。
216	『施設への出入りの際や交差点などでは地元車両の通行を優先します』とありますが、マミコゥロード通行中は優先していただけますか? ただ、マミコゥロードは路側帯や駐車帯がなく、優先させようにも、させられない状況です。 道路改良などは考えているのですか?	事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。

表 6.1-2 (61) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
217	廃棄物に含まれる塩類が長期間に渡り、施設内に蓄積することで、設備の腐食、老朽化を加速する可能性はないのでしょうか?	施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで、施設の安定・安全な稼働を行います。
218	最終処分業者は決まっていないとあるが、最終処分先が決まっていないのに、中間処理施設の建設計画が先に進んでしまっているのはいかがなものかと思います。 決まっていなくても、候補はないのですか? 候補先リストを公開して下さい。	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。
219	5.2.2 一般の意見の概要についての事業者の見解 No.166 の中で、調整池に流入する水は敷地内に降った雨水のみとありますが、雨水の中に有害物質が入っている可能性はないのでしょうか? また、施設内作業で発生する粉じん、ほこり、が雨水とまじり、その粉じん、ほこりに含まれる有害物質が調整池を介して、河川に流入する可能性はないのでしょうか?	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
220	産廃に放射性廃棄物が持ち込まれた場合、住民の避難計画や補償、現状回復についてどのように考えられていますか? 現在福島第一原発廃炉作業を進めるため、汚染土を全国にバラまこうとしていますが、上野の産廃場に持って来ないと約束はされるのでしょうか?	法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは扱います。また、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱いません。
221	産廃施設の耐震強度は? 震度 7 に耐えうる根拠は?	産業廃棄物処理施設だから特別に耐震基準が緩いというものではありません。他の建築物を建設する場合と同様に、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を行う必要があります。
222	焼却施設からエネルギーを回収し発電するとされていますが、焼却することで炭酸ガスが発生するのに脱炭素と言える根拠は何ですか?	焼却施設ではプラスチックと廃油を焼却した重量に応じて温室効果ガス排出量がカウントされ、バイオマス由来の廃棄物を焼却しても温室効果ガス排出量はカウントされません。技術やコスト面での課題を解決する必要はありますが、将来的には、排ガス中から二酸化炭素を回収し、回収した二酸化炭素を有効利用することでカーボンネガティブを目指す考えです。

表 6.1-2 (62) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
223	産廃処理施設からの排水から地下水が汚染される可能性はゼロではないと思います。 5 町全ての井戸(全戸)の水質調査を今すぐ行って下さい。 比較材料が無ければ評価が出来ません	施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、地下水については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において調査を実施し、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。
224	上野地区に建設しようとしている産業廃棄物処理場をなぜ熊本城の隣に建てられないのですか? 安全なものであるのならば町中に建てても良いのではないでしょうか?	焼却施設を街中に建てても周辺への安全性を担保することは可能と考えておりますが、熊本城などの都市計画区域内においては、用途地域によっては産業廃棄物処理施設を建設することはできません。工業専用地域や工業地域、準工業地域であれば、都市計画審議会の議を経れば建設は可能です。ただし、建設するための土地があればの話になります。なお、事業計画地は都市計画区域外となります。
225	ゴミ処理施設、産廃施設で、町おこしが出来た自治体は世界にあるのですか?	当社の出資企業が運営する施設では、建設工事の一部や供用中の維持管理工事を地元企業へ発注することによる地域経済への貢献、地元雇用の創出、地域交流や地域イベントへの参加・協賛による地域活性化に寄与できていると自負しております。
226	先ず、なぜ上野地区に、ゴミ処理施設を建設しようということになったのですか?	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。

表 6.1-2 (63)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
227	地震や豪雨など・・・大規模災害による被災の想定はされているのでしょうか? 処理場が被災した場合、汚染物質が周辺だけでなく広範囲に拡がった場合の対応や補償はどうするつもりでしょうか? チッソ水俣と同じく知らぬ存ぜぬで逃げ、税金で払わせるつもりですか?	産業廃棄物処理施設だから特別に耐震基準が緩いというものではありません。他の建築物を建設する場合と同様に、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を行う必要があります。また、土地の造成にあたっても、盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害を未然に防止します。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたしますので、税金からの補填は考えておりません。
228	井戸水からヒ素や、水銀、有機フッ素化合物、放射性物質などが検出される恐れがあると不安に思っています。 大気中にも放出されることになると思います。 産廃施設は大反対です	施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、地下水については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において調査を実施し、「第８章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
229	搬入ルートとなるマミコウロードの走行に伴う大気汚染、環境汚染について 現状のマミコウロードの交通量にない搬入搬出のトラックの走行があるのだから大気汚染、環境汚染は必ず発生します 排気ガス、走行による粉じん、オイル漏れなどどうすればそれを回避低減できるのか具体的にに示してほしい 環境への影響はある前提でどの位汚染されるのかを詳細にしめしてほしい	車両の走行に伴う大気質の影響については、「第８章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
230	廃棄物の受け入れ、処理に当たっての維持管理について 産業廃棄物を受け入れる段階で、マニフェストに記載された内容と相違ないかどうか目視確認を行うとあるが具体的にどうすれば目視で確認できるのか マニフェストに書かれた内容を確認の間違いではないか 搬入時に十分な全量検査が行われなければ受け入れしない項目は確認をしようがない 徹底した対策をもとめる	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。

表 6.1-2 (64) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
231	悪臭、騒音、振動について 常時モニタリングを行ってほしい モニタリング頻度について上益城 5 町と協議をし住民の意見を反映し常時モニタリング及びデータの即時公開を必ずおこなってほしい	騒音・振動、悪臭の常時モニタリングの実施は計画しておりませんが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
232	環境保全対策について 「法規制に基づく排ガスの定期的な測定」が 2 カ月に 1 回あるいは年に 1 回とあるがあまりにも少なすぎる 測定結果を翌月末までに公表するということも住人の健康被害が出た場合時間がかかりすぎる 施設の排ガスが問題ないという前提で事業を進めるのであれば常時監視装置「AMESA」を導入しデータを常時公開するよう求める	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
233	事業敷地内の雨水の汚染について 過去に同種の廃棄物処理施設で敷地内から流出する雨水にダイオキシン類が環境基準を超えて含まれた事例がある 雨水を放流する計画には毎日のモニタリングが不可欠と思われるが具体策はあるのか 最近の 100 年に一度といった豪雨被害も懸念されるので簡単に放流はあり得ない	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (65)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
234	事業開始後の様々な測定記録の閲覧や専門家や地域住民の施設内の立ち入りについて 地域住民の信頼をえてよりよ事業となるように取り組みますとあるが具体的にどのようなことを準備しているのか地域住民の不安を払しょくするためにはいつでも誰でも施設に立ち入りができ要望した記録を閲覧できることが必須である 地域住民とこういう内容の環境公害防止協定を締結する用意はあるか 事業者により準備された見学コースによる見学では取り組みとはいえない	地元地区から環境保全協定を締結されたいとのご要望があれば、前向きに協議をさせていただき、その中で地元地区との取り決め事項等を定めさせていただきたいと考えております。
235	排気塔の高さについて 今の時点で 35m を採用することはどこの判断でなされたのか 35m、49m もしくはそれ以上の高さでの環境影響が同じではないのでないか 気象調査は 1 年では不十分でもっと長期にわたって現地調査を行う必要がある 逆転層の発生状況、上層気象の高度観測等を行ってから影響を判断してもらいたい それに伴い影響の範囲も変化するので過小に評価せず、益城町、甲佐町、山都町での気象調査も行ってほしい	排気筒の高さについては、配慮書において 35m、49mのいずれの案でも、必要な環境配慮を行うことにより、重大な環境影響を生じることはないことから、方法書時に 35mを採用しました。 準備書において、方法書についての一般の意見を勘案して、さらに大気質への影響の低減を図るため、49mに変更しました。なお、配慮書において大気質の最大着地濃度出現距離は、排気筒高さが 35mの場合が 700m、49m の場合が約 800mであり、現地調査地点は 49m の場合においても、対象事業実施区域周辺地域の環境を適切に把握できる地点に設定しているものと考えます。 気象の調査期間については、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準拠しており、適正であると考えます。なお、既存の気象観測所の過去 10 年間のデータを用いて異常年検定を行っています。上層気象の状況については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に調査結果を記載しました。
236	放射性廃棄物の搬入について 取り扱いはないとあるが混入しないという根拠を示してください また人為的ミスは必ず起きるという前提でモニタリングの項目に加えてください	法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは扱います。また、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱いません。 廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。

表 6.1-2 (66) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
237	搬入される産業廃棄物がどこで排出されたものか地域住民が開示請求できるようにしてください 熊本県、九州一円からの産業廃棄物の搬入を予定されているが地域住民は情報もなく受け入れろということか 個人情報の保護の観点から排出事業者の公表はできないとあるが廃棄物の発生場所、種類、数量を公表できない理由をしめしてください そういった情報を公開しないような施設を受け入れることはできない 排出事業者との協議で公開の事前の了解を取るのが当然である	廃棄物処理委託契約は民民契約であり、個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
238	搬入ルートとなるマミコウロードにおける交通量増加について 交通量に関する実験、アンケートの実施の予定はないとあるが配車システムの導入や地元車輌の運行の優先がそれでできるとは思えない 予測する為には「詳細な調査」及び地元住民への聞き取りが不可欠 詳細な調査の内容を具体的に示してください	方法書に示した調査内容で、交通に関する予測・評価は可能であると考えます。 交通量の調査時期は、国土交通省や都道府県等が連携して実施している全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）を参考として、年間の平均的な状況が把握できる時期として秋季に1回実施しました。 安全（交通）については、「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.17 安全（交通）」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
239	搬入ルートとなるマミコウロードにおける大型車輌走行について 搬入搬出ともに大型車輌の走行が必ずあるとされるが最大積載量での走行に伴い道路や橋などの劣化対策は計画されているのか 軽減に努めるといったものではなく、他の施設稼働で行っているもの等具体的に説明してください	マミコゥロードは、橋梁部も含めて25ｔ車両の走行に耐えうる構造となっております。 また、マミコゥロードの維持管理や路面補修等に関しては、基本的には道路管理者の責任において実施するべきものと認識しておりますが、CSR（企業の社会的責任）の一環としてどのような協力ができるか、道路管理者と協議・検討したいと考えております。
240	搬入ルートとなるマミコウロードにおける交通量の増加について 家庭ごみ等の委託車輌や委託車輌が想定ルート以外を通行するとあるがなぜ統一のルートを通行しないのか 5 町と話し合い近隣住民や環境への影響を回避軽減する方法を考えるべきではないか 5町との話し合いの具体的な方法、期日を示してください	廃棄物運搬車両はルート①～③を走行することになりますが、上野地区内の家庭ごみ等を収集する御船町の委託車両や許可車両については、個人宅や区域の決められた収集場所に家庭ごみ等を回収に行くことから、ルート①～③以外を通行することがあります。
241	搬入ルートとなるマミコウロードにおける交通量の増加について 搬入経路を実際に使用車両を走行させる事前の検証を行ってください 平日、休日ともに搬入予定時間帯で検証してください 渋滞発生箇所やすれ違い困難な箇所を明らかにしてください	使用車両を走行させて検証する計画はありません。一般道では、速度制限や通行禁止道路等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先、通学時間帯への配慮を徹底します。 交通量の調査時期は、国土交通省や都道府県等が連携して実施している全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）を参考として、年間の平均的な状況が把握できる時期として秋季に1回実施しました。 対象事業実施区域北側の最寄りの交差点及び対象事業実施区域の出入口について、現況の交通量を把握した上で、計画交通量が発生した場合の道路渋滞の可能性について検討を行い、「第8章　調査、予測及び評価の結果　8.17 安全（交通）」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (67) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
242	大気汚染の影響範囲が最大でも半径 3km であるという調査結果は、科学的に算定されているとは考え難い。 環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針によれば、時間当たり 5 トンで煙突実体高 59m、12 トンで 80km である。 その調査対象地域はそれぞれ 6km、8km となっている。 本事業は毎時約 9 トン/炉の焼却能力(処理能力 220 トン/日×2　220÷24=9.17...)があるので、煙突の実体高は少なくとも 70～80m が必要と考えられ、その調査対象地域は少なくとも 7～8km 必要である。勝手に煙の高さ 35m に決めず、しっかり考えて下さい。	環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている施設規模に応じた調査対象地域はあくまでも設定例であり、同表の注に示されているように最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定するとなっています。配慮書における大気質の予測結果（排気筒から約 700m）をもとに、概ね 2 倍の距離を見込み、半径 1.5km を調査地域としています。 また、同表中の施設規模等の時間当たりの処理量と煙突実体高も例示に過ぎません。
243	**（同意見 他 1 件）** 毎日 80 トンもの焼却灰が発生するというが、その中に含まれる水銀やダイオキシン類はどのくらいになるか試算で明らかにしてほしい。 また埋立処分に際して焼却灰の無害化はどのようにするのか。具体的に示して下さい。	焼却灰に含まれる有害物質が判定基準を超えて検出されないように、適正に焼却処理しますが、万が一、判定基準を超えた場合は、施設を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから運転を再開させます。なお、焼却灰は、適正に処理できる処理業者に委託します。 主灰及び飛灰は、液体キレートによる薬剤処理を施して安定化させ、埋立基準を満たした上で、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。
244	**（同意見 他 6 件）** P.2-2 熊本県上益城郡 5 町の産廃処理施設建設の件で事業者がしきりと強調するのが熊本県内から県外に産業廃棄物持ち出されている量が多いから県内処理できるようにせねばという「使命感」のような話だが、一般に廃棄物の処理で自区内処理がいわれてきたのは産業廃棄物ではなく一般廃棄物のほうについてである。 逆に 5 町のごみ処理という観点から不必要なほとの巨大な施設を作って、県外からも産業廃棄物を搬入するという計画だが、そうするとそもそも熊本県の産業廃棄物を熊本県内ですべきということにこだわっていた、その話の前提がおかしくなりはしないのか。 他県は他県でその県内で産業廃棄物の処理をすべきという話になるのでは。そうならないということは、そもそも「熊本県内の産業廃棄物を熊本県内で処理するためにこの事業が必要」という話自体が成り立たなくなる。 2021 年 9 月 29 日に熊本日日新聞がスクープした直後の 10 月 1 日におそらく急きょ交わされた「覚書」について、方法書では「検討を重ねた結果」締結し住民等への説明を実施した、と淡々と順調に進めてきたような印象の書き方をしているのには納得がいかない。	熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えておりますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えております。 廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。 また、「県外に持ち出されている産業廃棄物の量が多いから、県内で処理する施設を整備する」ものではなく、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、「廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理体制を構築する」ものであるため、前提が崩れるものではありません。 覚書の締結については、報道があって急遽取り交わしたのではなく、上益城郡 5 町と検討を重ねた結果、報道がなくてもあらかじめ予定されていたものとなります。

表 6.1-2 (68)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
245	こうして意見書を書いていますが、この施設の建設が出来るにあたっての経緯も明確ではないし、一切納得がいっていません。 納得がいって、こうして意見書を書いているなどとは思わないでいただきたい。 このような意見書を書かなければいけない状況に対しても一切納得していない。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
246	**（同意見 他 1 件）** 熊本県内外における産業廃棄物の移動状況について詳しく教えて下さい。	熊本県内外における産業廃棄物の移動状況については、「第 3 章　対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.2 社会的状況 3.2.7 廃棄物の状況」に記載しました。
247	**（同意見 他 1 件）** 廃棄物の搬入状況が気になります。 搬入される全てのごみの内容、量など、種類ごとの処理の仕方の説明を記載して下さい。	産業廃棄物及び一般廃棄物の種類、搬入量及び処理フロー図については、「第 2 章　対象事業の目的及び内容 2.2.5 主要な施設及び設備の概要」に記載しました。
248	**（同意見 他 1 件）** 廃棄物の動植物性残さ、動物系固形不要物の集荷エリアの現在時点における確定エリアと今後の検討エリアに関する情報を公表して下さい。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。 現時点で確定しているものはありません。
249	**（同意見 他 1 件）** 県内エリア内になる食品製造業者等における食品リサイクル法の適用状況を把握されている限り教えて下さい。	熊本県内における食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量については、「第 3 章　対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.2 社会的状況 3.2.7 廃棄物の状況」に記載しました。

表 6.1-2 (69) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
250	（同意見 他１件） 受入産業廃棄物の中には廃油や廃酸、廃アルカリなど液状産業廃棄物もあると思うが、これらの性状調査(混入成分分析など)はどのように行いますか。 安全な調査方法を明記して下さい。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
251	（同意見 他１件） 廃棄物の搬入時の目視による確認検査は搬入時のトラックの荷台の産業廃棄物等を地面に展開させての検査ですか。 きちんとした検査方法を記載して下さい。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
252	（同意見 他１件） 受入産業廃棄物を排出する事業所の段階で、無機系の物と有機系の物との分別を徹底するように契約段階で事前に要請して下さい。	排出事業者への分別の徹底については、処理委託契約の段階で要請いたします。

表 6.1-2 (70) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
253	**（同意見 他１件）** 廃棄物の無機物と有機物の受入時にはどのような方法で判別調査を行う予定なのか。 詳しく提示して下さい。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
254	どの企業、業者から何がどのくらい持ち込まれるのか。 その事業者から公開を前提に受け入れを可否を決めるようにすれば公表は可能だと思う 地域住民の「安全・安心」できる配慮をするという企業のコンプライアンスからすれば公表できるようにするべきです。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。 現時点で確定しているものはありません。 廃棄物処理委託契約は民民契約であり、個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
255	受け入れる廃棄物中に放射性物質の有無を判定するためには事業者から提出される成分分析結果による確認だけでなく、トラックヤードを設けてそこで放射能検査を行うよう計画して下さい。 そしてその検査値もごまかさないようにしっかりと報告して下さい。	放射性廃棄物は扱いませんので、放射能検査を実施する予定はありません。

表 6.1-2 (71) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
256	動物のふん尿は入れない取り扱わないとあるが、動植物性残さの中に含まれる可能性はないですか? 取り扱わないというのは不可能ではないですか。 できもしないこともさも可能なように提示するのは詐欺行為ではないですか。	動植物性残さとは、「食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物」と廃棄物処理法で規定されております。また、動物のふん尿とは、「畜産農業に係るものに限る。」と同法で規定されております。 そもそも、動植物性残さと動物のふん尿は、産業廃棄物の種類が異なりますので、含まれることはありません。
257	計画を進めるのに必要なのは説明さえあればよいのではなく「住民の納得が得られること」が重要であると考える。 説明を受けた側は説明されたから納得したわけでも、納得しなければならないわけでもない。 住民が納得しなければ、説明だけでなく、説明だけでなく、やり方も方針も練り直さねばならない。 私は納得できる説明も受けていないし、今までの説明会の中でも納得できていない。 この計画には断固反対である。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
258	2-14 「廃棄物の受け入れ、処理にあたっての維持管理」 許可品目外のものが混入していないかどうか目視確認を行う。 となりますが、目視確認で確認できるのですか? 目視確認ではとうてい確認できるとは思えない。 どのようにするのか具体的に示して下さい。 (目視意外で)	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。

表 6.1-2 (72) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
259	**（同意見 他１件）** 公的機関の運営とは異なり、民間企業の運営となりどうしても営利目的優先となり、安全管理やメンテナンス環境対策がおざなりになってしまうのではないか。監視するのに出資が必要なのはなぜなのか。 出資しなければ何も情報は出てこないのか。	一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が 3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 仮に出資がなかったとしても、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しますので、確認は可能となります。

表 6.1-2 (73) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
260	**（同意見 他 1 件）** 「排水計画」施設からの排水はありませんと断言しているが、配管破断や大雨などの異常事態が起きた際の対応を記載して下さい。施設に降った雨水は有害物質を含むと考えるべきなのでその前提で排水処理、調査して下さい。	汚水配管の設備不良による事故を防止するため、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。 プラントエリア内については、外周部に排水溝を設け、集水して汚水ピットに流入する計画であることから、万が一、汚水配管が破損した場合は、汚水ピットに流入させ、適正に処理することで外部への流出を防止します。また、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
261	**（同意見 他 3 件）** 2-28 「地下水の使用量以上の積極的な涵養に努める」とあるが、具体的に何をするのか。詳しく明記して下さい。	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t/日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t/日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。

表 6.1-2 (74) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
262	**（同意見 他 2 件）** 250 トンの水を炉に吹きつける為の配管がありますが、その配管の破損事故が起きた場合、汚水がもれる危険性がある為、図面等で詳細に説明し、排水についての計画を作成して下さい。	250ｔ/日は、施設で使用する一日の量になります。その内、燃焼ガスの冷却に使用する水として約 120ｔ/日、機器冷却水として約 40ｔ/日を計画しております。 施設で使用する水は、水道水や地下水、雨水、ボイラブロー水等のプラント排水になりますので、有害物質は含まれておりませんが、排ガス中の有害物質については、排ガス処理設備にて適正に処理を行い、排気筒から蒸気として大気に放出します。 施設からの汚水として、メタン発酵施設からの発酵液や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水がありますが、これらは汚水槽に一旦貯留した後、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 また、汚水配管の設備不良による事故を防止するため、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。 プラントエリア内については、外周部に排水溝を設け、集水して汚水ピットに流入する計画であることから、万が一、汚水配管が破損した場合は、汚水ピットに流入させ、適正に処理することで外部への流出を防止します。また、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
263	**（同意見 他 1 件）** 煙突からでた排気からの物質が敷地内に降下、又は雨での降下で敷地内に化学物質が推積すると考える。 この排水(敷地内に降った雨水)は単なる雨水として公共用水域に放流しない計画を作成して下さい。 排水について水質調査を常時行い、化学物質がもれ出さないような対策をして下さい。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (75) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
264	**（同意見 他１件）** 交通について 一般道では「地元車両を優先」とあるが、片側一車線しかない道路でどのように優先するのか。 計画を教えて下さい。	事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。
265	この事業立ち上げ後の財政シュミレーションについて5町と協議を行っていないのですか。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 財政面におけるメリットについては、詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。
266	**（同意見 他１件）** 県の審査会の専門家は限定的なものである。 審査会が出した結論を含めて多くの専門家からの意見や提案を求めて総合的な予測評価が可能となるようにするべきではないか。	方法書についての知事の意見は、熊本県環境影響評価審査会の意見だけではなく、関係町長の環境保全の見地からの意見も勘案するとともに、アセス図書についての意見書に配意して作成されています。
267	現在の計画案の不備が判明した場合には代替案の検討に入れる体制づくりを今から入れておくべきだと思います。 その予定はありますか。	環境アセスメントは硬直的なものではなく、より良い事業計画を作り上げていくために、柔軟に対応することが求められていると考えております。その上で、出来る限りの環境保全対策を実施したとしても重大な影響が回避できないなどの場合は、事業撤退も考えられますが、現時点では代替案の検討は行いません。
268	**（同意見 他１件）** 家庭の一般廃棄物と事業系一般廃棄物を受け入れて処理を行っている東京23区で水銀の排ガス濃度が度々基準値を超えることがあったが、結局、汚染原因者の特定ができなかった事案がありました。 これをどのように理解していますか。 同様のことが起きないと断言できますか。	排出者（住民）のモラルの問題と理解しています。 悪意を持った排出者が意図的に一般廃棄物（可燃物）の中に水銀体温計を混入させた場合同様のことが起こりえます。 そのためにも、ごみ出しルールの徹底を各自治体を通じて周知していきます。 なお、上益城郡内の施設でも水銀含有物質が発生したと聞いています。
269	**（同意見 他１件）** エネルギー回収施設の稼動が地域に役に立つには何よりも安全安心できる施設であることが大前提です。 同種の施設で火災や爆発事故をおこしたり、環境汚染や労働災害を起こしています。 現在同種の施設での事故、ヒヤリハットな事例を調べ皆に教えて下さい。 そしてどのような対処をしたのか教えて下さい。	安全（防災）については、「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.18 安全（防災）」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (76) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
270	これまでの 5 町の事業者による説明では、町と事業者との関係及び今後の事業運営形態、責任区分が不透明です。 事業者は廃棄物の処理コスト、その料金収入、税金の投入、循環型社会推進交付金の交付などは、どのようにする予定ですか。 5 町のどなたと交渉するのですか。 明確にして下さい。	廃棄物処理施設の設計・施工、運営は、当社が責任を持って行います。 施設の建設に当たり、民間事業者が活用可能な国の補助金制度があれば、その活用について検討を行いますが、建設費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町に建設費をご負担いただくことはありません。また、循環型社会形成推進交付金の活用もありません。 上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用となります。 基本的には各自治体の担当する事務方のみなさまと協議を行い、各自治体にて決裁をとられるものと理解しております。
271	一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画がなぜ安定的、効率的な運営なのか、具体的な説明をお願いします。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。
272	なぜ事業計画の主体と内容が変更になったのかその丁寧な説明がなされていません。 説明をお願いします。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。

表 6.1-2 (77) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
273	「リサイクル施設(選別破砕施設)では集じん機の設置は予定していません」とあるが、以前、神奈川県環境科学センターが県内の粗大ごみ破砕センターの室内空気の測定を行なった結果、鉛や水銀などの有害物質が検出されたことがあります。また、東京都杉並区に設置された主に家庭から排出された廃プラスチックを圧縮する施設を稼働させたところ、周辺で環境ホルモンの影響と思われる健康被害が数キロ範囲内の広域で発生し、その原因が圧縮設備から発生した約1000種類の石油系合成化学物質であることが判明したことが、国の公害等調整委員会における裁定で確定してますので、予定されているリサイクル施設からも同様の各種化学物質が発生することは必至です。この対策をどうするかについては、あらためて、根本的に計画の見直しを行なう必要がある。計画を見直し、その計画を詳しく明記して下さい。	当社が導入を予定しているリサイクル施設（選別破砕施設）では、東京都杉並区に設置されたようなプラスチックの圧縮施設の設置はありません。また、選別破砕工程においても高温処理を伴うものではありませんので、有害物質等の発生はありません。 リサイクル施設（選別破砕施設）では、集じん機の設置は予定しておりませんが、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積込作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。また、廃棄物の荷降ろし場所等の粉じんが発生しやすい箇所に散水設備を設置します。
274	ごみ質の均一化を図るために「廃棄物ピット内で、クレーンによる廃棄物のミキシングを行いごみ質の均一化を行います」とあるが、廃棄物ピット内でのミキシング程度では極めて不十分で、発熱量の測定による炉内投入量の均一化(均質化)及び炉内での完全燃焼を達成維持するための炉内温度の管理や空気量の調整などの徹底が必要であるが、その詳細な制御マニュアルの作成は検討しているのでしょうか。 ぜひ、作成してそれを提示して下さい。	一般廃棄物のみを焼却する施設では、一般廃棄物そのものの性状が同じ（低カロリー）であるため、廃棄物ピットでのミキシングはそこまで重要ではありませんが、産業廃棄物の焼却施設の運転管理においては、高カロリーの廃棄物もあれば、低カロリーの廃棄物もあることから、廃棄物ピット内でのミキシングによるごみ質の均一化は最も重要な作業であると考えております。その作業を実施しないと、炉内の燃焼ガス温度の変動や炉内投入量の変動が発生し、完全燃焼を妨げることに繋がってしまいます。 焼却施設の運転管理においては、当然、マニュアルを整備し、従業員に周知徹底を行います。
275	**（同意見 他47件）** 「廃棄物の焼却時に発生する排ガスは、ばいじん等が基準以下になるよう排ガス処理設備にて適正に処理を行い、排気筒から大気中に放出します」とあるが、煙突からは法令で基準値が定められている有害物質の他にヒートアイランド(熱汚染)の原因となる温室効果ガスの水蒸気や二酸化炭素などが排出されるので、地球沸騰化が国際的に問題とされている今日、焼却処理方式は最善の方式とは言えないことに配慮すべき。また、過去の自治体が管理している焼却施設でバグフィルターの破損等の事故が発生しており、その際には無処理の排ガスがそのまま煙突から放出さるのでダイオキシン類や水銀なども法定基準値を超過することは明らかであるので、バグフィルターの維持管理をどのように行うのか、その交換頻度やコストなどについても詳しく明記して下さい。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。
276	有効煙実高、とくに冬季における接地逆転層の発生の地上高が何メートルになるのかなどについての検討がどこまで行われたうえで煙突高が決められたのですか? 35m では不十分です。 再度しっかりと検討して下さい。	排気筒の高さについては、配慮書において35m、49mのいずれの案でも、必要な環境配慮を行うことにより、重大な環境影響を生じることはないことから、方法書時に35mを採用しました。 準備書において、方法書についての一般の意見を勘案して、さらに大気質への影響の低減を図るため、49mに変更しました。なお、配慮書において大気質の最大着地濃度出現距離は、排気筒高さが35mの場合が700m、49mの場合が約800mであり、現地調査地点は49mの場合においても、対象事業実施区域周辺地域の環境を適切に把握できる地点に設定しているものと考えます。 大気質については、「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果を記載しました。

表 6.1-2 (78) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
277	低公害型の車種についてはその種類と性能等を明らかにすべきです。 また「環境にやさしい運転」についても具体白に明記して下さい。	低公害型の車種とは、窒素酸化物や粒子状物質の排出量が少ない車両です。 環境にやさしい運転とは、その名のとおり、エコドライブを推進した運転です。
278	大気質の影響を把握するためには、年間を通じての数年間にわたる逆転層の発生状況に関する高層気象を含めて調査を行うべきであるが、今回の事業ではその計画がない。 また、拡散シミュレーションによる計算値の妥当性を検証するためには、現地におけるトレーサー物質を使用した拡散実験を行うことが絶対に必要であるが、その実施計画がない。 更に、排ガス中の気体状物質(窒素酸化物、硫黄酸化物など)と粒子状物質(ばいじん、金属類等)では、拡散希釈態様が異なるので、それぞれ拡散シミュレーションが必要であるが、方法書にはその記載がない。 これらを明確に計画・記載して下さい。	方法書に記載したとおり、大気質については上層気象を含めて調査を実施しました。 施設からの排出ガスの予測は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されているプルーム式、パフ式を用いて実施しました。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
279	これまでの 5 町の事業者による説明では、町と事業者との関係及び今後の事業運営形態、責任区分が不透明です。事業者は、廃棄物の処理コスト、その料金収入、税金の投入、循環型社会推進交付金の交付などはどのようにする予定ですか。5 町のどなたと交渉するのですか。	廃棄物処理施設の設計・施工、運営は、当社が責任を持って行います。 施設の建設に当たり、民間事業者が活用可能な国の補助金制度があれば、その活用について検討を行いますが、建設費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町に建設費をご負担いただくことはありません。また、循環型社会形成推進交付金の活用もありません。 上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用となります。 基本的には各自治体の担当する事務方のみなさまと協議を行い、各自治体にて決裁をとられるものと理解しております。
280	学校の登下校時は搬入しないといってますが、臨時下校時などはどのようにするのか計画を記載して下さい。	御船町（教育委員会や七滝中央小学校）や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。
281	大気質の測定項目の中に浮遊物質とありますが、PM2.5 の測定もすると記載して下さい。PM2.5 は今では健康被害がおこるとわかったので、心配です。	微小粒子状物質（PM2.5）については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定していません。今後の動向を踏まえ、適切に対応します。
282	排ガス検査に AMESA など常時観測システムを導入して下さい。法的に決められている定期測定では突発的に生じる汚染を早期に発見できないです。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (79) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
283	煙突からでる汚染物質が雨水により、土壌に吸収され、川や海への汚染が考えられます。 同じ規格の処理場の川や海への汚染などは調査されていますか。データーがあれば公開して下さい。 又、土壌汚染は長期的な調査が必要となるので、その調査の方法、期間を記載して下さい。	同じ規格の処理場の川や海への汚染などは調査は実施していません。 土壌汚染の事後調査の内容については「第 11 章 事後調査の内容」に記載しました。
284	施設周辺での健康被害がきになります。事前、工事中、操業開始後(定期的に)、健康調査を行う計画をたて、実施して下さい。そして健康被害が発覚すれば、操業停止して下さい。	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
285	施設周辺の土壌の汚染状況については今後詳細な調査を行うとあるが、具体的な方法の記載をして下さい。	土壌汚染については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.8 土壌汚染」に調査の結果を記載しました。
286	重要な地形や地質が存在しないという根拠についてあらためて説明をお願いします。今後の手続きの中で評価項目に加えて調査及び予測評価をして下さい。	「日本の地形レッド・データブック」、「日本の典型地形について」に記載されている地形はなく、地質についても周辺に広く分布している熔結凝灰岩、泥岩であることから、環境影響評価項目として選定していません。
287	予定の施設の実施に伴う環境への影響範囲は大気及び河川や地下水と、広範囲であると考えられます。影響範囲についての見直しをして下さい。	大気質については、配慮書における大気質の予測結果（排気筒から約 700m）をもとに、概ね 2 倍の距離を見込み、半径 1.5km を調査地域としています。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、河川、地下水については影響要因には含みませんが、調整池からの放流先河川及び対象事業実施区域及び周辺の井戸において水質調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。
288	交通量がどうしても気になります。ゴミの運搬の車だけでも 660 台。従業員の車の走行もあります。 道路走行によるタイヤと道路の摩擦によって発生するタイヤ粉塵による健康への影響も考えられるので、交通事故の影響もなのですが粉塵汚染による健康への影響についても予測評価を行って下さい。	安全（交通）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.17 安全（交通）」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 タイヤ粉じんについては、予測手法がなく、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定していません。今後の動向を踏まえ、適切に対応します。
289	走行車両の排ガスによる大気汚染物質の予測評価の為には、実際走行実験によるシュミレーションは欠かせないと思います。走行実験を必ずして評価して下さい。	走行車両からの排ガスの影響については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に示されている原単位を用いて詳細なシミュレーションが可能であるため、走行実験は行いません。

表 6.1-2 (80) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
290	1日660台もの大型車が動くということは、急に大気汚染が出現し、近くの学校、保育園での子どもたちの外の活動に害がないのか心配です。PM2.5も含めての事前調査の記載をして下さい。そして汚染が増加した場合の対策を示して下さい。	微小粒子状物質（PM2.5）については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定していません。今後の動向を踏まえ、適切に対応します。 工事中及び供用時の大型車の通行については、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等を対象に調査等を実施しました。 大気質については、「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
291	「放射性廃棄物は取り扱わないことから環境影響評価項目として選定しない」目視で混じりこんでいるものすべて確認できるわけがないと思います。どこから何が混じってくるかわからない状況だし、選定するべきだと思います。選定して下さい。	計画施設において、放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定していません。 廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
292	6-69 文化財 調査の基本的な手法。御船町教育委員会として意見交換しながら対策や調査を検討するとありますが、専門家を含めての調査をして下さい。	文化財については、方法書にお示ししたとおり、御船町教育委員会と意見交換しながら、適切に対応します。 文化財については「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.16 文化財」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
293	廃棄物運搬トラックに、「環境にやさしい運転」を徹底するよう呼びかけるとありますが、具体的にどんな運転ですか、記載して下さい。	環境にやさしい運転とは、その名のとおり、エコドライブを推進した運転です。
294	事業者として、低公害型の車種の使用に努めるとありますが、その種類と性能を明らかにして下さい。	低公害型の車種とは、窒素酸化物や粒子状物質の排出量が少ない車両です。

表 6.1-2 (81) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
295	排ガス中の気体状物質(窒素酸化物・硫黄酸化物など)と粒子状物質(ばいじん、金属類等)では拡散希釈態様が異なるので、それぞれの拡散シュミレーションをする計画を記載して下さい。	施設からの排出ガスの予測は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されているプルーム式、パフ式を用いて実施しました。 大気質については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、予測・評価の結果を記載しました。
296	大気質の影響を把握するために、年間を通じての数年間にわたる逆転層の発生状況に関する高層気象を含めて調査を行って下さい。	気象の調査期間については、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準拠しており、適正であると考えます。なお、既存の気象観測所の過去 10 年間のデータを用いて異常年検定を行っています。上層気象の状況については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に調査結果を記載しました。
297	価格上昇分の処理料への価格転嫁は 5 町の協議事項となると思いますが、5 町の住民への価格転嫁についての説明の機会は設けて下さい。	一般廃棄物の委託費(処理単価)は、各自治体と当社の間で締結する処理委託契約に規定するため基本的に変動はありません。ただし、著しい物価変動により、委託費(処理単価)の見直しが必要になるケースも考えられることから、スライド条項を設けることになりますので、協議が必要となった場合には、上益城郡 5 町と十分に協議を行います。
298	国民一人一人の 3R の取り組みを有機的に生かせるための分別収集システムや品目ごとの集積場の細かな配慮、配置、生ごみ堆肥化の推進のためのコンポスト容器の普及と廃プラのメーカーへの ERR による逆流通などのとりくみを官民一体となってとりくむことによって、焼却を回避できるような対策を講じる必要がある。	ごみ減量への取り組み心から感謝いたします。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。
299	循環型社会の実現のためには国民一人一人の 3R の推進だけでは無理で、生産企業による「大量生産、大量消費、大量廃棄大量リサイクル」システムを廃絶し、産業廃棄物も一般廃棄物を含めてすべて 100%資源と捉えて廃棄物にしない循環システムを構築することが不可欠である。 そして社会の経済的発展に伴って必然的に廃棄物はふえるというこれまでの常識をくつがえして既存の廃棄物処理施設の削減に向けた新たな循環型社会経済システムの構築にすべての生産企業も消費者もとりくむべきである。	ごみ減量への取り組み心から感謝いたします。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。

表 6.1-2 (82) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
300	一般廃棄物も産業廃棄物も焼却処理に依存しない資源循環処理システムを構築することを基本とし、5町の一般廃棄物については地域内処理を原則とし、広域処理が常態の産業廃棄物については熊本県内外の九州圏域内における関係企業連合による共同連帯責任により資源循環処理システムを構築することを検討すべきである。サーマルリサイクルについては国際的には通用しない概念であり環境省による用語の使用の仕方が国際標準仕様から通用しない用語である。	ごみ減量への取り組み心から感謝いたします。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 日本では、平成9年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設(焼却施設)の平均取扱い量400t/日を維持する計画です。 また、日本国内では、環境省の環境・循環型社会白書において熱回収のことをサーマルリサイクルと表現しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
301	植栽木への害虫駆区除を目的として使用する農薬の種類を明らかにして下さい。そして散布前の近隣地域への告知を徹底して下さい。	植栽木に害虫被害等が発生した場合には、事前に専門業者のご意見をいただきながら、周辺環境や人体に影響がでない農薬を選定するとともに、散布時には地元地区への事前周知を行います。
302	一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれについてコストパフォーマンスについて明らかにして下さい。	本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画であることから、それぞれの維持管理費用を算出することはできません。 処理単価を考慮した場合、一般的には一般廃棄物及び産業廃棄物よりも特別管理産業廃棄物の方がコストパフォーマンスはより高くなります。

表 6.1-2 (83) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
303	施設の長期間の運転が可能となるためには諸設備の維持管理を徹底することは言うまでもないが経年劣化はさけられない。とくに焼却施設は高温、高熱下での運転により炉壁レンガの劣化をはじめ、排ガス系統設備、とくにバグフィルターの炉布破損など、まめな交換頻度の確保等が必要であるが、当然、維持管理を徹底して性能劣化の部品や施設等の交換に伴って諸経費の増加はさけられない。このことでごみ処理総経費の増加によって財政的に経営を圧迫する可能性を否定できないと思うが、この維持管理費の増加を含めた合計収支状況についてのシュミレーションを実施して公表すべき、公表して下さい。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 財政面におけるメリットについては、詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 また、ご意見いただいたように、将来に渡って施設を運営するために必要となる維持管理費用（人件費、設備の修繕費用、焼却灰等の処分費用など）を考慮して、処理単価を設定することとしております。
304	**（同意見 他１件）** 熊本県内で堆肥の受入先の可能性がある事業所などがわかりましたら明らかにして下さい。	現時点で堆肥の利用先は未定ですが、当社の出資企業が行っている食品リサイクルループと同様の取り組みができれば、有機肥料としての活用ができると考えております。
305	**（同意見 他１件）** 感染性医療系廃棄物の中には塩ビ素材の注射器や透析バックなどが混入する可能性がありますが、これらの素材については病院など医療機関側での選別による別途処理をしてもらうという考えはありませんか。	感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）の分別については、廃棄物を排出される事業者（排出事業者：病院や医療機関など）側で行っていただきます。これは排出事業者としての責務です。
306	どの企業、業者から何がどのくらい持ちこまれるのか、その事業者から公開を前提に受け入れを可否を決めるようにすれば公表は可能だと思います。地域住民の「安全、安心」できる配慮をするという企業のコンプライアンスからすれば、公表できるようするべきだと思います。	廃棄物処理委託契約は民民契約であり、個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
307	受け入れる廃棄物中に放射性物質の有無を判定するためには事業者から提出される成分分析結果による確認だけでなく、トラックヤードを設けてそこで放射能検査を行うよう考えていただきたい。	放射性廃棄物は扱いませんので、放射能検査を実施する予定はありません。

表 6.1-2 (84)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
308	**（同意見 他１件）** 水質保持の為、施設ができる前の状態の確認のため現状の水質の調査もして下さい。	方法書に示したとおり、河川及び地下水の水質調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査結果を記載しました。
309	2-14 「廃棄物の受け入れ、処理にあたっての維持管理」許可品目外のものが混入していないかどうか目視確認を行う。とありますが、目視確認で確認できるのですか？どのようにするのですか。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
310	計画を進めるのに必要なのは説明さえあればよいのではなく「住民の納得が得られること」が重要だと思います。説明をうけた側は説明されたから、納得しなければならないわけではないという大前提が大きく崩れてしまっている。住民が納得しなければ、説明だけでなく、やり方も、方針もねり直さねばならないと思います。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
311	工事中、稼働後には 660 台もの大型車が通行します。どのような事前調査を行うのかを具体的に示して下さい。	安全（交通）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.17 安全（交通）」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
312	大気質について、今後詳細な調査及び予測を行うとある。方法書で施設敷地内、700m 地点の 3 ヶ所、沿道 2 ヶ所とある。これでは詳細な調査とはいえないのではないですか。詳細な調査の方法を考えなおして下さい。	大気質の調査地点は、配慮書における大気質の予測結果及び事業計画をもとに、環境影響を適切に把握できる地点に設定しています。
313	五町と協定を結ぶとか相談するとか協議をするといいますが、五町の誰と協議するのですか。	5 町は上益城郡 5 町（御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）を指します。 基本的には各自治体の担当する事務方のみなさまと協議を行い、各自治体にて決裁をとられるものと理解しております。

表 6.1-2 (85) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
314	**（同意見 他１件）** 価格上昇分の処理料への転嫁は 5 町との協議事項となると思いますが、5 町住民の価格転嫁についての説明の機会は設けますよね。	一般廃棄物の委託費（処理単価）は、各自治体と当社の間で締結する処理委託契約に規定するため基本的に変動はありません。ただし、著しい物価変動により、委託費（処理単価）の見直しが必要になるケースも考えられることから、スライド条項を設けることになりますので、協議が必要となった場合には、上益城郡 5 町と十分に協議を行います。
315	**（同意見 他１件）** 本事業は環境省の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に基づいて実施される事業ですか?	「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」は、自治体がごみ処理施設を整備するに当たり、当該事業に必要な情報を自治体に対して提供することを目的に策定されたものになります。 本事業は、民間資金で廃棄物処理施設を整備することから、本マニュアルには基づきません。
316	有害物質については判定基準をこえる廃棄物は受け入れないとのことであるが、この判定試験法を記載して下さい。	有害物質の測定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に物質ごとに細かく定められております。
317	循環型社会の実現の為には国民 1 人 1 人の 3R の推進だけでは無理で、生産企業による「大量生産、大量消費、大量廃棄、大量リサイクル」システムを考えなおす必要があると思います。循環型社会の実現にむけて、新たな考え方に取り組んでくれませんか?	本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。
318	一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画がなぜ安定的、効率的な運営なのか具体的な説明をお願いします。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。

表 6.1-2 (86) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
319	なぜ事業計画の主体と内容が変更になったのかその丁寧な説明がなされていません。説明をお願いします。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
320	現計画案の不備が判明した場合には代替案の検討に入れる体制づくりを、今から入れておくべきだと思います。どうですか?	環境アセスメントは硬直的なものではなく、より良い事業計画を作り上げていくために、柔軟に対応することが求められていると考えております。その上で、出来る限りの環境保全対策を実施したとしても重大な影響が回避できないなどの場合は、事業撤退も考えられますが、現時点では代替案の検討は行いません。

表 6.1-2 (87) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
321	**（同意見 他１件）** 過去の同種の廃棄物処理施設で敷地内から流出する雨水の水質検査結果でダイオキシン類が環境基準をこえていることが判明した事例があるので、この環境への影響調査を行うべきであると思います。調査して下さい。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡５町と協議の上、決めていきたいと考えております。
322	この事業たち上げ後の財政シュミレーションについて５町と協議行っていないのですか。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 財政面におけるメリットについては、詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。

表 6.1-2 (88) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
323	NO74 に関連して マミコゥロードは熊本地震後、ほんの数ヶ月、自衛隊車両や、迂回車両により通行量が増大しただけで、路面の波打ちや、多量の陥没が見られました。埋め戻してもすぐに同じ場所に穴が空いてしまうのです。25 トン車の通行に耐えうる構造といっても、問題なのは、「通行量」の方でしょう。現実を知っている地元住民は「マミコゥロードはめちゃくちゃにされてしまう」と強い危機感を感じています。「路面補修等が必要となった場合は」と様子見のような発言をされていますが、確実に補修作業が必要になると肝に銘じて下さい。御船町だけの問題ではありません。工事により円滑な通行ができなくなったとしても、17 時までの搬入時間の厳守が、施設前面道路での路上駐車の禁止は守って頂きます。このような事情を予め勘案した上で、配車システムを運用して下さい。 排出業者との契約数にも、関係する問題ですので、御船町との再協議をお観めします。 以上について回答をお願いします。	事業者見解における「路面補修等が必要となった場合」の表現については、「路面補修が必要となった場合、どう対応するのか？」とのご意見に対しての事業者見解を示しておりますので、決して様子見発言ではございません。 マミコゥロードの維持管理や路面補修等に関しては、基本的には道路管理者の責任において実施するべきものと認識しておりますが、CSR（企業の社会的責任）の一環としてどのような協力ができるか、道路管理者と協議・検討したいと考えております。 また、御船町や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。
324	NO76 に関連して 地域住民へのアンケートは行わないとの事であるが、自治体は月に 1 回以上、各区長宅へ配布物を届けているので実施し、回収する事は可能です。「詳細な調査および予測」というのは、他地域の過去のデータを元になされるものです。地元住民の生の声以上のものではありません。現実を反映せず、対策にも生かされない「調査・予測」には実施する意味はないと思います。 住民アンケートを拒む合理的理由は存在しないので、数年間、数ヶ月に 1 度の頻度でアンケートを実施する事を約束して下さい。 対象は周辺の町にも広げ、結果はホームページ及び広報紙で公開して下さい。 以上についての回答をお願いします。	詳細な調査および予測は、他地域の過去のデータを元に実施するものではなく、現地の調査を実施した上で、予測を行います。 車両の走行に伴う大気質の影響については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
325	NO80 に関連して ・住民説明会の資料には「施設の使用開始後は情報の開示徹底」と明記してあります。 排出事業者と契約する時点で、「地元住民からの要望により、廃棄物の情報を提供する場合もあります。」との了解を得ればいいと思います。	廃棄物処理委託契約は民民契約であり、個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
326	・また毎日の搬出入台数については、何ら個人情報保護法には抵触しないので、住民の知る権利としても、ホームページや、広報紙などで必ず公表して下さい。 以上 2 点について回答をお願いします。	廃棄物処理委託契約は民民契約であり、個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。

表 6.1-2 (89) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
327	・施設稼動後は、住民からの意見・苦情をワンストップで受け付ける「対応・対策室」を必ず設置して下さい。事業者か、自治体かの責任区分は対応・対策室の方で行って下さい。住民からの情報を拾い上げるという事は、「調査、予測」と「結果」との整合性を見極める。という観点からも必要なものです。 意見・苦情の内容、及びどのような対応を行ったかについてはホームページや広報紙で公表して下さい。 「施設使用開始後は情報開示の徹底」と明記されています。 対策室を設置しない事の合理的理由は存在しないので、必ず設置する事を約束して下さい。	住民のみなさまからのご意見や苦情を受け付けるための窓口を設置して、随時、対応します。また、いただいたご意見や苦情の内容、対応結果については、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
328	環境アセスメント 騒音・振動・低周波音についての質問です。 ・事業実施区域のごく周辺には複数の民家が存在します。 令和5年8月配布資料P27によると、構内道路走行時の影響については考慮しない、かのような調査が予定されているようですが、周辺住民にとっては一般道も構内道路も全く違いはないものです。両者を区別する合理的理由はないので④の地点で実施される調査を行うべきではないでしょうか。	対象事業実施区域内は、現状においては車両の走行はないため、環境騒音・振動の調査で把握できるものと考えます。 供用時の施設の稼働に伴う騒音の予測においては、構内走行車両の影響も考慮しました。 騒音、振動については、「第8章 調査、予測及び評価の結果 8.2 騒音、8.3 振動」に調査、予測・評価の結果を記載しました。
329	・また地盤卓越振動数という調査は(おそらく)空の状態の大型車を走行させたとしても現実を反映した結果とは言えません。沿道に住む住民には最大積載量の25トン大型車と、荷物をおろした25トン大型車がすれちがう振動騒音が伝わってきます。 「調査・予測」と、現実の結果との整合性が保たれていないのではないでしょうか。 以上2点についての回答をお願いします。	地盤卓越振動数は、地盤の固有振動数であり、走行車両の重量により変化する振動レベルとは異なるものです。地盤卓越振動数の調査方法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に基づく方法により、適切に実施しました。 振動については、「第8章 調査、予測及び評価の結果 8.3 振動」に調査、予測・評価の結果を記載しました。
330	・事業者主催の説明会においては、たとえ地元住民から質問が相次ごうと町長は答える必要はない、旨の発言が事業者側よりなされました。(令和5年8月2日)しかし、その事業者自身の発言内容に合理的理由はあるのでしょうか。 「事業の実施には地域住民の皆様のご理解が何より重要」というのなら、むしろあらゆる機会を捉えて説明責任を果たすべきではないでしょうか。今後は主催がどちらであろうと、双方住民からの質問にはお答え頂けるよう願います。以上に対しての見解をお願いします。	令和5年8月2日の住民説明会は当社主催で開催したものであり、御船町長はその説明を聞く一人としてご参加いただいたものと理解しております。 当社主催ということもあり、自治体への質問はご遠慮いただくこと、また、当社から御船町長への発言を求めないことからお願いしたところです。 今後、住民説明会を開催する際には、発言への対応について、御船町長外4町長と協議したいと思います。
331	NO107に関連して ・廃棄物の保管場所から出火すれば、シアン化水素やダイオキシン類等有害なガスが発生して消防士等へはもちろん、周辺の自然環境・住環境へも重大な悪影響が及びます。迅速な消火活動において有益とされる特殊車両の有無について、調べない(調べる気がない)のでわからない、というのはあまりに無責任な対応ではないでしょうか。 多くの人々に知らしめる、という意味でも、熊本県に特殊車両があるのか、周辺の県から借りる事はできるのか、事業者自身で調査して下さい。	建築基準法や消防法に基づき、建築物は防火構造とすること、消火器や消火栓、放水銃等の消火設備を適切に設置しております。 万が一、廃棄物の火災事故が発生した場合は、それら消火設備による適切な消火活動や、消防署による消防車両（ポンプ車）での消火活動により、鎮火できると考えております。

表 6.1-2 (90) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
332	・有害なガスが発生するような火災が発生した場合、どのような方法で周辺住民に知らせるつもりですか。サイレン等を鳴らすのか、直接従業員が知らせに行くのか。避難訓練などを行なうのか。 以上2点について回答をお願いします。	施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
333	NO141に関連して 工事中の影響は短期間である事から考慮しない、との事ですが、土地造成工事から含めると2年半もの長きに渡るものなので「短期間」というのは明確な誤りです。低騒音・低振動の機械を使用されるとの事ですが、建設予定地と複数の民家は数十mしか離れていません。工事用車両の問題はより深刻です。旧熊本市民病院の解体工事においては「解体対策室」が設置され、周辺住民からの相談・苦情に随時、対応していました。(熊日新聞・令和5年7月24日3面より)以上の事からも特に周辺住民からの相談窓口の設置は必要だと思います。設置しない、という場合は合理的で納得できる理由を明示して下さい。 回答をお願いします。	工事の期間中には、相談窓口を設置して、周辺住民からの相談・苦情に随時、対応します。
334	・対象事業実施区域の極々周辺には、複数の民家が存在します。 一番近い民家は構内道路までの距離は36～40m、焼却施設までは66～69mしかありません。九州最大級とも言われる施設の規模を考えると、これは常識や社会的妥当性を大きく逸脱しており異常な事だと言えます。この事実を事業者はどのように捉えておられるのか、回答をお願いします。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
335	・敷地は広大に見えますが、4つもある施設のレイアウトをどのように工夫しようとも、民家との適切な距離を保つ事は難しい状態です。 事業者は巨大産廃施設の実相について圧倒的知見を有している身でありながら、「このような環境の土地であるならば、施設の規模からして計画を実行する事はできない」と判断を下したり、自治体側に説明されたりする事はなかった、という事なのでしょうか。 以上2点について〝今後詳細な調査及び予測を行った上で～〟などと、質問かわしをする事なく、回答をお願い致します。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
336	前回採用された意見と重複していないものについてはなるべく回答して頂きますようお願い致します。 ・事業実施区域と複数の民家が近すぎる事に関連した質問です。「図面は決定したものではない」との反論が想定されますが、〝事業計画の柔軟な変更が可能な早期の段階〟である配慮書段階においても、この状態というのは漫然と見過ごされてきた、という事になります。 変更するつもりなら、最初からこのような図面を引く、という理由がわかりません。図面を反転させると破砕施設や資材置場が近くなり、構内道路や焼却施設ごと調整池の方に近づけると言ってもほんの数十mが限度でしょう。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。

表 6.1-2 (91)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
337	・当刻民家に住まわれている方々にとっては人生の質そのものにも関わってくる問題です。 事業者側にとってはアセスメントの「景観」の項に対する姿勢も問われる事になります。 問われる事になります。以上の事に対しての見解をお願いします。	景観については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.12 景観」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
338	・環境アセスメントの「景観」の項と、事業実施区域と複数の民家が隣接している件について質問があります。 「配慮書」(方法書と予測項目、方法はほぼ同じ)において、「景観の面に関しては重大な環境影響が生じる事はない」などと評価されていますが本当にそうでしょうか。当該民家は事業実施区域から23～26m しか離れていないのに対し、更にその北側にある主要な眺望点=景観調査地点までは 266～299m もの距離があります。離れた所から観測するならば施設の存在が確認できない・気にならないというのは言わば当たり前の事ではないでしょうか。住人にとっては施設は目と鼻の先にあり、眼前にそびえる壁のように感じられるでしょう。「親しみやすいデザインにする」というレベルの話ではありません。そもそもアセスメントの調査、予測というものは「既存資料」をもとに行われているのではないですか。逆に言えば今まで多くの大規模産廃施設が最低でも民家から 200m 程度は離して造られてきたという事です。「200m 離れた地点からは見えない」という事と、「200m 離れると見えなくなる」は全く意味が異なります。事業者の行動から伝わってくるのはアセスメント制度の「ぬけ穴」を利用し、事業を前に進めよう、という意識と言わざるを得ません。 以上について観念論ではなく、合理的観点からの説明をお願い致します。(五町の判断、では論点のすり替えにあたります)	景観の調査地点は、多くの地域住民や不特定多数の人々が集まるような場所を選定しています。 直近民家に対しては、各施設を約 140m以上離すことにより、圧迫感の軽減に努めます。
339	・1301 件もの意見が寄せられたという事は、それだけこの計画に対する関心や不安が大きかったという事だと思います。 自然環境、住環境、交通問題、施設の性能、計画そのものに対する事など、意見の内分け（件数)を発表して頂きたく思います。	方法書に対する意見書の内容の内訳（件数）は、表 6.1-1 に記載しました。

表 6.1-2 (92) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
340	前回採用された意見と重複していないものについてはなるべく回答して頂きますようお願い致します。 ・No1 に関連して 質問の回答にはなっていないと思います。質問者が尋ねているのは、なぜ一般廃棄物処理施設を造るという約束が、地権者地元住民、更には御船町議会にも一切知らせる事なく、規模も目的も全く異なる産廃処理施設へと変更されたのかという事です。本来であれば白紙に元し、改めて地権者の意向を伺うべき案件なのです。 以上の事を踏まえ、一方の当事者である事業者から自治体との認識の共有を謀った上でいきさつについて説明して下さい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。

表 6.1-2 (93) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
341	・今回の計画は一般廃棄物処理施設を造るという約束が、地権者・地元住民・御船町議会にも一切知らせる事なく、勝手に産廃処理施設を造るという計画にすり替えられている、という事に端を発しています。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
342	・事業者は随所で今回の計画がいかに透明性、正当性があり、民主主義的手続きに則って進められているかを強調されておられるようですが、実際はそうではないのです。どれほど「丁寧な説明に努めます」と述べられても過去を変える事はできませんし、環境アセスメント制度のスキを突くような計画の進め方を見ても地元住民に対する誠実さも感じられません。 以上の指摘に対し、コンプライアンス、企業倫理・透明性・情報公開度の観点からの見解をお願い致します。	当社から、「本事業計画は、透明性、正当性があり、民主主義的手続きに則って進めている」といった主旨の発言をしたことはありませんし、環境アセスメント制度の隙を突くような計画の進め方はしておりません。 コンプライアンス、企業倫理・透明性・情報公開度の観点からということですが、当社としては上益城郡5町との協議を経て、覚書の締結、環境アセスメント協定の締結に至っており、現在、環境アセスメント手続きを進めております。ここまでの流れにおいて何ら瑕疵はないと理解しております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (94) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
343	・熊本県知事は「周辺の環境に十分配慮する事で、全国のモデル事業となるように努めること」と述べておられるが、(令和 5 年 8 月配布資料 P17)この意見に対する事業者の見解は的を射ておらず、利己的解釈が感じられます。 県知事の言う「周辺の環境」とは自然環境・住環境の事でしょう。 対して事業者が言いたいのはむしろ、アンダーラインの引かれていない前半部分である。「地域循環共生圏の形成の意義やエネルギーの利活用方法を十分に説明」の部分です。事実、意見書への見解を見てもこのような事に対しては非常に言葉数多く多弁であられるのに対し、周辺住民への配慮はあまり感じられません。 方法以降には知事の言葉に正しく対応した見解をお願いします。	事業者見解に記載した内容全文がお伝えしたい内容となりますので、前半部分が特に言いたい、後半部分が特に言いたいといった区分はございません。
344	NO25・NO26 に関連して ・「非化石エネルギーを作り出すことで企業の誘致につながると考えています。地域振興に貢献する計画です」などと回答されていますが、自治体側と認識を共有した上での発言なのでしょうか。根拠を明確にして下さい。	電気は送電線により遠方まで送ることが可能ですので、上野地区だけでなく上益城郡 5 町全体と捉えて、企業誘致に繋がると考えております。また、上益城郡 5 町との認識を共有した上での発言になります。
345	・実際に取り組まれる場合は、具体的にどのような成果を出されるつもりなのか、進捗状況も含め、随時ホームページ等で発表して下さい。	例えば、食品工場から排出される食品廃棄物をエネルギー回収施設で処理・発電し、得られる当該廃棄物分の環境価値（非化石証書）を同社に還元することで、食品廃棄物の回収から発電、非化石エネルギー（二酸化炭素の排出ゼロ）の電力利用までを一貫して行うことが可能となります。また、不足する電力分も環境価値（非化石証書）を活用することで、廃棄物を排出される事業者における二酸化炭素排出量実質ゼロを実現することが可能となります。
346	・地域振興に貢献した、と言える具体的を複数明示して下さい。 以上 3 点について回答をお願いします。	当社の出資企業が運営する施設では、建設工事の一部や供用中の維持管理工事を地元企業へ発注することによる地域経済への貢献、地元雇用の創出、地域交流や地域イベントへの参加・協賛による地域活性化に寄与できていると自負しております。
347	NO37 に関連して 質問の後半部分に関しては的を射た回答にはなっていないと思います。リサイクル施設の処理能力には余力が 700 トンも残されており、一部住民からは 330 台(片道)どころか、あと数百増えるのではないか、との声も上がっています。 NO37 の質問に対し、同規模施設の例も複数あげて再回答をお願いします。ちなみに NO38 の様な回答はほぼ無内容と同等ですので誠実な回答をお願いします。	リサイクル施設では、比重の大きい「がれき類」を 8 時間単品処理した際の破砕機の最大処理能力が施設としての最大取扱量となりますが、通常は混合廃棄物を主として取り扱うことから、平均取扱量は 200ｔ/日の計画です。 比重の大きい廃棄物を多く取り扱う日は、200ｔ/日を超える場合がありますが、その場合でもリサイクル施設の稼働時間は、8:00～17:00 までの 8 時間稼働（休憩を含む）となりますので、それ以上に施設を稼働させることはありません。
348	住民側がこのような問題提起を行っていた事を既成事実化するという意味合いも込めて意見書を提出しています。誠実にお答え頂きますようにお願い致します。 NO38 に関連して ・類似規模施設の情報が皆無と言ってよい程、住民側に提供されていません。2021 年 11 月に第一回の住民説明会が開催されて以降、くり返し訴えてきた事なのですが、理由をお答え下さい。	仮に類似施設が本事業で整備する施設と同程度あるいは全く同じであったとしても、それぞれ立地条件が異なりますので、環境アセスメントの結果が全く同じ予測結果になることはありません。例えば、大気質については、同程度の既存施設でも立地条件、気象条件により大気拡散状況は大きく異なります。 環境アセスメントの予測・評価においては、類似施設の情報を基にするのではなく、本事業を実施する区域や周辺における現地調査結果を基に適切に予測・評価しておりますので、類似施設情報の公表は考えておりません。

表 6.1-2 (95) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
349	・改めて既存大規模施設では平均値・最大値において約何台の車両が搬入しているのか複数ヶ所、複数ヶ月分、明らかにして下さい。	仮に類似施設が本事業で整備する施設と同程度あるいは全く同じであったとしても、それぞれ立地条件が異なりますので、環境アセスメントの結果が全く同じ予測結果になることはありません。例えば、大気質については、同程度の既存施設でも立地条件、気象条件により大気拡散状況は大きく異なります。 環境アセスメントの予測・評価においては、類似施設の情報を基にするのではなく、本事業を実施する区域や周辺における現地調査結果を基に適切に予測・評価しておりますので、類似施設情報の公表は考えておりません。
350	・施設内での平均滞在時間についてもあわせてお示し下さい。 以上、3 点について回答をお願いします。	廃棄物運搬車両の施設内での平均滞在時間は、10～15 分程度となります。
351	NO38 に関連して 産業廃棄物および一般廃棄物の搬出入量および廃棄物の種類ごとの処理フロー図(各処理段階における処理量を記入した図)を明らかにして下さい。	産業廃棄物及び一般廃棄物の種類、搬入量及び処理フロー図については、「第 2 章　対象事業の目的及び内容 2.2.5 主要な施設及び設備の概要」に記載しました。
352	NO 39. NO40. NO47 に関連して ・現時点での動植物性残さ、動物性固形不要物の集荷確定エリア、および集荷検討エリアについてできるだけ公表して下さい。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。 現時点で確定しているものはありません。
353	・動物のふん尿は取り扱わない、との事だが、動植物性残さの中に含まれる可能性はないと言い切れますか。	動植物性残さとは、「食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物」と廃棄物処理法で規定されております。また、動物のふん尿とは、「畜産農業に係るものに限る。」と同法で規定されております。 そもそも、動植物性残さと動物のふん尿は、産業廃棄物の種類が異なりますので、含まれることはありません。
354	ゴミの搬入時間は 9 時から 17 時を予定している、との事ですが、時間は厳守して頂くよう、お願い致します。 事前予約制の徹底と配車システムの最適化により、理論的には可能です。事業者には今までの知見のつみ重ねもあります。 時間オーバーする可能性もあるとの事でしたら締め切り時間を 16 時又は 16 時半に設定しなおす事で対応できます。 また 9 時から 17 時までのいつの時間帯においても、施設の前面道路に車両が並ばないようにする、との約束も守って下さい。 以上のとり決めは排出事業者との契約時に先方に伝えて下さい。 緊張感・責任感を持って配車システムを運用して頂くためです。 空港では規定の時間に到着しなかった場合、出発した地点に引き返す場合もあるのです。時間厳守は無秩序なゴミの運び入れ防止の意味もあります。 以上について回答をお願いします。	御船町や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。

表 6.1-2 (96) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
355	・一廃・産廃を運び入れる主なるルートの内、2ルートには片側一車線のみの高速道路が含まれています。この事の危険性を、地元住民は第一回目の説明会から一貫して主張しつづけ、意見書にも多くの住民が記載しているはずなのですが、単なる「高速道路」と片付けられています。危険性の次元が全く異なるものなので、これは「隠ぺい工作」ともとれるものです。 次回からは質問文の中に「片側一車線の高速」という表現が用いられていた場合、文言を変える事なく記載する事を約束して下さい。 以上に対しての回答をお願いします。	準備書においては、全ての意見書について原文のまま記載しました。
356	・一廃・産廃の搬出入に使用される一車線の高速道路は、当然ながら大量の 25 トン大型車・10 トン車・4 トン車が走行するという想定のもとに設計されたものではないのです。この事の危険性について地元住民は再三にわたり指摘を行ってきました。 ゴミの受け入れは事業者が排出業者と契約を結ぶ事により初めて可能となるものです。 処理能力に余力があるからと、契約業者を増やせば、交通状況の更なる悪化は事業者自身の手で引き起こされるもの、と言わざるを得ません。 道路整備の状況と交通量が明らかにつり合いがとれていないのなら、安全運転がどうの、という話ではなく、必然的に事故は発生してしまいます。そのような事態をつくりだしてしまう事の責任をどのように感じておられますか、また具体的な責任のとり方を準備されるのでしょうか。 以上について論点をずらす事なく、お答え下さい。	一車線の高速道路とは、九州中央自動車道のことだと思慮されますが、25ｔ車、10ｔ車、4ｔ車等の各種車両が走行することを前提に設計されたものと存じます。 万が一、事故を起こした場合は、原因究明とともに再発防止策を関係者で共有するとともに、当該車両が所属する会社に対して、責任をもって対処するように要請いたします。当該車両が当社の車両であれば、当社（出資企業を含む）が責任をもって対処いたします。
357	NO77 に関連して ・配車システムを導入するとの事ですが、有効性に疑問があります。 類似規模の施設において、システムのある所、ない所の到着時刻データを数ヶ月分示し、有効性を証明して下さい。	当社の出資企業が運営する施設では全施設において配車システムを導入していることから、配車システムを導入していない施設との有効性の比較検討は出来かねます。また、各施設によって周辺道路条件や施設の立地条件が異なることから、類似施設との比較はできないと考えます。
358	・事前予約制との事ですが、その基本は何パーセント位守られていますか。	廃棄物を排出される事業者（排出事業者）のところに、当社の車両や当社が依頼する車両が廃棄物を引き取りに行く際には、全て事前予約制としておりますので、100％となります
359	・事前予約制を高い確率で守らせるための方策を複数、明示して下さい。（例：事前予約なしが 1 週間続いた場合、ゴミの受け入れを一時拒否する等）	廃棄物を排出される事業者（排出事業者）のところに、当社の車両や当社が依頼する車両が廃棄物を引き取りに行く際には、全て事前予約制としておりますので、100％となります
360	・上記の方策は必ず実施する事を約束して下さい。 以上、4 点について回答をお願いします。	廃棄物を排出される事業者（排出事業者）のところに、当社の車両や当社が依頼する車両が廃棄物を引き取りに行く際には、全て事前予約制としておりますので、100％となります

表 6.1-2 (97) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
361	NO79 に関連して その程度の「地元車両優先」を何度も強調していたのかという思いがある。しかも同じ「交通」の項目には必要に応じて誘導員を配置する、とのこと。交通問題が地元住民にとって関心の高い問題である事は事業者は百も承知している。「適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるように努めます。」との表現が多用されているが、計画の進め方が、「発電」の件からも言葉の信用性に疑問を感じてしまう。 今後は住民説明会の資料においても「施設出入りの際や交差点では地元車両を優先」と表記を改めて頂きたく思います。	事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。
362	・質問にお答え頂けるか否かにかかわらず、住民側がこのような問題提起を行っていたことを既成事実化するという意味合いもこめて意見書を提出しています。論点をずらしたり、答えやすいものだけ答える事なく、誠実にお答え頂きますようにお願い致します。	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。
363	・令和 5 年 8 月住民説明会において、事故予見性の強さを訴える住民に対し、事業者側より、「上野地区よりも条件の悪い施設はある」との反論がありました。片側一車線の高速や一般道を 330 台以上もの 25 トン大型車や 10 トン、4 トン車が走行するよりも悪い条件という事なのでしょうか。根拠を明確にしての説明をお願いします。	当社の出資企業では、上野地区よりも道路の凍結がひどい場所で施設を設置・運営している場所もあり、また、施設に接する道路の幅員やその交通量等の条件がより厳しい施設もあるので、そこでの経験や安全対策を、本事業でも実施するとの意味になります。
364	・一般廃棄物は 5 町合計で 230 台分(片道)との事だが、各町ごとの台数を示してほしい。 益城町と嘉島町は特に大幅な人口増が見込まれており、現在の台数を基に、将来何台位にまでゴミ搬入車が増えるのか予測をする為です。事業者自身で各クリーンセンターへ問い合わせの上、回答をお願いします。	自治体ごとの一般廃棄物の搬入車両の 1 日あたりの台数（平常時、片道）は、御船町 38 台、嘉島町 21 台、益城町 94 台、甲佐町 21 台、山都町 33 台、環境クリーンセンター（脱水汚泥）2 台の合計 209 台を計画しています。
365	環境アセスメント方法書説明会において明らかになったことですが、五町による一般廃棄物処理施設の用地買収の際、住宅と工場(焼却炉)は 100 メートル離すとの確約が交わされています。用地買収に応じた住民の立場に立って考えてください。その後約束通り 100 メートルは離すと確約してくださいとの訴えにも確かな答えは返ってきませんでした。公的な機関が用地買収という場面で約束したことです。誠実に誠実に果たすべきと考えます。しかも地権者によっては「自分は 200 メートル離すと聞いた,レイアウトも一緒に考えましょうと言われた」とのことです。説明会の場では「初めて聞いた」とおっしゃいました。それも驚きです。こんないいかげんな事が許されるはずがありません。約束通り住宅と工場は 100 メートル,あるいは 200 メートル離すと約束してください。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。

表 6.1-2 (98) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
366	まず、名称(仮称)について言及したい。 2.2.1「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業」その名称については、「なぜ本質を隠すような名称なのか？」と問い正すと「これは仮称ですから」と答えられた。しかし、ずーっと仮称のままである。第2回方法書説明では「いい名称があったら教えて下さい」と企業側から、言われた。そこで提案「大型産業廃棄物処理施設」という名称はどうであろうか。80トンの処理施設から、1300トンへの転換の本質を表す名称だと思う。	本事業の名称は、「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業」としておりますが、これまで公表している配慮書や方法書、また、説明会においても、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を適正に処理して、エネルギー回収する廃棄物処理施設を整備することをご説明しております。
367	エネルギー回収の方法と量 現在の環境省が目標にしている回収率は欧米に比べて低率です。7～8割はエネルギーを無駄に捨てているだけでなくサーマルリサイクルでは,8割以上の発熱を大気中に放出しています。熱汚染・熱負荷をもたらしています。ヒートアイランド現象に拍車をかけることになっています。方法書ではエネルギー総合回収率の目標値を提示してその実現可能性については,準備書で根拠を含めて公表すべきです。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約280kWh/ごみtonを見込んでおります。 エネルギー回収率は、廃棄物からどれだけエネルギーを回収できるのかを表すものになりますので、「回収できなかったエネルギーを排熱として放出している」という指標ではありません。
368	排ガス規制はとても心配している。AMESA等による常時モニタリング装置の設置と測定を求める。それなしに安全・安心は確保できない。年に1回とか、数回の調査では絶対に納得できるものではない。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESAはダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESAによる試料採取は、JIS法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESAの導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (99) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
369	プラスチック焼却 「リサイクルに向かないものを焼却」とあるが,プラスチック製品には様々な有害物質が添加剤や可塑剤,難燃剤等として使用されており,塩素や臭素,フッ素などのハロゲン元素を含有しているプラ製品は,破砕や焼却などの中間処理段階でダイオキシン類やビスフェノール類,フタル酸エステル類,アンチモンなどの有害物質が大気中に飛散する恐れがある。の調査していますか。	燃焼ガスを 800℃以上で 2 秒以上滞留させて完全燃焼することでダイオキシン類は分解されますが、発生した燃焼ガスを冷却する過程でダイオキシン類が再合成されます。ダイオキシン類の再合成は 300～500℃程度で進行することが知られておりますが、200℃以下ではほとんど進行しないと考えられております。ですので、燃焼ガスを時間をかけてゆっくり冷却するとダイオキシン類の再合成が促進されることになるため、200℃以下に速やかに冷却することでダイオキシン類の再合成を抑制します。それでもダイオキシン類は僅かに再合成されますので、後段のバグフィルタにてその他有害物質を含めて捕集・除去を行った後に、排気筒から大気中に蒸気として放出します。
370	表 2.2.3 リサイクル施設に選別破砕が行われますが、プラスチックの破砕ではダイオキシン等の有害物質が発生することが知られています。実際にどのような物質が発生するの調査していますか。	プラスチックの圧縮によるダイオキシン類の前駆物質が発生するような論文はありますが、あくまで一定の条件下（摩擦など）によるものと承知しております。 なお、破砕工程においてはダイオキシン類は発生しないと考えます。
371	2.2.5 主な施設及び設備の概要 堆肥化施設及びメタン発酵施設ではメタンやアンモニアなどの可燃ガスが発生し,爆発等の事故の危険性があります。どのような対策を行うのか示してください。	漏洩ガス検知器の設置や逆火防止装置を設置するとともに、施設内および施設周辺での火気使用を厳禁とすることで、爆発火災防止対策を実施します。
372	2.2.5 主な施設及び設備の概要 医療廃棄物が正しく分別されているのかをどのようにチェックを行うのか。	感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）の分別については、廃棄物を排出される事業者（排出事業者：病院や医療機関など）側で行っていただきます。これは排出事業者としての責務です。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、病院や医療機関などで、あらかじめ専用ボックスに入れ、蓋をした状態で（蓋を開けずに）運搬・処分を行います。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設け、室内温度を 15℃以下に保ち、厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。 また、専用の投入口に繋がる搬送コンベヤへの投入は人の手で行うことから、目視により専用ボックスの破損や漏れがないかの確認を行います。
373	汚染事故について 「定期的メンテナンスを行うことで予防保全」とあるが,同種の施設や設備を有する事業所内だ過去に発生した事故事例を余すところなく収集して,設備事故に限らず,ヒューマンエラー対策も普段から講じておくべきである。	施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。

表 6.1-2 (100)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
374	施設での火災特殊車輌 「県が所有しているか把握してない」とあるが,規模の大小に関わらず,廃棄物保管場所等から出火すればシアン化水素やダイオキシン類等有害なガスが発生して消防士等消火活動を行う人や近隣住民等に健康への影響をもたらす危険性があるので、普段から火災が発生した場合の対処方法と近隣住民への周知方法,避難訓練などを行っておく必要があるが,そのような対策を講じる用意がありますか。	建築基準法や消防法に基づき、建築物は防火構造とすること、消火器や消火栓、放水銃等の消火設備を適切に設置しております。 万が一、廃棄物の火災事故が発生した場合は、それら消火設備による適切な消火活動や、消防署による消防車両（ポンプ車）での消火活動により、鎮火できると考えております。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
375	覚書と基本協定書の記録について「事業者からの公表は予定してない」とあるが一方の当事者である貴社の方でも公表すべきである。今後の事業形態の在り方については,5 町だけでなく,受託者の貴社の意向にも関わることなので、その手続きの方法についても,一方の当事者である貴社の見解を明らかにすべきだある。	覚書、環境アセスメント協定については御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」にて公表されていることから、当社にて公表することはありません。
376	**（同意見 他 2 件）** 2.2.8 給排水計画 敷地内の雨水を一旦調整地に貯めることになっていますが、その水の有害物質測定については法規制より厳しい基準で行うべきである。基準値及び項目について 5 町と協定はいつ結ぶのか。	協定の締結時期は、住民説明会等でも説明しているとおり、環境アセスメントの結果を踏まえて、本事業が本当に適切であるかどうか、上益城郡 5 町にて最終的に判断された後になります。
377	廃棄物保管施設の粉塵飛散防止等 建屋内に設置する保管場所において適切に保管とあるがこの保管施設からの粉塵飛散防止策や臭気対策について詳細を説明してほしい。	保管施設における粉じん飛散防止策や臭気対策については、「第 2 章　対象事業の目的及び内容 2.2.11 環境保全対策」に記載しました。
378	6.2.14 廃棄物等 最終処分をどうするのか、どこへ持っていくのか明らかにしないのはなぜでしょう。 現時点でどのように考えているのか 県内の廃棄物最終処分業者の候補先リストを公開してください。	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。
379	災害発生時,施設が稼働出来ないとき「復旧するまで事業者の出資企業あるいは近隣の処理業者で処理」とあるが,その場合には緊急災害時等における廃棄物処理請負契約を取り交わすことになると思うが,その契約書の取り交わしについては各出資事業者(町)の議会審議事項になるとの理解でよいか。	災害時に当社の施設が稼働できない場合には、近隣自治体や処理業者に各自治体から委託していただくことになりますが、廃棄物処理委託契約については単価契約が一般的でありますので、議会審議事項になるような要件はないと認識しております。 ただし、各自治体において補正予算等を計上される場合には、その補正予算が議会審議事項になると考えます。

表 6.1-2（101） 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
380	これまでの5町や事業者による説明では,町と事業者との関係や今後の事業運営形態,責任区分などが不透明である。廃棄物の処理コストとその料金収入,循環型社会推進交付金の交付はどうなるのか。 ごみ処理施設の集約化,広域化のメリット,デメリット,コスト,事業採算性の説明を求める。 一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画がなぜ安定的・効率的なのか説明を求める。 かつて三重県多度町 RDF 発電施設で火災等による死亡事故が発生した際も搬入した一般廃棄物が原因なのか産業廃棄物が原因なのか特定ができなかったのではないか。	廃棄物処理施設の設計・施工、運営は、当社が責任を持って行います。 施設の建設に当たり、民間事業者が活用可能な国の補助金制度があれば、その活用について検討を行いますが、建設費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町に建設費をご負担いただくことはありません。また、循環型社会形成推進交付金の活用もありません。 上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用となります。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 廃棄物処理施設では、火災や爆発による事故が最も多いと考えております。そのリスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。 なお、三重県多度町で発生したごみ固形燃料(RDF)発電所の爆発事故では、2 名の尊い命が失われました。本施設は一般廃棄物から製造されたごみ固形燃料（RDF）を用いて発電する施設となります。事故調査委員会の結論は、高温多湿の外気からごみ固形燃料（RDF）への水分の移行や貯蔵槽内部での水分移動などによる生物発酵が主原因とされています。
381	焼却灰の発生量 焼却灰の内、主灰と飛灰のそれぞれの量を明らかにしてください。水銀やダイオキシン類の分析は主灰,焼却灰をそれぞれ別に測定しますか。また埋め立て処分に際しての主灰及び飛灰の無害化処理はどのように行いますか。	主灰及び飛灰の発生量は、焼却物の組成や性状により変動はありますが、おおよそ 60%が主灰、40%が飛灰となります。焼却灰の発生量をおおよそ 80ｔ/日と仮定した場合、主灰 48ｔ/日、飛灰 32ｔ/日となります。 主灰及び飛灰は、それぞれ別々に分析を実施いたします。 主灰及び飛灰は、液体キレートによる薬剤処理を施して安定化させ、埋立基準を満たした上で、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。

表 6.1-2 (102)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
382	焼却灰の保管建屋内の保管は灰ピットのことなのか。それとも専用の灰保管場所を設置するのか。車両への積み込み作業を行う際の漏洩防止策とその設備(ピット側及び車両側の覆蓋等の設備を図示化したもの)の詳細を明らかにしてほしい。	主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内の専用保管場所で保管します。また、車両への積込作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。
383	2.2.5 主な施設及び設備の概要 エネルギー回収施設ということを前面に打ち出しているが,エネルギー回収率はどれくらいなのか。電力と温水とそれぞれに示してください。全国のモデルとなるようなエネルギー回収施設を目指す(県知事への回答)のであればそれにふさわし数値を示すべきである。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。
384	2.1.2 事業の背景・経緯 「地域循環共生圏の取組」とあり、熊本県の産業廃棄物が他県で処理されていることを理由として、この地に処理施設をつくる、そして、地域循環共生圏をとうたっているが、5町とはまったく関係のない、産業廃棄物を処理することが、「地域循環」になるのか、理解できない。	熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えておりますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えております。 また、「県外に持ち出されている産業廃棄物の量が多いから、県内で処理する施設を整備する」ものではなく、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、「廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理体制を構築する」ものであります。
385	**（同意見 他1件）** 2.2.5 主な施設及び設備の概要 炉の燃焼温度コントロールは大変難しいと聞いています。 温度コントロールをどのように行うか示してください。	産業廃棄物の焼却施設の運転管理においては、高カロリーの廃棄物もあれば、低カロリーの廃棄物もあることから、廃棄物ピット内でのミキシングによるごみ質の均一化は最も重要な作業であると考えております。その作業を実施しないと、炉内の燃焼ガス温度の変動や炉内投入量の変動が発生し、完全燃焼を妨げることに繋がってしまいます。 ですので、ごみ質の均一化により炉内温度をコントロールし、その炉内温度は中央操作室の制御モニターにて常時監視します。
386	主灰、飛灰の保管 「建屋内で適切に保管」とあるが,保管場所における粉塵や臭気の発散防止対策について,設備の構造や部屋の負圧対策、トラックの出入りの際のエアカーテン等による粉塵飛散防止対策について説明してください。	主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋（鉄筋コンクリート造）内の専用保管場所で保管します。また、車両への積込作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止することから、室内負圧管理やエアカーテンの設置はありません。

表 6.1-2 (103) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
387	大気汚染の範囲について 「大気汚染について調査・予測を行う」とあるが,法令に定められていないカドミウムやアスベスト等の混入,漏洩,飛散による環境リスクの予測評価を行うべきである。大気拡散による影響予測については,逆転層発生の詳細な調査及び拡散実験を実施してシミレーション結果との整合性について精度決定をおこなうべきである。 影響範囲については狭すぎです。国の内外での影響調査で数十キロ範囲まで及ぶことがわかっているので見直すべきである。	重金属類等については、可燃物に異物として微量に混入する程度であり、影響はほとんど無いものと考えます。なお、アスベストは扱いません。 逆転層の発生状況は、方法書に示した上層気象調査により把握しました。現地における野外拡散実験は、実験条件が限定的となるため、効果的な手法ではないと考えます。地形の影響を考慮するため、方法書に示した ERT PSDM モデルによりプルーム中心軸の補正を行うことにより、詳細な予測ができるものと考えます。 配慮書での大気質予測は、益城地域気象観測所及び熊本地方気象台における 1 年間の調査結果を用いて年平均値を予測しており、配慮書段階の予測としては適正なものと考えており、調査地域はその結果をもとに設定しています。 大気質については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
388	「堆肥の生産量 6t(日)」 「堆肥の生産量 6t(日)」とあるが,生産量の根拠を示してください。堆肥を有効活用するためには夾雑物の除去や栄養素の成分調整等を行う必要があるが,貴社で実施するのか。	当社の出資企業が運営する堆肥化施設の実績から歩留まりを約 10%と見込んで、生産量 6ｔ/日としております。 また、夾雑物の除去や栄養素の成分調整は、当社で行います。
389	設計基準について さまざまな設計について「各種基準を満足させる」とあるが,各種基準とは建築基準法等具体的には何の法令に基づく基準かを明らかにしてください。また,緊急時の連絡通報対策について明らかにしてください。また,事故等発生時の緊急時措置対策マニュアルを定めてください。	建築物については、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を行う必要があります。また、土地の造成にあたっても、盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害を未然に防止します。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
390	バグフィルタの破損 「当事業所では破損事故はなし」とあるが,バグフィルタ破損事例についてわかっている事例をすべて列挙し、その原因や対策をどうしたか明らかにしてください。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。
391	クローズドシステムについて 「汚水配管の定期的メンテナンスを行う」とあるが,危険なのは汚水管だけではなく、排ガス系統の煙道のダクトや送風機等の破損等によって有害なダイオキシン類を含んだ排ガスや飛灰などが環境中に排出されることになる。メタン発酵施設でも可燃性ガスのメタンなどの漏洩による火災の危険性も現に各処で発生している。普段からの緊急時対策への対応が必要である。	施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで、施設の安定・安全な稼働を行います。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。

表 6.1-2 (104) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
392	取り扱う廃棄物の種類について 特に、産廃の汚泥や、廃油の有害物質：特別管理産業廃果物(医療可燃廃棄物)の感染性病原菌などが、環境に出てしまった時の対応処理はどうするのか？明確な説明をお願いします。	万が一、環境事故が発生した場合は、施設を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから運転を再開させます。
393	・地下水の状況 上益城郡五町に代表的な湧水は存在しないとしても、昔から地域で大事に使ってきているたくさんの湧水があります。作ってすぐ、影響がなくても、何年、何十年先に影響がでてきます。そういう事も考え、一度五町の湧水を調査しなおすべきだと思う。	方法書においては、地域の概況として、既存資料調査をもとに把握できた内容をお示ししています。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。
394	ゴミを処理するという根本的な事を改めて考えなおすべきだと思います。 本末転倒の状況になると思います。 目的を、住民、施設側、県、国が、全て納得した上で、進めていく、問題だと思います。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
395	処理施設ができることで、近隣住民に 100%害がないということは、ありえないと思います。 もし、自分の住む地域にできるとどうか考えてみて下さい。住民がしっかり賛成、理解した上で、作るのか決定すべきです。	各環境影響評価項目については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
396	処理の過程で発生するエネルギーを最大限に回収とあるが、その最大限に回収とは、どのような方法で、どのような基準での最大限にとは？説明をお願いします。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。

表 6.1-2 (105)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
397	○豊かな自然が残る場所に、なぜ、他の場所で、出たゴミを持ってくる必要があるのですか? 説明をお願いします。 表に出るメディアなどに出る時だけ、環境を守ると言い、この施設ができることで、環境に影響がでてくることが、施設ができる事を公表しないのは間違っていると思います。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
398	地球温暖化が進む現代。 上益城五町に必要なのは、巨大焼却施設ではない。温暖化が進んでいて、さらに、処理施設をつくることで、地球環境へ、負荷がかかることは分かっていることだ。共に人として生きているものとして考えて分かることであると思う。説明をしてほしい。	プラスチックは、製造段階で温室効果ガス排出量がカウントされておりますので、廃棄物の焼却施設で発電された電気は非化石エネルギーとなります。 焼却施設ではプラスチックと廃油を焼却した重量に応じて温室効果ガス排出量がカウントされ、バイオマス由来の廃棄物を焼却しても温室効果ガス排出量はカウントされません。技術やコスト面での課題を解決する必要はありますが、将来的には、排ガス中から二酸化炭素を回収し、回収した二酸化炭素を有効利用することでカーボンネガティブを目指すことから、温暖化の促進には繋がらないと考えております。
399	平成 28 年 4 月に、熊本地震が発災し、復旧・復興事業のため五町の財政が逼迫し、「巨額の費用が必要となる」廃棄物処理施設の建設が困難な状況に陥ったと説明されている。「巨額の費用」とは一体どのくらいなのか、説明して下さい。	従来計画の施設整備に係る事業費の試算は約 156 億円程度で、国からの補助金等を除いても上益城郡 5 町で約 72 億円程度の負担が必要であると聞いております。ただし、この費用には整備予定であったし尿処理施設の費用が含まれていないこと、また、近年の物価高騰の影響を考慮すると、負担額はさらに高くなるかと思います。

表 6.1-2 (106) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
400	＜廃棄物の受け入れ、処理に当たっての維持管理＞ 許可品目であるかどうか、処理可能物であるかどうか、必要に応じて、計量証明書や WDS(廃棄物データシート)並びに SDS(安全データシート)等によりあらかじめ確認を行う」とあるが、書類上の審査で、本当に、実際に入ってくるものをちゃんとチェックできるのですか? 業者が入って、伝票を信用して、埋めてしまうと、後になって見つかっても、もう遅いです。埋めてしまっては、検査もできません。早い段階で、とりやめを決定すべきです。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者(排出事業者)と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認(一次チェック)した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票(産業廃棄物管理票)に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認(二次チェック)を行います。 リサイクル施設(選別破砕施設)、堆肥化施設、エネルギー回収施設(メタン発酵施設)においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際(廃棄物を車両から土間に荷下した際)に展開検査(三次チェック)を実施します。 なお、エネルギー回収施設(焼却施設)においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。また、本事業では、事業計画地内に最終処分場は建設しませんので、事業計画地内での廃棄物の埋立は行いません。
401	エネルギー回収施設といっていますが、 (エネルギー回収)とは、どのように行うのでしょうか。回収の方法と回収率を、すべて正しく説明をおねがいします。 もし、回収ができないのであれば、設置をしないでください。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し(熱エネルギーを回収し)、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率(%)は、発電効率(発電出力÷投入エネルギー)と熱利用率(有効熱量÷投入エネルギー)の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約16%を見込んでおりますが、外部への熱利用(今後の検討)を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率(kWh/ごみ ton)は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量(バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量)を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。
402	エネルギー回収施設は、一定のゴミがないと効率良く、もやせないと思うのですが、5町のゴミが一定を下まわってしまった場合他の所から、もってきたりしないですよね？説明とちがうことをする場合は必ず正しい情報を町民に伝え、賛成をもらってからにしてください。	本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設(焼却施設)の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。

表 6.1-2 (107) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
403	配慮書への意見が、合計で1301件集まったそうなのですが、191件にまとめられていたことが、とても残念です。意見の内容が同じようなものだったとしても1つ1つの意見に対して、丁寧に答えて頂きたいです。意見が同じような物でも、件数は1301件あるのであれば、1301件の解答をしてください。	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。
404	処理施設ができることで、今まで自然で遊べていたところで、遊べなくなったり、トラックがたくさん通ることで、安心して子ども達を育てられなくなるのではないでしょうか。周囲の住民へのアンケート調査をよろしくおねがいします。	アンケート調査は予定しておりませんが、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で地元地区の概況等を含めて様々な意見交換をさせていただく機会を設けさせていただきたいと考えております。
405	もし、上益城郡へゴミ処理施設を持ってくる理由として、1つに「地域活性化」というものもあるのであれば、それは、間違えています。 ○良い方向で、人々が文化や経済活動へ活発的に町をより良くするための活動だと思います。 この処理施設は、働く人は多くなるとは思いますが町にゴミが集まり、"活性化"というよりは、"環境悪化"へとしか、進まないと思います。 ○しっかりと考えてほしいです。	当社の出資企業が運営する施設では、建設工事の一部や供用中の維持管理工事を地元企業へ発注することによる地域経済への貢献、地元雇用の創出、地域交流や地域イベントへの参加・協賛による地域活性化に寄与できていると自負しております。
406	上益城5町だけではなく他の町への影響もあると思います。5町だけではなく他町への影響を調査してください。	対象事業に係る環境影響を受ける可能性がある範囲と認められる地域及びその認定理由については、方法書第8章に記載したとおり、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観をもとに設定して、御船町及び益城町とし、説明会は熊本県環境影響評価条例の規定に基づき、2町において開催しています。 各環境影響評価項目の予測及び評価の結果については、「第8章 調査、予測及び評価の結果」に示すとおりであり、環境影響を把握する上で、適切に設定されたものと考えます。
407	公開されている書類に書かれている情報を専門家さんなどが見ると、正しくない情報が多数あり、そのような書類の改ざんをされると、今後、正しい数字などでも、情報を信用ができなくなると思うので何も知らない相手への情報でも、必ず正しい情報を届けることを行ってください。	準備書及び評価書の作成に当たっては、十分なチェックを行い、記載ミスが無いように努めます。
408	熊本県内には、震災や放射能などの影響で避難のために移住してきた方がいます。熊本には、豊かな自然があることが移住を決めた大きな理由だと思います。そのような所に、ゴミ処理施設をつくることについて、どのように考えていますか？自然を守ることを考えてください。	施設を建設するために、造成工事や建設工事により自然に手を加えることになりますが、本施設が自然や景観と調和のとれた施設になるよう配置計画を作成しました。 景観については、「第8章 調査、予測及び評価の結果 8.12 景観」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (108)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
409	熊本では、今でも地下水を飲んでいるので、代表的な湧水が無かったとしても、その事に問題が出てくると思います。そこで、過去に同じような施設での問題や周囲の環境の調査などをしてください。必ず、よろしくおねがいします。	仮に類似施設が本事業で整備する施設と同程度あるいは全く同じであったとしても、それぞれ立地条件が異なりますので、環境アセスメントの結果が全く同じ予測結果になることはありません。例えば、大気質については、同程度の既存施設でも立地条件、気象条件により大気拡散状況は大きく異なります。 環境アセスメントの予測・評価においては、類似施設の情報を基にするのではなく、本事業を実施する区域や周辺における現地調査結果を基に適切に予測・評価しておりますので、類似施設情報の公表は考えておりません。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、地下水については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において水質調査を実施し、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 なお、地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
410	大量の地下水をくみあげることになりますが、住民から水の量が減ったという訴えがあった場合、操業を停止するよう約束してください。	地下水については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。 なお、地下水の利用に伴う地下水位の影響圏範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110ｍの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないものと考えています。
411	騒音振動が必配です。地域の人は地震のあとの工事の大型の車の振動でも怖かったと言っていました。十分な調査をしてください。	騒音、振動については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.2 騒音、8.3 振動」に調査結果を記載しました。
412	「法規制に基づく排ガスの定期的な測定」とありますが、2 か月に 1 回、または 1 年に 1 回では少ないんじゃないんですか。異常がある場合、明らかになるまでに時間がかかりすぎるんじゃないんですか。常時監視装置「AMESA」の設置を約束してください。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (109) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
413	2-39 「地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底する」とありますが、学校が行事などで下校時間が早まることがあります。そういう場合の計画を記載してください。	御船町（教育委員会や七滝中央小学校）や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。
414	クローズドシステムを採用しても排気筒から排出された汚染物質が地上に降下して、周辺の土壌や農作物や河川の環境汚染をもたらす可能性があるのではないか。有害物質が雨水・排水とともに流出することがなくても底質に影響がないとは言い切れない。念のため、河川底質についても詳細に調査するべき。	排気筒からの排出ガスによる土壌汚染については、方法書で環境影響評価項目として選定しています。 河川への汚染物質の放流はないことから、河川底質への影響は、水質の調査を行うことにより十分確認できるものと考えます。
415	エネルギー回収施設の排気塔から排出される排ガスの週辺地域への影響は風向風速によって周囲四方に流下するので事業実施区域の上流側に位置していても影響は避けられないと予測できます。よって五ヶ瀬川水係への影響についても水質調査を行なってほしいです。	排気筒からの排出ガスが河川に沈着しても、汚染物質が堆積し続けるものではないことから、大気質の環境基準等との整合を図ることにより、周辺河川の環境にも十分配慮できるものと考えます。 よって、五ヶ瀬川水系の水質調査は行いません。
416	エネルギー回収施設(メタン発酵施設)でバイオガスを用いて発電し電気を地域で売電してエネルギーの地産地消による地域振興に貢献する計画とあるが、メタン発酵施設の危険性に対する災害防止措置について過去の発生事例とそれへの対処方法を明確にしてほしい。また、メタン発酵施設のエネルギー回収率、売電先収益計算結果を明らかにするべき。	漏洩ガス検知器の設置や逆火防止装置を設置するとともに、施設内および施設周辺での火気使用を厳禁とすることで、爆発火災防止対策を実施します。 焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 エネルギー回収施設（メタン発酵施設／焼却施設）で発電した電力の売電に関しては、FIP 制度を活用するのかどうか未確定な部分はありますが、仮に全量を価格 5 円/kWh で売電した場合の収益は、おおよそ 2 億円/年を想定しております。 電気は電力会社への買電となります。

表 6.1-2 (110)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
417	施設の耐用年数について、可能な限り長期間使用できるよう設計するとともに、設備の適切な維持管理に努めるとあるが、あいまいすぎる。 長期間の運転となると経年劣化は避けられないはず。維持管理を徹底すれば諸経費は増加して、財政的に経営を圧迫する可能性が考えられる。この、維持管理費の増加を含めた会計収支状況についてシュミレーションを行い公表すべき。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 財政面におけるメリットについては、詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 また、ご意見いただいたように、将来に渡って施設を運営するために必要となる維持管理費用（人件費、設備の修繕費用、焼却灰等の処分費用など）を考慮して、処理単価を設定することとしております。 設備の経年劣化により不具合が発生しないように、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで、施設の安定・安全な稼働を行います。
418	東京 23 区にある清掃工場内を流下する雨水の分析で敷地内に降った雨にはダイオキシン類が含まれていることがわかっています。そのことから、調整池に貯留した雨水の分析を行なわずに公共用水域に放流するのは水質汚濁防止法の水質基準に違反する可能性が大きいと思われます。貯留した雨水を放流する前に、排水基準が定められている水質規制項目の全項目の水質分析を行ない、基準違反がないかを確認して、数値を公表するべき。	調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
419	産業廃棄物の搬入車両が増加するのに交通量に関する実験を行わないのは地域住民の不安が募るだけです。 車両の増加で、排気ガスによる大気汚染物質の影響がどれくらい増えるのか、実際の車両を使う走行実験をしてシュミレーションをして結果を公表してください。	走行車両からの排ガスの影響については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に示されている原単位を用いて詳細なシミュレーションが可能であるため、走行実験は行いません。
420	対象事業に係る環境影響を受ける範囲の設定が小さすぎるのではないか?現行より範囲を広げて対象地域の設定を見直し御船町だけでなく他の地域でも説明会を開催して情報を公開するべき。	対象事業に係る環境影響を受ける可能性がある範囲と認められる地域及びその認定理由については、方法書第 8 章に記載したとおり、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観をもとに設定して、御船町及び益城町とし、説明会は熊本県環境影響評価条例の規定に基づき、2 町において開催しています。 各環境影響評価項目の予測及び評価の結果については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおりであり、環境影響を把握する上で、適切に設定されたものと考えます。
421	排気塔からの排ガスにおける影響を予測評価するのに 1 年間の気象調査では不十分で、もっと長期的にわたり現地気象調査を行なう必要があるのではないか。逆転層の発生状況、上層気象の高度観測方法について説明を求めます。	気象の調査期間については、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準拠しており、適正であると考えます。なお、既存の気象観測所の過去 10 年間のデータを用いて異常年検定を行っています。上層気象の状況については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果　8.1 大気質」に調査結果を記載しました。

表 6.1-2 (111) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
422	ダイオキシン対策として使用するバグフィルタはフィルタのバグ上でデノボ合成反応によりダイオキシン類が再合成されて排気筒から排出される可能性があることがわかっている。また、バグの劣化や焼損等によって排出基準値を超過したと思われる事例が過去に発生していることについてどのように考えていますか。	燃焼ガスを 800℃以上で 2 秒以上滞留させて完全燃焼することでダイオキシン類は分解されますが、発生した燃焼ガスを冷却する過程でダイオキシン類が再合成されます。ダイオキシン類の再合成は 300～500℃程度で進行することが知られておりますが、200℃以下ではほとんど進行しないと考えられております。ですので、燃焼ガスを時間をかけてゆっくり冷却するとダイオキシン類の再合成が促進されることになるため、200℃以下に速やかに冷却することでダイオキシン類の再合成を抑制します。それでもダイオキシン類は僅かに再合成されますので、後段のバグフィルタにてその他有害物質を含めて捕集・除去を行った後に、排気筒から大気中に蒸気として放出します。 以上より、バグフィルタ入口温度は 200℃以下となりますので、バグフィルタ内でダイオキシン類が再合成することはありません。 また、バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。
423	近年熊本県内で想定外の水害等による被害が多く発生している。豪雨時の水害被害や土砂流出、地盤の崩落等が本事業の実施に与える影響について、詳細な調査及び予測評価を行なう必要がある。	安全（防災）については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.18 安全（防災）」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
424	欧米やアジア諸国の 100 数十カ国が法律の規定により採用しているダイオキシン類の常時モニタリング装置の常備が日本では義務付けられていませんが、貴社ではこのダイオキシン類のモニタリング装置を設置する考えはあるのでしょうか。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
425	過去に仮置場に置いた災害廃棄物からアスベスト等が外部にもれるという例がありましたが、そういった場合の対策はきちんと考えているのでしょうか。発生する災害廃棄物の種類やそれに含まれる有害物質(とくにアスベスト等)の含有状況によっては、他の含有有害物質の飛散調査や飛散防止策を考えて、災害廃棄物対策マニュアル整備する必要があるかと思います。	災害廃棄物の処理責任は自治体にあることから、災害廃棄物処理計画などのマニュアルは自治体で策定されています。 そのマニュアルに基づいて災害廃棄物を扱うことになりますが、災害廃棄物については、発生場所から直接搬入することは想定しておらず、自治体側で設置された仮置き場から搬入したものを建屋内で荷下ろし、処理することとなります。仮置き場であらかじめ分別や選別をされることから、アスベストが搬入されることはありません。

表 6.1-2 (112) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
426	焼却灰は熊本県内の最終処分業者によって埋立処分するのに現時点では最終処分業者は決まってない、埋立地も明確にされないのは不安が大きくなるだけです。県内の最終処分業者の候補先リストを公開して下さい。	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。
427	七滝中央小学校で行われた事業者説明会で土地を売却した住民が、住居からは 100m は離して作ると言っていたから売却したとの話しをしていた。この施設のすぐ傍に住居がある。きちんと住民が納得いく形で、口約束ではなく対応して下さい。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
428	山形県上山市内のエネルギー回収施設調辺で住民の健康被害が発生している。施設周辺の土壌や屋内のエアコンフィルタに付着した粉じん、屋上の雨樋に溜まった汚泥等の分析によると、明らかな重金属汚染が判明していて、健康被害の原因はこのエネルギー回収施設であると推定されている。大栄環境の施設周辺では健康調査は実施してないとのことだが、影響があるかないかの判断は調査をしてみないと分からないのではないか。 事前、工事中、および操業開始後に定期的に健康調査を行って下さい。	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
429	**（同意見 他 5 件）** 地下水の影響範囲を 1km としているが、その科学的根拠を示して欲しい。地下水汚染が起きた場合は 1km で収まるとはとうてい思えない。(表 8-1)	地下水の影響範囲とした約 1km は、揚水に伴う地下水位への影響を把握する範囲としてお示ししています。地下水の水質については、施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 なお、地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
430	排ガス検査に AMESA(ダイオキシン類長期自動採取装置)などの常時観測システムを導入して下さい。法的に決められている定期測定では突発的に生じる汚染を早期に発見することができません。例えば、排ガスの浄化を担うバグフィルターは脆弱で穴が開きやすい。小さい穴はすぐ発見できないはずです。バグフィルターに損傷があると、汚染物質が大量に放出されます。また、バグフィルターのところでデノボ合成することが知られています。そうした事態にすぐ対応するために AMESA の導入をお願いします!!	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2（113） 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
431	産業廃棄物処理場ができる前に御船町で取り組めるゴミ問題の解決策などを考えて実践してから、産業廃棄物処理場を作ることを改めて考えてほしいです。	このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。 御船町におけるごみ問題の解決に向けて、まずは地域としてできることに取り組むべきだというご指摘は、地域主体の課題解決の重要性を示すものとして、当社も深く共感しております。 本事業は、御船町を含む上益城郡5町が連携して、老朽化した既存ごみ処理施設の更新や広域的な廃棄物処理の課題に対応するために検討を進めているものですが、地域の実情や住民のみなさまの声を踏まえた丁寧な協議が不可欠であると考えております。 今後、御船町との協議においては、町内でのごみ減量・分別の取り組みや、地域循環型の資源活用の可能性についても意見交換を行いながら、施設整備のあり方を改めて検討していく方針です。 住民のみなさまとともに、持続可能な環境づくりを進めていくため、引き続き率直なご意見を賜りますようお願い申し上げます。
432	ごみを1か所に集めて処理しようとする考えは、SDGsの理念に反すると思います。そもそもSDGsは、みんな平等な人で強い人や弱い人などの関係をなくそうとする目的でつくられており、この計画はSDGs の考えに反すると思います。緑豊かな自然豊かな清らかなとてもおいしい水の流れる御船町に負荷をかけるような施設の建設に反対です。	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカルSDGs）とは、環境省が第5次環境基本計画（2018年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指しておりますので、SDGsの理念に沿って計画しております。

表 6.1-2 (114) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
433	自然の中に産業廃棄物ができるということは今の美しい景観も失われるということになると思います。そして、人体の悪影響なども心配になっています。そういうところの安全性などは、証明できているのですか?	施設を建設するために、造成工事や建設工事により自然に手を加えることになりますが、本施設が自然や景観と調和のとれた施設になるよう配置計画を作成しました。 景観については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.12 景観」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。 当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
434	産業廃棄物処理場ができる場所で公害問題が起きた場合どのように責任をとるつもりですか？10 年後 20 年後のことも考えて計画を進めていますか？ そこら辺のことをしっかりわかるように教えて下さい。	廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
435	地下水の合理的な使用とは、具体的にどのような方法でするのですか？ 地下水についての詳細や調査などはどのように説明をしてくれますか？	地下水については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。
436	環境への影響を回避又は低減できるように努めます。と以前おっしゃっていましたが、低減できることは可能なのですか？人体への悪影響も予想されているのにそれを低減できる方法はあるのですか？分かりやすく教えて下さい。	各評価項目の環境保全措置は、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載しました。
437	御船町町内にある小中高の学校に説明をしてもらい、町の人全員が知っている上での事業計画を進めてもらいたいです。小学生にも分かるように設明できるようにしておいて下さい。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 小中高生を対象とした説明会は予定しておりませんが、今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
438	地下水を使用するということは、私達の大切な水を汚染する可能性が高いと考えます。もし、水道水の中に毒などが入っていたとしたら、どう責任をとるつもりですか？また、どのような悪い物が放出されるのかをすべて教えて下さい。	施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、地下水については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において水質調査を実施し、「第 8 章調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。

表 6.1-2 (115) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
439	産業廃棄物処理場を作る場所を作るために森林などを伐採する必要があると思います。今現代の社会は、森を守ろうと取り組んでいるのに、森林を伐採するのはおかしいと思います。どれくらいの森を破壊するのかも知りたいです。	設備機器は耕作跡地となっている対象事業実施区域北側を中心に配置します。また、対象事業実施区域約 13.5ha のうち、約 6.5ha の森林を伐採しますが、残置森林や造成森林（造成法面への植栽）を含めて約 6.8ha の緑地を確保する計画です。
440	排ガス中の有毒物質は体への悪影響は、今でなくても私たちが大人になったときに生涯がおきたりしたら、どのように責任をとるつもりですか?水俣病のようになったらどうするんですか?	廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
441	ダンプなどの大型トラックなどの事故がおきた場合たくさんの有害物質が大気中にまざると思うのですが万が一のことを考えてこのようなことが行った場合どうするつもりですか？	万が一、事故を起こした場合は、原因究明とともに再発防止策を関係者で共有するとともに、当該車両が所属する会社に対して、責任をもって対処するように要請いたします。当該車両が当社の車両であれば、当社（出資企業を含む）が責任をもって対処いたします。
442	動物のふん尿は入れない、取り扱いませんといってますが、動植物性残さの中に含まれる可能性はありませんか?	動植物性残さとは、「食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物」と廃棄物処理法で規定されております。また、動物のふん尿とは、「畜産農業に係るものに限る。」と同法で規定されております。 そもそも、動植物性残さと動物のふん尿は、産業廃棄物の種類が異なりますので、含まれることはありません。
443	地球温暖化等の影響をうけて、熊本県内でも想定外の水害等による地盤の崩落や土砂流出等の被害が発生しています。今回のこの施設も熊本地震でも被害のあった場所でもあります。今後の豪雨等の水害被害や土砂流出、地盤の崩落などの危険か強くあると思い心配です。詳細な調査及び予測評価を行い、適切な環境保全措置及び災害時の原状復帰対策などについても万全の配慮をして下さい。	安全（防災）については、評価項目として選定しており、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.18 安全（防災）」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
444	「提出された意見には、同じ内容のものや、同じ趣旨のものが複数あったことから、それらはひとつに集約した上で意見の概要として掲載している」とあるが、私は自分の意見書を一枚一枚コピーし、手元に残してあります。私は方法書を読むのも大変で、理解できないので勉強会に参加し、たくさんの時間を使用し意書を書いています。丁寧な説明と言われるのであれば、意見ひとつひとつを未編集のまま資料として提示し、回答して下さい。	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。
445	ぜったい水俣びょうのようなことは、おこさないといってこのゴミしょりしせつは、同じじゃないですか?	廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。

表 6.1-2 (116)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
446	水をすこしもよごしてほしくないです。わけはぼくは、水はとても大事な物だとわかったからです。	施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、河川、地下水については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の河川や井戸において水質調査を実施し、「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。
447	もしとうこうバスがじこにあったらどうするんですか。	万が一、事故を起こした場合は、原因究明とともに再発防止策を関係者で共有するとともに、当該車両が所属する会社に対して、責任をもって対処するように要請いたします。当該車両が当社の車両であれば、当社（出資企業を含む）が責任をもって対処いたします。
448	七滝中央小がっこうからみるけしきは、とてもきれいです。でもさんぎょうはいきぶつしょりじょうができたらえんとつがあっていいけしきが見えなくなるから作らないでほしい。	七滝中央小学校からの景観に影響はありません。
449	もしかするとガンになるかもしれないし水もきたなくなったり水俣びょうのようなのがはっせいするかもしれないからこわいです。	廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
450	大きなトラックがずっととおるのがぼくはいやです。あとトラックの音がうるさくて勉強にしゅう中できないからつくらないでほしいです。ぜったいにつくらないでほしいです。	騒音については、「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.2 騒音」に調査、予測・評価の結果を記載しました。
451	学校にしんどうがあるときょうみがわいてきてちかずいちゃうこがいます。あと学校の1年生は、もしかすると泣いちゃうかもしれません。	振動については、「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.3 振動」に調査、予測・評価の結果を記載しました。
452	作ってほしくない理由は、おおがたの車がいっぱいとおってほしくないからです。	御船町（教育委員会や七滝中央小学校）や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。
453	七滝中央小学にかよっています。外で遊ぶのがこわくなりました。作ってほしくないです。	各環境影響評価項目については、「第8章　調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (117) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
454	ダンプがとおっただけでゆれるから学校のみんながびっくりするのでとてもしんぱいです。	振動については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.3 振動」に調査、予測・評価の結果を記載しました。
455	日本の中で 1 位の水のきれいさだからこの水を守っていきたいからぜったい作ってほしくないです。	施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、河川、地下水については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の河川や井戸において水質調査を実施し、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。
456	水は、まわっていますだから水はふえないです。へっるだけです。でもゴミしょりじょうができたらよごれた水がずっとまわりつづけるということです。	施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、河川、地下水については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の河川や井戸において水質調査を実施し、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。
457	人間の体は､7 わりが水でできてるとしっていますかだから水がよごれたら 7 わりがよごれた水でできるんですよしっていますか。	施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、河川、地下水については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の河川や井戸において水質調査を実施し、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。
458	ぼくは、えんとつからでる空気をぜったいにすいたくないです。あとぼくは､ガンになるのがとてもこわいしいろんな夢があるのでガンで死んで人生をおわらせたくないです。	大気質については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果を記載しました。
459	とうこうする時におくれたりするかもしれませんよね。それはどうなんですか。	御船町（教育委員会や七滝中央小学校）や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。
460	ぼくは、えんとつからでるけむりをすいたくないといって上野ちくやいろんなちくの人たちがどんどんいなくなっていくと思います。あと学校もなくなるかもしれないです。	大気質については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果を記載しました。
461	昔の人が守ってきた水をよごすのはつらくないんですか昔のことを勉強してみてください。	施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、河川、地下水については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の河川や井戸において水質調査を実施し、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。
462	水と空気とけしきがきたなくなるのがぼくは、とってもいやです。だから 1 つ物ができただけで 3 つの物がうばわれるのが言葉ではあらわせないほどいやです。	大気質、水質、地下水、景観については、「第 8 章調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質、8.6 水質、8.7 地下水、8.12 景観」に予測・評価の結果を記載しました。
463	いままでじこはおこったことはないんですか?いままであったじこの内容をおしえてください。	廃棄物処理施設では、火災や爆発による事故が最も多いと考えております。そのリスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。

表 6.1-2 (118)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
464	きょうりゅうのかせきがすぐ近で見つかったのであるかもしれません。せんもんかといっしょにちょうさしてください。	文化財については、方法書にお示ししたとおり、御船町教育委員会と意見交換しながら、適切に対応します。 文化財については「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.16 文化財」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
465	P.3-16 湧水の状況 「対象事業実施区域及びその周辺には、代表的な湧水は存在しない」とあります。配慮書では「対象事業実施区域及びその周辺には存在しない」でした。 問題は代表的かどうかではなく、住民に密着した湧水があるかどうか、その水を守れるかどうかということです。 配慮書に対する意見書で参考資料まで伝えたのに変わらず環境省のホームページの「代表的な湧水」一覧を示すのみにとどめていることには納得がいきません。そのような資料に、生活に密着した小さな湧水がすべて載っていないのは当然であり、既存の資料を使うにしてももっと綿密な調査をしてください。 湧き水は人間以外の動物たちにとっても大切な資源です。	方法書においては、地域の概況として、既存資料調査をもとに把握できた内容をお示ししています。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。
466	**（同意見 他 1 件）** 5.2.2 P.5-9 「提出された意見には、同じ内容のものや同じ趣旨のものが複数あったことから、それらはひとつに集約した上で、意見の概要として掲載している」とあるが、私自身の提出した意見と見比べてみると、意見の趣旨を曲げて事業者に答えやすい形にしてあるものもあるように見受けられます。 意見ひとつひとつを未編集のまま、資料として提示してください。さらに、論点をずらしたり、明確に回答していないものも多いです。これでは意見を提出した人たちに対して不誠実です。 回答するのに時間がかかるものもあるだろうが、真摯に対応してください。そこをごまかして環境アセスメントを「書類を整えれば進められる形式的な手続き」であるかのように進めるのは間違っています。厳重に抗議します。	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。

表 6.1-2 (119) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
467	p.3-60(102) 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況 (1)放射線量の状況 「すべての地点において汚染状況重点調査地域として環境大臣の指定を受ける値である0.23uSv/h を下回って「いる」とあるが、0.23uSv/h を基準にするなどとんでもないことです。環境省のHP によれば、 ①汚染状況重点調査地域とは、空間線量率が毎時0.23uSv/h 以上の地域を含む市町村(平成23 年8 月を基準)のうち、法律に基づき、指定されている地域です。 1.この毎時 0.23 マイクロシーベルト(uSv/h)という要件は、その地域における追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト(mSv/年)に当たる放射線量(安全側に立った仮定の下の推計値)です。 2.平成29 年3 月末現在、福島県を中心に、全国で8 県92 市町村が指定されており、当該市町村が中心となって除染を実施することになっています。 福島原発事故による放射性物質の飛散により汚染された福島県を始め、東北・関東各県の中で、特に汚染のひどい地域で、線量がこれ以上高ければ除染をするべきであるとして定められた基準が0.23pSv/h です。 日本中が程度の差こそあれ放射性物質で汚染されているが、熊本県は中でも最も汚染が少ないとされる地域です。そこでの基準に「汚染状況重点調査地域」の数値を持ってくるとは、認識を疑わざるをえないです。	国際放射線防護委員会 2007 年勧告により、平常時に一般の人（子どもを含む）が受けて良い上限は年間1ミリシーベルトです。 年間 1 ミリシーベルトを、自然放射線量を含む時間当たりに換算すると、0.23 マイクロシーベルト/h となりますので、0.23 マイクロシーベルト／h 以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。 地域概況における記載は1つの目安として、国の基準をお示ししたもので、これ以上厳しい基準は国内で示されていません。 なお、計画施設において、放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定していません。
468	前回の意見書は1301 件集まったのに191 件にまとめられたのはなっとくがいきません。1301 件中しっかり1301 件の答えや返答をするべきだとおもいます。前回の 1 回目、今回の 2 回目の意見書の返答をすべて返してほしいです。アンサープリーズ!!	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。
469	これからゴミをへらそう！とかプラゴミをうまないためにプラせい品をつかわないようにしよう!というとりくみが世界各国で取り組みされているのにそちらの処理場はあるいっていのごみがなけれはエネルギーにかえられないとききました。 世見→ゴミをへらそう 処理場→エネルギーへんかんのために大量のゴミが必要！これはながれてきによくないと思う。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。

表 6.1-2 (120) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
470	ゴミ処理場を立てる時日本、米国、EU、ドイツなど各国によって法律、制度、対策、規制などがある中それをおたくらは理解されてるのでしょうか。伐々各国が水質汚染、大気汚染、海洋汚染、地球温暖化、森林破壊などの対策がされてるなかおたくらの計画はこの問題には害はないのでしょうか。	廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
471	埼玉県三芳町に石坂産業株式会社が運営している最先端のゴミ処理場では、リサイクル率 98%だといいます。そこは住民理解を得るために環境に配慮した工場にかわったそうです。これをみてそちらもぼくたち上益城住民全世体から理解をえられるような説明をください!	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
472	日本の廃棄物関連法制度および対策の方針は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「循環型社会推進本法」廃棄物乗の排出抑制などありますがそれをすべて事業者スタッフ、従業員がすべてあますことなく理解した上でこの計画がすすんでるのかしりたい。	事業計画を策定し、事業を進めるにあたっては、廃棄物関連法制度のみならず、様々な国内法令を遵守することを基本として取り組んでおります。
473	計画地は御船内ですがごみ処理の問題は上益城郡全体の問題かとおもいます。 自分は人に聞くまでこの計画はしりませんでした。もっと計画を大々的に発言して上益城だけでなく、日本全体の意見を求めたほうがいいと思います。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
474	SDGs をかかげているなら自分たちの計画を見直そう!はんしてる！！	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指しておりますので、SDGs の理念に沿って計画しております。

表 6.1-2（121） 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
475	ゴミの処理場での川や空気の汚染がないとはいいきれないし、もし汚染されたときすいませんじゃすまされない、どうおとしまえをつけるのか。考えてもらいたい。	廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
476	(3)②湧水の状況 湧水地の説明について「対象事業実施区域及びその周辺には、代表的な湧水は存在しない」とある。「代表的な」と限定した言葉を入れて影響の対象範囲を狭めているようだが、熊本には大小問わず無数の生活に密着した湧水がある。それを限定した湧水のみに言及して問題ないとするのは、現地住民の生活への配慮が足りなさすぎる。丁寧な説明とは到底言えない。 災害時、有事の際の対策についての排水計画への言及もなく、そうした際に地下水を利用する熊本全域への被害の大きさは計り知れない。災害も多い昨今「こんなことが起こるとは思わなかった」というような甘い想定でものごとを進めるのはやめていただきたい。	方法書においては、地域の概況として、既存資料調査をもとに把握できた内容をお示ししています。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。
477	5 章 1-1(1)熊本県知事の意見についての事業者の見解 「本事業を進めるに当たっては、説明会等で丁寧な説明に努めます。」と見解及び対応に記載があるが、「丁寧に説明をすれば進めてよい」というわけではなく、大切なのは地域住民が納得していることである。 計画を固めてからの住民への説明では遅いし、説明すれば納得が得られなくても進めていいということではない。論点をずらすことなく、住民それぞれの疑問や意見に回答を示し、納得が得られるまでプロセスを先に進めるべきではない。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
478	2.2.8 給排水計画 約 250t/日を計画し、その使用量以上の積極的な涵養に努めるとありますが、積極的とはあいまいな表現なので、どの程度涵養できるのか明記して下さい。実際に使用した水量、涵養できた水量を公表できるようにして下さい。	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t /日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t /日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。

表 6.1-2 (122) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
479	P38 環境保全対策として排ガス中のダイオキシン類の測定は年 1 回ということですが、年 1 回の測定では日常の安全か守られるとは思えません。EU やアジアなどで常時監視装置を義務づけられている国も多くあります。この装置の導入を検討して下さい。もし導入しない場合はその理由を答えて下さい。導入しないということは年 1 回の測定で充分という近隣住民の安金が守られると言える理由を教えて下さい。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
480	P30 2.2.8 給排水計画 (1)給水計画 地下水の使用量以上の涵養に努める。涵養対策については今後、上益城郡 5 町と協議を行った上で。とありますがどの様な形で協議するのですか？協議後の涵養対策の具体策を必ず提示して下さい。	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t /日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t /日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。
481	P30 排水計画に完全クローズシステムなので「施設からの排水はない」とありますが、完全にクローズドできている施設はあるのでしょうか？また、近年毎年のように異常気象、今までにない程の災害が起きている中で、想定外の対策なしで安全と言えるのですか？	廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。
482	P31 給排水計画の中に排ガスは大気放するとありますが、排ガス放出量が人体の健康を害するにあたいしない量でしょうか？少量であれ、排ガスは人体に有害です。近隣住民への理解が得られるまで放出しないで下さい。	大気質については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (123) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
483	P31 給排水計画の図に場外搬出(理立処分)とありますが、どこに理立するのですか？ その土地の規模はどれくらいになりますか？場外搬出量は毎日どれ程の量がに出る予定ですか？(計画)	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。
484	P.2-14 「廃棄物の受け入れ、処理に当たっての維持管理」について、車両に積み込まれた廃棄物がマニフェストに記載された内容と相違がないかどうか、許可品目外のものが混入していないかどうか、目視確認を行う。とあるが、目視で全量確認できる量とは思えません。全量展開して検査するなどの徹底した対策にして下さい。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
485	私は山都町に住んでいます。 ここはとても良い土地です。豊かな大地に美しい水、澄んだ空に様々な人が住んでいて皆、土地を大事に、と生きています。しかし貴社が行おうとしているその計画では私達は住む所を失うかもしれません。何故か? 多すぎるし大きすぎるんです。もちろん我々もごみを出すし、買ったりするにしてもごみとは離れられない生活をしています。しかし！最初の計画より何倍も大きいではないですか。これではこの5町の大きさと人数に合っていません。何故こんなにも大きいのでしょうか。企業からの産業廃棄物を処理するから? 環境省のHPには1つの企業が年間に出す産業廃棄物の量は250t以下に抑えること、とあります。 それにリサイクルが前提の世の中にこの大きな施設は本当に必要でしょうか? 計画の設明があまりにも不十分です。5町の人々全員に理解して欲しい為、5町の全世帯に計画内容の書かれたプリントを配布し、設明会を 5 町それぞれで行って下さい。お願いします。	「1 つの企業が年間に出す産業廃棄物の量は 250ｔ以下に抑えること」というのがどこからの情報であるのかが分かりませんが、少なくとも環境省ではそのようなことは発信していないと理解しております。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。

表 6.1-2 (124)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
486	施設への搬入車両の数が多すぎます。もともと 1 日 80t の予定が焼却が 400t/日にプラス 900t/日を処理する計画になりましたね。そこまで多くなると 1 日に片道 330 台もの車が行き来することとなり、そうなるとその日のうちに処理粉砕するということならかなりの施設が必要になりますし、そもそもどこからそんなにごみがやってくるのでしょうか?どこからやってくるのか。その明細をお教えください。	リサイクル施設（破砕選別施設）の 900ｔ/日はあくまで処理能力の最大値であり、平均取扱い計画量は 200ｔ/日を想定しています。 また、片道 330 台ですが、上益城郡 5 町の計画時（当初の 80ｔ/日）で 230 台、そこに産業廃棄物運搬車両 100 台が加わって、合計 330 台となっています。 一般廃棄物運搬車両 230 台については上益城郡 5 町から、産業廃棄物運搬車両 100 台については、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）からの運搬を想定しています。
487	この施設は五町だけでなく熊本、九州と関係してくる大きなものです。だのに全く周知しょうとする気がありませんよね。作ってしまえば皆納得するだろう、皆あきらめるだろう、という魂胆が見え見えなんですよね。もっと真面目に、全ての人に誠実に生きて下さい。しっかりと大人やってるような人達がコソコソと動くのはやめて下さい。とてもダサイです。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
488	以前土地を売った人から『民家から施設は 100m は離して下さい』との話をしていた、とお聞きしましたが今の所の計画ではたったの 20m しか離れていないですね。その事に関してそちら側へ質問したところ、『初耳です』などと返ってきたそうですね。仮に初めてだったとしてもその発言はあまりに不誠実だと感じます。現地の方々の話をしっかり聞いて下さい。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
489	実際、施設が稼働しはじめたとして、影響があるのは果たして御船町と益城町だけでしょうか？ えんとつの長さ的にも半径 2km は狭すぎると思いますし五町のごみがそこで処理されるのであれば五町それぞれで説明会をするべきだと思います。五町それぞれでの説明会の実施をお願い致します。	対象事業に係る環境影響を受ける可能性がある範囲と認められる地域及びその認定理由については、方法書第 8 章に記載したとおり、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観をもとに設定して、御船町及び益城町とし、説明会は熊本県環境影響評価条例の規定に基づき、2 町において開催しています。 各環境影響評価項目の予測及び評価の結果については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおりであり、環境影響を把握する上で、適切に設定されたものと考えます。
490	上益城地域における<u>エネルギー回収施設</u>等設置事業環境影響評価方法書 ↑ 何をする施設なのか全くもってわかりません。 五町の大きな問題として全町民で考えるべきことなのでもっと一般の方にも理解できるようにわかりやすく設明できるよう努力して下さい。	本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する事業です。

表 6.1-2 (125) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
491	前回の意見書は 1301 件集まったようですね。ところがそちらの勝手に 191 にまとめられこちらとしては回答から逃げた(1 件 1 件返信するのは大変な為？)ともとれます。 しっかり誠意をもって 1 件 1 件回答をお願い致します。	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。
492	3-78(119) 3.2.2 土地利用の概況 表 3.2-9 周辺町の地目別土地利用面積の数字と次ページの図 3.2-8 周辺町の地目別土地利用面積の割合の円グラフの数値が合っていないです。表と図の数値が別など報告書、企画書など事業で参照するべき書類としてあり得ません。もう一度しっかりと見なおし、配慮書の再提出をお願いします。	ご指摘のとおり、グラフのデータが平成 31 年の値を用いて作成しており、表のデータと異なる記載ミスがありましたので、お詫び申し上げます。 準備書において最新の資料をもとに図表とも修正しました。
493	焼却の際、ダイオキシン等の化学物質を目に見えて管理できるように『アメーサ』の設置をお願い致します。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
494	騒音・振動についての要望です。(P2-37) 供与時、工事中ともに「敷地境界における騒音・振動のモニタリングを定期的に実施・公表する。モニタリング頻度については今後、上益城郡 5 町と協議を行った上で決定する」とありますが常時モニタリングを行って頂きたいです。悪臭についても同様の記載があるが、同じように常時モニタリングを行ってほしいです。	騒音・振動、悪臭の常時モニタリングの実施は計画しておりませんが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (126) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
495	**(同意見 他 2 件)** 水質・地下水についての要望です。 「廃棄物は全て建屋内で受け入れることで雨水との接触を防止する」とありますが前述のように稼働開始後は敷地内には大気経由で化学物質が降下していることを前提にするべきと思います。 たとえ持ちこまれた廃棄物と雨水が接触しなくても敷地内に降った雨水は有害物質を含む可能性があると思います。なのでモニタリングは常に行ってデータは即時公開してほしいです。	敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設(選別破砕施設)では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設(焼却施設)にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
496	地下水採取は揚水ポンプを使用するのでしょうか? 揚水井戸半径は 15cm となっているがもし揚水ポンプを使うのであれば、日当たり数千トン以上採取することができる。採取量 250m^3/日は土曜用に担保するのか。地下水涵養指針に基づいた地下水涵養方法を示して欲しい。そして地下水の影響範囲を 1km としているがその科学的根拠を示して欲しい。地下水汚染が起きた場合は 1km で収まるとは思えない。	地下水採取には揚水ポンプを使用します。 250 t /日は、施設で使用する一日の量になります。 地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量(10 割)を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t /日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t /日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。 地下水の影響範囲とした約 1km は、揚水に伴う地下水位への影響を把握する範囲としてお示ししています。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、地下水については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において調査を実施し、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 なお、地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (127) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
497	**(同意見 他 3 件)** 大気質については今後詳細な調査および予測を行うとのことだが、方法書では施設敷地内、700m 地点の 3 カ所および沿道 2 カ所だけの測定予定である(図 6.2-1)地下水、水質・土壌も詳細な調査を行うと回答しているが、地下水は敷地内の 3 ヶ所(図 6.2-7)水質は 1 ヵ所(8 図 6.2-6)、土壌も敷地および 700m 地点 3 ヵ所のみ(図 6.2-8)である。これでは詳細な調査とはいえない。	大気質、地下水、水質、土壌の調査地点は、配慮書における大気質の予測結果、方法書における地下水の影響範囲の試算結果及び事業計画をもとに、環境影響を適切に把握できる地点に設定しています。
498	施設を作るために講入された土地には長年かけて木を植え、水が出るように努力されたことがあることはご存知でしょうか？週辺に人は住んでいませんか？子どもはいませんか？地域の方全員が賛成じゃないと有害物質による健康被害、そして環境汚染が出た時に補償があったところで元には戻りません。健康調査が不十分である。万が一健康被害が出た時には補償すると述べているが、調査を行わなければ健康被害はよほど大規模にならない限り発覚しない。	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
499	施設周辺の土壌の汚染状況については今後詳細な調査を行うと回答しているが、方法書からはそれを読みとれない。そしてプラスチック類は外部業者に委託して処理するとのこと。不法投棄や可燃物化が行われないよう契約書にその旨を盛り込むべきである。またプラスチックは破砕によりダイオキシンなど種々の有害物質が生成されることを考慮すべきである。	土壌汚染については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.8 土壌汚染」に調査の結果を記載しました。 廃棄物を排出される事業者と運搬・処理を受託する事業者の間で廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。それにより、廃棄物を排出される事業者が運搬・処理の進捗を把握することで、廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止しています。 プラスチック類を含む資源化可能物は、適正に資源化が行われるように再資源化先と廃棄物処理委託契約を締結いたします。 プラスチックの圧縮によるダイオキシン類の前駆物質が発生するような論文はありますが、あくまで一定の条件下（摩擦など）によるものと承知しております。 なお、破砕工程においてはダイオキシン類は発生しないと考えます。
500	燃焼ガスの冷却に使用する水は適切に処理後に蒸発させるとのこと。ここで有害物質も蒸発する可能性に応えていない。また適切な処理とは具体的にどのような方法か示して欲しい。循環水中の塩類濃度上昇にはどのように対処するかも示してほしい。 随所に対策の不足を見ることができるので、何か被害が出た時に対応する方々とは思えません。	燃焼ガスの冷却に使用する水は、水道水や地下水、雨水、ボイラブロー水等のプラント排水になりますので、有害物質は含まれておりませんが、排ガス中の有害物質については、排ガス処理設備にて適正に処理を行い、排気筒から蒸気として大気に放出します。また、循環水は補填水による希釈と、定期的な水の入れ替えにより、濃縮を抑制します。

表 6.1-2 (128)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
501	**（同意見 他１件）** 5-5「排水計画」 P.2-29 の記載と同様、「施設からの排水はありません」と断言し、その前提で計画しているが、それでは配管破断や大雨など、異常事態が起きた際の対応が不可能となる。そもそも施設敷地には排気筒他から有害物質が降下しており、敷地内に降った雨水はその有害物質を含むと考えるべきなので、その前提で排水の処理を行うことを求める。	汚水配管の設備不良による事故を防止するため、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。 プラントエリア内については、外周部に排水溝を設け、集水して汚水ピットに流入する計画であることから、万が一、汚水配管が破損した場合は、汚水ピットに流入させ、適正に処理することで外部への流出を防止します。また、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (129) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
502	また、「代表的な湧水」に掲載されている湧水の中にも、事業実施想定区域からの影響を受ける可能性のあるものがあると思われる。とくに事業実施想定区域から影響を受ける可能性のある位置にある湧水が多くある嘉島町は上水道がなく、湧水は住民の暮らしに密着している。 第 8 章で「対象事業に係る環境影響評価を受ける範囲であると想定される地域」を排気筒から半径 2km と設定しているが、今回の事業では地下水を大量に汲み上げ、また化学物質が降下する可能性が高い敷地内に降った雨水を公共用水域に放流するとのことなので、下流域の河川や湧水の水質や水量に影響を及ぼし、住民の生活に問題が生じる可能性があると懸念される。「対象事業に係る環境影響評価を受ける範囲であると想定される「地域」を排気筒から半径 2km と設定するのは大きな誤りであると思う。水への影響を考慮したうえで範囲の設定をし直すことを求める。また、湧水の存在についても、現状の把握がまったくできていないので、正確に把握することを求める。 調査の結果をもとに湧水マップを作ってほしい。災害時役立つほか、住民からも感謝され、事業者と住民との関係が良いものになると思う。	地下水・湧水の利用状況については、アンケート調査を行い、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に、調査結果を記載しました。 方法書において地下水の影響範囲とした約 1km は、揚水に伴う地下水位への影響を把握する範囲としてお示ししています。 地下水位への影響については「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、河川、地下水については影響要因には含みませんが、調整池からの放流先河川及び対象事業実施区域及び周辺の井戸において水質調査を実施し、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。
503	**（同意見 他 5 件）** P.2-39 交通について、一般道では「地元車両を優先」とあるが、片側一車線しかない道路では「優先」といってもできることに限りがある。何か有効なことができるような書き方はおかしい。 また、「搬入車両を分散させる」というが、往復 660 台もの車が搬入を行うので、分散させたところで多すぎることには変わりがない。	事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。
504	今回の計画を「chat GPT」に打ち込み(方法書の文字を全て)、計画を進めるべきか、中止するべきか聞いて下さい。	「chat GPT」を活用した判断は求めません。
505	現在の建設予定地には施設を造れないとなった場合は、別の案として、どこの場所が予定地になるか。「仮」の話です。	代替案は持ち得ておりません。
506	エネルギー回収業施設の売電の予想売り上げを計算し、答えを出して下さい。また、それを公表して下さい。計算で使った数字は、どういった情報からなのかも教えて下さい。 仮に、電気を、何軒、何団体が買うか分からない際は、「1000」軒(または団体)でお願いします。 もし、計算しない場合は、その理由をお願いします。	エネルギー回収施設（メタン発酵施設／焼却施設）で発電した電力の売電に関しては、FIP 制度を活用するのかどうか未確定な部分はありますが、仮に全量を価格 5 円/kWh で売電した場合の収益は、おおよそ 2 億円/年を想定しております。 電気は電力会社への買電となります。

表 6.1-2 (130) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
507	今回のエネルギー回収施設と、構造、施設内容、計画性、規模、造り、処理方法が同種類似している他地域の施設を公表し、その施設の過去、現在の問題、誤ち、課題、事故等を調べ、提示して下さい。他会社などのものもお願いします。他会社でも、聞いて下さい。調べて下さい。断られた場合は、断られた理由、断られたとい証拠の書類や電話録音を公表して下さい。	仮に類似施設が本事業で整備する施設と同程度あるいは全く同じであったとしても、それぞれ立地条件が異なりますので、環境アセスメントの結果が全く同じ予測結果になることはありません。例えば、大気質については、同程度の既存施設でも立地条件、気象条件により大気拡散状況は大きく異なります。 環境アセスメントの予測・評価においては、類似施設の情報を基にするのではなく、本事業を実施する区域や周辺における現地調査結果を基に適切に予測・評価しておりますので、類似施設情報の公表は考えておりません。
508	エネルギー回収施設は、何年稼動する予定ですか	設備の経年劣化により不具合が発生しないように、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで、施設の安定・安全な稼働を行います。そうすることで 30～40 年、あるいはそれ以上に稼働させることが可能と考えております。
509	配慮書への意見の概要 No2 に対する事業者の見解について建設予定地の土地は譲渡ではなく、有償で借り受ける予定とあるが、返す可能性はあるのか。	建設予定地の土地については、上益城広域連合から有償で借り受けることとしています。契約期間終了の際には、上益城広域連合に明け渡すこととなります。
510	配慮書への意見の概要 No2 に対する事業者の見解について、土地譲渡の経過について詳細な説明を行うことを要求します。	上益城広域連合が購入された土地を上益城広域連合で造成し、それを借り受ける予定となっています。
511	エネルギー回収施設のメリットは何ですか。	自治体としては、ごみ処理施設建設費のご負担がないという財政負担が大幅に軽減されること、固定資産税の収入、最終処分場を計画地に整備する必要がないことに対する環境面のメリットが挙げられます。また、当社の事業活動に伴い、建設工事の一部や供用中の維持管理工事を地元企業へ発注することによる地域経済への貢献、地元雇用の創出、地域交流や地域イベントへの参加・協賛による地域活性化に寄与できると考えております。
512	エネルギー回収施設のデメリットを教えて下さい。	当社施設へ出入りする車両により交通量が増えることではないかと考えております。
513	エネルギー回収施設を出入りするトラック、車を判別するために、トラック車のデザインを公表して下さい。他会社との連けいだと思いますので、他会社のトラック車のデザインもお願いします。	施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
514	今回のエネルギー回収施設で、起こる可能性のある最大の事故は何で何ですか。最悪の場合も込みでお考え下さい。最悪の場合とは、地震などで、かいめつ的な状境で、安全装置も動かない定です。ご存知ないかもしれませんが、東日本大震災では、福島第一原発が最悪の状境で、事故が起きてしまいました。そういった事もふまえてお考え下さい。	廃棄物処理施設では、火災や爆発による事故が最も多いと考えております。そのリスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。
515	エネルギー回収施設が稼動しなくなったら、取り壊すのか、リノベーションするのか、まだ未定だとは思いますが、そういった事を決定してからの稼動をおすすめします。また、決定しなくても、リノベーションしてほしいのか、してほしくないのか、ある程度の考えを固めて下さい。リノベーションしないという場合になると、株式会社シムファイブスがかかげている SDGs の「すみ続けられるまちづくり」と反しています。その事も理解した上でお考え考え、発表して下さい。	設備の経年劣化により不具合が発生しないように、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで、施設の安定・安全な稼働を行います。そうすることで 30～40 年、あるいはそれ以上に稼働させることが可能と考えております。 それ以降に関しては、現時点では未確定です。

表 6.1-2（131） 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
516	今回の環境アセスメントは、上益城住民から信頼が得られていません。 上益城住民全世帯に信頼を得られているのか、アンケートを取って下さい。取られない場合は、その理由の公表をして下さい。又、僕自身に、取らない理由を、上記の住所に送り、僕を納得させて下さい。返信もします。納得させられない場合は、理由を考え直し、再度お送り下さい。本件のみでの個人情報ですので、住所をお使いしてかまいませんよ。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 上益城地域にお住いの全世帯へのアンケート調査は予定しておりませんが、今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
517	今回の件で、株式会社シムファイブスの誠意が感じられません。 エネルギー回収施設計画関係者全員に「誠意があります」か「誠意はありません」のアンケートを取り公表して下さい。また、アークートをじっしした証拠も提示して下さい。されない場合はその理由を公表して下さい。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 ご意見のようなアンケート調査は予定しておりませんが、今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
518	配慮書への意見の概要 No1 に対する事業者の見解について、なぜ事業計画の主体と内容が変更になったが、その丁寧な説明がなされていないので、説明を求めます。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。

表 6.1-2 (132)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
519	配慮書への意見の概要 No100 に対する事業者の見解について、過去の大震災等の災害に伴って廃棄物処理施設や上下水道施設等への被災事故の発生事例を収集して災害対策マニュアルを策定して下さい。策定されないとなると、事業者の見解とむじゅんします事を、理解して、お考え下さい。	施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。
520	国際的に焼却をやめリサイクルに努めよう、循環型社会を作ろうという方向になっています。しかし日本は焼却大国であることが現実です。 今回の計画では一定数のゴミがなければ効率良く焼却できない施設になっています。 ゴミを減らしていこうという世間の動きと逆行していると思うのですが、どう思われますか。 また、もし焼却に必要な量ゴミが集まらなかった場合どのような対策を取るのか教えてください。	本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。
521	2.2.11 環境保全対策(P.2-36～) P.2-36 「法規制に基づく排ガスの定期的な測定」とありますが 2 ヵ月に一回、あるいは一年に一回では不安です。 常時監視装置アメーサ(AMESA)で排ガスを連続採取して下さい。 異変があった場合すぐに気付くことが出来、住民のまた従業員の健康を守ることができます。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (133) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
522	3-60(102) 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況 (1)放射線量の状況 0.23μSv/h を基準にしてあるが、福島原発事故による放射性物質で汚染された地域で、線量がこれ以上高ければ除染をするべきであるとして定められた数字である。 熊本は最も汚染が少ない地域なのに「汚染状況重点調査地域」の数値を持ってくるのはおかしい。基準とする数値をもっと厳しくして下さい。	国際放射線防護委員会 2007 年勧告により、平常時に一般の人（子どもを含む）が受けて良い上限は年間 1 ミリシーベルトです。 年間 1 ミリシーベルトを、自然放射線量を含む時間当たりに換算すると、0.23 マイクロシーベルト/h となりますので、0.23 マイクロシーベルト／h 以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。 地域概況における記載は 1 つの目安として、国の基準をお示ししたもので、これ以上厳しい基準は国内で示されていません。 なお、計画施設において、放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定していません。
523	2.2.11 環境保全対策 P.2-37 騒音・振動について、常時モニタリングをしてほしいです。悪臭も常時モニタリングして下さい。 水質・地下水について「廃棄物はすべて建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止する」とありますが、敷地内には大気経由で化学物質が降下していると前提するべきです。敷地内に降った雨水は有害物質を含む可能性があると思うので常時モニタリングして下さい。	騒音・振動、悪臭、水質の常時モニタリングの実施は計画しておりませんが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
524	①当エネルギー回収施設と類似している(処理方法・規模・施設の構造など) 全国のエネルギー回収施設をあげて下さい。 ②また全国のエネルギー回収施設で起きた過去 30 年の事故、事故の原因をあげて下さい。	仮に類似施設が本事業で整備する施設と同程度あるいは全く同じであったとしても、それぞれ立地条件が異なりますので、環境アセスメントの結果が全く同じ予測結果になることはありません。例えば、大気質については、同程度の既存施設でも立地条件、気象条件により大気拡散状況は大きく異なります。 環境アセスメントの予測・評価においては、類似施設の情報を基にするのではなく、本事業を実施する区域や周辺における現地調査結果を基に適切に予測・評価しておりますので、類似施設情報の公表は考えておりません。
525	2-36(38) 2.2.11 環境保全対策 エネルギー回収施設では焼却をすると思いますが、ダイオキシン類が出ることが不安です。 AMESA という常時監視装置を設置して下さい。海外では設置を義務づけられている国もありますし、先進的な取り組みをすることは株式会社シムファイブスにとっても私たち住民にとっても世界にとってもメリットばかりです。絶対に設置して下さい。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (134) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
526	配慮書への意見が 1301 件集まったそうですが 191 件にまとめられてしまった事が非常に残念です。 例え同じ意見が複数あったとしても 1 つ 1 つに見解を答えて頂きたいです。 1301 件集まったなら 1301 件の答えを!それが誠意です。	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。
527	当施設で処理した後の灰などを最終的にどこの処分場に埋め立てるのか教えて下さい。 決まっていない場合は建設する前に決定し、公表して下さい。 あやふやな計画のまま準備書へ進むことは絶対にしないで下さい。 でなければ住民との信頼関係が築けないと思います。	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。
528	搬入されるゴミを目視検査するそうですが展開検査にして下さい。 理由は内部に有害物質を含む廃棄物が入っている可能性がないとは言えないし、展開した方がより安全だからです。事故を防ぐためにもお願いします。 求む、展開検査!!	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。

表 6.1-2 (135) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
529	(1)放射線量の状況 p.3-60(102) 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況 (1)放射線量の状況 「すべての地点において「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である 0.23μSv/h を下回っている」とあるが、0.23μSv/h を基準にするなどとんでもないことである。 環境省の HP によれば、 ①汚染状況重点調査地域とは、 空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト(μSv/h)以上の地域を含む市町村(平成 23 年 8 月を基準)のうち、法律に基づき、指定されている地域です。 ②この毎時 0.23 マイクロシーベルト(μSv/h)という要件は、その地域における追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト(mSv/年)に当たる放射線量(安全側に立った仮定の下の推計値)です。 ③平成 29 年 3 月末現在、福島県を中心に、全国で 8 県 92 市町村が指定されており、当該市町村が中心となって除業を実施することになっています。 福島原発事故による放射性物質の飛散により汚染された福島県を始め、東北・関東各県の中で、特に汚染のひどい地域で、線量がこれ以上高ければ除染をするべきであるとして定められた基準が 0.23μSv/h である。 日本中が程度の差こそあれ放射性物質で汚染されているが、熊本県は中でも最も汚染が少ないとされる地域である。そこでの基準に「汚染状況重点調査地域」の数値を持ってくるとは、認識を疑わざるをえない。	国際放射線防護委員会 2007 年勧告により、平常時に一般の人（子どもを含む）が受けて良い上限は年間 1 ミリシーベルトです。 年間 1 ミリシーベルトを、自然放射線量を含む時間当たりに換算すると、0.23 マイクロシーベルト/h となりますので、0.23 マイクロシーベルト／h 以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。 地域概況における記載は 1 つの目安として、国の基準をお示ししたもので、これ以上厳しい基準は国内で示されていません。 なお、計画施設において、放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定していません。
530	有志の方が書いてくださった「放射線量」に関する意見に共感したのでその文章を 1 枚目に引用し、2 枚目で私の意見を述べさせて頂きます。 ・山都町をはじめ上益城郡には有機農業をしている人が多い ・有機農業をするために移住して来た人が多い ↓ つまり土壌や水、大気が汚染されていないか関心が高い ・熊本は放射線量が最も低いと言われており、3.11 以降たくさんの被災者が移住してきた ↓ つまり常日頃から放射線量の数値に関心を持っている。 方法書に書いてある放射線量の数値は大きな話題となっています。 関心を持った人が多い点だからこそ誤魔化せないし、より安全を約束してくれなければ困ります。 この数値を見直し、再度発表してください。 ①計画地の現在の放射線量を教えてください。 ②、①の結果から 0.23 マイクロシーベルトまで上がってしまうのはどのような場合ですか。ゴミの種類や事故のケースなどシミュレーションして詳しく書いてください。	国際放射線防護委員会 2007 年勧告により、平常時に一般の人（子どもを含む）が受けて良い上限は年間 1 ミリシーベルトです。 年間 1 ミリシーベルトを、自然放射線量を含む時間当たりに換算すると、0.23 マイクロシーベルト/h となりますので、0.23 マイクロシーベルト／h 以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。 地域概況における記載は 1 つの目安として、国の基準をお示ししたもので、これ以上厳しい基準は国内で示されていません。 なお、計画施設において、放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定していません。

表 6.1-2 (136) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
531	どんなに完ペキな設備でも(施設でも)ヒューマンエラーは起こりうる。 従業員の健康を守るため、どのような対策を取りますか。詳しく具体的に教えて下さい。 例)従業員の生活リズム、休みの取り方、人数、シフト、給与など全てお答え下さい。	企業は従業員の健康を守るために、健康管理の実施（定期健康診断の実施やストレスチェック、最適な人員配置、適度な休憩の取得、労務管理など）や安全な労働環境の提供（安全管理者や衛生管理者の選任、作業に必要な資格の取得、必要な保護具類等の提供など）、定期的な作業環境測定の実施などを通じて、従業員の健康を維持・向上させる取り組みを行う必要があると考えております。
532	配慮書への意見の概要NO.1に対する事業者の見解はなぜ事業計画の主体と内容が変更になったのか丁寧な説明がされていません。丁寧な説明がない!と感じる人が少数でも、一人でも、いるならば説明会を何度も開いたり、文章を出して下さい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
533	方法書に対する意見書の内容はそのままの文章で公表して下さい。まとめたり省略しないで下さい。 他の人がどんな意見を持っているか知ることで今回計画されている施設についてより深く考えることができます。なにとぞお願い致します。	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。

表 6.1-2 (137) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
534	今、住民と事業者との間にみぞが出来ていっていると思います。それはやはり今回の計画が住民をムシして進んでいるからだと思います。 〈質問 1〉住民との関係は良好だと思いますか? 南関のエコアくまもとは建設にあたり 8 年間住民と話し合いを重ねた結果、処分場に屋根を取りつけたり地中に大きなろか装置を設置しました。 〈質問 2〉住民の希望、要望を計画に反映する気はあるか。 時間や費用がかかってでも住民と手を取って最善の方法を取っていってほしいです。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
535	田舎に暮らす人は仕方なくではなく選んで住んでいます。 安心安全な水と土、おいしい空気を求めているからです。 それらがおびやかされる計画では反対するしかありません。	大気質、地下水、土壌汚染については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質、8.7 地下水、8.8 土壌汚染」に調査の結果を記載しました。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、地下水への影響は回避できると考えております。
536	2-28(30) (2)排水計画 完全クローズドシステムなので「施設からの排水はない」とあるが、これまで完全にクローズドで運転できている施設はどこか。具体的に示してください。 場内で洗浄に使う水などもすべて炉内噴霧するということだが、そうすると当然炉内の温度は下がる。水量が多くなればダイオキシンの発生を抑制する 800 度以下に下がることも考えられるのではないか。 「敷地内に降った雨水は排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流」とあるが、敷地内に降る雨には煙突から出た有害物質が溶け込んでいる。雨水もきちんと検査測定し、安全性を確認してから放流すべきである。 また、豪雨の際、流量を調整できるだけの調整池を用意できるのか。予想外の豪雨で放流を余儀なくされることは容易に想像できる。 クローズドシステムだからといって、排水浄化施設を備えない、というのは大変危険である。「排水はない」という前提は、無理があると思う。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。敷地内に降った雨水のみを公共用水域に放流する計画であることから、排水処理施設は設置しません。 調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 炉内の燃焼ガス温度は中央操作室の制御モニターにて常時監視しておりますので、燃焼ガス温度が800℃未満にならないように炉内噴霧量を調節しながら運転管理を行います。万が一、燃焼ガス温度が下がる兆候が見られた場合は、炉内に重油を吹き込んで800℃以上を確保します。 調整池の設計に当たっては、都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に則って、適切に設計・施工します。

表 6.1-2 (138)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
537	第3章　対象事業実施区域及びその周辺の概況 配慮書は文献調査でも、方法書は実地調査をするのではなかったのですか。苦情の内訳や内容など多少詳しい記載があっても文献調査と思われる。 本文も配慮書と同じ個所が多い。配慮書と方法書の違いは? このまま実地調査をせずにすますことはゆるされない。 (1)気象の状況 温暖化の影響と思われる豪雨被害や気温上昇など異常気象が続いている。年々、降水量も気温も上昇しているので、昨年と同じ資料でなく、更新させるのは当然である。 (3)地下水の状況　②湧水の状況 代表的な湧水が存在しないとしても、昔から住民が大事に使って来たたくさんの湧水がある。実際に歩いて地元の湧き水を調査してほしい。	方法書は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（環境影響評価項目、調査、予測及び評価の手法）をお示しするものであり、現地調査結果は準備書に記載しています。 配慮書は事業計画の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項の検討結果をお示ししたものとなります。 既存資料調査については、全ての項目について最新の資料をもとに準備書を作成しました。 地下水・湧水の利用状況については、「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。
538	2-39(41) (8)交通 一般道では地元車を優先し、通学時間帯への配慮を徹底するというが、片側一車線の農道で地元車を優先するとは、具体的にどういうことか示してください。通学時間帯への配慮とは、その時間に廃棄物の搬入をしないということでしょうか。	事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。 御船町（教育委員会や七滝中央小学校）や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。
539	2-36(38) 環境保全対策 (1)大気質 集じん機として使うバグフィルタの破損事故が多発しているという。 破損はすぐに認識できるのか。どのような方法で認識するのか。 破損したフィルタはすぐに交換しないと環境中に煤塵や有害物質が漏えいすると思うが、破損した時の対策はどうするのか。 排ガス中のダイオキシン類は法規制に基づいた測定は年 1 回ということだが、それでは日常的な濃度は測れない。もし何らかの原因でダイオキシンの濃度が異常であっても、すぐに感知できなければ環境中にダイオキシンをばらまくことになる。 現在では、AMESA という常時監視装置が開発され、EU やアジアなど海外では常時監視装置を義務付けられている国も多いという。 事故や故障の折に少しでも早く対策をとれるように、AMESA の導入をお願いします。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (139) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
540	3-94(136) 表 3.2-14 対象実施区域の周辺の交通量は平成27年度の交通量調査である。令和5年度の調査はしないのか。交通量まで文献で、というのには驚く。実地調査をして住民の様子を知ってください。	3.2.4 交通量の状況に示した結果は、国土交通省が実施した全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）の調査結果です。 主な搬出入ルートとなるマミコゥロードにおける交通量は、方法書に示した方法により現地調査を行い、「第8章 調査、予測及び評価の結果 8.17 安全（交通）」に調査の結果を記載しました。
541	3-97(139) (4)住宅などの状況 「住宅等は対象事業区域の北側に分布している」とあるが、26 ページの図 2.2-10 で分かる通り、道路を挟んだ東側にも住宅が存在しており、北側の一番近い住宅と同様、焼却施設から 100 メートル以内の近傍にある。このように民家の近くに焼却施設を設けていいのでしょうか。 地権者の人達は、100 メートル離す、人によっては 200 メートル離すことを条件に土地を売っておられます。それも一般廃棄物の焼却施設のためにと。その経緯をしっかり受け止めて、誠実な対応をしてください。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。 各環境影響評価項目の調査、予測及び評価に当たっては、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、対象事業実施区域周辺の住居等の保全対象に十分配慮して実施しました。
542	2-39(41) (9)安全 一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会の調べによれば(産業廃棄物処理施設事故事例調査報告書)、資源化施設(破砕)や焼却処理施設で多くの火災や事故が起きています。大栄環境は、多くの産廃施設を有すると聞いているが、自社施設において火災や爆発事故の事例がありますか。また、他社の同種の施設での事故例を列挙して、その原因を調査し、本事業の安全対策を具体的に示してください。	火災や爆発リスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。 近年、廃棄物処理施設においては、リチウムイオン電池が原因による火災事故が多発しております。その対策として、火花や火、煙を AI 画像認識技術により瞬時に検知して、警報設備や消火設備と自動連動させることで、火災の延焼を防止しております。
543	3-127(169) (c)特定建設作業において発生する騒音の規制基準 対象事業実施区域及びその周辺は、第 1 号区域が適用とあるが、ここで規制される基準値は 85 デシベル以下となっている。環境省の HP を見ると、80-90 デシベルの騒音は、ゲームセンター店内～パチンコ店内(地方都市・山村部用)と示されている。 工事期間は長期にわたるが、その間住民は騒音被害を被ることになる。その事実をきちんと伝え、誠意をもって説明し了承を得てください。	特定建設作業に伴う騒音の規制基準は、騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例で定められています。 特定建設作業に伴う騒音を評価する値は、変動騒音の場合は、測定値の 90%レンジの上端値（L_{A5}）であり、評価地点も工事敷地境界となるため、騒音の目安で示されている平均的な騒音と単純に比較できません。 近傍の保全対象（住居）における騒音については、建設機械の稼働時間を考慮して等価騒音レベルを予測して、騒音の環境基準と比較して評価を行いました。 騒音については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.2 騒音」に、予測・評価の結果を記載しました。
544	2-28(30) (1)給水計画 一日約 250 トンの地下水を使うことになっているが、涵養については上益城郡 5 町と協議を行った上で決定するとある。 まず、どのような形で協議するのか。 業者として、涵養の具体的方法を考えずに、町に相談してみる、というのでは不安です。他の同様な施設で、実際にどのようにして涵養につとめたかを、説明してください。	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t/日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t/日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。

表 6.1-2 (140) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
545	2-14(16) 廃棄物の受け入れ処理にあたっての維持管理 有害化学物質の混入、放射能汚染など、「目視」では確認できない。 どんな方法で確認するのでしょうか。 検査室を作って検査するとして、ダイオキシンや重金属などその場ではすぐに結果が出ないもののチェックはどうするのでしょうか。 持ち込み業者の伝票を信用するのは簡単だろうが、それは住民としては恐ろしいことです。 山都町は産廃の埋立て計画もある。 埋めてしまったら検査もできない。 やはり、入口(処理場や焼却施設)で検査をしてください。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者(排出事業者)と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認(一次チェック)した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票(産業廃棄物管理票)に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認(二次チェック)を行います。 リサイクル施設(選別破砕施設)、堆肥化施設、エネルギー回収施設(メタン発酵施設)においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際(廃棄物を車両から土間に荷下した際)に展開検査(三次チェック)を実施します。 なお、エネルギー回収施設(焼却施設)においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。また、本事業では、事業計画地内に最終処分場は建設しませんので、事業計画地内での廃棄物の埋立は行いません。
546	熊本県の主導で、一般廃棄物の処理施設が、産廃処理施設に計画変更していいのでしょうか。 土地を売った人達、そして自分達の出す一般廃棄物の処理場ならと承諾した住民へ対する詐欺行為にならないのでしょうか。 地権者と行政が交わした、民家から 100 メートル以上離して建設するという大変重要な条件も、業者は「知らなかった」と応えました。「知った」以上、計画を変更されますか。 熊本県や 5 町が、法的に間違っている部分があると思う。(信義則違反) 5町と県と取り交わした「覚書」は、住民に一度もはかられていないので、これを根拠に計画を進め、住民の理解を得るというのに無理があるのではないでしょうか。 住民の理解を得られないまま、大規模な産廃の焼却処分場を造るのはやめてほしい。	熊本県の主導ではなく、民間事業者が熊本県に事業計画を提案し、その旨を上益城郡 5 町の各町長にお伝えいただき、各町長にご理解を頂きました。その後、調査検討の結果、事前に各町議会に当該事業を説明の上で、覚書、環境アセスメント協定を締結しております。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収(廃棄物焼却)施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。 また、ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。

表 6.1-2（141） 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
547	まず、何より、この建設計画が産業廃棄物の処理場を作ることが第一の目的なのに、そんなことは考えてもいなかった住民を、うまく言いくるめようとしている姿勢が業者への信頼を失わせている。 エネルギー回収施設と言っても、五町の住民は今、地元に産廃のごみを燃やしてまで電気や熱を欲しがっていない。エネルギー回収は、環境省も言っているように、リサイクルとはいえない時代である。 ゴミの分別が大変遅れている山都町の住民は、地元の産廃最終処分場の建設問題をきっかけに、これまでになくゴミ処理への関心が高まっており、分別などに取り組んで、焼却するゴミを減らす努力をしていきたいと思っているところなのに、監視もいきとどかない産廃の焼却と一緒にされるのは本当につらい。五町の一般ゴミの焼却場にもどし、私達の努力や意見が反映されるような、自分達の身の丈にあった、まさに自区内処理の計画にもどしてほしいと思っている。 田舎のおおらかさ、貧しさを逆手にとって、時代と逆行するような規模の大きな産廃の焼却施設を作らないでほしい。	ごみ減量への取り組み心から感謝いたします。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。 また、廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。
548	国の進めている廃棄物処理の優先順位は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用が優先です。熱回収はそれができないものに適用される処理方法にすぎません。 今回の日量 400 トン、産廃 320 トンを確保するのに、どこからどんな廃棄物を集めることを想定していますか。住民側としては、この量を極力減らしてほしいのですが、規模を小さくすることはできませんか。	循環型社会推進基本法では、技術的及び経済的に可能な範囲内で、①廃棄物の発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収、⑤適正処分の優先順位が定められております。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。

表 6.1-2 (142)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
549	スコーピングについて 本来の計画「一般廃棄物焼却炉計画」も、選択肢として検討するべきです。 環境への負荷など、「エネルギー回収施設」と比較して明記してください。	本事業は、一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理する廃棄物処理施設の整備が目的となりますので、従来計画である上益城郡5町のみのごみ処理計画は比較対象となり得ません。
550	2-9(11) リサイクル施設では、廃プラスチック類や金属くずを扱うことになるが、そこから有害な化学物質が漏れ出ていくことになる。汚染が外部に漏れない具体的な対策は? また、これらの施設では爆発事故や火災事故が多発している。事故が起きた時の対処マニュアルを示してください。 堆肥施設では産廃の汚泥や廃油を扱うことになるが、機械油など有害物質が混入している危険を、どうやって配乗するのか、検査の仕方、混入していた場合の対処の方法を示してください。 特別管理産業廃棄物(医療系可燃廃棄物)はどの病院から何が来るのか、明らかにしてください。また万が一の事故(交通事故も含め)などで、感染症病原菌が環境に出てしまった時の対処法を示してください。	リサイクル施設（破砕選別施設）から、有害な化学物質が発生することはありませんが、廃棄物は建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積込作業を行うことで、周囲への粉じん等の飛散を防止します。 建築基準法や消防法に基づき、建築物は防火構造とすること、消火器や消火栓、放水銃等の消火設備を適切に設置しております。 万が一、廃棄物の火災事故が発生した場合は、それら消火設備による適切な消火活動や、消防署による消防車両（ポンプ車）での消火活動により、鎮火できると考えております。 堆肥化施設では、食品廃棄物由来の汚泥や廃油を扱いますので、機械油が含まれることはありません。 廃棄物処理委託契約は民民契約であり、個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、病院や医療機関などで、あらかじめ専用ボックスに入れ、蓋をした状態で（蓋を開けずに）運搬・処分を行います。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設け、室内温度を15℃以下に保ち、厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。 また、専用の投入口に繋がる搬送コンベヤへの投入は人の手で行うことから、目視により専用ボックスの破損や漏れがないかの確認を行います。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 万が一、運搬中に事故を起こした場合は、原因究明とともに再発防止策を関係者で共有するとともに、当該車両が所属する会社に対して、責任をもって対処するように要請いたします。当該車両が当社の車両であれば、当社（出資企業を含む）が責任をもって対処いたします。

表 6.1-2 (143) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
551	2-3(5) 市町村は、一部出資することにより、施設の稼働状況や経営状況を監視できるかのように表現されているが、企業が事故や故障などのトラブルをきちんと公表し、自治体がチェックできるとは、とても思えない。配慮書にも意見を出さなかった町が監視などできるのか?どういう取り決めをするか公表してください。 「本事業は･･･廃棄物を有効な資源として捉え、資源やエネルギーに最大限変換し、」とあるが、最大限の根拠は何か。方法と数値で回答をお願いします。	一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が 3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 仮に出資がなかったとしても、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しますので、確認は可能となります。 焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。
552	放射線量の状況 p.3-60(102) 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況 (1)放射線量の状況 「すべての地点に置いて『汚染状況重点調査地域』として環境大臣の指定を受ける値である 0.23 マイクロシーベルトを下回っている」とあるが、この数値は、原発事故による放射性物質の飛散により汚染された福島県をはじめ、東北・関東各県の中で、特に汚染のひどい地域で、線量がこれ以上高ければ除染をするべきであるとして定められた基準の 0.23μSv/h である。放射性物質の汚染がもっとも少ないといわれている熊本県で、「汚染状況重点調査地域」の数値を持ってくるとは、認識を疑わざるをえない。	国際放射線防護委員会 2007 年勧告により、平常時に一般の人（子どもを含む）が受けて良い上限は年間 1 ミリシーベルトです。 年間 1 ミリシーベルトを、自然放射線量を含む時間当たりに換算すると、0.23 マイクロシーベルト/h となりますので、0.23 マイクロシーベルト／h 以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。 地域概況における記載は 1 つの目安として、国の基準をお示ししたもので、これ以上厳しい基準は国内で示されていません。 なお、計画施設において、放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定していません。

表 6.1-2 (144) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
553	エネルギー回収施設ならば、発電効率や熱利用率を明示してください。 ちなみに、循環型社会形成推進交付金の交付要件を定めている「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」の中ではエネルギー回収率を発電効率と熱利用率の和と定義し、26%相当以上としている。 エネルギー回収施設といっても、(上の基準に沿ったとしても)74%は排熱として捨てていると知って驚いた。やはりヒートアイランド現象の原因となるのではないか。今回の計画ではどれだけの排熱を捨てるのか、明らかにしてください。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 エネルギー回収率は、廃棄物からどれだけエネルギーを回収できるのかを表すものになりますので、「回収できなかったエネルギーを排熱として放出している」という指標ではありません。
554	環境省が提唱する循環型社会のイメージ図から、サーマルリサイクルの文字が消えました。小泉（元）環境大臣も国会答弁で「サーマルリサイクルはリサイクルではない」と発言しています。シムファイブスさんは、汚れがついてどうしてもリサイクルできないものをエネルギー回収として焼却されるとのことですが、今後循環型社会の実現を目指し、マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルがすすめられていきます。そうするとエネルギー回収に回す廃棄物の量が減るのではないでしょうか。★「プラスチック使用製品設計指針」に沿って、5 町/熊本/九州の全ての事業者が法人単位で年排出量 250t を守った場合、エネルギー回収で焼却する最大量をどのように確保するのか、そのシミュレーションを、準備書以前に公表してください。	プラスチック資源循環法は、プラスチックの排出量を年間 250ｔ以下にするよう排出事業者に求めているものではなく、年間 250ｔ以上を排出している事業者（多量排出事業者）に対して、排出抑制・再資源化等に関する目標設定、目標達成のための取り組みの計画的な実施を求めているものと理解しております。 しかしながら、将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。

表 6.1-2 (145) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
555	事業の目的の「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏」という言葉に対する意見です。 全国の、エネルギー回収施設が地域の循環に一役買っているという例では、林業が盛んな地域が、熱で材木を乾かし、木くずを施設で処理するというものなど色々ありますが、いずれも町の特色を施設のメリットが合致したものばかりです。 5町のごみ、そして他地域からの産廃も燃やすということで、基準地以内であっても、ダイオキシン類が発生することは、住民にとってデメリットです。そのデメリット以上のメリットがある地域でなければ作ってはいけない。5町の中で、御船町が最も適している理由をご回答願います。	上益城郡5町の中で御船町が最も適しているということについては、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いております。 平成29年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内10か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。 その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。 平成30年2月15日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。 この協議会の意見を受け、同年5月9日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。 そして、同年5月17日に開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。
556	意見書への回答No.27で、『廃棄物処理で利益を確保する』と書いておられます。 説明会でのシムファイブスさんの発言で「金儲けではない」というものがありました。 シムファイブスさんは民間事業者で決して慈善事業者ではないですよね。上記のような言葉は市民に誤った印象を与えます。正確な情報を伝える説明会だったのでしょうか。 ○なぜそのような発言に到ったのか経緯をご説明下さい。 ○また説明会に参加できなかった方の為に文章化をお願い致します。	事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにして事業を進めるものではないという意図からの発言になります。
557	ダイオキシン類が国の基準値を超えてしまった場合のゴミの対処について。 もし、ダイオキシン類や一酸化炭素の濃度が基準値を超え、施設の停止命令が出されたとします。 ★その場合、処理予定だった5町の廃棄物、その他の産廃はどこの施設へ運ばれることになりますか。 ★またその際運搬費用が高くつくことになります。その費用を持つのは誰ですか。	万が一、当社に起因して施設を停止することとなった場合、一般廃棄物は上益城郡5町以外の近隣自治体が運営するごみ処理施設にごみの受け入れを依頼するか、当社の出資企業が運営する施設で受け入れを行います。産業廃棄物は近隣の民間処理施設又は当社の出資企業が運営する施設で受け入れを行います。 その場合の運搬費は、通常時の契約金額を超過する分については、当社が負担いたします。

表 6.1-2 (146) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
558	エネルギー回収施設が、解体される際の費用は ★概ねいくらかかりますか。 ★その全てをシムファイブスさんが出されるのですか。 ★5町が一部払うということはありますか。その場合は概ねいくらですか。	自治体が運営するごみ焼却施設と、民間事業者が運営する焼却施設は、建屋等の仕様が異なる（プラント部分を建屋で覆うかどうかの違い）ため、一概には言えませんが、自治体が運営するごみ焼却施設の施設規模（t/日）当たりの解体費は、おおよそ10～15百万円/tと言われております。 将来、エネルギー回収施設を解体するときが到来すれば、解体費は当社が全額負担しますので、上益城郡5町に解体費をご負担いただくことはありません。 ただし、既存の益城クリーンセンター、御船甲佐クリーンセンター、小峰クリーンセンターの解体に伴う費用は、それぞれの組合あるいは自治体でのご負担となります。
559	**（同意見 他5件）** P.2-2 「法令等で定める判定基準を超える有害物質を含む廃棄物、PCB廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱わない」 とあるが、「法令等で定める判定基準」が何を指すのか判然としないのは危うい。 そして各法律の基準値以下であれば受け入れるということにも読める。ここに挙げられたような廃棄物はゼロであることを望む。まったく受け入れないことの保証ができないのであれば、事業として撤退すべき。	法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは扱います。また、PCB廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱いません。
560	**（同意見 他3件）** 2.2対象事業の内容(P.2-8以降) P.2-14 〈廃棄物の受け入れ、処理に当たっての維持管理〉 「産業廃棄物を受け入れる段階で、車両の荷台に積まれた廃棄物を確認し、マニフェスト(産業廃棄物管理票)に記載された内容と相違がないかどうか、許可品目外のものが混入していないかどうか、目視確認を行う。万が一、契約外のものや許可品目外のものが発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、産業廃棄物の引き取りを依頼する」とあるが、 目視確認で確認しきるわけがないので対策として不充分極まりない。 全量展開して検査するなどの徹底した対策を求める。 必ず「展開検査」を！ できない理由が「時間がかかる」「費用がかかる」では困る。住民と従業員の命を守るために必ず展開検査をしてください。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。

表 6.1-2 (147) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
561	**（同意見 他5件）** 2.2.11 環境保全対策(P.2-36～) P.2-36 「法規制に基づく排ガスの定期的な測定」とあるが、2か月に1回、あるいは1年に1回では少なすぎる。また、測定結果を翌月末までに公表するのでは、異変があった場合、それが明らかになるまでに時間がかかりすぎる。 常時監視装置「AMESA」で排ガスを連続採取し、ダイオキシン類の濃度を測定し、データを常時公開するよう求める。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。
562	**（同意見 他3件）** 5.1.2(P.5-4～)熊本県知事の意見についての事業者の見解 P.5-4「住民への説明」について 「丁寧な説明」という言葉に違和感。説明をすれば先に進めるわけではありませんよね。大切なのは「住民が納得」することです。 計画を進めて行く中で出た住民の質問や意見に真摯に対応してください。「施設と住宅を100m以上離してほしい」という要望が出ているならば、実現するのが誠意です。 「説明を受けた側は、説明されたからといって納得しなければならないわけではない」ということが大前提です。住民が納得しないなら、説明だけでなくやり方も方針も練り直さねばならないのだということを、行政も事業者も改めて認識すべきです。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
563	配慮書の時 1301 件の意見が集まったそうですが、それらを 191 件にまとめてあったことが残念でした。 子どもたちも自分なりに一生懸命考えて書いています。 自分が書いた意見にどんな回答が返ってくるか注目しています。 他の人がどんな意見を持っているかも知りたいので原文のまま載せてください。 方法書を読み込む時間がなく、有志が書いた意見例に対して共感するものは同じ文章を提出しています。 方法書の解答を出す際にはその結果も書いてください。 例)5-5「排水計画」に対しての意見、5名 このように書いて頂けるとそれだけ注目している人がいるのだということが分かります。 意見書を書いた人は今回の計画がどうなるのか注目しています。	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。

表 6.1-2 (148) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
564	2.2 対象事業の内容 P2-14 廃棄物の受け入れ、処理にあたっての維持管理について マニフェストに記載された内容と相違がないか、許可品目外のものが混入していないかどうか、目視確認を行うとあるが、目視確認だけでは不十分である、全量展開して検査するなどの徹底した対策をするべき。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
565	P2-36 「法規制に基づく排ガスの定期的な測定」とあるが、2か月に1回、または1年に1回では少なすぎる。また、測定結果を翌月末までに公表するのであれば、異常があった場合、それが明らかになるまでにその異変ははそのままになってしまうのではないか。 常時監視装置「AMESA」で排ガスを連続採取し、ダイオキシン類の濃度を測定し、データを常時公開するようにしてほしい。そうすることで、もしもバグフィルターの破損等があった場合も環境へ与える影響を最小限に食い止めることができるはずである。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (149) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
566	P2-37 騒音振動について、工事中、供与時ともに「敷地境界における騒音、振動のモニタリング」は、常時行ってほしい。施設から 100 メートル離すという約束も守ってほしい。悪臭についても、常時モニタリングを行ってほしい。 水質、地下水について、「廃棄物はすべて建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止する」とあるが、施設の稼働開始後は、敷地内には大気中に排出された科学物質が落ちてくるため、敷地内に降った雨水は、有害物質を含む可能性がある。雨水をそのまま排出するのではなく、きちんと処理をするべきであり、モニタリングは常時行い、データは即時公開してほしい。	騒音・振動、悪臭、水質の常時モニタリングの実施は計画しておりませんが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
567	P2-39 交通について、一般道では「地元車両を優先」とあるが、片側 1 車線しかない道路では「優先」と言ってもできることに限りがある。どうやって、優先し、渋滞も緩和できるのか、具体策に乏しい。 また、「搬入車両を分散させる」というが、往復 660 台もの車が行き交うのである。静かな集落にとって、相当な負担となる。その実態把握の仕方もあいまいである。	事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。 交通量の調査時期は、国土交通省や都道府県等が連携して実施している全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）を参考として、年間の平均的な状況が把握できる時期として秋季に 1 回実施しました。 騒音、振動については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.2 騒音、8.3 振動」に調査結果を記載しました。
568	P3-60(102) 放射線量の状況 3.1.7 「すべての地点において『汚染状況重点調査地域』として環境大臣の指定を受ける値である 0.23 μSv/h を下回っている」とあるが、0.23 μSv/h を基準とするなど、とんでもないことである。 福島原発事故による放射線物質の飛散により汚染された福島県をはじめ、東北・関東各県の中で、特に汚染のひどい地域で、線量がこれ以上高ければ除染をするべきであるとして定められた基準が 0.23 μSv/h である。 日本中が程度の差こそあれ、放射性物質で汚染されているが、熊本県は中でも最も汚染が少ないとされている地域である。そこでの基準に「汚染状況重点調査地域」の基準を持ってくるなんて、認識を疑わざるを得ない。	国際放射線防護委員会 2007 年勧告により、平常時に一般の人（子どもを含む）が受けて良い上限は年間 1 ミリシーベルトです。 年間 1 ミリシーベルトを、自然放射線量を含む時間当たりに換算すると、0.23 マイクロシーベルト/h となりますので、0.23 マイクロシーベルト／h 以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。 地域概況における記載は 1 つの目安として、国の基準をお示ししたもので、これ以上厳しい基準は国内で示されていません。 なお、計画施設において、放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定していません。
569	3-122(164)騒音、振動、低周波音(調査)は 24 時間×2 回、道路交通騒音、振動については平日に 1 回、地盤卓越振動数については 1 回、交通量については 24 時間×1 回とある。曜日や天候によっても交通の状況は様々に変化するはずであり、あらゆる可能性でもって調査すべきで、たった 1 回や 2 回の調査で分かるはずはない。	騒音、振動の調査時期は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている調査時期を参考として、平日に 1 回としました。調査時期は、年間の平均的な状況が把握できる時期として秋季に実施しました。また、低周波音調査も騒音に準じて実施しました。 交通量の調査時期は、国土交通省や都道府県等が連携して実施している全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）を参考として、年間の平均的な状況が把握できる時期として秋季に 1 回実施しました。

表 6.1-2 (150)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
570	P3 2-1 2.1.1 事業の目的 こちらの事業による、上益城地域の住民への影響について、リスクが多すぎませんか。 後の章において、水質、土壌汚染等、御社があげていらっしゃる項目がたくさんあります。住民への大きなしわよせになってしまうかもしれないのに、このような、大がかりな施設をわざわざ計画する必要性について、納得いく説明があれば幸いです。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
571	当施設で、できた環境を害するものは全て最後まで向き合って処分してほしい。 住民説明会を行えば良し。ではなく住民が納得のいく計画をしてほしい。 従来の計画よりも、大きな計画をされているそうですが、住民に説明なしでするのではなく、正々堂々と言えるようなことをしてほしい。住民の見えないところで進んでいると、 私たちも隠すようなことをしていると不信感を抱きます。是非住民に心から寄り添った計画を進めてほしい。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (151)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
572	5-5 排水計画について、「施設からの排水はありません」と断言し計画を進めているが、大雨や配管破断など、異常事態が起きた際の対応はどうなるのか。 そもそも施設の稼働開始後は敷地内には大気経由で有害物質が降下しており、敷地内に降った雨水は有害物質を含む可能性がある。その前提で排水の処理を行うことを求める。	汚水配管の設備不良による事故を防止するため、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。 プラントエリア内については、外周部に排水溝を設け、集水して汚水ピットに流入する計画であることから、万が一、汚水配管が破損した場合は、汚水ピットに流入させ、適正に処理することで外部への流出を防止します。また、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (152)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
573	排水計画について P.2-29 の記載と同様、「施設からの排水はありません」と断言し、その前提で記画していますが、異常事態がおきた際の対応はできないという事になります。 敷地内に降った雨水はその有害物質を含み敷地外へ出る可能性があります。万が一に施設から排水した場合への対応策を講じて下さい。	汚水配管の設備不良による事故を防止するため、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。 プラントエリア内については、外周部に排水溝を設け、集水して汚水ピットに流入する計画であることから、万が一、汚水配管が破損した場合は、汚水ピットに流入させ、適正に処理することで外部への流出を防止します。また、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
574	環境アセスメントは事業者と資本関係の無い第三者に委託して実施し作成する資料誰でも見る事ができるようにするとともに、説明会を開催し、住民や県からの意見を踏まえて、より良い事業となるように取り組んでいただけるとの事ですが、未だ近隣住民への説明が不足していると思います。 小学生でも分かる様な説明や回答等をよろしくお願いします。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (153)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
575	上益城郡 5 町のごみ処理施設という事で 5 町への説明は行われているとは思いますが、 環境問題や交通状態等、5 町のみだけの説明では不十分であると思うので、 熊本県、全体への説明が必要であると思います。 よろしくお願いします。	対象事業に係る環境影響を受ける可能性がある範囲と認められる地域及びその認定理由については、方法書第 8 章に記載したとおり、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観をもとに設定して、御船町及び益城町とし、説明会は熊本県環境影響評価条例の規定に基づき、2 町において開催しています。 各環境影響評価項目の予測及び評価の結果については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおりであり、環境影響を把握する上で、適切に設定されたものと考えます。
576	0.23 マイクロシーベルト これは何を表す数値で、何を根拠に決められたのでしょうか? 放射能が残留している廃棄物が処理施設に運ばれる可能性はありますか?あるとすれば、どこの都道府県、市町村のどんな廃棄物ですか?詳しく教えて下さい。 御船が放射線量が高くなる可能性はありますか?	国際放射線防護委員会 2007 年勧告により、平常時に一般の人（子どもを含む）が受けて良い上限は年間 1 ミリシーベルトです。 年間 1 ミリシーベルトを、自然放射線量を含む時間当たりに換算すると、0.23 マイクロシーベルト/h となりますので、0.23 マイクロシーベルト／h 以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。 地域概況における記載は 1 つの目安として、国の基準をお示ししたもので、これ以上厳しい基準は国内で示されていません。 なお、計画施設において、放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定していません。
577	最終処分場の場所は決まってますか?当初から処理施設と最終処分場はセットで計画されているのではないですか? 最終処分場が決まってないのに、なぜ処理施設の建設を急ぐのでしょうか?既存の最終処分場に持っていくのですか?それであれば、場所を教えてください。	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。
578	P.2-28 「地下水の使用量以上の積極的な涵養に努める」 「なお、涵養対策については、今後、上益城郡 5 町と協議を行った上で決定する」 とあるが、明確な"使用量以上"の数字が分かっていないこと。 具対的な対策や計画をしっかり明確に提示してほしい。	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t /日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t /日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。

表 6.1-2 (154)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
579	P.2-14 「産業廃棄物を受け入れる段階で、車両の荷台に積まれた廃棄物を確認し、マニフェスト(産業廃棄物管理票)に記載された内容と相違がないかどうか、許可品目外のものが混入していないかどうか、目視確認を行う。 万が一、契約外のものや許可品目外のものが発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、産業廃棄物の引き取りを依頼する」 とあるが、全車両の荷台を目視で確認するのはとても現実的でないと思う。仮に目視確認するとして、その方法やそれにかかる時間はどのくらいか等、詳細な手順を提示してほしい。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者(排出事業者)と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認(一次チェック)した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票(産業廃棄物管理票)に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認(二次チェック)を行います。 リサイクル施設(選別破砕施設)、堆肥化施設、エネルギー回収施設(メタン発酵施設)においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際(廃棄物を車両から土間に荷下した際)に展開検査(三次チェック)を実施します。 なお、エネルギー回収施設(焼却施設)においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。

表 6.1-2 (155)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
580	ゴミというみんなが捨てて忘れてしまおうとするものに対して、向き合ってくれてありがとうございます。 だからこそ、これから未来の子どもたちに何をどのような形で遺していくのかを、事業説明するだけではなく納得いただけるように一緒に考えていければと思います。 そして、誠実な企業であるためにも、ひとつひとつの意見書に対してもひとりひとりの想いがのせてあるので、意見書をまとめることなくひとつひとつに誠実にお答えいただけることを望みます！ 意見① 2.1、1、事業目的について 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的と書いてあるが、貴社における地域循環共生とは何ですか?ゴミを処理するだけではなくそののち、そこまでの循環について子どもたちへはどう循環していくかを具体的にお答えください。ゴミを扱う業者として、リサイクルに対してはどのようにお考えなのかをご提示ください。	地域循環共生圏とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指しております。 本事業を通じて、子どもたちが「ごみの行方」や「資源の循環」を体験的に学べる機会を創出していきたいと考えております。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 また、世界最先端のリサイクル技術の導入については、各自治体の取り組みと連携しながら、地域に適した形での技術活用を模索してまいります。大規模施設の整備が目的ではなく、地域のみなさまとともに、持続可能で柔軟な廃棄物処理体制を築くことが本事業の根幹であると考えております。

表 6.1-2 (156) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
581	意見② 上益城郡 5 町だけでは約 70 トン/日の処理状況でいいのに、約 400 トン/日の計画があるのは、なぜですか?どこから持ってきて、何を燃やし、どんな有害物質がでて、それに対しての対策を具体的に誰がどこでどんな検査をして、それにいくらの費用がかかりどれだけ自治体が負担しないといけないのか?など具体的数値としてご提示ください。そもそも地域のために他県から搬入するのなら「熊本県内の産業廃棄物を熊本県内で処理するためにこの事業が「必要」という話自体が成り立たないのではないでしょうか?	本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設(焼却施設)の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内(メイン)並びに九州管内(準メイン)を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。 また、「県外に持ち出されている産業廃棄物の量が多いから、県内で処理する施設を整備する」ものではなく、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、「廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理体制を構築する」ものであるため、前提が崩れるものではありません。 施設に必要となる環境保全対策は当社が責任を持って実施いたします。また、排ガス濃度や水質などの各種モニタリングは、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。なお、各種モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 これらに掛かる費用は当社が全額負担して実施いたしますが、当社にごみ処理を委託する費用や当社に出資する場合の出資金、自治体独自で実施する抜き打ちチェックに掛かる費用は自治体での負担となります。

表 6.1-2 (157)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
582	意見③ 2、2、11 環境保全対策について P2-36 に「法規制に基づく排ガスの定期的な測定」とあるが、2ヶ月に1回では少なすぎます。ゴミの種類や燃焼温度でも排ガスの濃度や種類は変わるので、常時監視装置「AMESA」で排ガスを連続採取し、ダイオキシン類の濃度を測定し、地域住民だけではなく、従業員のためにもデータの常時公開を求めます	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
583	意見③ 5.2.2 P5-9 に「提出された意見には、同じ内容のものや同じ趣旨のものが複数あったことからそれらはひとつに集約した上で意見の概要として掲載してみる」とあるが、意見一つ一つを未編集のままの資料として提示するように求める。これは、解凍するにも時間がかかるであろうが、意見を書いたものも時間がかかり、それぞれの想いにも誠実にお答えいただきたい未来への手紙であるため、真摯に一つ一つに対してお答えいただきたい。	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。
584	意見④ P3-16「対象事業実施区域及びその周辺には、代表的な湧水は存在しない」とあるが、代表的な湧水ではなく、地域に密着した湧水であるかが重要である。『水は伝える 熊本の湧泉』に掲載されている御船町の湧水のうち事業実施想定区域近辺及び下流域に 10 以上ある。 住民の生活に密着しているものなので、現地調査を確実に行い、現在の水質・水量に対してどのように影響するのか、影響しないかを数値で表してください。この湧水は災害時には特に重要であるため、まずは、嘉島町は上下水道はなく湧水は住民の暮らしに密着しているため、事業実施想定区域からのの地域に密着している湧水調査・利用住民の声の調査・水質調査・化学物質を雨水で含んだ後にはどれだけの水質が変化するのかも水への影響は人体への多大な影響を与えるために、半径 10 キロの範囲に設定し直し、現状の水への影響を公表いただきたい。 そして、水質に影響があった場合、どのような対処を行うつもりかもご提示いただきたい。 （水俣病の悲劇を繰り返さないためにも、水を今一度大切にするための方法をご教授ください） このことは、誰かに押し付けるのではなく、どのような方法が熊本県だけではなく大地に暮らす私たちが未来の子供達に何を遺すかを考える大事な課題ですので、一緒に考えさせていただき最善の方法がとられることを願っています。 読んでいただきありがとうございます。 小さな幸せに喜べる世の中になりますように。	方法書においては、地域の概況として、既存資料調査をもとに把握できた内容をお示ししています。 地下水については、第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査、予測・評価の結果を記載しました。 水質については、施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、影響要因には含みませんが、調整池からの放流先河川及び対象事業実施区域及び周辺の井戸において水質調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 なお、調整池からの放流水及び地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、各種モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 万が一、調整池からの放流水の水質に異常が認められた場合は、施設を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから運転を再開させます。

表 6.1-2 (158)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
585	今回の件に関して大変重大な疑義があります。 当初は五町の一般ごみ処理として取り進められてきたわけですが、産廃処理施設としての提案に今回からなっています。計画を変えたのですから五町への説明とその経緯の記録を公開していただきたい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
586	方法書によれば施設調整地には、降った雨を貯めて流量を調整して公共水域(河川)に流すとのこと。その敷地内に降り積もった汚染物質が流れ込むことが予想される。具体的な処理をどうするのか明確に示して欲しい。付随して測定頻度は日常管理で行なわれるべきであり、現在、持ち込まれる産廃の内容がはっきりしていないので万が一基準値をオーバーした場合には即刻操業停止まで含めた操業監視が絶対に必要。五町にはどのように説明しているのか開示してほしい。(配慮書での質問への回答 69)	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 万が一、調整池からの放流水の水質に異常が認められた場合は、施設を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから運転を再開させます。

表 6.1-2 (159) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
587	**(同意見 他 51 件)** 5 町といろいろと協議を行い、協定書を結ぶと思いますが、今回の意見書の対応も含めて準備書の段階ではそれらを公開していただきたい。	みなさまからいただいた意見書への事業者見解については、準備書に記載しました。 なお、協定の締結時期は、住民説明会等でも説明しているとおり、環境アセスメントの結果を踏まえて、本事業が本当に適切であるかどうか、上益城郡 5 町にて最終的に判断された後になりますので、準備書の段階では協定内容をお示しすることができません。
588	P.3-16 (3)②湧水の状況 「対象事業実施区域及びその周辺には、代表的な湧水は存在しない」とありますが、「代表的」という言葉を外してほしい。住民が生活の中で使っている湧水が一番大切なので小さな湧水も全て調査して下さい。 「水は伝える 熊本の湧水」(熊本の湧泉研究会編)に掲載されている「御船町滝尾小字川内田の『井川さん』」「御船町上野小字日向『日向の湧水』」「御船町七滝天君の『七滝簡易水道水源および天君上水道水源』」「御船町木倉の『乳井戸観音の井川』「御船町御舟の『角場の水』」「御船町瓜山の「尾方フデ家の湧水』」「御船町滝尾小字上梅木の『井川さん』」「御船町滝尾小字瀬野の『井川さん』」「御船町滝尾小字下梅木の『下梅木の井川』」など...調査よろしくお願いします。	方法書においては、地域の概況として、既存資料調査をもとに把握できた内容をお示ししています。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。なお、調査地域は対象事業実施区域から約 1km の範囲を基本としました(方法書において既存資料をもとにした事前検討結果(影響半径約 700m)から設定)。
589	方法書に記載される以前に「当然の前提」とされている事への疑問です。 意見 1 本件に限らず、なぜ廃棄物処分場に自然豊かな山間地を選ぶのですか? 人口密度が少なく、高齢化している村落が多いため、土地修得コストが安く、反対の規模も大きくなりにくいと考えていませんか?もし違うのであれば理由をお答えください。	事業計画地については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いております。 平成 29 年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内 10 か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。 その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。 平成 30 年 2 月 15 日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。 この協議会の意見を受け、同年 5 月 9 日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。 そして、同年 5 月 17 日に開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。

表 6.1-2 (160)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
590	意見 2 廃棄物処分場は開発された平地に作るべきでは ・山間部に造ることによって懸念される水源汚染の危惧が減少します。 もちろん、平地・市街地でも汚水を流していいわけではありません。しかし、平地を流れている河川には、今回のように高域の水源となっている地域と同等の水質は求められません。 ・同様に、希少動植物に関するモニタリングの多くが不要になります。もともとクマタ力やニホンカモシカも生息していません。希少な植物のモニタリングも必要ないでしょう。 ・標高差があるところに、位置エネルギーに逆らって大量の廃棄物を搬入・搬出するだけで、平地に比べ余分な化石燃料を消費し、排気ガスを生み出し、道路を傷めます。 ・私が 20 年以上前に訪問したデンマークの首都コペンハーゲンには人口密集地に廃棄物焼却場がありました。排熱は近隣の病院や図書館などの暖房にも使われているとの事でした。環境意識が高い国民の人口密集地にある焼却場とあって、ゴミの分別は徹底しており、ペットボトルはガラス瓶のように肉厚のリユース瓶(ガラスより軽く排気ガスを減らす事ができる)、他のプラスチック類もほとんどリサイクルされているとの事でした。コペンハーゲン大学のある生物学者に「日本では廃棄物を山間部や「夢の島」(東京都)のようなところに運ぶというと「一番廃棄物が生まれる都市から消費の結果としての廃棄物が見えないのでは、環境に配慮しない生産活動も、際限なく誘発される人々の消費意欲も野放図には放たれてしまう」と言われました。 これまで当然のように行なわれてきた、大消費地から少消費地への大量廃棄物の移動は増大し蓄積する廃棄物の矛盾を先送りする SDGs にそぐわないものです。もはや見直す時期ではないでしょうか。	確保できる開発された平地や都市部の平地があるのであれば、そちらを優先しますが、事業計画地については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いております。 平成 29 年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内 10 か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。 その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。 平成 30 年 2 月 15 日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。 この協議会の意見を受け、同年 5 月 9 日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。 そして、同年 5 月 17 日に開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。 本事業が目指す地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指しておりますので、SDGs の理念に沿って計画しております。

表 6.1-2 (161) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
591	該当箇所:説明会 配慮書から方法書にわたる説明会で複数回聞いた記憶があり、気になったので書かせていただきます。 『「産業廃棄物」と「一般廃棄物」は別物ではなく、中身に違いはない』 意見 3 これは現場感覚から来た言葉と思いますが、廃棄物を扱うプロの発言としては問題ありと思います。 産業廃棄物と一般廃棄物は意味もなく法令で区分されているわけではないでしょう。中身も質量共に大違いです。説明会で発言された方は紙や木やプラスチックなど、両者に共通のものを示して、法令で区分されているものの実質的に「同じです」と断言されていました。 部分を取り上げれば産業の場でも我々の家庭同様の生活ゴミが出ることは当然です。しかし、そのことをもって廃棄物のプロである皆さんが、法令で明確に区分されている趣旨を無視して両者を同一と認識されているとは思えません。一般廃棄物は市民生活の日常から出てくるものです。しかし、市民生活が便利になるにつれ、その内容は多様化してきました。例えば、高度成長以前は魚も肉も発泡スチロールのトレイで売られておらず、包装も新聞紙や竹の皮など、土に返すことが可能か、もしくは燃やしても有毒ガス発生を伴わずにカーボンニュートラルなものが大半を占めていたでしょう。それが高度成長期に入ると一気に石油化学製品が占める割合が高くなり、しかも、社会の認識も処理技術も急激な化学工業製品の増大に追いついてゆかず、各地でゴミ問題が頻発しました。塩ビ・プラ製品も小型焼却炉で自由に燃やされており、各地の土壌などから世界トップクラスのダイオキシン汚染も報告されました。その後、廃棄物処理の制度と技術、リサイクルシステムも一定の進歩を遂げ、今日に至っています。しかし、高度成長時代に見られた野放図な状態を逃れたとはいえ、私たちの生活を囲む便利なツールは増える一方で、それに応じて一般廃棄物の種類は減ることはありません。例えば、一昔前には全く必要とされていなかった電子デバイスが今日では身の回りに溢れており、これらの多くは物理的寿命を迎える手前で時代遅れとなり廃棄物となります。ホームセンターやカー用品店には様々なケミカル用品が溢れ、それらのほぼ全ては遅かれ早かれ大気中や水中に放出される形で「消費」され、残りの容器等固形部分はリサイクルされるか廃棄物となります。今日、一般廃棄物といえども生やさしいものではありません。 産業廃棄物はどうでしょうか？一般廃棄物では前述した製品の一つ一つが廃棄物となりますが、産業廃棄物ではその工程一つごとに廃棄物が出ます。小さな金具にメッキする工程だけで有毒廃液が出るように、一つの製品が完成する過程で排出される廃棄物の種類と量は一般廃棄物の比ではありません。 貴社はこれらを一手に引き受けて適正に処理する高度な技術ノウハウをお持ちと自負されているかもしれません。かつて、知人に廃棄物の専門家もおりました。彼は、ありとあらゆる「厄介物」にチャレンジする事を廃棄物分野の専門家としての誇りとしておりました。生産者が後先考えずに生み出したものであっても何とかするのがプロフェッショナルと考えていたようです。しかし、今日では、製造関係者が廃棄処理の最終段階まで関与しなければ(真に適切な処理は)実際上無理と言っております。	廃棄物処理法では、まずは産業廃棄物（20 種類）を定義し、それ以外の廃棄物は一般廃棄物としております。その大きな違いは、「事業活動を伴うかどうか（ただし、産業廃棄物の種類によっては、特定業種から発生するものに限るものもあります）」で判断していますので、廃棄物の大きさや形、性状、含まれる有害物質等の有無で区分されているものではありません。 以上より、法令上、産業廃棄物と一般廃棄物に区分はされておりますが、それらは事業活動を伴うかどうかの違いであり、「廃棄物自体に違いはない」というのは間違いではございません。

表 6.1-2 (162) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
592	意見 4 自治体の経費削減を単純に喜べない 廃棄物関連法規の土台となっている理念にPPP(PolluterPayPrinciple)があります。一般廃棄物については、消費することによって便利さを享受した住民の責任において地方税で処理されます(個人間の不平等はゴミ袋有料化によっても残りますが)。今回、これを産業廃棄物処理と一緒に行うことで自治体の経費負担を軽減することになると聞いています。住民としては、これは一見歓迎すべき事のようにも思えますが、長期的に考えるとPPP 原則から逸脱し、住民自体が廃棄物と向きあう機会が減少、ひいては廃棄物自体を減らして SDGs を推進する力を弱めることにつながらないでしょうか？いずれにしても議論が必要な部分が素通りされているように思えます。	本事業スキームでは、施設の建設費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町に建設費をご負担いただくことはありません。 上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用となります。 今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民のみなさまへの啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。 ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになりますので、廃棄物と向きあう機会が減少することはないかと考えております。各自治体がどう考えるかにもよりますが。
593	意見 5 産業廃棄物処理の方式の流れにも議論が必要 今回の計画開始にあたって議会においても住民間においても産業廃棄物処理方式に関する議論は皆無であったと言えるでしょう。産業廃棄物は民間産業の結果として発生するもので処理もまた民間同士の自由経済活動と考えられたからでしょうか？環境省資料＊1 によると、ゴミ処理施設が公共主体の DB 方式から民間主体の BOO や BOT 方式に移る流れがあるようで、本件もその一環でしょう。それぞれの方式にメリット/デメリットがあると思われますが、ここでは最初から一切議論は欠落しおり、むしろメリットのみが選択的に広報されてきました。しかし、産業廃棄物が民間から民間へと受託されある場合、市場原理に任せていては、環境への負荷軽減はどのようにして担保されうるでしょうか。前述したように、産業廃棄物の質が多様化する中で、市場原理を土台に据えた完全に民間同士の廃棄物取引においては、排出企業は民間処理業者に廃棄料を支払って廃棄物を渡します。生産価格競争の中で、市場原理に従えば、処理費用は安ければ安いほど良いわけで、そこに売り渡せば PPP の責任を果たした事になってしまいます。一方、処理側は、選ばれるためには、そして採算が合うためにも、最も低価格での処理を実施する必要があります。例えば、最近まで日本は大量のプラスチック廃棄物を海外に輸出していたと言われています。今は禁止されている(というより買取側が拒否？)ようですが、これは、どの時点で考えたとしても、明らかにプラスチック廃棄物の行方より経済行為を優先した結果です。貴社は行なっていませんでしたか？ ＊1 廃棄物処理分野における PPP/PFI の推進　令和 3 年 2 月 25 日環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 環境省	一般廃棄物処理施設の整備に向けた事業方式については、一部には PFI 方式である民設民営方式もありますが全体の数%となりますので、現在の主流は DB 方式や DBO 方式になるかと思われます。また、本事業スキームは PFI 方式の一環ではなく、同じ民設民営方式ではありますが公民連携方式（PPP:Public Private Partnership）となります。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果(環境面)を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 また、廃棄物を排出される事業者（排出事業者）が、当社のような廃棄物処理業者に、処理料金を支払って廃棄物の処理を委託した場合、言われるように PPP の責任を果たしたことになるかもしれませんが、廃棄物処理法では排出事業者責任が規定されております。事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自身が適切に処理する責任があり、他者に委託した場合でもその責任は免れません。処理料金が安価だからといって、処理を委託した廃棄物処理業者が仮に不法投棄や不適正処理を行っていた場合には、排出事業者にも責任があります。 同じように、一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法(自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が 3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。

表 6.1-2 (163)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
594	意見 6 法令や環境基準は最低ラインを示すにすぎません もちろん、低コスト競争の全てが SDGs に反し、環境に負荷を与えると言っているのではありません。そのために法令があり環境基準が定められています。ですが、これらはあくまで最低限の条件設定でしかありません(十分条件でなく必要条件)。基準から外れた場合は議論する場合ではなく、ただちに停止する場合であって、その手順も具体的かつ明確にされていなければなりません。	環境基準を維持するために設けられた各種排出基準（排ガス基準、排水基準など）を満たすことは、事業者として当然の責務であると考えております。 万が一、排出基準を超過する排ガスや排水などを放出した場合には、速やかに施設を停止し、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから運転を再開させます。
595	意見 7 法令や基準値を満たしている場合であっても、水質、土壌、大気、動植物のモニタリングは最新の知見に基づいて実施されなければなりません。 環境基準が設定され法令が整備されるには長い時間がかかります。一部の研究者が問題に気付いたとしても、それを立証する論文を作成し、その情報が社会に共有され、所定機関や議会が新たな提案に乗り出す前に被害が発生してしまう・・・。けっして大袈裟な話ではなく、水俣病等の例を挙げるまでもなく。実際に何度も繰り返されてきた事実です。 8 月 7 日御船町カルチャーセンターで開催された説明会において、私は処理施設そのものの想定寿命と稼働終了後に施設を解体して自然に返すプランについて質問しました。すると、お答えは、(環境アセスでは)そういう事例がないとの消極的とも取れるものでした。	施設の解体に伴う廃棄物の処理方法及び環境配慮については、「第 2 章　対象事業の目的及び内容 2.2 対象事業の内容 2.2.11 環境保全対策」に記載しました。
596	意見 8 施設自体の想定稼働年数と、解体して地域を自然に返すまでの想定手順を、コストを含めて具体的に示して下さい。 廃棄物の専門家に対して釈迦に説法となりますが、すべての人工物に寿命があります。廃棄物処理施設自体も例外ではなく、最後は自身が巨大産業廃棄物となります。特に炉と周辺の建材は重金属や化学物質で汚染されている可能性があります。これを解体して設置場所を元の自然状態に戻すとき、いかなる手順でどれくらいの費用をかけておこなわれる予定であるかを。可能な限り具体的に示して下さい。「前例がない」との事でしたが、そのこと自体が驚きです。寿命を迎えた施設がそのまま放置されるとすれば、それは、自動車を使うだけ使って、走れなくなったら路上に放置するにも等しい事になります。そのような事にならないよう前例を作って下さい。	「前例がない」というのは、当社の出資企業が運営する焼却施設で、施設としての寿命を迎え、施設を閉鎖・解体し、その跡地を自然に戻したという事例がないという意味になります。また、施設を解体せずに、そのまま放置しているといった事例もありません。 以上より、前例がありませんので、自然に戻すまでの具体的な手順・コストをお示しすることはできません。 なお、焼却施設を閉鎖する場合は、土壌汚染対策法に基づき、敷地内の土壌汚染調査を行い、土壌汚染の有無を自治体に報告する義務があります。その調査結果が法に定める基準に適合しない場合には、指定区域として指定されることになりますので、将来、施設を閉鎖する際には、適切に対応いたします。

表 6.1-2 (164)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
597	以下は、p.249一配慮書意見への回答に対する意見です。 No.1　意見 9 今までも説明してきたし、これいからも説明するという回答です。 なぜ不信感を持たれているのか、自己分析が全くなされていません。 「丁寧な説明」を行なっていくとの事ですが、経緯が丁寧に説明された文書があれば具体的に呈示して下さい。そうでないと、この問題はずっと言われ続ける事になると思います。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。

表 6.1-2 (165) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
598	No.3 意見 10 申し訳ありませんが、意見に対する回答が意味不明です。 意見は民間企業では利益を優先され安全や環境対策に不安が残るというものです。 それに対する回答は、「自治体から監視に一部出資」。 これが懸念の排除をどう担保できる事になるのか、具体的説明をお願いします。	一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が 3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 仮に出資がなかったとしても、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しますので、確認は可能となります。 事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。
599	No.4 意見 11 畜産廃棄物からのメタン生成はかなり以前から試験的に取り組まれていると思いますが、それを元に発電するとなると、廃棄物の回収コスト、発電時から配電に至るまでのエネルギー効率を輸入 LNG による発電と比較した場合にどれほど有効か試算がほしいところです。コスト的に有効であれば、歴史は古いのでもっと普及しているのではないでしょうか？成功している実例はどれほどありますか？	当社のメタン発酵施設で扱う廃棄物は、食品廃棄物（産業廃棄物の種類でいう動植物性残さ、動物系固形不要物、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ）となりますので、産業廃棄物でいう畜産農業から生じた動物の死体やふん尿は扱いません。 また、コスト比較はできませんが、メタン発酵施設で発電した電気は再生可能エネルギーとなりますので、輸入 LNG（化石燃料由来）に比べて、二酸化炭素排出量は非常に少ないと考えております。 メタン発酵施設が普及していない理由のひとつに発酵液の問題があります。下水道が整備された用地や、本事業のように焼却施設に併設する場合であれば、発酵液の処理先が確保されますが、それらに該当しない場合は、自ら排水処理設備を設けて、適正に処理した後に公共用水域等に放流しなければなりません。ですので、発酵液の処理コストが足かせとなって、普及していないものと考えております。

表 6.1-2 (166) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
600	No.5 意見 12 質問者の懸念に正面から答えて下さい。最初の 3 行に「本事業は確定されたものではなく・・・・」とありますが、当然の周知のことです。敢えてこう書かれたのは「だからまだ心配には及ばない」という事ですか？ 案が出されているという事は、貴社はそれに沿った確定に向かって努力している筈で、そこに懸念があることが表明されているのですから単刀直入にお答えください。そうでないと、他の真摯に答えていただいている部分への信頼まで損ないかねず、誰にとっても良いことはありません。	本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると自信を持って言えますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
601	No.5 意見 13 産業廃棄物と一般廃棄物を、一部に同じ紙やプラスチックがあるからと言う理由があるからといって区分せずに処理する事については、PPP(Polluter Pay Principle),EPR(Expanded Producer Responsibility)の原則に障るのではないかという懸念があります。廃棄物に関わる現行法もこうした認識の歴史的経過に沿って積み上げられてきた筈でありコスト面だけでない多角な議論が必要と考えられます。 No.6 No.7 アセスメントの結果如何にかかわらず基本計画は変更しないという文言が続いています。 これでは我が国で半世紀以上続いてきた「アワスメント」と言われる典型的な儀式アセスメントそのものではありませんか？これでは、真摯に検討されている部分も含めて信用が損われます。一部の独裁的途上国ならともかく、G20 などの国の大半では通用しない方法です。 ①不都合があれば改善に最大限努力する ②それでも不都合が取り除かれなければ第二、第三の案を検討する。③それでも対処できない不都合がある場合は原点に戻る。この当然のことを明記して下さい。	産業廃棄物の処理費用は、法律と契約に基づき排出事業者が全額負担することになりますので、市民のみなさまの税金が産業廃棄物の処理に使われることは一切なく、コスト負担の責任は明確に分けていますので、PPP（汚染者負担の原則）、EPR（拡大生産者責任）の原則は守られます。 現時点で、事業計画地や事業計画の根本的な変更は考えておりませんが、環境アセスメントは硬直的なものではなく、より良い事業計画を作り上げていくために、柔軟に対応することが求められていると考えております。その上で、出来る限りの環境保全対策を実施したとしても重大な影響が回避できないなどの場合は、根本的な見直しあるいは事業撤退も考えられます。
602	No.23 意見 14 リサイクルを優先し、リサイクル出来ない部分を焼却するとありますが、焼却分から発電によるエネルギー回収を見込んでいるならデフォルトとして一定の償却分を確保し続けねばならず、また、ダイオキシン類発生抑制のためにも炉の温度維持は必要で、一旦大型炉を稼働させたらリサイクル優先、3R 推進とは矛盾が生じてくるのではないでしょうか？ まだまだありますが、時間がないのでここまでとします。	焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。

表 6.1-2 (167)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
603	意見 15 回り道でも仕切り直しすべき問題 今回は自治体と住民が SDGs を真剣に考える良い機会でもあります。 自治体と住民が腰を落ち着けて未来ビジョンを考え、その上で選択を行い、アセスメントはそこからスタートすべきものでした。数十年にわたる施設の稼働を考えておられるなら、今からでも遅くないと思います。御船町を含む 5 町の SDGs にかなった未来生活ビジョンから廃棄物とどう向き合うかというスタンスを決めるべきです。あとは住民自身の問題です。今回は、地元議会の議論・決議も不十分なところに、一部で作られた計画が降臨してきたために多くの町民が困惑しています。このまま進めると次世代にまで禍根が残るでしょう。急がば回れと言いますが、現行案に固執することなく、基本に立ち返るべきと考えます。	御船町を含む上益城郡 5 町の持続可能な発展を見据えた SDGs の理念に基づき、自治体と住民が共に未来生活ビジョンを描くべきだというご指摘に、当社としても深く共感しております。また、本施設は数十年にわたる稼働を前提としており、地域のみなさまの暮らしと調和したものでなければならないとも考えております。 これまでの計画は、広域的な廃棄物処理の課題に対応するために検討されてきたものですが、住民のみなさまのご理解がなければ、真に持続可能な施設とはなり得ません。 本事業が地域のみなさまにとってより良いものとなるよう、今後も真摯に耳を傾け、柔軟かつ誠実に対応してまいりますので、引き続き率直なご意見を賜りますようお願い申し上げます。
604	・ダイオキシン類の常時モニタリング装置(AMSA 等)を常備してほしい。その計画はあるか。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
605	・メタン発酵施設や焼却施設では爆発が発生するなどの可能性予防策、危機管理、対処法を具対的に挙げて下さい	メタン発酵施設では、漏洩ガス検知器の設置や逆火防止装置を設置するとともに、施設内および施設周辺での火気使用を厳禁とすることで、爆発火災防止対策を実施します。 廃棄物処理施設では、火災や爆発による事故が最も多いと考えております。そのリスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。 近年、廃棄物処理施設においては、リチウムイオン電池が原因による火災事故が多発しております。その対策として、火花や火、煙を AI 画像認識技術により瞬時に検知して、警報設備や消火設備と自動連動させることで、火災の延焼を防止しております。

表 6.1-2 (168) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
606	・調整池に一時貯水した雨水について排水規準の全項目についての水質検査を行ってほしい。	調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
607	・地域の地下水の減少枯渇させることなく当該施設に供給可能か、詳細な調査をしっかり行ってほしい また地下水の使用量以上の積極的な涵養の方策について示して下さい	地下水については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。 地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t/日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t/日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。
608	地域住民は静かで緑豊かなこの地で暮らしたいと思っています。 ましてや小学校、保育園がある近辺に廃棄物処理施設は不要だと思います。 今回の開発と COP15 で提示されたビジョン、ミッションとの整合性を明らかにすべきである	静かで緑豊かな環境の中で、子どもたちが安心して過ごせる地域を守りたいというお気持ちは、当社としても深く理解し、尊重すべき大切な価値観であると受け止めております。 本施設の計画にあたっては、地域のみなさまの生活環境や安全性への配慮を最優先に考えております。特に、学校や保育園など子どもたちの生活の場が近隣にあることを踏まえ、大気質・騒音・振動・臭気・交通・景観などの影響を最小限に抑えるための設計・施工・施設運用を検討してまいります。 また、ご指摘いただいた COP15 のビジョン・ミッションとの整合性についても、重要な視点であると認識しております。COP15 では、生物多様性の保全や持続可能な資源利用が強調されており、廃棄物処理施設の整備においても、地域の自然環境との調和や資源循環型社会の構築が求められています。本事業においても、これらの国際的な目標と整合するよう、環境負荷の低減やカーボンニュートラルへの貢献を目指した技術導入を進めてまいります。 今後も、地域のみなさまとの対話を重ねながら、安心して暮らせる環境づくりと持続可能な社会の実現に向けて、誠実に取り組んでまいります。引き続き、率直なご意見を賜りますようお願い申し上げます。
609	・地域循環共生圏について 地域循環共生圏の提案概要にて、新電力会社から地元地域へ供給とありますが、地元への迷惑料ということで、無償で還元する意味ですか？	発電した電気は、無償での還元ではなく、有償でご利用いただくことを考えております。

表 6.1-2 (169) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
610	・石坂代表の発言について 石坂代表が「営利目的ではない施設です」と発言されました。 民間企業であれば利益追求が必須だと思います。 5 町で計画されていた予算では、リサイクル施設(処理規模:15t/日)事業費:30 億円、焼却施設(処理規模:80t/日)事業費:95 億円の合計 125 億円でした。 新事業では、リサイクル施設(処理規模:200t/日)事業費:不明、焼却施設(処理規模:900t/日)事業費:不明。 以上から、5 町の規模に対しておおよそ 10 倍の施設規模となっています。事業費も 10 倍と考えると 1250 億円の事業費が考えられる。 運用期間を 30 年とした場合、年間 40～50 億円の利益を上げないと事業として成り立たないとと思います。石坂代表の真意を伺いたい。	事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにして事業を進めるものではないという意図からの発言になります。
611	・評価方法について 施設計画地から 300m の所に住んでいます。 この地域は、夜の 9 時頃になると車の往来が極端に少なくなる中山間地域で、騒音・振動等とは無縁の場所です。騒音・振動等の環境アセスメントにおいて、評価判断基準を規制基準値に特化したものではなく、住民に寄り添った安心判定を行って頂きたい。 故に、通常施設と防音・無振動に準拠した施設の比較を提示して頂きたい。	評価の手法は、環境基準や規制基準等、国または地方公共団体による基準との整合性を検討するとともに、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかについても評価しました。
612	・水の収支が不明確 稼動する工場として見ても多くない量かもしれないが、水の収支が明確ではない。 取水はどこから行うのか(河川水、農業用水、地下水)。取水した分の排水についても明記されていないということは水蒸気として大気中に放出するのか?環境への影響は? 仮にそうだとしても非稼働時を含めて全てを排水ゼロで処理をするのは無理な話である。	給排水計画については、「第 2 章　対象事業の目的及び内容 2.2.8 給排水計画」に記載しました。 施設で使用する水は、水道水や地下水、雨水を計画しております。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 なお、敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流する計画です。
613	・廃棄物の輸送についてのつじつまが合わない 廃棄物の輸送について廃棄物の総量と車両台数が書かれているが、計算が合わない。 実際の運搬においては必ずしも廃棄物を車両に満載にして居るわけでもなく、現実に即した計画になっていない。また、車両数の増加による環境への影響が不明確	ご指摘のとおり、廃棄物運搬車両は、常に最大積載量で運搬されることはありませんので、車両台数を算出する際には、より安全側の評価となるよう平均的な積載量を基に台数を算出しております。

表 6.1-2 (170)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
614	(その他) ・施設の名称は「エネルギー回収施設等」ではなく、そもそもの「廃棄物処理場」とすべき	本事業の名称は、「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業」としておりますが、これまで公表している配慮書や方法書、また、説明会においても、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を適正に処理して、エネルギー回収する廃棄物処理施設を整備することをご説明しております。
615	・環境影響評価配慮書については限定公開にせず、期間が過ぎても公開を続けるべきだ 大栄環境グループとしてラジオのスポンサーもやっている企業が出資をしている割には施設建設へのアナウンスが非常に少なくわかりにくく、まともなホームページも存在しない。 もしも、こっそりと建設をしようとするのであれば企業としての姿勢がおかしいと思う。	配慮書・方法書の公開については、熊本県の条例に基づき、定められた期間に加えて通常より 2 週間長く公開するなど、できる限り多くの方にご覧いただけるよう努めてまいりました。また、地域のみなさまにとって身近な情報源である各町の広報誌やホームページを通じて、施設計画に関するアナウンスを行ってまいりました。 これまで公表した配慮書・方法書については、縦覧期間が終了しておりますが、当社事務所にお越しいただければいつでも閲覧が可能です。
616	不安をかかえたまま事業が始まらないよう、“安全・安心”と言えるためにも意見書でたくさん質問させて頂きました。 これからも丁寧な対応をして頂けることを期待しています。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
617	土壌調査は約 1.5km の範囲を基本として行うとのことですが、他県で行なった調査で地下水への影響が確認されています。大気、河川、地下水を経由して及ぶ影響は広範囲になると予想されます。そのことから影響範囲について拡大する方向での見直しをお願いします。	土壌の調査地域は、大気質の影響範囲を基に設定しています。 大気質については、配慮書における大気質の予測結果（排気筒から約 700m）をもとに、概ね 2 倍の距離を見込み、半径 1.5km を調査地域としています。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、河川、地下水経由での土壌汚染については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の河川や井戸において水質調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。
618	交通問題について様々な対策を考えられているのは理解できました。 走行による摩擦でタイヤ粉塵による健康への影響も考えられます。 粉塵汚染による健康への影響についても予測評価を行なってほしいです。	タイヤ粉じんについては、予測手法がなく、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定していません。今後の動向を踏まえ、適切に対応します。

表 6.1-2 (171)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
619	有機性廃棄物と無機系の物との分別で処理の方法かちがうようですが、どのような方法で判別を行うのですか？事前に要請するのはもちろんだとは思いますが受け入れ時の対策などありましたら教えて下さい。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
620	本事業で出た焼却灰の行き先(最終処分場)はどこになるのでしょうか。現在、熊本にある最終処分場は受け入れ容量が少ないときいています。行き先が決まっていないとなると施設内に置いておくことになるのですか？ 処理から処分の流れを知るためにも行き先(最終処分場)を教えて下さい。	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。
621	堆肥の利用先は今のところ未定とのことですが、過去に他団体が利用者をつのり無料でくばっていました。(アンケートに答えてもらうのが約束ごとで)利用者が少なく大量に残っていました。本事業の堆肥の行き先が決まらない場合は施設内においておくのでしょうか？においの問題もないか気になります。	現時点で堆肥の利用先は未定ですが、当社の出資企業が行っている食品リサイクルループと同様の取り組みができれば、有機肥料としての活用ができると考えております。
622	3R の推進で循環型社会の実現につながっていくという考えに賛同します。拡大生産者責任の観点から官民一体となり極力焼却をしないようなシステムの構築に取り組んでいただきたい。	ご賛同のご意見有難うございます。 弊社は廃棄物処理を行う立場ですが、拡大生産者責任の観点からも官民一体となった廃棄物の減量に努めてまいります。
623	現在、熊本市に処理を委託していますが町で処理をしていた時よりコストが大幅におさえられています。今後、上野での処理がはじまった時、その処理料はどれくらいになりますか。公表をお願いします。	現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されておりますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていない。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いております。 現時点で施設の建設費が決まっていないことから、処理単価を算出、公表することはできませんが、少なくとも従来計画（上益城郡 5 町でごみ処理施設を整備した場合）や単独計画（各町単独でごみ処理施設を整備した場合）よりは充分にメリットがある計画であると考えております。

表 6.1-2 (172)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
624	価格高騰リスクは事業者が負うが、上昇分は処理量への価格転嫁も必要になると考えておられるようですが、住民としては困ります。この様な事態が起こると想定された時、5町への説明は行うのでしょうか。	一般廃棄物の委託費（処理単価）は、各自治体と当社の間で締結する処理委託契約に規定するため基本的に変動はありません。ただし、著しい物価変動により、委託費（処理単価）の見直しが必要になるケースも考えられることから、スライド条項を設けることになりますので、協議が必要となった場合には、上益城郡5町と十分に協議を行います。
625	土地買収の際、広域連合と地権者との間での約束が事業者に伝わっていないことが、これまでの説明会で明らかになりました。なぜこの様なことが起こったのか不安が残ります。いきさつを知るためにも議事録もしくは貸付契約書の公開を求めます。	このたびの土地に関するご意見につきまして、上益城広域連合と地権者のみなさまとの間で交わされたやり取りを十分に共有できていなかったことについては、お詫び申し上げます。 議事録若しくは貸付契約書について、現時点で該当する議事録、契約書はございません。また、土地の貸付に関する協議については、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、進めていくことを予定しております。 今後の協議においては、関係者のみなさまと情報共有をより丁寧に行い、透明性のある対応に努めてまいります。
626	①医療廃棄物の分別が正しく行なわれているかチェックは行うのですか？ ②感染性のものも含まれるとのことですが大気中に飛散するおそれはないのでしょうか? 働く方の安全面の配慮も必要です。対策はお考えですか？	感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、病院や医療機関などで、あらかじめ専用ボックスに入れ、蓋をした状態で（蓋を開けずに）運搬・処分を行います。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設け、室内温度を15℃以下に保ち、厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。 また、専用の投入口に繋がる搬送コンベヤへの投入は人の手で行うことから、目視により専用ボックスの破損や漏れがないかの確認を行います。 以上より、大気中に飛散することはありません。
627	調整池から放流される水に何も調査をしないよう(どのような処理をするか不明)ですが、敷地内に降り積もっている汚染物質が流れ込むことが予想されます。河川に放流する前に水質調査を行なって下さい。 万が一、水質汚染があったら放流はしないと明記してほしい。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (173) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
628	悪臭対策として活性炭を使用するとの事ですが、同種の施設がある他地域の住民の方が“風向きや日によってちがいはあるが、くさいです”と言われていました。万が一、異臭がするといった声があがったとき、どのように対策されますか？また、活性炭の取り替え頻度はどれくらいで行ないますか？わかりやすいシュミレーションもしくは実績を示して下さい。	脱臭設備に差圧計を設置し、その変化を日々確認します。確認の結果、効率低下の予兆が確認されれば、活性炭を交換します。 万が一、悪臭苦情が発生した場合には、廃棄物の搬入を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから廃棄物の搬入を再開させます。また、必要と判断すれば、脱臭設備等の追加対策を速やかに実施することにより、地域のみなさまにご迷惑をお掛けするような悪臭が発生することのないように、しっかりと運営管理を行います。
629	堆肥化施設およびメタン発酵施設では可燃ガスが発生し、爆発などの事故の危険性があります。付近には民家、学校、病院といった人が多く集まるところがあります。事故がおこらないため、どのような対策を行うのかを示して下さい。	漏洩ガス検知器の設置や逆火防止装置を設置するとともに、施設内および施設周辺での火気使用を厳禁とすることで、爆発火災防止対策を実施します。
630	植栽木に被害等が発生した場合においては害虫駆除を目的として農薬を使用されるそうですが、使用する農薬の種類を明らかにしてほしい。(特にネオニコチノイド系の薬剤は危険性が高いので使用しないでほしい) また、農薬散布する時は事前に徹底した周知を行なって下さい(事前回らん、町内放送など)	植栽木に害虫被害等が発生した場合には、事前に専門業者のご意見をいただきながら、周辺環境や人体に影響がでない農薬を選定するとともに、散布時には地元地区への事前周知を行います。

表 6.1-2 (174) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
631	焼却施設の排ガスから PFAS が含まれることが予想されます。その中でも PFOS、PFOA、PFHxS は分解されにくく、体に蓄積されるので、大気、土壌、河川、地下水に PFAS の測定をお願いします。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃掃法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れない方針としておりますので、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れない方針です。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、事業者としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
632	大気中にでた汚染物質は自然発生した物質と同じくらいの数値になるまで 18km くらいだそうです。 大気の観測地点をもっと広げてほしいと思います。(場所と距離)700m 地点の 3 ヶ所、沿道 2 ヶ所では不十分です。	大気質の調査地点は、配慮書における大気質の予測結果及び事業計画をもとに、環境影響を適切に把握できる地点に設定しています。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果を記載しました。

表 6.1-2 (175) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
633	バグフィルターは穴が開きやすく、しかも小さい穴は発見しずらい。もしフィルターに損傷があれば大気中に汚染物質を放出してしまうことになります。安全面を考りょするなら AMESA の導入は必須と思います。 AMESA 導入を強く希望します。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
634	大型車の通行がふえることによる大気の汚染が心配です。排ガスによる PM2.5 や光化学スモッグの影響が予想されます。工事中、及び稼動後からでは調査のしようがありません。ぜひ事前調査をお願いします。その調査方法を示して下さい。そして、その後、万が一増加した場合の対策も示して下さい。	微小粒子状物質（PM2.5）については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定していません。今後の動向を踏まえ、適切に対応します。 また、光化学スモッグについても発生メカニズムが複雑で予測が困難であるため、予測・評価項目として選定していませんが、主要な原因物質である窒素酸化物を評価項目とすることにより、結果的に光化学スモッグの発生を抑制し、環境への影響を考慮しています。
635	他の地域にある同種の施設で火災や爆発事故がありました。環境汚染や労働災害につながり不安に思います。 エネルギー回収効率や熱効率などが十分に確保されなければ、かえってヒートアイランドといった熱汚染につながると思います。方法書には熱効率やエネルギー回収率についての説明がありません。説明をお願いします。	廃棄物処理施設では、火災や爆発による事故が最も多いと考えております。そのリスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。 焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 エネルギー回収率は、廃棄物からどれだけエネルギーを回収できるのかを表すものになりますので、「回収できなかったエネルギーを排熱として放出している」という指標ではありません。

表 6.1-2 (176) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
636	施設でつくられたエネルギーはビニールハウスや温泉施設の熱源としての利活用も検討すると配りょ書の事業者の見解として書かれていましたが、過去の説明会で住民の方がぜひ作ってほしいと言われた時には上記のような事は言われませんでした。検討すると言われているかぎり、あいまいな返答をせずにどのように地域振興に貢献するかを教えて下さい	施設で回収される熱エネルギーについては、ビニールハウスへの蒸気供給や蓄熱により既存の温浴施設の熱源としての利活用を視野に入れておりますが、まずは、環境アセスメントの結果を踏まえて、本事業スキームが本当に適切であるかどうかを上益城郡 5 町にてご判断いただくことが先決であると考えております。地域振興の検討については、それらの判断後と考えております。
637	エネルギーの地産地消とはどういう事なのですか？施設でつくられたエネルギーは地域の方にどのように還元されるのでしょうか	エネルギーの地産地消による地域振興とは、施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げる取り組みを指します。 なお、発電した電気や回収された熱は、無償での還元ではなく、有償でご利用いただくことを考えております。
638	健康調査の費用は事業者が負担することはないとのことですが、出資事業者の責任と費用負担で地域住民の疫学調査を実施すべきであると考えます。	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
639	万が一、事業に起因して健康被害が発生した場合は法律事務所を交えた上で事業者が責任をもって補償されるそうですが、何かあってからでは遅く、日頃から対策を講じるべきであると思います。何か対策はお考えですか？	万が一の事態に備えるだけでなく、平時からの予防保全を講じることや従業員の健康を守ることは、事業者として当然の責務であると考えております。 平時からの予防保全を講じるために、環境への影響を可能な限り低減するため、最新の排ガス処理技術や騒音・振動・悪臭対策を導入します。また、施設周辺の各種モニタリングを通じて、施設の運転状況や環境負荷を継続的に把握し、必要に応じて改善対策を講じる運営管理体制を構築します。 従業員の健康を守るために、健康管理の実施（定期健康診断の実施やストレスチェック、最適な人員配置、適度な休憩の取得、労務管理など）や安全な労働環境の提供（安全管理者や衛生管理者の選任、作業に必要な資格の取得、必要な保護具類等の提供など）、定期的な作業環境測定の実施などを通じて、従業員の健康を維持・向上させる取り組みを行います。
640	事業者の出資企業周辺において、事業に起因して健康被害が発生しているという声はあがってないそうですが、周辺の住民に対し健康調査を行なったことはありますか。山形県にあるエネルギー回収施設周辺では周辺の土壌やエアコンのフィルターに付着した粉じんや雨どいに溜まった汚泥などから重金属汚染があり、原因はエネルギー回収施設であると推定されています。このことからやはり健康調査は必須であると考えます。	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。

表 6.1-2 (177) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
641	バグフィルタの取り替え時、施設の運転はとまるのでしょうか。もし取り替え時にもれる事があってはならないので停止して行なってもらえるのか気になります。焼け焦げ(焼損)も考えられるので二重にすることでより安全性が高まるのではないでしょうか。検討して下さい。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 バグフィルタを交換する際は、当然、施設は停止します。
642	ダイオキシン類はバグフィルタにて捕集・除去されるそうですが、バグフィルタの取り替えの時期はどれくらいを想定していますか？例えば年に何回とか・・・教えて下さい。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。
643	“調整池・地下水の水質測定については 5 町と協議を行い、決定したいと考えている”とのことですが、その後どのようになりましたか？住民の生活用水に使われているダムや井戸水を使われている方もいます。水質測定の頻度について、早急に協議内容を公表してほしい。公表すべきである。	調整池からの放流水及び地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
644	主灰及び飛灰は溶出試験法だけではなく含有量試験法でも実施してほしい。また、溶出試験法も欧米のように、酸性雨の影響も考えて、〝pH が酸性〟で行う方法を採用して分析を行なって、その結果を公表すべきである。	主灰及び飛灰の法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）は、溶出量試験の結果となりますので、含有量試験は予定しておりません。また、溶出量試験の測定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に物質ごとに細かく定められておりますので、そちらに則って測定を行います。
645	“事業者の出資企業ではプラスチックをリサイクルする施設を保有していますが、その周辺において、事業に起因して健康被害が発生しているという声は聞いていません”という返答がありましたが、「杉並病」や「寝屋川病」といった病気をひきおこした事例があります。このことから施設付近や調整池の排水場所などの地面の汚染調査を行なってほしい。	当社が導入を予定しているリサイクル施設（選別破砕施設）では、東京都杉並区に設置されたようなプラスチックの圧縮施設の設置はありません。また、選別破砕工程においても高温処理を伴うものではありませんので、有害物質等の発生はありません。 リサイクル施設（選別破砕施設）では、集じん機の設置は予定しておりませんが、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積込作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。また、廃棄物の荷降ろし場所等の粉じんが発生しやすい箇所に散水設備を設置します。 なお、調整池からの放流水や敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭については、モニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (178)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
646	エネルギー回収施設を有する事業所内に降る雨水中にはダイオキシン類だけでなく、煙突や建屋から排出される様々な化学物質を含んでいることは過去の調査事例から推定される。また排ガスは煙突から排気された後に地上にフォールアウトして降下物により地下浸透し地下水に混入し、地下水汚染をもたらすことは明らかであると思う。このようなことから雨水対策は必須である。どのようにされるのですか？	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
647	ダイオキシン類や水銀の常時監視装置が開発されており､埼玉県所沢などのクリーンセンターではAMESA が導入されています。住民への不安の声に対応するのであれば AMESA の導入は不可欠だと思います。ぜひ導入して下さい。もし、導入しないのなら理由を教えてください。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (179) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
648	大気汚染防止法でダイオキシン類の測定は年 1 回で良いとなっていますが、これは 2000 年にダイオキシン類対策特別措置法が制定された当時のダイオキシン類の分析費用が極めて高価であったため毎月 1 回以上の測定を義務付けるのは実能上無理な面があったのでやむを得なかった措置であったのは理解できますが、現在は低コストでできるようになったにも関わらず測定頻度を増やさないのはなぜですか？法令の定めによらず常時監視装置を設置するか測定頻度を月 1 回以上はしてほしい。そうでなければ住民の不安は払拭できないと思います。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
649	排ガスの常時監視を行なっている測定項目は限られており、ダイオキシン類や水銀の常時モニタリング監視は実施されていない。欧米各国やアジアの一部の国では法令によりダイオキシン常時監視装置を設置して 2 週間程度の頻度で測定を行なっています。貴社では法令で定められている年 1 回しか行なっていない。 「安全・安心」への配慮と「信頼関係」の構築を考えるのであれば法令の定めによらず、ダイオキシン類の測定は欧米等のように常時監視装置を設置するか、計量証明事業所に分析を依頼する頻度を最低でも月 1 回以上することはできないのでしょうか？	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
650	エネルギ回収施設から排出されるゴミの最終処分は山都町東竹原に予定されているのではないか？	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。 また、山都町で計画されている最終処分場については、そういった計画があることは聞いておりますが、現時点では処分業許可を取得していないと思いますので、候補先として予定しておりません。

表 6.1-2 (180)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
651	エネルギー回収施設の他県の状況で施設周辺の農作物の枯死や土壌への多種類の元素が含まれる事実もある。 今回の上益域地域の施設設置では、上記の様な事態が出ないという保証はありません。異状事態が出てからは手の打ちようがありません。設置は反対するしかありません。	他県のどの施設でどのような経緯で施設周辺の農作物の枯死や土壌への多種類の元素が含まれていたのか不明ですが、廃棄物の焼却施設は、日本国内に1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。
652	世界の流れとして2050年にカーボンニュートラルを目指している中で日本のようにごみ処理に「焼却」を選択している国は少数派です。このような時代に大規模な廃棄物の焼却施設を建設すること、そして重油を使って焼却し、多くのCO2を排出することは、地球環境保全に逆効果であり、見過せません。自治体と企業住民はお互い力を合わせて、財政的負担と環境への負荷のバランスをよく考えて知恵を出し合い、ごみ問題に取り組まなければならないと考えます。緑豊かな自然豊かに清らかな水の郷、御船町に負荷をかけるような施設の建設には反対です。	ごみ減量への取り組み心から感謝いたします。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 プラスチックは、製造段階で温室効果ガス排出量がカウントされておりますので、廃棄物の焼却施設で発電された電気は非化石エネルギーとなります。 焼却施設ではプラスチックと廃油を焼却した重量に応じて温室効果ガス排出量がカウントされ、バイオマス由来の廃棄物を焼却しても温室効果ガス排出量はカウントされません。技術やコスト面での課題を解決する必要はありますが、将来的には、排ガス中から二酸化炭素を回収し、回収した二酸化炭素を有効利用することでカーボンネガティブを目指すことから、温暖化の促進には繋がらないと考えております。
653	①当初、郡内の町の一般ゴミ処理施設建設計画であったので、土地の売却は已む得なしと考え売却に応じた地権者もいる。しかし、民間大手の大栄環境の参入により産業廃棄物処理施設計画が加わったことにより、規模も大きく拡大、地域の環境影響に及ぼす不安が増大し、反対運動が起きている結果にもなっている。 事業計画の内容が変更されたことの説明が不十分。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。

表 6.1-2 (181)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
654	②当初の搬入計画では、一般廃棄処理では搬入車両(パッカー車・許可業者)が 1 日 100 台と聞いていた。それでもマミコゥロードを主に通行することになる。さらに、事業拡大計画により、処理量が増加する。産廃搬入車両が 100 台加わり、直接持ち込み車両(130 台)も含めれば、1 日の通行量は 330 台(往復 660 台)となれば、入口の町として益城町の交通量が増加し、危険性も増してくる。地元者車両を優先し通学時間帯への配慮を徹底とあるが、ほぼ片側 1 車線が多く、信憑性に乏しい。	上益城郡 5 町の計画時（当初の 80ｔ/日）で 230 台、そこに産業廃棄物運搬車両 100 台が加わって、合計 330 台となります。 事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。
655	③焼却場施設から、100m～200m 以内の民家が多数存在する。当初計画では、もっと離れるとの説明ではなかったか。一旦、立ち止まり、産廃処理計画は止めるべきだ。	上益城 5 町の計画においては、用地買収後に施設整備計画の検討に入る予定であったと聞いており、具体的な施設配置等は白紙の状態であったと承知しています。今回の事業計画においては、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
656	④有害物質が混入した場合、排気ガスが近くの町村に飛散する。益城町は太秋柿・スイカ・メロンなどの特産品がある。有害物質は完全に除去することは不可能である。長期的に見て土壌汚染が進んでいく。メンテナンスによる予防保全を図ると言っても、全く影響があるとは考えられない。同種の施設や設備を有する地域で果物・植物に多大な被害が出ている。大規模焼却施設は不要、	環境アセスメントでは、環境への影響が最大となると想定される地点において、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価するとともに、国または地方公共団体による基準又は目標と予測結果との間に整合が図られているかを評価することにより、周辺環境についても、十分配慮できるものと考えます。 また、廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。
657	⑤産業廃棄物の集荷エリアは県内はもちろん九州管内を想定している。一部、九州以外からも集荷する可能性はあると見解を述べている。現時点における、確定エリアや今後集荷する検討エリアを公表すべきである。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。 現時点で確定しているものはありません。

表 6.1-2 (182)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
658	私は山都町で暮らしながら、有機農業をしながら１歳の子供を育てている母です。この方法書に全て目を通しましたが全体の感想として、安全性を裏付ける具体的な事例の表記が薄く、あくまで文献上の調査のみの予測であり、素人の私から見ても本当に安全なのか信用できないものでした。この方法書を作成した方は、施設建設予定地周辺の地域、御船町を実際に歩いて調べたのでしょうか？私にはそう思えません。 改めて、建設・稼働にあたり反対の意思でいます。 もし建設・稼働後に地域住民、特に子供達の健康に影響が出てから実は汚染物質が広範囲に漏れていたとわかってからでは遅いのですよ。その場合の補償についても第５章で「事業者からの見解」で少しだけ記載されていますが、何を補償するつもりですか？お金で補償されても、被害がある以前の生活・健康には戻れないのですよ。そのことを本当に理解されているなら、こんな根拠が薄い安全性を強調する方法書にはならないはずです。 この方法書どおりに計画が進むのであれば、安全に安心してこれからも上益城郡に子育てしながら暮らせていけるとは到底思えない内容と感じているのです。この声を軽視無視してこの計画を進めないでください。どうかお願いいたします。この方法書を提出した事業所には、「不安だ」という、この地域住民のいち声をちゃんと真摯に受け止めて、回答してほしい。そのことを切に願います。 その上で次の用紙から、この方法書の中で納得がいかない箇所・具体的な返答を求める箇所をこの方法書の各章ごとに記載しているので回答お願いします。 ※2 ページ以降に回答いただきたい意見を記載しています。ご確認お願いします。	方法書は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（環境影響評価項目、調査、予測及び評価の手法）をお示しするものであり、現地調査結果は準備書に記載しています。 配慮書は事業計画の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項の検討結果をお示ししたものとなります。 既存資料調査については、全ての項目について最新の資料をもとに準備書を作成しました。

表 6.1-2 (183) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
659	～第2章～ ・「2.1.2 事業の背景・経緯」 配慮書でも、今回の方法書の「2.1.2 事業の背景・経緯」でも、これまで県外に排出されていた廃棄物を県内で処理できるようにという「県内処理」を目的にこの事業が立ち上がっているようだが、廃棄物を県内で九州管内、一部九州以外からも廃棄物が搬入される可能性があると5章の「5.2.2 一般の意見の概要についての事業者の見解」の「表5 2-1(1)No.5 の事業者の見解」に表記されている。そうなると、「県内処理」という目的と矛盾している 「県内処理」という目的を謳うなら、それぞれの廃棄物はそれぞれの県内で処理すべきであり、県内処理だけで十分の量を第一に考えるべきでないか。最初から県内以外の廃棄物を搬入し処理できるサイズに設定しているのは目的と矛盾しているし、言い分がおかしい。「エネルギー回収施設」といういかにもこの事業に対して、不信感を持ってしまう。 また、「各種モニタリングも含めた施設の稼働状況や経営状況などを監視するために新会社に対して、上益城郡5町からの一部出資も可能とする」とあるが、上益城郡5町からの一部出資がなければ、行政や住民は施設の稼働状況や経営状況などを監視できないというようにも読み取れて、不安に感じる。また、この事業の主な責任はどこか？	「県外に持ち出されている産業廃棄物の量が多いから、県内で処理する施設を整備する」ものではなく、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、「廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理体制を構築する」ものであります。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。 一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が 3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 仮に出資がなかったとしても、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しますので、確認は可能となります。 施設が供用開始した後は、当社が責任を持って事業運営を行います。

表 6.1-2 (184) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
660	・「2.2.5 主要な施設及び設備の概要」 「廃棄物の受け入れ、処理に当たっての維持管理」によると、マニフェスト(産業廃棄物管理表)の確認と目視確認だけのようであるが、甘いと感じる。排出事業者のマニフェスト(産業廃棄物管理表)にもしミスがあったり間違いがあったらどうするのか？「目視」とはどこまでの確認を想定しているのか?不明瞭である。知らぬ間に放射能物質を含む廃棄物が含まれていたら、どこの段階で検査してわかるのか？そこまでの見通しの明記がなく、甘い。持ち込まれる初期の段階で、全量展開し、検査してほしい。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
661	・「2.2.11 環境保全対策」の「(1)大気質〈併用時〉」排ガスの定期的な測定は「ダイオキシンは1年に1回」はあまりに少なすぎる。また測定結果が得られた日の翌月末に公表も遅すぎる。その間に有害物質が規定以上に漏れ出ていたら、どうするのか？その間の対処も明記されていないが、どうするつもりか？常時監視装置「AMESA」を導入し、データを常時公開することを求めます。 第5章の表5で「事業者の見解」でやたら「環境への影響を回避または低減するよう、努めます」という表現を多用しているなら、排ガスを連続採取し、ダイオキシン濃度を測定し、データを常時公開してほしい。このことは、このエネルギー回収施設で働く職員の健康を守ることや働く安心感にもつながるのではないか。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (185) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
662	・「2.2.11 環境保全対策」の「(4)水質〈併用時〉」 稼働後に降った敷地内の雨水は、稼働前の雨水と同じ水質ではないはず。排気筒からの排ガスを含んだ大気経由から、有害物質が含まれているという前提で、定期的ではなく、放流前に常時モニタリングしてデータを即時公表すべき。 稼働前に、地下水や近隣の河川の水質も調査し、稼働前と後で水質が変わらないなら流出するという基準を決めてください。 また、今年は特に上益城郡では線状降水帯が発生するなど異常気象が発生している。豪雨による、調整池の氾濫による、大量流出の危険性もある。そういった異常気象によるケースも予測して、調整池の計画してほしい。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 調整池の設計に当たっては、都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に則って、適切に設計・施工します。
663	・「2.2.11 環境保全対策」の「(5)地下水〈併用時〉」 地下水観測井戸における地下水のモニタリングは具体的にどう検査するのか？定期的とあるが具体的な頻度は？	地下水の水質検査は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 各種モニタリング項目や頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
664	・「2.2.11 環境保全対策(8)交通」 地元車両が優先とあるが、片側 1 車線の中で「優先」といっても何ができるのか？また通学時間帯への配慮を徹底するとあるが、その結果別の時間帯で交通渋滞が起きる可能性が高い。その場合地元車両をどう優先するのか？回答してほしい。	事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。 御船町（教育委員会や七滝中央小学校）や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。
665	・「2.2.11 環境保全対策(9)安全」 具体的な点検やメンテナンス方法を回答してください。 実際に現場で行われている点検方法やメンテナンス方法、マニュアルを公開すべき。その上で不備がないか、行政と地域住民と検証し改善点あれば改善すべき。	施設や設備機器が正常稼働しているか、不具合が発生しそうな予兆がないか、不具合がないかなどといった維持管理点検（日常点検）を実施いたします。 維持管理点検の結果を踏まえて、年間のメンテナンス計画を策定し、設備機器の補修や取替えを行います。 ですので、施設を安全な状態で継続して運転するためには、施設や設備機器の維持管理点検（日常点検）は、最も重要な作業であると考えております。 施設稼働時に作業手順書をあらかじめ整備し、社員教育を定期的に実施することで、従業員の運転管理技術の向上を図ります。

表 6.1-2 (186) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
666	～第 3 章～ ・「3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況」「(3)地下水の状況」の「②湧水の状況」 「対象事業実施区域及びその周辺に代表的な湧水がない」と断言しているが、文献には記載されていない地元民が日常的に湧水が実在しているはず。実地調査すべき。表 3.1-13 であげられている湧水は観光客にも知られている、かなり代表的な湧水しか明記されていない。山都町は 1 つしか湧水名が書かれていないが地元民が日常的に使っている湧水、田んぼ用水として使用している湧水が多数存在する。地元民の生活や農業にも大きく影響するので地元民にヒアリングするなど、実地調査をして湧水を確認してください。 「環境への影響を回避または低減するよう、努めます」という表現を多用しているなら、文献ばかりの調査頼みにしないでください。	方法書においては、地域の概況として、既存資料調査をもとに把握できた内容をお示ししています。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。なお、調査地域は対象事業実施区域から約 1km の範囲を基本としました（方法書において既存資料をもとにした事前検討結果（影響半径約 700m）から設定）。
667	・「3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況」 福島原発事故による放射性物質の飛散により汚染された福島県を始め、東北・関東各県の中で、特に汚染のひどい地域で、線量がこれ以上高ければ除染をするべきであるとして定められた基準が 0.23μSv/h であるので、全国的に汚染度が低い熊本県で 0.23μSv/h を基準にするのはおかしくないか。また、表 3.1-29 の空間線量測定結果の表は最低値と最高値が逆の表記になっている。このような誤表記もあると、この事業者への信用性を疑ってしまう。基準を 0.23μSv/h とするなら、放射性の線量が高くなる廃棄物の持ち込みも密やかに検討されているのではと疑ってしまう。	国際放射線防護委員会 2007 年勧告により、平常時に一般の人（子どもを含む）が受けて良い上限は年間 1 ミリシーベルトです。 年間 1 ミリシーベルトを、自然放射線量を含む時間当たりに換算すると、0.23 マイクロシーベルト/h となりますので、0.23 マイクロシーベルト／h 以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。 地域概況における記載は 1 つの目安として、国の基準をお示ししたもので、これ以上厳しい基準は国内で示されていません。 なお、計画施設において、放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定していません。
668	～第 4 章～ ・「4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由」 表 4.1-2「水質施設の稼働(排水)」 配慮事項に選定されていないが選定すべき。具体的な事例もないまま、選定されていないのは根拠に欠ける。5 章の「表 5.2-1(10)No.66 の事業者の見解によると「事業者の出資企業が保有する破砕施設にはクローズドシステムを採用している施設もあります」とのことだが、その施設のクローズドシステムと今回計画されている施設のクローズドシステムは同じなのか？が不明瞭。回答してください。 また、事業者の出資企業が保有する破砕施設の施設名、稼働実績を教えてください。また、今回稼働予定と同じクローズドシステムがある施設は日本国内、または世界で実例はあるのか？あるなら施設名、稼働歴、その施設の水質調査、周辺の水質の調査結果を具体的に明記すべき。 それらも明記していないのに、現段階で施設からの排水はないと言い切るのは早急すぎるし見積もりが甘すぎる。信用ならない。	破砕施設で発生する汚水を焼却施設にて炉内噴霧処理することから同じクローズドシステムとなります。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えておりますが、施設名などの公表は考えておりません。 なお、敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流する計画です。

表 6.1-2 (187) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
669	「4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由」の「放射線の量」 選定されていないが選定すべき。「放射性物質の取り扱いは想定していないから」というのは選定しない理由にならない。放射性物質は五感ではわからないため、知らない間に取り扱ってしまうというケースも予測して、選定すべき。実際に扱う職員の健康や安全にもつながると感じる。 「3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況」での誤表記からもこの事業者の認識の甘さを感じているので、選定理由は信用ならない。	計画施設において、放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定していません。 廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。 方法書に記載ミスがあり、お詫び申し上げます。
670	～第5章～ 「5.1.2 熊本県知事の意見についての事業者の見解」の「住民への説明」 事業者からの見解では「説明会等で丁寧な説明に努めます」とあるが、丁寧な説明だけでは不十分。地域住民の不安や疑問に対し真摯に答え、その都度、改良点あれば計画を変更し、住民の不安を解消していくべきはないか。それができない、反対意見が消えないのであれば真摯に受け止め、撤退すべきでないか。 No.130 の事業者の見解の文を読むと、あたかもこの事業に貢献すべき主体は誰なのか？がわからない。それを決めるのはあたかも事業者のように書かれていて不気味に感じる。結局企業営利かと落胆してしまう。もしそうでないなら、きちんと弁明してほしい。 住民との対話の場を持って、住民の不安の声や反対の声に対し耳を傾け、お互いが納得するまで、話し合い解決する進め方をしてほしい。	本事業は、地域の環境保全や資源循環に貢献することを目的としており、営利のみを追求するものではありません。事業の主体は当社であると考えておりますが、それは責任を持って事業を遂行し、地域のみなさまとともに安全で持続可能な施設運営を目指すという意味であり、決して一方的な立場で進めるものではございません。 また、ご不安の声があることについても、私たちは真摯に受け止めております。撤退を前提とした対応は現時点では考えておりませんが、だからこそ、住民のみなさまとの対話の場を大切にし、ご意見を丁寧に伺いながら、必要な改善や対応を重ねていくことが不可欠だと考えております。 今後も、説明会や意見交換の機会を通じて、地域のみなさまとの信頼関係を築き、ご理解いただける形で事業を進めてまいります。引き続き、率直なご意見を賜りますようお願い申し上げます。

表 6.1-2 (188) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
671	・私は配慮書の意見書で「この事業について反対」という意思を明記したのに、そこは反映されていない。あえていうなら表 5.2-1 の No.4 と No.10 に私の意見と誰かの似た意見を混ぜて、事業者の回答しやすい意見にまとめられてしまっている。また事業者の回答も、「環境への影響を回避または低減するよう、努めます」という文が多用されており、具体的にどうのように回避、低減に努めるのか、実例もないままである。これは意見書に対しての返答になっていない。このような表記が続くのであれば意見を編集せずに、意見書 261 通全ての公開し、ひとつひとつの意見書に事業者からの回答を求める。今回の方法書への意見書にも同じように全ての意見書の公開と回答を求める。	準備書においては、全ての意見書について原文のまま記載しました。
672	・事業者の見解で、「行政の部分だから意見を差し控えてさせていただく」とあるが、そもそも、今回の事業は事業者と熊本県と上益城郡 5 町の町長らが協議して進めているのだから、行政の側の意見も確認して公開すべきでは。今回の事業は、一般廃棄物の 4 倍の産業廃棄物(県内だけでなく、九州、一部九州外からの)を処理する大きな事業であり、地域住民の環境や生活に大きく影響するものなのだから、「意見を差し控えてさせていただく」という表記は通用しないのでは？	方法書では、自治体の見解は付しておりませんでしたが、準備書においては、自治体からいただいたご見解について記載しました。
673	～第 7 章～ ・「7.2.1 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯」 「方法書以降の手続きなどにおいての留意する事項」に「大気質」「景観」のみだが、第 4 章に書かれている表 4.1-2(1)(2)の一覧表にある「計画段階配慮事項の選定」と異なる。記載ミスか？「大気質」「景観」のみしか留意しないなんてとんでもない。第 5 章にある、一般の意見を無視しているので厳しく抗議します。 この意見書にも書いてある不安点や課題にも真摯に受け止め、時間がかかってもいいから検証し、回答してほしい。	「7.2.1 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯」における「方法書以降の手続きなどにおいての留意する事項」は、方法書第 4 章の表 4.1-2(1)、(2)の一覧表において計画段階配慮事項として選定した大気質と景観について、事業内容の具体化の過程において留意する事項として挙げたものについて記載している内容であり、記載ミスではありません。 準備書においては具体化した事業内容をもとに、大気質、景観以外の環境影響評価項目についても適切に調査、予測及び評価、環境保全措置の検討を行い、十分に環境の保全について配慮しています。 各環境影響評価項目については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
674	・「7.2.2 排気筒の高さに関する検討の経緯」について、「排気筒」の高さの検証も、まだ十分とは言えないのではないか？今回の意見書募集で、地域住民の様々な意見をきちんと把握し、その上で検証してからでないか。重大な環境影響が生じることはないと書いてあるが、その根拠は？正直この判断は分かりかねる。この方法書段階で、「重大な環境影響が生じることはない」という判断は住民の不安の声を無視した勝手な判断だと、厳しく抗議します。	排気筒の高さについては、配慮書において 35m、49mのいずれの案でも、必要な環境配慮を行うことにより、重大な環境影響を生じることはないことから、方法書時に 35mを採用しました。 準備書において、方法書についての一般の意見を勘案して、さらに大気質へ影響の低減を図るため、49mに変更しました。なお、配慮書において大気質の最大着地濃度出現距離は、排気筒高さが 35mの場合が 700m、49m の場合が約 800mであり、現地調査地点は 49m の場合においても、対象事業実施区域周辺地域の環境を適切に把握できる地点に設定しているものと考えます。 大気質については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (189)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
675	～第 8 章～ ・「地下水の影響範囲は約 1km」とあるが、湧水の確認も文献上のみの調査で実地調査もされていないのに、この方法書段階で約 1km と設定するのはあまりに杜撰だと思う。再検討を求める。	既存資料等をもとに影響範囲を設定した上で、現地調査を行うことは一般的な手法であると考えます。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。
676	・「対象事業に係る環境影響を受ける範囲」で排気筒から半径 2km の範囲に含まれる御船町、益城町とあるが、第 3 章の気象の状況「2003 年～2020 年」の期間からの統計に基づくものか？回答してほしい。私のすむ山都町に本当に影響がないと言い切れるのか？半径 2km の範囲と現段階で設定して、それ以降の広範囲の検証をしない言い訳にも取れるので、そうでないなら広範囲の検証をお願いします。 私は 2021 年、2022 年、2023 年と上益城郡に住んでいるが、いずれの年も異常気象が発生しており(2023 年はエルニーニョ現象が発生している)、安定した気象状況ではない。今後も、異常気象は続くと思われるので、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲は排気筒から半径 2km」と設定する根拠がわからない。異常気象も踏まえ、もっと広範囲(山都町全域だけでなく、熊本市内も含む)影響がないか検証を求める。稼働後に実は想定の半径 2km よりも広範囲に環境影響が出ていたとわかってからでは、時すでに遅しだと思う。	大気質については、配慮書における大気質の予測結果（排気筒から約 700m）をもとに、概ね 2 倍の距離を見込み、半径 1.5km を調査地域としています。配慮書における大気質予測に用いた気象条件は、益城地域気象観測所の風向・風速及び熊本地方気象台の全天日射量・雲量を用いて設定しました。なお、令和元年（平成 31 年を含む）が気象的な異常年ではないことを異常年検定で確認しました。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果を記載しました。
677	・また、この方法書にはそもそも稼働後の働く職員の数や配置などに触れていない。稼働後、どのような経験値の人材が配置されるのかも回答してください。もし施設内で働く人材に経験値が少なく、しかも数が少ないとあれば、いくら安全性の高い施設を建設しても、稼働後の安全性は薄くなると考える。 以上、否定的な表現も多く、読みづらさがあるのは予めお詫びします。 なんども同じことを書いて恐縮ですが、大切なことなのでなんども書きます。小さな子供を育てている母として、この方法書では、安全に安心してこれからも上益城郡に子育てしながら暮らせていけるとは到底思えない内容と感じているのです。この声を軽視無視してこの計画を進めないでください。どうかお願いいたします。	ご指摘のとおり、いかに高度な設備を備えた施設であっても、実際に運用する従業員の経験やノウハウ、適材適所への人材配置が不十分であれば、安全に施設を稼働させることはできません。これは我々、廃棄物処理業界だけにいえることではなく、他業界でも同様ですし、身近なところでいうと、みなさんが所有されている自動車の運転においても同じことがいえるかと思います。 本事業計画においては、約 90 名程度の雇用を考えておりますが、全員が新人、素人ということであれば、施設の安全な運用は確保されません。ですので、供用開始する時点では、当社の出資企業から経験やノウハウを積んだ従業員が複数名常駐し、新人を管理者レベルまで育てていくということを年数をかけて行います。 引き続き、率直なご意見を賜りながら、安心して暮らせる地域づくりに貢献できるよう誠実に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
678	5.2-1　33 害虫駆除を目的として農薬を使用されるということですが、農薬の種類を明らかにして、住民への周知も行なって下さい。	植栽木に害虫被害等が発生した場合には、事前に専門業者のご意見をいただきながら、周辺環境や人体に影響がでない農薬を選定するとともに、散布時には地元地区への事前周知を行います。
679	5.2-1　85 熊本県内の最終処分業者に適正に埋立処分、現時点では業者は決まっていないということですが、とてもずさんな計画に思えてきます。県内の最終処分業者の候補先を明らかにして下さい。東竹原地区での埋立は今後も想定しないと解釈してよろしいのでしょうか?	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。 また、山都町で計画されている最終処分場については、そういった計画があることは聞いておりますが、現時点では処分業許可を取得していないと思いますので、候補先として予定しておりません。

表 6.1-2 (190) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
680	5.2-1 106 バグフィルタの破損事故が心配です。事業者の出資企業では、これまで発生していないということですが、それ以外で発生した事故例を教えて下さい。また、その原因や対策はどのようにされてきたのかも教えて下さい。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 廃棄物処理施設では、火災や爆発による事故が最も多いと考えております。そのリスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。 近年、廃棄物処理施設においては、リチウムイオン電池が原因による火災事故が多発しております。その対策として、火花や火、煙を AI 画像認識技術により瞬時に検知して、警報設備や消火設備と自動連動させることで、火災の延焼を防止しております。
681	5.2-1 (2)③ 配慮書における意見の総数は 1301 件であったのに対し、短期間のうちに 191 件に要約されているのには納得がいきません。私達はどのような意見が多かったのか等知る権利があると思います。全て公開していただきたかったです。	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。
682	2-1-1 1 日に 400 トンの焼却を行なうとのことですが上益城郡 5 町の一般ゴミは 80 トンと言われています。残り 320 トンは産業廃棄物になると理解しています。自然豊かなこの地に、なぜ、こんなに多くの産業廃棄物を持ち込まなくてはならないのか今だに理解できません。また、私達住民がゴミの分別・減量に努力した結果、逆に産業廃棄物が増えるようでは本末転倒です。循環共生圏などとは言えないのではないでしょうか。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。

表 6.1-2 (191)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
683	私たちが望んでいるのは、一般廃棄物処理施設であり、産業廃棄物処理施設ではありません。 財政厳しい為、民間依頼となったようですが、山都町独自の一般廃棄物処理施設を建設した場合と、5町で建設した場合と、シムファイブス(株)が建設した場合の費用を出して私たちに示していただきたい。又、管理、維持、運営規模の違いなども出してほしい。その中で、一番、土地、空気、水を汚さないやり方はどれなのか？私たちが安心して暮せる方法を考えてほしい。人や動物、生けるものすべてが住めないような施設は必要ありません。	財政面におけるメリットについては、詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 従来計画の施設整備に係る事業費の試算は約 156 億円程度で、国からの補助金等を除いても上益城郡 5 町で約 72 億円程度の負担が必要であると聞いております。ただし、この費用には整備予定であった最終処分場、し尿処理施設の費用が含まれていないこと、また、近年の物価高騰の影響を考慮すると、負担額はさらに高くなるかと思います。 本事業スキームでは、施設の建設費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町に建設費をご負担いただくことはありません。 上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用となります。 今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民のみなさまへの啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。 ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。 当社としても、施設の設計・運営にあたっては、土地・空気・水への影響を最小限に抑えることを最優先に、環境保全対策の実施やモニタリング体制の強化に努めてまいります。人や動物、自然が共に暮らせる地域環境を守るため、今後も地域のみなさまの声に耳を傾けながら、誠実に事業を進めてまいります。 引き続き、率直なご意見を賜りながら、共に安心できる未来を築いていければと願っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
684	第 5 章　☆各町(5 町)に各々説明会を開いてほしい。開くべき。(そこで暮せなくなるかもれないのに当然のこと)	説明会の開催は、熊本県環境影響評価条例の規定に基づき、熊本県公報に公告を掲載するとともに、当社の出資企業である有価物回収協業組合石坂グループのホームページに「お知らせ」を掲載しました。 対象事業に係る環境影響を受ける可能性がある範囲と認められる地域及びその認定理由については、方法書第 8 章に記載したとおり、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観をもとに設定して、御船町及び益城町とし、説明会は熊本県環境影響評価条例の規定に基づき、2 町において開催しています。

表 6.1-2 (192)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
685	115.116. ダイオキシン類、水銀などの重大な健康被害をもたらすものについても常時監視装置を行なうべき。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
686	144.　気象調査を継続すべき。年々異常気象の中、施設の維持管理における慎重さをもつべき	気象の調査期間については、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準拠しており、適正であると考えます。なお、既存の気象観測所の過去 10 年間のデータを用いて異常年検定を行っています。 環境アセスメント手続きにおいて、1 年間にわたる気象調査を実施し、必要なデータを収集・分析し、出来る限りの環境保全対策を実施した上で、予測評価を行い、環境に与える影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討しております。 ただし、気象条件は年々変化しており、特に豪雨や高温などの極端な気象現象が施設の運転管理に影響を及ぼす可能性があることは十分認識しております。そのため、施設の維持管理においては、過去の調査結果に加え、最新の気象情報や予測を参考にしながら、柔軟かつ慎重な対応を継続してまいります。 また、供用開始した後も、必要に応じて気象状況に応じた運転管理や安全対策を講じることで、地域のみなさまに安心していただけるよう努めてまいります。今後とも、環境への配慮と安全性の確保を最優先に、誠実な事業運営を進めてまいりますので、引き続きご意見を賜りますようお願い申し上げます。
687	152.　施設内で働く人たちの健康調査も毎年行なうべき。又、事故なども、そのつど知らせ発表してほしい。	企業は従業員の健康を守るために、健康管理の実施（定期健康診断の実施やストレスチェック、最適な人員配置、適度な休憩の取得、労務管理など）や安全な労働環境の提供（安全管理者や衛生管理者の選任、作業に必要な資格の取得、必要な保護具類等の提供など）、定期的な作業環境測定の実施などを通じて、従業員の健康を維持・向上させる取り組みを行う必要があると考えております。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。

表 6.1-2 (193)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
688	125.　事業者の責任と費用負担で地域住民の健康調査を実施するべきである。 日本の水俣病では、重症看者しか知らせず、そのことが、世界中の有機水銀汚染の看者としか認めなかったことになってしまった。胎児性水俣病は、水俣病にこだわってずっと研究しつづけた医者たちがいて、わかっていったこと。今回の産業廃棄物処理施設においても、どのような有害物質がどのように健康被害をもたらすかわからない、とても心配。健康調査とともに、水、空気、土壌の検査もし続けるべき。	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
689	アスベスト及び放射性廃棄物について エネルギー回収施設等では「なお法令等で定める判定基準を超える～アスベスト及び放射性廃棄物等は取り扱わない」となっているが「判定基準」は何ですか？具体的な数値などの予測はありますか？	法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは扱います。また、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱いません。
690	地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めるというが、具体的な方策について示してほしい。 施設からの漏えいなど、なんらかの原因で土壌が汚染されれば、雨水が染み込むことにより地下水を汚染してしまいます。地下水汚染の対策はどうお考えですか。	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t /日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t /日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水及び地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 また、汚水配管の設備不良による事故を防止するため、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。 プラントエリア内については、外周部に排水溝を設け、集水して汚水ピットに流入する計画であることから、万が一、汚水配管が破損した場合は、汚水ピットに流入させ、適正に処理することで外部への流出を防止します。また、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。

表 6.1-2 (194)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
691	毎日平均 700 トンもの大量の廃棄物ですが近年多発している豪雨災害で土砂崩れなどが起きれば行き場を失います。そのような場合の対処はどのようにするのでしょうか。 また地球沸騰化と呼ばれる近年の異常気象は今後、さらに加速度的に悪化する方向です、そういった試算も含まれているのでしょうか。	建築物の建設にあたっては、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を行う必要があります。また、土地の造成にあたっても、盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害を未然に防止します。
692	もともと上益城 5 町の一般廃棄物処理施設を建設するということだったのが、産業廃棄物処理施設に変更された経緯が説明されていない。町民に判り易く、納得のいく説明をしてほしい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
693	今、ゴミが多く出る社会に、その処理は大切な仕事だと考えてます。行政、この仕事に関わる企業、そして個人一人一人がゴミを減らす方向、そして適切な処理の方向を本気で考え学習し、実践していくことを期待します。	ご指摘のとおり、現代社会における廃棄物の発生抑制や削減、その適正な処理は、行政・企業・そして私たち一人一人が共に取り組むべき重要な課題であると認識しております。 本事業においても、単に廃棄物を処理するだけでなく、環境負荷の低減や資源の有効活用を目指し、持続可能な社会の形成に貢献できるよう努めてまいります。

表 6.1-2 (195)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
694	・多くの大型車が通行するため、沿道付近でのディーゼルエンジン排気ガス PM2.5 の増加が予想されます。調査についての具体的な方法・その対策について示して下さい。	微小粒子状物質（PM2.5）については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定していません。今後の動向を踏まえ、適切に対応します。 工事中及び供用時の大型車の通行については、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等を対象に調査等を実施しました。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
695	・地下水の影響範囲を 1km としているが、その科学的根拠を示してほしい。地下水汚染が 1km で収まるのか。	地下水の影響範囲とした約 1km は、揚水に伴う地下水位への影響を把握する範囲としてお示ししています。地下水の水質については、施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 なお、地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
696	・施設横の住宅等への排ガス・騒音・交通面等影響はないのか。	対象事業実施区域に近接した住宅への排ガス、騒音、交通面等の影響についても適切に予測・評価を実施しました。 大気質、騒音、安全（交通）については、「第 8 章調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質、8.2 騒音、8.17 安全（交通）」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
697	◎本来上益城 5 町の一般ゴミ処理施設・建設の話であったはずだと思いますが、いつ、どのような事で産廃処理施設に変更されたのか？その経緯を行政文書(ことば)ではなく私たち凡人にも分るように明快なる説明をお願いします。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。

表 6.1-2 (196)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
698	◎地下水の影響範囲を 1km としていますが、その科学的根拠が明確に求めされてない？又、地下水汚染が起きた場合は、誰が(どこが)責任を取るのが、明らかにして下さい。	地下水の影響範囲とした約 1km は、揚水に伴う地下水位への影響を把握する範囲としてお示ししています。地下水の水質については、施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 なお、地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
699	◎とても素朴でシンプルな問題「水」のことについての疑問です。 「水環境、地下水保全、涵養に努める」目標を掲げてありますが･･･ 160(6-32)～167(6-39)の中で 6.2.6 水質及び 6.2.7 地下水の項目に、☆クローズドシステムにより(敷地外への排出を行わない)環境影響評価項目に選定せず調査のみと書いてありますが、ここが最も大切なところではないかと強く思いました。今、熊本の限りある水資源のことが全国的にも注目されています。ひと言で「クローズドシステム」とありますが、この方法を具体的にどれ位の予算をかけて行われるのかが知りたいです。また今後長期にわたる定期的な調査、検査が必要になってくると思われます。 ◎山を切り開き、生態系を壊して水の涵養に努めること自体が無理な事のように思えてなりません。ほんのささやかな抵抗ですが、石坂グループ様へのお願いでした。大変な問題ですがよろしくおねがいします。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。また、配管やポンプなどの設置費用程度となりますので、多額な費用がかかるものではありません。 クローズドシステムを採用することで、施設から敷地外への排水がありませんので、水質に関する環境影響が回避できるという効果があります。 地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t /日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t /日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。

表 6.1-2 (197)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
700	・本来上益城 5 町の一般廃棄物処理施設を建設するはずだったのが、産廃処理施設に変更された経緯が説明されていない。明快な説明をしてほしい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。

表 6.1-2 (198)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
701	5-2-2 配慮書の意見概要にたいしての事業所見解が述べられています。事業所見解についての意見を述べます。 ①一般廃棄物の処理責任は市町村にあり、その処理計画がきちんと明確にされない中、産廃処理施設に処理を委託することに対する丁寧な説明は、いまだされていない。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
702	②一般廃棄物の処理施設のために用地取得交渉の中で、施設から住宅までの距離(100 メートル離す等)の約束が守られてない。土地譲渡の経過について詳細な説明を行うべき。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。 事業計画地については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いております。 平成 29 年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内 10 か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。 その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。 平成 30 年 2 月 15 日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。 この協議会の意見を受け、同年 5 月 9 日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。 そして、同年 5 月 17 日に開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。

表 6.1-2 (199)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
703	③公的機関の運営ではないことで、安全管理やメンテナンス等大変不安がある。そもそも事業者のコンプライアンス、企業倫理、透明性、情報公開度、アカウンタビリティ、ESG,CSR,外部監査システム、リスクコミュニケーションなど、多岐にわたって住民からの信頼が得られるような組織運営体制が可視化されるべき	当社は、本事業の施設建設・運営を目的として、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社の共同出資により、2022 年 5 月に会社を設立しました。 地元地区はもちろんのこと、地域のみなさまに当社のことを知っていただき、理解をしていただき、応援をしていただける、信頼していただけるような事業運営に努めていきたいと考えております。 事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。
704	④「エネルギー回収」が地域の役に立つには、何よりも安全で安心できる施設でなければならないが、他地域に導入された同種の施設で、火災や爆発事故を起こしたり、環境汚染や労働災害を起こしたことがある。その原因の解明や教訓を生かさねば、意味がない。また、エネルギー回収効率や熱効率が十分に確保されなければ、ヒートアイランドやエネルギー収支が悪い施設になる可能性がある。方法書には、熱効率やエネルギー回収率などについての説明がない。どんな廃棄物の具体的量の予測によっても変わってくるのに、具体的なものが提案されていない。	廃棄物処理施設では、火災や爆発による事故が最も多いと考えております。そのリスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。 焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。

表 6.1-2 (200)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
705	⑤5 町や事業者による説明では、町と事業者の関係、および今後の事業運営形態、責任区分などが不透明のままである。ごみ処理施設の集約化、広域化によるメリット、デメリット、財政シュミレーション、採算性の説明がない。現在の資材や電気代等の高騰の中で、建設費が増大した時、事故が起きたときの責任や補償の説明がない、委託料への上乗せとなれば、町財政のために本当によいのか疑問である。もし万一事故が起きたとき(三重県多度町 RDF 発電施設でも死亡事故があった)搬入した一廃が原因なのか、産廃が原因なのか特定は不可能ではないか。どういう責任体制をとるのか。	廃棄物処理施設の設計・施工、運営は、当社が責任を持って行います。 施設の建設に当たり、民間事業者が活用可能な国の補助金制度があれば、その活用について検討を行いますが、建設費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町に建設費をご負担いただくことはありません。また、循環型社会形成推進交付金の活用もありません。 上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用となります。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 一般廃棄物の委託費（処理単価）は、各自治体と当社の間で締結する処理委託契約に規定するため基本的に変動はありません。ただし、著しい物価変動により、委託費（処理単価）の見直しが必要になるケースも考えられることから、スライド条項を設けることになりますので、協議が必要となった場合には、上益城郡 5 町と十分に協議を行います。 廃棄物処理施設では、火災や爆発による事故が最も多いと考えております。そのリスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。 なお、三重県多度町で発生したごみ固形燃料(RDF)発電所の爆発事故では、2 名の尊い命が失われました。本施設は一般廃棄物から製造されたごみ固形燃料（RDF）を用いて発電する施設となります。事故調査委員会の結論は、高温多湿の外気からごみ固形燃料（RDF）への水分の移行や貯蔵槽内部での水分移動などによる生物発酵が主原因とされています。
706	⑥現在予定の事業計画地がアセスの結果、不適当な場合は、代替案の検討に入れる体制づくりを今から行うべき。現に恐竜の卵の化石の出現や土器の出現、希少生物の詳しい調査が必要というアセス審査会の指摘もある。また、今回の事業を行うに当たっては、環境への影響だけでなく、立地選定上の用地代替アセスや地震時や昨今の気象異変等による災害防止の防災アセス、財政アセスメントなどの法令では義務付けがなくても総合的なアセスメントを自発的、自主的に行ってこそ、地域住民からの信頼が得られる。丁寧なアセスを進めてほしい。	環境アセスメントは硬直的なものではなく、より良い事業計画を作り上げていくために、柔軟に対応することが求められていると考えております。その上で、出来る限りの環境保全対策を実施したとしても重大な影響が回避できないなどの場合は、事業撤退も考えられますが、現時点では代替案の検討は行いません。 廃棄物処理施設では、火災や爆発による事故が最も多いと考えております。そのリスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。 また、本事業を永続させるために、あらかじめ事業採算性を検討する必要があると考えておりますが、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理することで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。

表 6.1-2 (201)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
707	⑧方法書の内容については、環境影響評価審査会にて学識経験者や専門家の委員の審査は限定的なものであり、審査会が出した結論を含めて、多くの専門家からのパブリックな意見や提案を含めて総合的な予測評価が可能となるようにすべき。事業を行わない、あるいはその目的を達成することが可能な別の選択肢も、影響の対象とすべき。	方法書についての知事の意見は、熊本県環境影響評価審査会の意見だけではなく、関係町長の環境保全の見地からの意見も勘案するとともに、アセス図書についての意見書に配意して作成されています。 本事業は一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理する焼却施設等の整備が目的であり、事業を実施しなければ、目的は達成できないことから、ゼロオプション（事業を行わないという選択肢）も含め現実的に実施可能ではない別の案は設定していません。
708	⑭世界情勢が不安定な中、有事の際の輸入ストップや価格の高騰などの要因から、上昇分は処理料への価格転嫁も必要となるとの見解が示されているが、必ず5町住民へも説明してほしい。土地の貸付契約書、覚書、基本協定書、これまでの記録等公開し、またアセス終了後、この計画が適切であると判断する手続きは具体的にどうするのか、判断基準は何か説明を求める。5町がきめることだから、ではなく受託事業者の貴社の意向にもかかわることなので、貴社の見解をあきらかにするべきではないか。	一般廃棄物の委託費（処理単価）は、各自治体と当社の間で締結する処理委託契約に規定するため基本的に変動はありません。ただし、著しい物価変動により、委託費（処理単価）の見直しが必要になるケースも考えられることから、スライド条項を設けることになりますので、協議が必要となった場合には、上益城郡5町と十分に協議を行います。 覚書、環境アセスメント協定については御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」にて公表されていることから、当社にて公表することはありません。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 環境アセスメント協定は、環境アセスメント実施等に向けた基本協定になりますので、上益城郡5町が本事業計画を適切であると判断するための基準は明記しておりません。 事業の適否を判断するのは上益城郡5町となりますので、その基準を策定するのは上益城郡5町であり、基準となる判断材料（環境アセスメントの結果）を提供するのが当社の役割であると考えております。 それら判断基準や適否の結果については、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」にて公表されるものと考えております。

表 6.1-2 (202)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
709	⑰水系の影響予測調査については、対象項目に選定してありませんが、事業所敷地内に降った雨水は、過去の同種の廃棄物処理施設で敷地内から流出する雨水の水質検査でダイオキシン類が環境基準を超えていることが判明した事例があるので、この環境への影響調査をするべき。 関係町からどんな意見が出されているか、公表してほしい。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 関係町長からの意見は、知事が意見を作成するに当たって関係町長に求め、その意見等を勘案して知事意見を出すこととなっています。
710	5-2-2 配慮書の意見概要にたいしての事業所見解が述べられています。事業所見解についての意見を述べます。 ⑨これからのごみ減量は、焼却による減容化ではなく製造段階や排出源での廃棄物化を避けることや、総量削減政策の導入が必要である。また、焼却に代わるリサイクルプロセスからの有害物質の発生についての知見の集積が十分でないと聞いている。 過去に神奈川県環境科学センター等で行った粗大ごみ破砕施設や廃プラ圧縮施設(東京都杉並区における杉並病発生の原因施設)からの環境ホルモン作用を有する有害物質の発生、飛散による人体被害の発生事例があることに留意されたい。過去に導入された既設の各種リサイクル施設からの有害物質の排出等についての、調査研究事例を収集したうえで、公表されることを要望する。	当社が導入を予定しているリサイクル施設（選別破砕施設）では、東京都杉並区に設置されたようなプラスチックの圧縮施設の設置はありません。また、選別破砕工程においても高温処理を伴うものではありませんので、有害物質等の発生はありません。 リサイクル施設（選別破砕施設）では、集じん機の設置は予定しておりませんが、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積込作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。また、廃棄物の荷降ろし場所等の粉じんが発生しやすい箇所に散水設備を設置します。なお、既設のリサイクル施設からの排出挙動に関する調査事例の収集については、本事業の環境アセスメントの対象外となります。
711	⑩環境省によるダイオキシン類削減を目的とした広域化や 24 時間連続稼働の大規模な焼却施設や昨今のエネルギー回収施設等の導入政策は、必ずしもメリットだけでなく、災害時の稼働停止や広域収集体制の時間的ロスなど、デメリットが発生する実態がある。広域化がどこまで安定的かつ効率的な運営に寄与するのか、資源循環のエネルギー回収効率にどこまで寄与するのか。現に本事業による総合的なエネルギー回収率や発電や温水利用等による発電効率や熱効率についても、具体的な算定がなされてないので、「資源循環のモデルとなる」かどうか、判断基準がない。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。

表 6.1-2 (203)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
712	⑫「各種モニタリング結果を含めた施設稼働状況や経営状況を監視していただくために 5 町からの一部出資を可能」とありますが、出資をしないと、上記の監視ができないというのはおかしい。「地域住民の理解を得ての施設稼働」をするのであれば、基準値以上の厳しいものを設けるというのであれば、自ら施設稼働状況や経営状況を公開し、理解を得るべき。	一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が 3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 仮に出資がなかったとしても、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しますので、確認は可能となります。
713	⑬アセスの結果、上益城 5 町がこの事業計画を適切であると判断する「明確な基準」が協定書に明示されていません。環境保全のため、住民の健康を守るため、きちんと明示してないことは問題だと思います。	環境アセスメント協定は、環境アセスメント実施等に向けた基本協定になりますので、上益城郡 5 町が本事業計画を適切であると判断するための基準は明記しておりません。 事業の適否を判断するのは上益城郡 5 町となりますので、その基準を策定するのは上益城郡 5 町であり、基準となる判断材料（環境アセスメントの結果）を提供するのが当社の役割であると考えております。

表 6.1-2 (204)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
714	㉓一般廃棄物も産業廃棄物も焼却処理に依存しない「資源循環処理システム」を構築することを基本とし、5町の一般廃棄物については、熊本県内外の九州圏域内における関係企業の連合体における共同連帯責任によって、「資源循環処理システム」を構築することを検討すべき。 サーマルリサイクルについては、国際的には通用しない概念である。	ご指摘のとおり、上益城郡5町で発生する一般廃棄物については、当社で処理することを検討しております。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 日本では、平成9年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量400ｔ/日を維持する計画です。 また、日本国内では、環境省の環境・循環型社会白書において熱回収のことをサーマルリサイクルと表現しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

表 6.1-2 (205) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
715	17 計画段階配慮事項として選定しなかった項目についても、方法書ではほとんど選定されているが、排水や地下水の汚染については環境影響評価事項に選定しないとしている。産廃処理施設の敷地や周辺に降った雨はダイオキシン等の有害化学物質に汚染されている可能性があるので、影響評価事項に加えるべきではないか。 また、放射性物質物質は取り扱わないから環境影響評価項目として選定しないとなっているが、放射性物質は汚染されているかどうかは目で見ても匂いを嗅いでも分からない。廃棄物受け入れ時にどうやって確認するのか。 2011 年 3 月の福島原発事故が起きてから、日本中に放射性物質で汚染されたものが拡散している可能性がある。放射性物質が混入しないための方策を示すべきである。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水及び地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 計画施設において、放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定していません。 廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。 また、熊本県内における空間放射線量率は「第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況」に示すとおり小さい値であり、産業廃棄物及び一般廃棄物が福島第一原子力発電所の事故由来による放射性物質で汚染されている可能性は極めて低いと考えます。

表 6.1-2 (206) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
716	18、19 事業者は国民一人一人が廃棄物の 3R を推進することで循環型社会の形成につながるというが、たった 80 トン(実際は 70 トン)の 5 町の一般ゴミを分別しリサイクルが増えていけば、焼却すべきゴミはさらに減っていくはずである。そうなっていけば、ますます 400 トン/日もの焼却施設は 5 町には不要となる。やはり産廃の焼却施設をここに作ることの必然性はないと思う。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。
717	21 18、19 と同様に、国民一人一人が廃棄物の 3R を推進することで循環型社会の形成につながるというが、そうやって可燃ゴミが減っていけば、毎日 400 トンものゴミを焼却する施設の必要はなくなる。焼却能力に見合う量のゴミが不足しているという熊本市の焼却施設に委託を続ける方が経済的であろう。また、もし処理施設を作るにしても、小規模なもので十分である。現在では小規模施設でもダイオキシン等の発生を抑制できるようになっていると聞く。無駄に大規模なものを作る必要はない。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されておりますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていない。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いております。
718	25 メタン発酵施設や焼却施設で発電した電気を地域で売電するというが、発電所を必要としているわけではない。また、エネルギー効率として多少のエネルギーは回収できるかもしれないが、大部分を排熱として環境に放出することになるのは間違いない。地球環境を考えた場合、決して有用な施設とは言えない。またメタン発酵施設では火災・爆発の事故が発生しているという。事故例とその防止策について公表してほしい。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 エネルギー回収率は、廃棄物からどれだけエネルギーを回収できるのかを表すものになりますので、「回収できなかったエネルギーを排熱として放出している」という指標ではありません。 メタン発酵施設には、漏洩ガス検知器の設置や逆火防止装置を設置するとともに、施設内および施設周辺での火気使用を厳禁とすることで、爆発火災防止対策を実施します。

表 6.1-2 (207)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
719	28　この施設の運転管理のための雇用が発生するということだが、たとえ就職したとしても、産廃処理施設の近くに住居を構えて暮らしたいとは思わないだろう。反対に、静かな環境、きれいな水や空気を求めて外部からやってくる移住者にとっては、産廃施設の近くにわざわざやってくるとは思えない。住みよい環境を求めている者にとって産廃施設は魅力的とは言えない。御船で育った若者たちも、一旦出て行ったら帰って来たい故郷ではなくなると思う。人口の減少を促進することになる可能性が高い。	地元地区はもちろんのこと、地域のみなさまに当社のことを知っていただき、理解をしていただき、応援をしていただける、信頼していただけるような事業運営に努めていきたいと考えております。 また、御船町で育った若い世代が当社で働きたい・働いてみたいといっていただけるように、精進して参ります。
720	30　日本の焼却施設はトップレベルか?日本の焼却施設については、海外と比べてハイコスト・ハイリスクと言われており、欧米やアジアで一般的に義務付けられているダイオキシン類の常時モニタリングシステムも義務付けられていない現実がある。トップレベルだというのなら、ダイオキシン類の常時モニタリングシステムを導入して、環境保全対策をより効果的なものにしてほしい。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
721	31　可能なかぎり長期間供用できるように設計し、設備の適切な維持管理に努めるというが、どんなに注意深く維持管理しても、経年劣化は避けられない。特に高温・高熱の焼却炉では劣化が早いと考えられる。また、バグフィルターなどの破損も多く報告されており、頻繁に交換すればそれだけ維持管理費がかさむことになる。 これら消耗品の交換頻度や維持管理費をシミュレートし、5 町からの委託費、一部出資金も勘案し、5 町にとって本当に財政負担が減るのかどうか、試算を公表すべきである。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 財政面におけるメリットについては、詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 また、ご意見いただいたように、将来に渡って施設を運営するために必要となる維持管理費用（人件費、設備の修繕費用、焼却灰等の処分費用など）を考慮して、処理単価を設定することとしております。

表 6.1-2 (208) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
722	33 害虫駆除を目的として農薬を使用するとあるが、農薬の害は今さら言うまでもない。できるだけ農薬の使用は避け、止むを得ず使用する場合は、農薬の種類を明らかにし、近隣住民への周知を徹底してほしい。	植栽木に害虫被害等が発生した場合には、事前に専門業者のご意見をいただきながら、周辺環境や人体に影響がでない農薬を選定するとともに、散布時には地元地区への事前周知を行います。
723	41 「許可品目であるかどうか、処理可能物であるかどうか、必要に応じて計量証明書や WDS(廃棄物データシート)並びに SDS(安全データシート)等によりあらかじめ確認を行う」とあるが、このような書類上の審査で、実際に入ってくるものを本当にチェックできるのか。 産廃を受け入れる段階で、マニフェスト(産業廃棄物管理表)に記載された内容と相違がないか「目視確認」を行うというが、まず第一にマニフェストが形骸化しているというのは周知の事実である。 また、有害化学物質や重金属類の混入、放射能汚染など見ても分からない。どんな方法で確認するのか明らかにしてほしい。 例えば検査室を設けて検査するにしても、ダイオキシンや重金属などその場ではすぐに結果が出ないもののチェックはどうするのか。 業者の伝票を信用して埋めてしまうと、後になって見つかった時はもう遅い。 埋めてしまったら、検査もできない。 検査結果が判明する前には埋め立てしないという取り決めをする必要がある。また、行政が立ち入り検査をできる取り決めが必要だ。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。また、本事業では、事業計画地内に最終処分場は建設しませんので、事業計画地内での廃棄物の埋立は行いません。 また、廃棄物処理法第 19 条の規定により、自治体には立入検査の権限が設けられています。

表 6.1-2 (209)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
724	46　廃棄物を受け入れる排出事業者の情報については、受け入れ契約の折に公開を条件としてほしい。万が一廃液・排ガスなどが漏れたり火災や爆発事故などが起きる可能性も否定できない以上、どんなものが持ち込まれるかは住民の安全・安心に大きな影響がある。放射性物質は受け入れないとのことであるが、放射能で汚染されているかどうかは見てもわからない。汚染されていないことを確実にするためには、放射能検査体制を整えておく必要がある。また有害化学物質や重金属等についても判定基準を超える受け入れはないとのことだが、判定基準はどうやって確認するのか。環境省の定める溶出試験では不十分であり、埋め立ててしてからの様々な物質との化学反応の結果で有害物質が溶け出す可能性も考えられることから、含有量試験での確認も必要だと思う。	廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。 放射性廃棄物は扱いませんので、放射能検査を実施する予定はありません。 また、法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）は、溶出量試験の結果となりますので、含有量試験の結果は必須ではありませんが、あらかじめデータで確認できる場合は参考データとして確認いたしますが、本事業では、事業計画地内に最終処分場は建設しませんので、事業計画地内での廃棄物の埋立は行いません。

表 6.1-2 (210) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
725	50～52 排ガスの規制値であるが、日本の規制値は不十分であり、排ガス中の規制対象物はダイオキシンも多種ある中で限定されている。毒性のある重金属類についても水銀の規制値しか決められていない。排ガス中にはPCB、鉛、カドミウム、クロム、ニッケルなど毒性のある重金属類も含まれるが、その規制値も決まっていない。自主規制値を決めるなら、公表してほしい。 また、ダイオキシン類についての測定は年 1 回で良いとされているが、欧米やアジア各国の多くの都市ではMESA等による常時モニタリングシステム導入が義務付けられている。住民の安全・安心のために事業者として積極的に常時監視装置を設置することを求める。また、大気質の影響を把握するためには、年間を通じての数年間にわたる逆転層の発生状況に関する高層気象を含めた調査が必要である。 排ガス中の気体状物質や粒子状物質では拡散の仕方が違うと思うが、文献調査での拡散シミュレーションではその点は触れられていない。トレーサー物質を使用しての現地での拡散実験が絶対必要である。	排ガスは、法規制値よりも厳しい以下の自主基準値を設定します。 ・ばいじん：0.02g/m^3_N （法規制値：0.04g/m^3_N） ・窒素酸化物：100ppm （法規制値：250ppm） ・硫黄酸化物：50ppm （法規制値：K 値=17.5、約 1,635ppm） ・塩化水素：50ppm（法規制値：700mg/m^3_N、約 430ppm） ・ダイオキシン類：0.05ng-TEQ/m^3_N（法規制値：0.1ng-TEQ/m^3_N） ※濃度は、乾きベース、酸素濃度 12%換算値 ※法規制値は、超過時には速やかに施設を停止し、早期復旧を図るための停止基準 ※自主基準値は、超過時には排ガス物質に応じた安定操作や臨時の現場確認・点検を実施するための運転管理基準 バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 方法書に記載したとおり、大気質については上層気象を含めて調査を実施しました。 施設からの排出ガスの予測は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されているプルーム式、パフ式を用いて実施しました。 現地における野外拡散実験は、実験条件が限定的となるため、効果的な手法ではないと考えます。地形の影響を考慮するため、方法書に示した ERT PSDM モデルによりプルーム中心軸の補正を行うことにより、詳細な予測ができるものと考えます。 配慮書での大気質予測は、益城地域気象観測所及び熊本地方気象台における 1 年間の調査結果を用いて年平均値を予測しており、配慮書段階の予測としては適正なものと考えており、調査地域はその結果をもとに設定しています。 大気質については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (211)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
726	53　低公害車の使用というが、その車種と性能を明らかにしてほしい。 　また、環境にやさしい運転とはどんなものか? 　2-39(41)(8)交通の項では、一般道では地元車を優先し、通学時間帯への配慮を徹底するというが、片側一車線の農道で、地元車を優先とは具体的にどうするのか。その方策を示してほしい。 　通学時間帯への配慮とは、通学時間帯には廃棄物の搬入を避けるのか?もしそうすれば、他の時間帯に搬入車両が集中し、渋滞が起きる可能性もある。事業区域内に搬入車両の待機スペースを十分に確保するといっても、そこに至るまでのルート上での渋滞対策にはならない。	低公害型の車種とは、窒素酸化物や粒子状物質の排出量が少ない車両です。 環境にやさしい運転とは、その名のとおり、エコドライブを推進した運転です。 事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。 御船町（教育委員会や七滝中央小学校）や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。
727	54　排気筒の高さを 35m とするとあるが、環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針によれば、時間当たり焼却量 5 トンで煙突実体高 59m、12 トンで 80m である。その調査対象地域はそれぞれ 6km、8km となっている。 　本事業は毎時約 9 トン/炉の焼却能力(処理能力 220 トン/日×2、220÷24=9.17...)があるので、煙突の実体高は少なくとも 70～80m が必要と考えられ、その調査対象地域は少なくとも 7～8km は必要である。 　煙突が低ければ、排気に含まれる有害化学物質は近隣に降下することは明らかである。文献上で規制基準に適合していたとしても、規模が大きくなれば有害化学物質の総量も増えるはずである。できるだけ近隣に対する環境を保護する観点でいえば、排気筒は高い方がいいと考えられる。そのために環境省の指針があるのではないのか。 　煙突の高さを景観を中心に決定するなど、環境保護の観点から不適切である。 　冬季における接地逆転層の発生で地上高が何メートルになるかなども検討する必要があるだろう。	環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている施設規模に応じた調査対象地域はあくまでも設定例であり、同表の注に示されているように最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定するとなっています。配慮書における大気質の予測結果（排気筒から約 700m）をもとに、概ね 2 倍の距離を見込み、半径 1.5km を調査地域としています。 また、同表中の施設規模等の時間当たりの処理量と煙突実体高も例示に過ぎません。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に調査、予測・評価の結果を記載しました。
728	55　煙突からは法令で基準値が決められている有害物質のほか、水蒸気や CO2 などの温室効果ガスが排出され、温暖化を進めることになる。また、バグフィルターは破損事故が多く、事故の場合には排ガスが無処理で放出されることになる。頻繁に交換する必要があると思うが、その維持管理を行う方法も示してほしい。	焼却施設ではプラスチックと廃油を焼却した重量に応じて温室効果ガス排出量がカウントされ、バイオマス由来の廃棄物を焼却しても温室効果ガス排出量はカウントされません。技術やコスト面での課題を解決する必要はありますが、将来的には、排ガス中から二酸化炭素を回収し、回収した二酸化炭素を有効利用することでカーボンネガティブを目指すことから、温暖化の促進には繋がらないと考えております。 バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。

表 6.1-2 (212)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
729	56　安定した燃焼を維持するために、クレーンによる廃棄物のミキシングでゴミの均一化を行うとあるが、このような方法では不十分である。炉内での完全燃焼を達成、維持するための温度の管理や空気量の調整などが必要となる。制御マニュアルが必要であるが、公開してほしい。	一般廃棄物のみを焼却する施設では、一般廃棄物そのものの性状が同じ（低カロリー）であるため、廃棄物ピットでのミキシングはそこまで重要ではありませんが、産業廃棄物の焼却施設の運転管理においては、高カロリーの廃棄物もあれば、低カロリーの廃棄物もあることから、廃棄物ピット内でのミキシングによるごみ質の均一化は最も重要な作業であると考えております。その作業を実施しないと、炉内の燃焼ガス温度の変動や炉内投入量の変動が発生し、完全燃焼を妨げることに繋がってしまいます。 焼却施設の運転管理においては、当然、マニュアルを整備し、従業員に周知徹底を行います。
730	57　神奈川県環境科学センターが県内の粗大ごみ破砕センターの室内空気の測定を行ったところ、鉛や水銀などの重金属等の有害物質が検出されたことがある。また、東京都杉並区の廃プラ圧縮施設から周辺で環境ホルモンによると思われる健康被害が発生したことがある。この圧縮施設からは1000 種類にも及ぶ化学物質が漏れ出していたと、公害等調整委員会での裁定が確定している。 計画中のリサイクル施設でも、同様の有害化学物質等が漏れ出すおそれがあることを認識し、周辺住民への健康被害を防止するため、集じん機の設置等の対策をとるべきである。	当社が導入を予定しているリサイクル施設（選別破砕施設）では、東京都杉並区に設置されたようなプラスチックの圧縮施設の設置はありません。また、選別破砕工程においても高温処理を伴うものではありませんので、有害物質等の発生はありません。 リサイクル施設（選別破砕施設）では、集じん機の設置は予定しておりませんが、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積込作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。また、廃棄物の荷降ろし場所等の粉じんが発生しやすい箇所に散水設備を設置します。
731	58　エネルギー回収施設(メタン発酵施設)堆肥化施設からの悪臭は避けられないことが、既存施設での漏洩から明らかである。漏洩を防ぐためには、建屋内を負圧にしたりエアーシャワーを設けたりするが、ドアの開閉や室内換気の折に臭気が外に漏れることは避けられない。これを防ぐために、電気集じん機やバグフィルター、活性炭吸着装置等が必要となる。	建屋内は、第三種換気方式により負圧となりますので、施設から臭気が漏れることはありません。
732	62　有機農業が盛んな山都町であるから、有機農業に使用できる堆肥ができるかを質問しているのだが、それについての事業者からの見解は示されていない。 61 で示されているように、メタン発酵施設と堆肥化施設に持ち込まれるのは上益城郡 5 町の主に飲食店から発生する事業系一般ゴミを想定しているようだが、食品廃棄物の排出源で分別が徹底されていないと、有機系以外の産業廃棄物の混入は避けられない。	No.62 のご質問は、「堆肥化施設で取り扱う産業廃棄物の内容」となりますので、その見解をお示ししております。なお、現時点で堆肥の利用先は未定ですが、当社の出資企業が行っている食品リサイクルループと同様の取り組みができれば、有機肥料としての活用ができると考えております。 排出事業者への分別の徹底については、処理委託契約の段階で要請いたします。

表 6.1-2 (213)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
733	66～68　大栄環境がクローズドシステムを取り入れている施設を挙げ、実績や効果など詳細を明らかにしてほしい。冷却水等を循環利用すると塩類が蓄積されてパイプが詰まったりすると思うが、その対策を示してほしい。また、排気筒から大気中に放出される蒸気中には様々な有害物質が含まれると思うが、蒸気の成分分析を実施し公表してほしい。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 なお、敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流する計画です。 クローズドシステムを採用することで、施設から敷地外への排水がありませんので、水質に関する環境影響が回避できるという効果があります。 また、循環水は補填水による希釈と、定期的な水の入れ替えにより、濃縮を抑制します。 排ガスのモニタリング結果は、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中でモニタリング結果を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
734	71　地下水を 250 トン/日使用し、涵養対策については、今後上益城郡 5 町と協議を行った上で決定するということだが、協議は各町とそれぞれ行うのか、それとも 5 町まとめて協議を行うとすれば協議をする相手はどういう機関になるのか明らかにしてほしい。上益城郡 5 町の一般ゴミ処理施設の計画が今回の産廃処理施設計画に変更された時も、どこでどう話し合われたかが明らかになっていない。このような計画の変更について、責任の所在を明らかにするべきであり、今後の施設のあり方についての対応もどこが責任を持つのか明確に示すべきである。	5 町は上益城郡 5 町（御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）を指します。 基本的には各自治体の担当する事務方のみなさまと協議を行い、各自治体にて決裁をとられるものと理解しております。

表 6.1-2 (214)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
735	73　施設で使用する用水について、事業者は地下水の利用を基本とするが、雨水も活用するとしている。使用する用水量の 250 トン/日のうち、どのくらいを地下水でまかなうのか試算を明らかにしてほしい。使用量によっては、下流域の湧水や井戸などに影響が考えられる。 また「大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難」だが「排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質へ影響の影響の低減を図る」としている。排出量をできるだけ少なくするにしても排出されることに間違いはない。焼却量が多ければ多いほど排出ガス中に含まれる有害物質の量も多いことは誰でもわかる。400 トン/日もの大規模な焼却施設であるからには、雨水に混じる大気汚染物質の水質への影響も大きいはずである。それを定量的に評価する設備が必要であることを認め、設備を設置することを求める。	ボーリング調査及び揚水試験を実施し、必要取水量を確保するための井戸の配置及び適正揚水量を検討しました。 地下水については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
736	74　搬入経路は図 2.2-15 に示した主なルート以外にも通行があるというが、どういうルートがあるのか地図で示し、通行車輌数などの試算をするべきである。また、搬入経路を実際に使用する車輌を走行させて、道路渋滞が発生する箇所の有無や大型車同士の円滑なすれ違いが可能かどうか等を調査してほしい。季節ごと、時間帯ごと、曜日ごとなど、様々条件の違う日程で調査すべきである。近隣の保育園や学校での行事なども交通量に影響を与える条件である。	廃棄物運搬車両はルート①～③を走行することになりますが、上野地区内の家庭ごみ等を収集する御船町の委託車両や許可車両については、個人宅や区域の決められた収集場所に家庭ごみ等を回収に行くことから、ルート①～③以外を通行することがあります。 使用車両を走行させて検証する計画はありません。一般道では、速度制限や通行禁止道路等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先、通学時間帯への配慮を徹底します。 交通量の調査時期は、国土交通省や都道府県等が連携して実施している全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）を参考として、年間の平均的な状況が把握できる時期として秋季に 1 回実施しました。
737	76　交通量に関する実験の予定はないとのことだが、走行車両の排気ガスによる大気汚染調査は絶対に必要である。「詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討」とあるが、実際の走行実験による調査はぜひ実施するべきである。 また、適切な環境保全措置とはどういうものか、具体的に示してほしい。	走行車両からの排ガスの影響については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に示されている原単位を用いて詳細なシミュレーションが可能であるため、走行実験は行いません。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に環境保全措置果を記載しました。

表 6.1-2 (215)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
738	80　いつ、どこからどのような物資が搬入されたかを記録し公開することは、施設の稼働後も地域に住み続ける住民の安全・安心にとって大変重要なことであると考える。マニフェストなどの伝票を保存し、地域住民からの開示請求があった場合には速やかに情報提供するよう求める。	廃棄物処理委託契約は民民契約であり、個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
739	81　工事中や施設稼働時の車輌の走行に伴う交通安全、大気汚染、騒音、振動等については当然調査するべきだが、道路上を走行する車両による環境への影響には、タイヤと道路面との摩擦による微小粉じんの発生、オイル漏れ、車体塗料の剥離などによる汚染の影響等も考えられる。すべて地域の環境に大きな影響を与えるものであるので慎重な調査を求める。	タイヤ粉じんについては、予測手法がなく、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定していません。今後の動向を踏まえ、適切に対応します。
740	搬入車両が 330 台/日(片道)ならば昼間の 8 時間なら、1 分 20 秒余りで 1 台通る事になり通学・通勤の危険度が非常に高くなると考えられる。貴社の見解では「地元車両優先、通学時間帯への配慮」とあるが、この台数ではそれは無理だと予測できます。早朝や夜間の走行ももちろんあってはならない事で、車両の事だけとっても、計画の量の廃棄物を処理する施設を作る事は、この地域の安全・安心を破壊するものだと考えます。貴社の説明では、「車両の分散とか、交通渋帯の発生を防止する」とありますが、どの時間にどの様にこの台数を分散させるのが具体的に示して頂きたい。当然道路の損傷もおこるでしょうが、これだけの量を搬入するのであれば、その修復費用を、自治体だけで負うのは理に合わないと考えます。搬入元の企業や、貴社も修復に関わる仕組みを準備すべきだと思います、当初の計画の一般廃棄物の処理場だけであれば、この様な問題は、おこらないのであり、一般廃棄物のみの計画にもどす事を切に望みます。	搬出入車両の走行に伴う安全（交通）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.17 安全(交通）」に示すとおり、適切に調査、予測及び評価、環境保全措置の検討を行い、環境への影響を回避または低減できるよう努めました。 廃棄物を排出される事業者（排出事業者）のところに、当社の車両や当社が依頼する車両が廃棄物を引き取りに行く際には、事前予約制とします。 配車業務において、どの排出事業者の／どんな廃棄物を／どの車両が／いつ（〇月〇日）／何時頃にどこで積み込んで／何時頃にどこで荷降ろしするのか。といった情報をシステム上に入力することで車両毎に 1 日の運行計画を作成し、特定の時間帯に搬入車両が集中しないよう調整した上で、施設に搬入する車両台数を分散します。 本事業計画では、産業廃棄物の搬入車両は約 100 台（片道）、一般廃棄物の搬入車両は約 209 台（片道、平常時）と見込んでおりますので、増加する交通量の約 70%を一般廃棄物関連の車両が占める状況となります。 また、マミコゥロードの維持管理や路面補修等に関しては、基本的には道路管理者の責任において実施するべきものと認識しておりますが、CSR（企業の社会的責任）の一環としてどのような協力ができるか、道路管理者と協議・検討したいと考えております。

表 6.1-2 (216)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
741	消却によるエネルギー回収施設という事だが、熱効率や、エネルギー回収率などについての説明がない。回収率や効率が悪いとすれば、ヒートアイランドや大気汚染の危険が増すだけでデメリットが大。人口減少化や担い手不足をあげ、廃棄物処理施設の広域化を環境省も推進しているとの事だが、水や大気などの環境汚染プラスチックの海洋汚染が深刻なこの時代、ゴミ減量化は世界の趨勢であり、その見通しからすると、大規模化は不適当であり、環境省も、自治体も、産業界もゴミ減量化に努めざるを得なくなる時代必ずやってくると考えられる。その事を考えれば、1ヶ所に大きな消却炉を作る事は、結局不経済になると予想され、九州各所に産業廃棄物の処理場は作るべきと考えます。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 エネルギー回収率は、廃棄物からどれだけエネルギーを回収できるのかを表すものになりますので、「回収できなかったエネルギーを排熱として放出している」という指標ではありません。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 また、本事業以外にも九州各所に産業廃棄物の処理場を作るべきだとのお考えのようですが、既に九州各所も含め全国に多数の処理施設が立地している中においても、中長期的には必要に応じて様々な処理施設が設置されていくものと考えます。

表 6.1-2 (217)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
742	消却による排ガスの着地濃度を予測の倍の1.6kmとし、3km周囲までしか、影響を考慮してないが、ヨーロッパでは、7.5km以内に行った住民調査で肝癌による死亡率 37%という高率の結果もある。拡散シュミレーションによる拡散の範囲を予測し、少なくとも、周囲10km位迄の排ガスの影響予測調査をすべきと考えます。 又、日本は、排ガスについて、ダイオキシンと水銀のみの規制しかないが、過去の消却炉の周辺の公害による反省に立ち、EU では多数の重金属類の規制も行なわれ、ダイオキシンの常時チェックもなされている。 消却炉の近辺では早い段階で呼吸器係の症状を訴える人が高率にみられ、農作物の被害で、農産物生産を閉じた例もある。又、13 年経て、発癌率が2倍となったり、性ホルモンの抑制や先天性障害が高率に認められるなどの事例も見られ、日本の規制を通れば、安全とは、けっして言えない排ガスのリスクがある。消却炉の縮小、バグフィルターの頻回のチェック・交換・その公開、ダイオキシンの常時測定機の設置を切に望みます。そして何よりも、元通り一般ゴミ処理施設に戻してほしいと思います。	施設の稼働（排ガス）に伴う調査地域は、配慮書における大気質の予測結果（排気筒から約 700m）をもとに、概ね 2 倍の距離を見込み、半径 1.5km としました。 大気質の予測結果は「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に示すとおり、最大着地濃度は排気筒から700mに出現するものと予測しており、調査地域の設定は適切なものと考えます。 また、廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (218)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
743	煙突の高さが 2 案あったのに 35m に決めた根拠がない。もやがかかった時に接地逆転現象などもあり、気象状況の異なる下、大気拡散実験等も行ない、極力、排ガスの近隣への影響が出ない方法を探るべきだと考えます。又、地下水については、涵養に努めるとの解答ですが、涵養の方法について具体的に示して下さい。又、破砕施設での選別・破砕時の油分や化学物等による複合反応によるガス発生・火災の発生等も考えられ、労働者や、地域への安全の為の配慮が必要かと考えますが、搬入の時点で搬入物のマニフェストに記載されたものだけを目視するとの説明ですが、搬入予測の量・車の台数からして、その事が本当に実行されるか疑問です。その事からしても取扱う量が多すぎ、環境に配慮した対処は、不可能だと考えます。九州一帯からの、産業廃棄物を処理するのは、取りやめるべきと思います。又、原発事故由来の放射性廃棄物は取り扱わないとの説明ですが、事故由来でなくても放射性廃棄物を搬入する事は許されていません。取り扱う産業廃棄物の搬入その企業を公開しないとありますが、これでは、内容物が安全か信用できません。放射線汚染や重金属類の汚染が、時を経て、明らかになってからでは取戻しがつきません。 又、一般廃棄物と産業廃棄物を 1 ヶ所で処理したら過去の例に多く見られる、火災・爆発・ガス発生等の発生時、原因が特定できず、責任も不明確です。原因物の探査と、保証の為にも産業廃棄物と一般廃棄物を同ヶ所で処理するこの計画に強く反対します。	排気筒の高さについては、配慮書において 35m、49mのいずれの案でも、必要な環境配慮を行うことにより、重大な環境影響を生じることはないことから、方法書時に 35mを採用しました。 準備書において、方法書についての一般の意見を勘案して、さらに大気質へ影響の低減を図るため、49mに変更しました。なお、配慮書において大気質の最大着地濃度出現距離は、排気筒高さが 35mの場合が 700m、49m の場合が約 800mであり、現地調査地点は 49m の場合においても、対象事業実施区域周辺地域の環境を適切に把握できる地点に設定しているものと考えます。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果を記載しました。 地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t /日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t /日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。 地下水については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に環境保全措置を記載しました。 法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは扱います。また、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱いません。 放射性廃棄物は原発事故由来か否かを問わず扱いません。 廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。

表 6.1-2 (219) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
743 続き		廃棄物処理施設では、火災や爆発による事故が最も多いと考えております。そのリスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。 廃棄物処理委託契約は民民契約であり、個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
744	・ゴミ処理施設稼動により発生するリスクは早急に把握することが求められるため、人体への安全を確保するに当たり、各種のモニタリング検査を実施すべきである。また、測定義務付けのないものでも毒性が高いものもあり、合わせて実施することが必要である。 ※検査項目(騒音、地下水、大気、調整池(水質)、近隣ほ場の土 etc) ・その他、原子力発電施設に係るゴミは絶対に受け入れないと。 ・更に事故や災害発生の場合を想定し、近隣住民を含んだ対応マニュアルを作成しておくこと。	各種モニタリング項目や頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 原子力発電施設で発生する廃棄物を扱う可能性はありますが、放射性廃棄物は扱いません。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
745	**（同意見 他１件）** 122.123.124.126 山形県上山市内のエネルギー回収施設周辺で住民の健康被害が発生しています。施設周辺の土壌や屋内のエアコンフィルタに付着した粉じん、屋内の雨樋に溜まった汚泥等、分析によると、明らかな重金属汚染が判明していて、健康被害の原因はこのエネルギー回収施設だと推定されている事例があります。 大栄環境の施設周辺では、健康調査は実施していないとのことですが、影響があるかないかの判断は調査をしてみないとわからないと思います。	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
746	動物、植物の生態系について環境影響の範囲を半径 4km と区切ることはできないと思います。 特に野鳥や野生動物の動静については、現地で丁寧な調査をしなければその行動範囲を予想することもできないと思います。野鳥は排ガスの影響を直接受ける可能性もあり、その他の動植物も土壌汚染、水質汚染等によりどの程度まで影響を受けるかは未知です。 手を抜かずに、現地の実態を知る協力者を求め詳細な調査を行っていただきたいです。	動物（希少猛禽類を除く）及び植物の調査地域は、対象事業実施区域及びその周囲 200m、希少猛禽類の調査地域は半径約 1.5km の範囲、生態系の調査地域は対象事業実施区域及びその周囲としており、影響範囲を半径 4km とはしていません。動植物への排ガス、土壌汚染、水質汚濁による影響は知見はなく、予測・評価することは困難です。 大気質、水質、土壌については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質、8.6 水質、8.8 土壌汚染」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (220)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
747	処理した灰は、熊本県内の最終処分業者にて適正に埋立処分するというが、東竹原を想定していないというなら、県内の最終処分業者の候補先リストを公開してほしいです。 焼却灰には、多くの有害（化学）物質が含まれています。 保管場所における粉じんや臭気の発散防止対策について設備の構造や部屋の負圧対策、トラックへの積込み作業時の漏洩対策や設備の詳細を明らかにしてほしいです。毎日 80 トンもの焼却灰が発生するというが、その中に含まれる水銀やダイオキシン類はどのくらいになるか試算を明らかにしてほしいです。埋立処分に際して、焼却灰の無害化はどのようにしていくのですか?	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋（鉄筋コンクリート造）内の専用保管場所で保管します。また、車両への積込作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散・漏洩を防止することから、室内負圧管理やエアカーテンの設置はありません。 主灰及び飛灰は、液体キレートによる薬剤処理を施して安定化させ、埋立基準を満たした上で、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。 廃棄物処理法では、埋立基準を満たさなければ最終処分することができませんので、それ以下になるように処理を行います。なお、埋立基準は、水銀又はその化合物であれば 0.005mg/L 以下、ダイオキシン類であれば 3ng-TEQ/g 以下となります。
748	提出された意見には、同じ内容のものや同じ趣旨のものが複数あったとしても、意見ひとつひとつを未編集のまま、資料として提示するよう求めます。 さらに論点をずらしたり、明確に回答していないものも多いので答えになっていません。真摯に対応してください。 それをごまかして、環境アセスメントを「書類を整えれば進められる形式的な手続き」であるかのように進めるのは間違っているので厳重に抗議します。	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。

表 6.1-2 (221)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
749	上益城郡 5 町としては、一般廃棄物を産廃処理施設に委託するか、元の計画通り、5 町独自の処理施設を造るかの選択肢があるはずだと思います。 シムファイブスの事業としても、一般廃棄物を受け入れるか産廃のみの施設にするか、どちらの場合も事業計画のメリット、デメリットを試算し、用地選定の代替案とともに選択肢として示すべきです。	本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 従来計画（上益城郡 5 町でごみ処理施設を整備した場合）とも比較検討した上で、判断されるものであると考えております。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 自治体としては、ごみ処理施設建設費のご負担がないという財政負担が大幅に軽減されること、固定資産税の収入、最終処分場を計画地に整備する必要がないことに対する環境面のメリットが挙げられます。また、当社の事業活動に伴い、建設工事の一部や供用中の維持管理工事を地元企業へ発注することによる地域経済への貢献、地元雇用の創出、地域交流や地域イベントへの参加・協賛による地域活性化に寄与できると考えております。 デメリットとしては、当社施設へ出入りする車両により交通量が増えることではないかと考えております。 環境アセスメントは硬直的なものではなく、より良い事業計画を作り上げていくために、柔軟に対応することが求められていると考えております。その上で、出来る限りの環境保全対策を実施したとしても重大な影響が回避できないなどの場合は、事業撤退も考えられますが、現時点では代替案の検討は行いません。

表 6.1-2 (222)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
750	1日450トンの水を使用すると水位が下がり、熊本の地質に含まれるヒ素が出てくる可能性があります。地下水に混じると危険。ヒ素の調査も行って欲しいです。 「法規制に基づく排ガスの定期的な測定とあるが、2ヶ月に1回、あるいは1年に1回では少なすぎるし、測定結果を翌月末までに公開するのでは、何かあった時の対応が遅すぎます。 常時監視装置「AMESA」で排ガスを連続採取し、ダイオキシン類の濃度を測定し、データを常時公開するよう求めます。	施設で使用する一日の水量は、450t/日ではなく、250t/日になります。 地下水における砒素の水質調査も実施しており、「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。 バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESAはダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESAによる試料採取は、JIS法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESAの導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (223)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
751	今回の事業計画についておたずねしたい事があります。 ごみ処理施設の建設計画が、産業廃業物の処理を主とする施設に変更になったのはなぜか、丁寧な説明がなされていないのはなぜですか?明確に経緯を知りたいです。 近隣には、公共施設があり、臭いや騒音、健康被害が出ないのか、現時点での調査をして、定期的に調べて対応して欲しいです。住民の信頼が得られるような組織運営体制が可視化されるようにして欲しいです。 一番気がかりなのは、地下水の問題です。使用量以上の積極的な涵養に努めるというが具体的にどうしていくのか示してください。 今後 5 町と協議とおっしゃっていますが、どのように話し合いが行われるかも開示して欲しいです。十分に涵養対策が取れるかどうかわかりません。地下水汚染も全くないように対策をどうするのかも答えてください。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 当社は、本事業の施設建設・運営を目的として、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社の共同出資により、2022 年 5 月に会社を設立しました。 地元地区はもちろんのこと、地域のみなさまに当社のことを知っていただき、理解をしていただき、応援をしていただける、信頼していただけるような事業運営に努めていきたいと考えております。 事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t/日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t/日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。

表 6.1-2 (224) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
752	上益城 5 町で最終的に判断とありますが、広域連合が解散しているので、どこで判断をされるのですか? 当初の計画に戻すことはできないのですか? 事業計画は想定外で規模が大きすぎます。 当初の計画なら、その規模は必要なかったはずなので、住民にその説明を理解できる説明を求めます。 子ども達も意見書を書きたいと言っています。子どももわかるように専門用語ばかりではなく、わかるまで説明してください。 住民が安心できるように、必要なことです。	上益城広域連合は解散しておりませんが、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会は解散したと聞いております。上益城郡 5 町での判断ですが、基本的には各自治体の担当する事務方のみなさまと協議を行い、各自治体にて決裁をとられるものと理解しております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t/日を維持する計画です。 準備書の標記についてはわかりやすい文章となるよう努めました。
753	私たちがわかるように説明してください。 これから先どうなるのか、安心できるようにしてください。 小学生でも、水や緑が失われるのは嫌です。 よろしくおねがいします。 大きな処分場は作らないでください。 作った所が処分するようにしたら大きな所はいらないのでよろしくおねがいします。	小規模な廃棄物処理施設がありとあらゆるところに建設されることになれば、その建設費用や環境への影響等は莫大なものになります。それを回避するためにも環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。
754	災害廃棄物を本施設へ受け入れることにあたっては、建屋内で受け入れ処理を行うということだが、緊急を要する場合には、受け入れる廃棄物の選別が通常より緩くなる可能性があるのではないか? アスベスト等の有害物質の飛散防止を徹底する必要があるのではないか? 災害廃棄物対策マニュアルの整備が必要。 本来、災害廃棄物はその災害が起こった地治体が処理を行うことになっているので、受け入れることで汚染等の可能性があるのなら、納得できない。	災害廃棄物の処理責任は自治体にあることから、災害廃棄物処理計画などのマニュアルは自治体で策定されています。 そのマニュアルに基づいて災害廃棄物を扱うことになりますが、災害廃棄物については、発生場所から直接搬入することは想定しておらず、自治体側で設置された仮置き場から搬入したものを建屋内で荷下ろし、処理することとなります。仮置き場であらかじめ分別や選別をされることから、アスベストが搬入されることはありません。

表 6.1-2 (225)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
755	住民の生活に密着しているものなので、書籍以外で現地調査も行い、現状把握し、水質や水量に影響が出ないようにしてほしいです。 洪水の時に濁らなかったために役に立ったとの証言も掲載されています。 熊本地震の際、水道を使用できなくなった事業実施想定区域の近辺住民は近所の湧水を使用していたとのことです。災害時は特に重要なので、日常使われていないからといって「影響が出ても問題ない」など評価しないよう求めます。 「代表的な湧水」に掲載されている湧水の中にも影響を受ける可能性があると思います。	地下水については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。
756	昨今の風潮では、上が決めたことについては「丁寧な説明」さえすれば、前に進められると言うような誤解が蔓延しているようです。計画を進めるのには、説明さえあればよいのではなく、「住民の納得が得られること」が重要です。 「説明を受けた側は、説明されたからといって納得しなければならないわけではない」という大前提が大きく崩れてしまっています。 住民が納得していないなら、説明で終わられず、やり方、方針、事業者、行政も含めて認識し、練り直さねばならないと思います。住民が納得してから進めてください。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
757	当初の計画の一般ごみ処理としてのお話が産発処理施設への方向性へ進められていることについて、どのような経違、どのような考え展望でそのようなことになっているのか全やりとりの記録の公開と説明、環境にどのような影響を及ぼすかを、しっかりと公表してほしいです。 今のままで環境アセスメントへ進めていくのは反対です。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。

表 6.1-2 (226)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
758	地域の住民のための施設(一般ゴミ)が産業廃物に変更になった経緯を住民にわかるように説明してください。 住民の理解がないまま環境アセスメントに入るのがおかしいと思います。 なぜ事業計画の主体と内容が変更になったのか、その丁寧な説明がなされていないのは問題です。 民間企業の運営では企業の営利目的優先になってしまうのではないですか? 住民が安心できるよう、事業者のコンプライアンス、企業倫理、透明性、情報公開度、アカウンタビリィ、ESG、CSR、外部監査システム、リスクコミュニケーションなど多岐にわたって住民からの信頼が得られるような組織運営体制が可視化されていないので可視化できるようにしてください。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 当社は、本事業の施設建設・運営を目的として、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社の共同出資により、2022 年 5 月に会社を設立しました。 地元地区はもちろんのこと、地域のみなさまに当社のことを知っていただき、理解をしていただき、応援をしていただける、信頼していただけるような事業運営に努めていきたいと考えております。 事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。

表 6.1-2 (227)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
759	住民への詳しい説明や環境に対する影響の検証もなく、エネルギー回収施設をつくることには反対です。従来の計画よりも何倍も多い産業廃棄物を焼却することで、CO2 の増加や排ガスによる大気汚染など、多くのリスクが発生すると思います。施設を設置してからでは、今ある森林や水、空気はもう戻ってきません。人間にとって何が一番大事なのか、今ある自然を守っていただければと強く思います。	大気質、温室効果ガスについては、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質、8.15 温室効果ガス等」に、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
760	先日フェアトレードの映画を見ましたが色々な経済活動が環境破境につながっている事を学びました。 この計画の見直しを求めます。	本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。なお、適切でないと判断された場合は、当社として撤退せざるを得ません。
761	これ以上環境破壊して良い事ないと思います。 子供達に、きれいな、地球を手渡したいと思いませんか?自分達の欲だけで生きていく世の中ではなくなってるのに気づいて欲しいです。	各環境影響評価項目については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
762	②-② 今日の熊日の記事に「環境時計今年も危機感」とあります。 これだけ、地球規模の気候環境が悪化し、大雨が降れば、自分の命、家族の命がいつ奪われるかもしれない時代に生きている私達に「地球のために何をするべきか考え、行動に移さないと取り返しがつかない」と警告している。ごみを燃やして発電する事が大切なのではなく、ごみを減らして、地球環境を守ることが私達のそして企業としてのあるべき姿だと思います	ごみ減量への取り組み心から感謝いたします。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。
763	②-② P2-37 私は建設予定地から、700m ぐらいの住民です 朝ベランダから、美しい緑の田んぼと美しい山並みと美味しい空気が存分に吸えます。 この美しい地の上野の我家のベランダの先に、巨大な産廃施設を建設する事は到底受れ入れられません!!(排ガス騒音、振動、全て)12 月に孫が産まれます このままの美しい自然を残したい!!孫にダイオキシンをこれ以上、吸わせたくありません!!	各環境影響評価項目については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (228)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
764	⑤②-1 一般ごみ処理施設が産業廃棄物の処理場となる経達は事業変更内容が不可解で、そこに不信感がある。 そのような事業を進めようとする企業がそもそも信用できないのである。 住民に説明会を実施しているというが小さな集落の小さな場所で多数の(5 町の)住民に広く知らせる事なく進めようとする姿勢がとうてい納得できない。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
765	5-②-② 「提出された配慮書の意見書の中には同じ内容のものや、同じ越旨のものが複数あったことから」とある。 空気の問題、水の問題、排ガスの問題、交通の問題、地球環境の問題皆同じように不安を抱え危機感を持っている。そして子供達が「私達も書きたい!」と。同じような趣旨とは、皆がそれだけ、意見を多数言いたい事の表われであり、集約する事で片付けられる事ではないです!!	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。

表 6.1-2 (229)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
766	②-① 上益城町のゴミ処理施設建設が産業廃棄物処理施設へと地域住民への説明もなく変更された経緯を明らかにしてほしい。 事業者が 5 町の一般ゴミを処理することを委託されたことと県外からも大量の産廃ゴミをもちこむ、巨大な施設をつくることを同列に考えることは不可能ではないか なぜ巨大な施設が必要なのか「地域循環共生圏を形成する」といったごまかしではなく、はっきり説明して住民に説明してもらいたい。 利益を追求する(企業としては当然かと)為に大規模な施設が必要である。又、県も産廃施設と最終処物場を県内につくりたいと考えていることをはっきり示してから、住民に建設を問うべである。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
767	②-① エネルギー回収施設について エネルギー回収率はどれくらいなのか具体的に示してほしい 電力、温水それぞれに示してください	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。

表 6.1-2 (230)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
768	②-② 焼却灰の最終処分場について 現時点で最終処分業者が決まっていないとのことだが、山都町に建設予定がある処分場を予定しているのかそれ以外の県内の最終処分場業者の候補先リストを公開して下さい。	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。 また、山都町で計画されている最終処分場については、そういった計画があることは聞いておりますが、現時点では処分業許可を取得していないと思いますので、候補先として予定しておりません。
769	はじめまして。熊本県の隣の宮崎に住む者として、九州に住む者として、日本に住む者として知らなかったではすまされない問題として、一筆書かせていただきます。 エネルギー回収施設とは何ですか?わかりやすい言葉で全てを説明していただきたいです。産業廃棄物、一般廃棄物を焼却し処理する課程で発生する灰にふくまれる有害物質が熊本、宮崎、九州へ広がっていくその発生するエネルギーを最大限に回収するとは、具体的に何%くらい可能なのでしょう 地球に生きているひとりの人間として、美しい空気、清らかな水、豊かな土をどうやって次の世代にバトンタッチできるのか誠実な責任ある行動、説明を求めます。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。
770	豊かな自然を守って欲しい! 化石を守って欲しい! 井戸水を使って生活しているので、水質が汚染されることが心配です。	各環境影響評価項目については、「第８章　調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
771	熊本県だけの話では無いです。 豊かな自然を汚さないでくだい。 燃やした時に出る目に見えない有害物質、どこまで飛んでいって、どこまで影響出るか、本当に肥握できてるんですか? 胸に手を当てて、考えてみてくさい。 今だけ、金だけ、自分だけ、はカッコ悪いですよ。子供が全て見てますよ。	各環境影響評価項目については、「第８章　調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (231)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
772	約250トン/日の地下水を使うことになっているが、排水の処理はどうなるのか不安。また焼却の灰はどうなるのかも心配です。	施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムを採用し、敷地内に降った雨水のみを公共用水域に放流する計画であることから、排水処理施設は設置しません。 調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。 焼却灰は、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。
773	縦覧期間が1ヶ月に、意見書提出締切までは縦覧後2週間だが、事業者が方法書を作成するのにはもっと時間をかけたのではないのか。縦覧期間も、意見書提出締め切りまでの期間も、短すぎる。市民が読み込んで意見を提出するための時間をもっと長く設定するよう求める。	縦覧期間及び意見書の提出期間は、熊本県環境影響評価条例の規定に基づいて設定しています。
774	2.1.2(P.2-2～) 全体に、一民間業者に過ぎない企業が、どこから目線で語っているのかと腑に落ちない。	「どこから目線で」というご指摘が、何を指して言われているのか判りませんが、環境影響評価図書の作成にあたっては、当社としての考えを上益城郡5町や上益城広域連合にもご確認いただきながら記載しました。
775	2021年9月29日に熊本日日新聞がスクープした直後の10月1日に、おそらく急きょ交わされた「覚書」について、方法書では「検討を重ねた結果」締結し、住民等への説明を実施した、と淡々と順調に進めてきたような印象の書き方をしているのには納得がいかない。	覚書の締結については、報道があって急遽取り交わしたのではなく、上益城郡5町と検討を重ねた結果、締結したものであり、報道がなくてもあらかじめ予定されていたものとなります。
776	**（同意見 他1件）** P.2-3 「市町村は、一般廃棄物の適正処理に努める必要があることから、各種モニタリング結果を含めた施設の稼働状況や経営状況などを監視するために、新会社に対して、上益城郡5町からの一部出資も可能とする」について 出資などせずとも監視はできるようでないとおかしい。 出資などは関係なく、周辺自治体に施設の状態を知るための材料になるデータを随時提供する約束をするよう求める。	一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 仮に出資がなかったとしても、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しますので、確認は可能となります。

表 6.1-2 (232)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
777	P.2-3 「スケールメリットが発生」することについて触れられているが、それをいうのであれば、具体的なデータを提示して比較検討できるようにすべき。イメージだけで「大きい方がお得ですよ、安全ですよ」とアピールして済ませて計画を進めるというのでは不充分である。	廃棄物処理施設の整備等にかかる低コスト研究会が発表している資料では、2000 年以降に公共が整備したごみ焼却施設の建設トン単価は、以下のように示されています。施設規模を大きくすることでよりスケールメリットが発生すると考えております。 ・施設規模 100 t /日未満：約 40～150 百万円/ t ・施設規模 100～300 t /日未満： 約 30～110 百万円/ t ・施設規模 300 t /日以上：約 20～100 百万円/ t ※記載した建設トン単価は、最低値～最高値を表す。
778	**（同意見 他１件）** 2.2 対象事業の内容(P.2-8 以降) P.2-14<廃棄物の受け入れ、処理に当たっての維持管理> 「産業廃棄物を受け入れる段階で、車両の荷台に積まれた廃棄物を確認し、マニフェスト(産業廃棄物管理票)に記載された内容と相違がないかどうか、許可品目外のものが混入していないかどうか、目視確認を行う。万が一、契約外のものや許可品目外のものが発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、産業廃棄物の引き取りを依頼する」とあるが、目視確認で確認しきるわけがないので対策として不充分極まりない。全量展開して検査するなどの徹底した対策を求める。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
779	P.2-28 「地下水の使用量以上の積極的な涵養に努める」「なお、涵養対策については、今後、上益城郡5町と協議を行った上で決定する」というが、具体的に何をするのかが明らかでないのはおかしい。さらに、何をするのか決まっていないにも関わらず、「使用量以上の」涵養に努めるというが、これでは単なる「気持ちの表明」であり、「対策」とか「計画」というレベルに至っていない。 なお、施設の稼働開始後は敷地内には大気経由で化学物質が降下していることを前提とすべきである。熊本県のホームページの説明では敷地内の雨水浸透の促進を涵養の取り組みのひとつとして取り上げているが、今回の事業の場合には地下水の汚染の危険性があるので当てはまらないだろう。地下水の涵養の取り組みについて具体的な方法を明らかにされたい。	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t /日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t /日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします

表 6.1-2 (233)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
780	また、250 トンの水を炉に吹き付けるまでには配管が必要となると思う。配管破損事故などが起きた場合汚水が漏れる危険性があるので、図面等で詳細に説明したうえで、排水についての計画を作成することを求める。 煙突から出た排気からの比較的大きな粒子の降下や、雨滴による化学物質の降下で、敷地内には化学物質が堆積すると考えるのが自然である。そこに雨が降った場合、また洗車や粉じんを抑えるための散水などがあれば、当然汚水が発生する。図 2.2-14「給排水計画」があるが、かなりの配管が必要になるのではないか。それらすべてを「クローズド」な状態におさめるのは不可能ではないか。2-28 において敷地内に降った雨水について調整池による流量調整を行う旨記載しているが、流量だけが問題なのではない。施設の稼働開始後は敷地内には大気経由で化学物質が降下していることを前提とすべきである。この敷地内に降った雨水は単なる雨水として公共用水域に放流してはならない。排水について水質の調査を常時行い、化学物質が漏れださないような対策を求める。周辺の河川や地下水の水質は施設ができる前と同様の水質が保たれなければ住民の安心は得られない。水質保持のため、施設ができる前の状態の確認のため、現状の水質の調査もしておくよう求める。	汚水配管の設備不良による事故を防止するため、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。 プラントエリア内については、外周部に排水溝を設け、集水して汚水ピットに流入する計画であることから、万が一、汚水配管が破損した場合は、汚水ピットに流入させ、適正に処理することで外部への流出を防止します。また、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。
781	P.2-37 騒音・振動について、供与時、工事中ともに「敷地境界における騒音・振動のモニタリングを定期的に実施・公表する。モニタリング頻度については、今後、上益城郡 5 町と協議を行った上で決定する」とあるが、常時モニタリングを行ってほしい。	騒音・振動の常時モニタリングの実施は計画しておりませんが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (234)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
782	悪臭についても同様の記載があるが、常時モニタリングを行ってほしい。	悪臭の常時モニタリングの実施は計画しておりませんが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
783	**（同意見 他 1 件）** P.3-16 (3)②湧水の状況 「対象事業実施区域及びその周辺には、代表的な湧水は存在しない」とある。 配慮書では「対象事業実施区域及びその周辺には存在しない」だった。 「代表的な」を挿入することで文章の意味としては現実に近づいたかもしれないが、問題は代表的かどうかではなく、住民に密着した湧水があるかどうか、その水を守れるかどうかということである。 配慮書に対する意見書で参考資料まで伝えたのに変わらず環境省のホームページの「代表的な湧水」一覧を示すのみにとどめていることには納得がいかない。そのような資料に、生活に密着した小さな湧水がすべて載っていないのは当然であり、既存の資料を使うにしてももっと綿密な調査をすべきである。 『水は伝える熊本の湧泉』(熊本の湧泉研究会編)に掲載されている御船町の湧水のうち、事業実施想定区域近辺及び下流域にあるものだけでも、御船町滝尾小字川内田の「井川さん」、御船町上野小字日向「日向の湧水」、御船町七滝、天君の「七滝簡易水道水源および天君上水道水源」、御船町木倉の「乳井戸観音の井川」、御船町御船の「角場の水」、御船町瓜山の「尾方フデ家の湧水」、御船町滝尾小字瀬野の「井川さん」、御船町滝尾小字下梅木の「下梅木の井川」、御船町滝尾小字上梅木の「井川さん」がある。この書籍以外にも資料はあると思われる。住民の生活に密着しているものなので、書籍以外で現地調査も行い、きちんと現状を把握し、水質や水量に影響が出ないようにしてほしい。 洪水の時に濁らなかったために役に立ったとの証言も掲載されている。熊本地震の際にも水道が使えなくなった事業実施想定区域の近辺の住民は近所の湧水を使用していたとのことである。災害時にとくに重要なものであるので、日常使われていないからといって「影響が出ても問題ない」などと評価しないようにすることを求める。	方法書においては、地域の概況として、既存資料調査をもとに把握できた内容をお示ししています。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。なお、調査地域は対象事業実施区域から約 1km の範囲を基本としました（方法書において既存資料をもとにした事前検討結果（影響半径約 700m）から設定）。

表 6.1-2 (235)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
784	また、「代表的な湧水」に掲載されている湧水の中にも、事業実施想定区域からの影響を受ける可能性のあるものがあると思われる。とくに事業実施想定区域から影響を受ける可能性のある位置にある湧水が多くある嘉島町は上水道がなく、湧水は住民の暮らしに密着している。 第 8 章で「対象事業に係る環境影響評価を受ける範囲であると想定される地域」を排気筒から半径 2km と設定しているが、今回の事業では地下水を大量に汲み上げ、また化学物質が降下する可能性が高い敷地内に降った雨水を公共用水域に放流するとのことなので、下流域の河川や湧水の水質や水量に影響を及ぼし、住民の生活に問題が生じる可能性があると懸念される。「対象事業に係る環境影響評価を受ける範囲であると想定される地域」を排気筒から半径 2km と設定するのは大きな誤りであると思う。水への影響を考慮したうえで範囲の設定をし直すことを求める。また、湧水の存在についても、現状の把握がまったくできていないので、正確に把握することを求める。	対象事業に係る環境影響を受ける可能性がある範囲と認められる地域は、方法書第 8 章にお示ししたとおり設定しています。 大気質については、配慮書における大気質の予測結果（排気筒から約 700m）をもとに、概ね 2 倍の距離を見込み、半径 1.5km を調査地域としています。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果を記載しました。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、河川、地下水については影響要因には含みませんが、調整池からの放流先河川及び対象事業実施区域及び周辺の井戸において水質調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。
785	**（同意見 他 1 件）** 5.1.2(P.5-4～)熊本県知事の意見についての事業者の見解 P.5-4「住民への説明」について 昨今の風潮では、上が決めたことについては「丁寧な説明」さえすれば前に進められるというような誤解が蔓延しているようだ。 計画を進めるのには、説明さえあればよいのではなく、「住民の納得が得られること」が重要である。「説明を受けた側は、説明されたからといって納得しなければならないわけではない」という大前提が大きく崩れてしまっているように思われる。住民が納得しないなら、説明だけでなくやり方も方針も練り直さねばならないのだということを、行政も事業者も改めて認識すべきである。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (236)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
786	以下、「表 5.2-1 配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解」について述べる。 〈意見の概要〉No.1:ごみ処理施設の建設が、産業廃棄物の処理が主となる施設の建設へと事業変更されたいきさつが今でも不可解であり、住民の不信感を招いている。住民に対してしっかり丁寧に説明してほしい。 〈事業者の見解〉 これまで御船町主催による説明会に事業者も参加し、事業計画の説明を実施しています。 今後も環境影響評価の手続きの中で、説明会を開催し、事業に対してご理解が得られるよう、丁寧な説明に努めます。 〈「事業者の見解」に対する意見〉 私が配慮書に対する意見として提出したのは以下の文である。 「これまで、この事業については事業者と熊本県と上益城郡 5 町の町長らが協議してきたそうだが、その証拠たる詳細な記録はどこにあるのか。これについても公開を求める。協議の段階で各町町民や議会への説明や報告が充分になされてこなかったのは大変な問題であり、住民の不信感を生じさせている大きな原因のひとつである。 上益城郡 5 町が計画を適切であると判断する過程では、当然、各町の議会に諮り論議すること、各町の住民への充分な説明と周知を行い、住民からの意見を反映させたうえでの判断をすることが必要である。貴社は上益城郡 5 町の住民の生活に影響の及ぶ事業を行おうとしているのであるから、各町の行政が民主主義の手順を正しく踏んでいるかを確認したうえで進めるべきである。」 不信感の話はしたが、事業者に対して求めたのは「丁寧な説明」ではなく、「各町の行政が民主主義の手順を正しく踏んでいるかを確認したうえで進める」こと。これもこの No.1 の意見にまとめられてしまっているのならまったく心外である。 まとめ方がおかしいので当然ではあるが、この「事業者の見解」では、私が提出した意見に対する回答にはなっていない。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。

表 6.1-2 (237)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
787	<意見の概要>No.3:公的機関の運営とは異なり、民間企業の運営とあっては、どうしても営利目的優先となり、安全管理やメンテナンス、環境対策がおざなりになってしまうのではないかという懸念がある。 <事業者の見解> 各種モニタリング結果を含めた施設の稼働状況や経営状況などを監視していただくために、上益城郡5町からの一部出資を可能としています。 <「事業者の見解」に対する意見> 監視するためになぜ出資が必要なのか。出資しなければ何も情報は出てこないということか。どれだけの出資が必要なのか。5町が出資するとなれば、事業者にとっては「行政も出資してくださってます」というアピールになり、事故等あったときに5町が事業者と共に責任を負う立場となり、責任の所在があいまいになるのではないかと懸念している。	一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が 3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 仮に出資がなかったとしても、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しますので、確認は可能となります。 事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

表 6.1-2 (238) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
788	<意見の概要>No.5:上益城郡5町の一般廃棄物処理施設計画にもどしてほしい。 今の事業計画は想定外の話で大規模すぎる。その場で出たごみを各都市で処分・管理できる形をとってほしい。どこからどのような産業廃棄物が運び込まれてくるのか。 <事業者の見解> 本事業は確定されたものではなく、環境アセスメント結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断されるものであると考えています。日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画です。産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内(メイン)並びに九州管内(準メイン)を想定しています。また、一部九州以外からも集荷する可能性はあります。 <「事業者の見解」に対する意見> 四つの異なる意見を無理やりひとつにまとめている。こうなると「意見の総数 1,301 件」という集計もどのような数え方をしたのかが気になる。P.2-2 について書いたのと同様、事業者がしきりと強調するのは、熊本県内から県外に産廃が持ち出されている量が多いから県内処理できるようにせねば、という「使命感」みたいなものだが、自区内処理がいわれてきたのは一般廃棄物のほうであって、逆に 5 町のごみ処理という観点からは不必要に巨大な施設を作って、県外からも産業廃棄物を搬入するという話をしているが、そうするとそもそも県内処理にこだわっていた前提が成り立たない。そして今後人口も減る中で、他県からの産業廃棄物も入れなければ成り立たないということであるなら、産業廃棄物の「取り合い」が生じ、結局安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築は叶わないのではないか。また、計画を元に戻してほしいという意見に対しては、「本事業は確定されたものではなく・・・上益城郡5町にて最終的に判断されるものであると考えています」という。しかし許認可は熊本県知事が行うはず。「最終的に判断」というのは具体的にどんな手続きを指しているのか。曖昧にイメージだけの「見解」を述べないように求める。	熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えておりますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えております。 廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。 また、「県外に持ち出されている産業廃棄物の量が多いから、県内で処理する施設を整備する」ものではなく、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、「廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理体制を構築する」ものであるため、前提が崩れるものではありません。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 事業に着手後は、廃棄物処理法や関連法令に基づき、熊本県に許可手続きを申請することとしております。

表 6.1-2 (239) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
789	〈意見の概要〉No.6:建設予定地は人の生活圏であり、人体への影響が考えられ、水源地も近い。建設予定の再考は可能であるか。 〈事業者の見解〉 本事業は覚書、基本協定書に基づき計画・検討を進めていることから、事業計画地の変更は考えておりませんが、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 〈「事業者の見解」に対する意見〉 意見と事業者の見解がかみ合っていない。 覚書、基本協定書に基づいて進めているということが、なぜ事業計画地の変更を考えない。理由になるのか。説明になっていない。 環境影響評価は行政の手続きなので、事業者は申請したければすればいいし、行政側は申請を受けたら審査するというだけのことではないのか。事前に「覚書」や「協定」を締結する必要性や妥当性とはどういうものなのか、説明を求める。	本事業計画は、上益城広域連合が所有している土地を当社がお借りして事業を進めること、上益城郡5町の一般廃棄物も本事業において処理することなどを含めて覚書、環境アセスメント協定を締結した上で、検討を進めておりますので、この段階で事業計画地の変更はありえません。 上記の理由から、上益城郡5町とともに本事業を進めるという立場からの妥当性はあると考えております。

表 6.1-2 (240)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
790	〈意見の概要〉No.7:事業者の都合良い環境アセスメントであってはならない。 〈事業者の見解〉 環境アセスメントは、事業者と資本関係のない第三者に委託して実施し、作成する資料は誰でも見ることができるようにするとともに、説明会を開催し、住民や県からの意見を踏まえて、より良い事業となるように取り組んで参ります。 〈「事業者の見解」に対する意見〉 ここに記載されている「事業者と資本関係のない第三者に委託して実施」というのはどういう意味か。環境アセスは事業者が行うことになっている。その業務の委託先について「資本関係のない第三者に」などと述べるのは、「第三者機関」のようなイメージの植え付けを企図しているということか。作成する資料は「誰でも」だけでなく「いつでも」見られるようにしてほしい。説明会では、環境アセスの図書が発表されてから間がないので住民側は書類を読み込んだり勉強してからの参加というわけにいかない。事業者が進んで重要なポイントを説明するのでなければ住民側は気づかない点が多いのは当然。 しかし、現状は、住民の読み込みや理解が追いつかないのをいいことに、重要なポイントには触れずにスルーするという説明会になっていないか。というのは、あとから方法書をじっくり読んでいくと気になるポイントが山ほど出てくるから。 説明会では事業者は「これから信頼を構築する」と言っていたが、実際の説明に誠実さが感じられるかどうかが信頼構築の鍵なのではないのか、と疑問を感じる。 ただ「説明会を開催」することが重要なのではなく、その中身が重要だと思うが、実際に説明会に参加した身からすると、信頼に足る中身であるどころか、随分住民を軽く見ていてより一層不信感が募るものであった。「住民や県からの意見を踏まえて、より良い事業となるように取り組んで参ります」とあるが、住民が望むのが、この事業を進めることを前提とした「よりよい事業」なのかどうか。 産廃施設は要らない、つまり事業者の撤退を望む声に対して話をそらしたり聞かないふりをしたり、覚書や協定を盾に進める一択であるかのようにいうのはいかがなものか。ましてや、説明会では損害賠償請求までちらつかせていたのだから、住民の意見などねじ伏せてさっさと進めたいと考えているというのが本音なのではなかろうかという疑いが生じるのはいたしかたのないところである。 そうした住民をないがしろにする姿勢は事業を進めるに当たってプラスにはならないと心得てほしい。	ご指摘のとおり、事業者に都合の良い環境アセスメントとしないために、環境アセスメントに関する業務の一部を当社と資本関係のない第三者の専門調査会社である国際航業に委託していますが、当社が著作権を有しており、全ての記載内容について責任を持って作成しています。 これまで公表した配慮書・方法書については、縦覧期間が終了しておりますが、当社事務所にお越しいただければいつでも閲覧が可能です。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (241) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
791	<意見の概要>No.9:世界の潮流として 2050 年にカーボンニュートラルを目指している中で、日本のようにごみ処理に「焼却」を選択している国は少数派である。このような時代に大規模な廃棄物の焼却施設を建設すること、そして重油を使って廃棄物を焼却し、多くの CO2 を排出することは地球環境保全に逆効果であり、見過ごせない。 自治体と住民はお互い力を合わせて、財政的負担と環境への負荷をバランスよく考えて、知恵を出し合い、ごみ問題に取り組まなければ“カーボンニュートラル”な未来はとてもやってこないと思う。 利益を出さなければいけない企業の立場からは、とても難しいこととは思うが、未来のことをぜひ考えて、企業側からも力を貸してほしい。 <「事業者の見解」に対する意見> 日本は国土が狭く、最終処分場の確保も難しいという背景から、廃棄物は 3R の推進や焼却等の減容化による埋立が進められてきました。 しかし、本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギーを回収する計画となります。 焼却施設では化石由来プラスチックと廃油を焼却した重量に応じて温室効果ガス排出量がカウントされ、バイオマス由来の廃棄物を焼却しても温室効果ガス排出量はカウントされません。2030 年に向けては、プラスチック・廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが社会情勢として進むため、焼却処理による温室効果ガス排出量は自然と減少する見込みです。2030 年以降 2050 年に向けて、技術やコスト面での課題を解決することにより、廃棄物を焼却して発生する排ガスから CO2 を回収し、回収した CO2 を有効利用することでカーボンネガティブを目指す考えです。 <「事業者の見解」に対する意見> 事業者が「本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギーを回収する計画となります。」と述べているということは、今後は上益城郡 5 町の一般廃棄物も分別収集するということか。だとすれば五町からの燃やすごみはもともと多くはないのがさらに減るから、よそから「リサイクルできない」プラごみなどの燃やすごみが充分含まれる量の産業廃棄物を集めてこないと安定的な操業ができないということになる。 事業者の見解の「焼却施設では」以降の後半は、事業者の話でもなく「社会情勢」一般の話。 「焼却処理による温室効果ガス排出量は自然と減少する見込み」・・・「自然と」というが、各企業の努力によって減らしていくのであるはず。その流れの中で自分のところはどうするのかという話が語られるべきなのにそれがない。 最後の部分は、まだ未確立の「廃棄物を焼却して発生する排ガスから CO2 を回収」する技術について述べているが、まるで「トイレのないマンション」のまま見切り発車をした原子力発電の進め方のような無責任さだと思う。 事業を進めるなら現状で確実なことできちんと固めて責任を持って行うよう求める。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 プラスチック・廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが社会情勢として進む（国が推進している）ため、言い方は悪いが、焼却施設を保有している事業者は、将来、何の努力をしなくても焼却処理による温室効果ガス排出量は自然と減少する見込みです。ご指摘のとおり、これらはあくまで他力での削減となります。 自力では、技術やコスト面での課題を解決する必要はありますが、将来的には、排ガス中から二酸化炭素を回収し、回収した二酸化炭素を有効利用することでカーボンネガティブを目指す考えです。現時点で、記載した以外の方法で二酸化炭素を回収する技術は確立されておりませんが、今後の技術動向を踏まえ、適切に対応いたします。

表 6.1-2 (242)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
792	<意見の概要>No.10:ごみを 1 カ所に集めて処理しようという考えは、SDGs の理念に反する。緑豊かな自然豊かな清らかな水の流れる御船町に負荷をかけるような施設の建設には反対である。 <事業者の見解> 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 また、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において産業廃棄物と一般廃棄物(災害廃棄物を含む)の両方を適正に処理し、資源循環の取組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画です。今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 <「事業者の見解」に対する意見> 話がかみ合っていない。SDGs の基本理念は「誰一人取り残さない」である。国が広域化を進めているから御船町に負荷がかかっても仕方ないという意味か。循環型社会の実現を目指すとか地域循環共生圏を形成するとかいう目的のためには緑豊かで自然豊かで清らかな水の流れる御船町は耐えるしかないということか。 影響はなるべく少なくするよう努力するからと言われたら住民は「はいそうですか」と言わねばならないのか。そんなことはないと思う。このような「説明」を行えば事業を進められるという認識を改め、生活のかかった住民の声に真摯に向き合うことを求める。	御船町に負荷がかかっても良いという考えなど毛頭ありません。 本事業が目指す地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指しておりますので、SDGs の理念に沿って計画しております。

表 6.1-2 (243) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
793	<意見の概要>No.11:覚書と基本協定書そのものと締結に至るまでのプロセスの詳細は、上益城郡5町および事業者のホームページで確認することができなかった。誰でも見られるように公開すべきである。行政からの委託は、入札を経るのが通常ではないか。 「環境アセスメントの結果、上益城郡 5 町が本事業の計画を適切であると判断した場合」とあるが、上益城郡 5 町が計画を適切であると判断する手続きは具体的にどういうものか説明を求める。 <事業者の見解> 覚書、基本協定書、これまでの記録について、事業者からの公表は予定していません。本事業計画は確定されたものではなく、環境アセスメント結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断されるものであると考えています。 また、その手続きの方法については、上益城郡5町への意見であることから、事業者からの回答は控えさせていただきます。 <「事業者の見解」に対する意見> 覚書も基本協定書も、締結した一方の当事者である事業者が「公表は予定していません」と述べてはばからないのはどういうわけか。 覚書、基本協定書を盾に変更はないなどと言うときもあれば「本事業計画は確定されたものではない」とはぐらかしもするのが、この事業者を信用できない所以である。 環境アセスメントの手続き上には、上益城郡5町が何か判断を行う過程は含まれていない。では、環境アセスメントの後で「上益城郡 5 町が計画を適切であると判断する」のはいったいどういう手続きなのか。それは覚書や基本協定を締結した当事者である事業者も把握しているべきものではないのか。そしてそれは当然市民に公開されるべき情報である。事業者が公開するのが筋でないなら、事業者から上益城郡 5 町に公開するよう伝えてはどうか。とにかく上益城郡 5 町と事業者のみで情報を止めておくことは許されない。	覚書、環境アセスメント協定については御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収(廃棄物焼却) 施設等設置事業について」にて公表されていることから、当社にて公表することはありません。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題 (財政面など) を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 環境アセスメント協定は、環境アセスメント実施等に向けた基本協定になりますので、上益城郡 5 町が本事業計画を適切であると判断するための基準は明記しておりません。 事業の適否を判断するのは上益城郡 5 町となりますので、その基準を策定するのは上益城郡 5 町であり、基準となる判断材料 (環境アセスメントの結果) を提供するのが当社の役割であると考えております。 それら判断基準や適否の結果については、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収 (廃棄物焼却) 施設等設置事業について」にて公表されるものと考えております。

表 6.1-2 (244)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
794	<意見の概要>No.12:一般廃棄物の処理責任は市町村長であり、一般廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に丸投げできない。 <事業者の見解> 一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法(自家処理、民間委託など)は市町村の判断となります。 民間委託の場合においても、一般廃棄物の処理責任は市町村にありますので、各種モニタリング結果を含めた施設の稼働状況や経営状況などを監視していただくために、上益城郡 5 町からの一部出資を可能としています。 <「事業者の見解」に対する意見> P.2-3 についてのところでも触れたが、度々登場する「監視のために一部出資が可能」という話は問題で、住民の健康や安全がかかっているので、行政からの出資などせずとも事業者側から行政へは進んで情報提供をすべき。	一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が 3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 仮に出資がなかったとしても、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しますので、確認は可能となります。

表 6.1-2 (245)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
795	<意見の概要>No.20:産業廃棄物の県外への排出量が多いのなら、まずは熊本県内事業者が排出する産業廃棄物の減量に努めるべきであると考える。 産業廃棄物が多い企業に減量を求め具体的な案を出してもらって下さい。 <事業者の見解> 企業活動に伴い生じた産業廃棄物の減量は、処理業者の責務ではなく、排出事業者の責務であると考えています。 <「事業者の見解」に対する意見> おそらくここにまとめられてしまっている私の意見は、以下の文面だった。 「産業廃棄物の処理責任は排出業者にある。上益城郡 5 町の一般ごみ処理施設建設のために土地の売買に同意した地権者含む上野地区とその周辺の影響を受ける(配慮書で設定された範囲内に限らず、実際に影響を受ける)範囲の住民には産業廃棄物を引き受ける理由も責任も義務もない。産業廃棄物の県外への排出量が多いのなら、まずは熊本県内事業者が排出する産業廃棄物の減量に努めるべきで、それを熊本県が県内事業者に向けて呼びかけるのが筋である。上益城郡 5 町の一般廃棄物処理のために取得された上益城広域連合の土地を利用して貴社が産業廃棄物処理の事業を行おうとすることには正当な理由がない。この点をあいまいにしたまま事業を進めてはならない。」「企業活動に伴い生じた産業廃棄物の減量は、処理業者の責務ではなく、排出事業者の責務である」ことは百も承知で、県内事業者に向けて呼びかけるのは熊本県がすべきこととし、事業者に対しては「上益城郡 5 町の一般廃棄物処理のために取得された上益城広域連合の土地を利用して貴社が産業廃棄物処理の事業を行おうとすることには正当な理由がない。この点をあいまいにしたまま事業を進めてはならない。」と書いた。主体を曖昧にしてぼかしている事業者側の書き方に疑問を感じて、意識して切り分けて書いたのに、このような「見解」で回答したような体裁だけ整えられて片付けられるのはまったく腑に落ちない。	事業計画地の土地を所有されているのは上益城広域連合になります。 財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡 5 町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。

表 6.1-2 (246)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
796	<意見の概要>No.24:令和 7 年よりごみ処理は熊本市に委託するとなっていて、過疎地域で新たにごみ処理施設を建設することの意味が分からない。また、施設を設置しないと上益城郡 5 町の廃棄物処理が地域内でできなくなるという意味が分からない。 <事業者の見解> 上益城郡 5 町から熊本市への可燃ごみの委託については、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。 <「事業者の見解」に対する意見> たぶん、ここにまとめられてしまっているのではないかと思われる私の意見は以下。 このように簡単な「見解」で納得できるような内容ではない。真摯に向き合うよう求める。	準備書においては、全ての意見書について原文のまま記載しました。
797	P.2-28 ①事業実施想定区域の位置の複数案 (2-5)で述べた公募の手続きについて再度述べたうえで、「この選定・決定は、あくまで上益城郡 5 町及び西原村における一般廃棄物処理施設の設置を前提としたものではあるが、今回の事業については、上益城郡 5 町の一般廃棄物の処理も行う同種の施設を設置する事業であることから、事業実施想定区域の位置について複数案は設定しない」としているが、「同種の施設」というのはおかしい。上益城郡 5 町の計画では「一般廃棄物」の処理施設であった。今回のように産業廃棄物がメインの施設ではない。廃棄物を焼却するという意味では「同種」かもしれないが、規模がかなり異なるうえ、一般廃棄物のみを焼却するのと産業廃棄物をメインとして焼却するのはまったく別の事業である。 また、「あくまで上益城郡 5 町及び西原村における一般廃棄物処理施設の設置を前提としたもの」というのはまったくその通りで、貴社の事業のために選定・決定された土地ではないのだから、位置についての複数案を設定しないのはおかしい。上流域であり農地や林地が近傍にあるこの地域にこのような巨大な施設を作ることは、環境に取り返しのつかない影響を与える可能性が大きいので、他の候補地を検討すべきである。今回使用するとされている土地を使うというなら、貴社はまず事業の詳細な内容を明らかにしたうえで、地権者と周辺の住民および 5 町の住民の同意を改めて取り直すべきである。	廃棄物処理法では、まずは産業廃棄物（20 種類）を定義し、それ以外の廃棄物は一般廃棄物としております。その大きな違いは、「事業活動を伴うかどうか（ただし、産業廃棄物の種類によっては、特定業種から発生するものに限るものもあります）」で判断していますので、廃棄物の大きさや形、性状、含まれる有害物質等の有無で区分されているものではありません。 以上より、法令上、産業廃棄物と一般廃棄物に区分はされておりますが、それらは事業活動を伴うかどうかの違いであり、廃棄物自体に違いはないので、廃棄物を焼却する施設として、「同種の施設」としております。また、一般廃棄物のみを焼却する事業も一般廃棄物と産業廃棄物を一緒に焼却する事業も、施設規模の違いがあったとしても、同じ廃棄物処理事業であると考えております。 事業計画地の土地を所有されているのは上益城広域連合になります。 財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡 5 町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。

表 6.1-2 (247) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
798	(2)対象事業を実施しないこととする案について 「本事業は、上益城郡 5 町と大栄環境と石坂グループによる「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結しており、施設を設置しないと上益城郡 5 町の一般廃棄物の処理が地域内でできなくなるという、公的側面を兼ね備えた事業であることから、ゼロオプションは検討しない。」とあるが、5 町の一般廃棄物については、令和 7 年度から熊本市に委託することで処理ができることになっているので、この事業がなくても問題はない。「地域内でできなくなる」というところに熊本市での処理を続けるべきでないという意味を込めているのかもしれないが、国全体で人口減少が見込まれる現状で、当然廃棄物も今後は減っていくのだから、今回の計画のような巨大な施設を作ることの方が問題である。 「公的側面を兼ね備えた事業である」というのは、循環論法のようなもので、それを言いたいがために行政を巻き込むのが事業者としての戦略であることは理解するが、それはゼロオプションを検討しない理由にはならない。事業者はあくまで産業廃棄物の処理で利益を得る事業を行うのであり、行政は住民に対して一般廃棄物処理の義務を負う。 そもそも、貴社に対して上益城郡 5 町が一般廃棄物処理を委託するという前提で語られているが、通常行政からの委託というのは入札を行い議会の承認を得て決定されるものではないのか。なぜ貴社への委託ありきで話が進んでいるのか。覚書や協定書締結を根拠にするのもおかしい。その内容は上益城郡 5 町各町の住民および議会に相談なく決められたものだからである。 このように民主主義の基本を覆すような進め方をされては、住民として納得できない。すべての手順を一からやり直すべきである。	現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されておりますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていない。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いております。 ゼロオプションとは、事業を実施せずに事業目的を達成する案であり、事業者自らが提供できない施策により事業目的を達成する案は該当しません。また、本事業計画は、上益城広域連合が所有している土地を当社がお借りして事業を進めること、上益城郡 5 町の一般廃棄物も本事業において処理することなどを含めて覚書、環境アセスメント協定を締結した上で、検討を進めておりますので、本事業を実施しなければ、目的は達成できないことから、ゼロオプションは設定しておりません。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。その際に、環境保全協定及び立地協定を上益城郡 5 町と当社で締結する予定となります。 また、施設の運用が開始され、5 町が実際に一般廃棄物の処理を当社に委託する際には、上益城郡 5 町の各町と当社とで処理委託契約を別途締結することになると考えます。その際に必要となる自治体側の手続きは、各町で適切に行われるものと考えます。
799	<意見の概要>No.36:御船町の産廃処理施設も建設中の間は熊本市の設備を利用するとのことだが、排出される廃棄物の削減と合わせて、既存の処理施設を活用すれば、御船町の設備は新設不要なのではないか。 <事業者の見解> 上益城郡 5 町から熊本市への可燃ごみの委託については、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。 <「事業者の見解」に対する意見> No.24 に対する見解のコピペとなっているが、この意見の指摘は重要で、熊本市も大きな施設で「燃やすごみがないと困る」状態らしいので、お互いにごみを取り合うようなことになるよりも、協力し合うべきだと思う。上益城郡からのごみは人口減少により今後確実に減っていくわけだし、環境負荷のかかる施設は新設しなくて済むなら新設しないがいい。そのほうが事業者さんとしても「環境アセスへの投資」もしなくて済むし、途中で計画が進まなくなったといって損害賠償請求の手間もかけなくて済む。 事業者さんもご自身の会社のことのみ考えるのではなく、地域の全体像を見つめてほしい。	現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されておりますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていない。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いております。 また、熊本市の焼却施設では現状、燃やすごみが足りていない状況が続いているのかもしれませんが、こういった状態が未来永劫続くのであれば問題ないとは思いますが、容量オーバーにより突然委託を打ち切られる可能性もゼロではありません。 本事業は当社のことのみを考えた計画ではなく、上益城郡 5 町の一般廃棄物を域内処理するという理念にも基づいておりますし、上益城郡 5 町の今後の人口減少も想定した上で、当社による廃棄物処理を実施し、上益城郡 5 町の財政面の負担を軽減する目的もございます。

表 6.1-2 (248) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
800	<意見の概要>No.66:炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用されるそうだが、これまで破砕施等での実施例はあるのか。また貴社での実績はあるのか。炉内噴霧処理される水は250tのうちどれだけなのか。排水はゼロと言えるか。噴霧した場合、排水に含まれる汚染物質は揮発して煙突から排出されるのではないか。 <事業者の見解> 事業者の出資企業が保有する破砕施設ではクローズドシステムを採用している施設もあります。廃棄物焼却施設は、廃掃法の構造基準により、集じん器に流入する燃焼ガスの温度を200°C以下に冷却する必要があるため、約250t/日の内、約120t/日を減温塔の噴霧水(ボイラブロー等のプラント排水約30t/日を含む)として利用します。その後、排ガス処理設備にて適正に処理を行い、排気筒から蒸気として大気に放出します。残りの約130t/日は、エネルギー回収施設(焼却施設)での循環水(機器冷却水やボイラ給水等)のロス補給水、エネルギー回収施故(メタン発酵施設)での水分調整のための調整水、リサイクル施設(選別破砕施設)での粉じん抑制のための散水、場内床洗浄水や車両洗浄水、生活用水等として利用します。各施設で発生するプラント排水は、エネルギー回収施設(焼却施設)にて炉内噴霧処理します。 <「事業者の見解」に対する意見> 「うまくいっているとき」は排水はないのかもしれないが、敷地から外へ汚水が流れ出すことが「ない」前提で稼働している場合、配管が破断したときとか、豪雨で想定外に雨水に有害物質が混じってしまった場合などは、まったくの無策で敷地外に汚水が流れ出すということになるのでは。そこのリスクマネジメントはどうするつもりなのか説明してほしい。	汚水配管の設備不良による事故を防止するため、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。 プラントエリア内については、外周部に排水溝を設け、集水して汚水ピットに流入する計画であることから、万が一、汚水配管が破損した場合は、汚水ピットに流入させ、適正に処理することで外部への流出を防止します。また、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。
801	<意見の概要>No.69: 造成計画の中で、調整池の目的や構造などが示されていない。計画では雨水だけが排水側溝より調整池に流れることになっているが、破砕施設等での汚れた排水が再利用水槽で満タンになれば調整池に流されると考えざるを得ない。 <事業者の見解> 調整池は、敷地内に降った雨水を一時貯留し、流量を調整してから公共用水域に放流するという役目があります。また、調整池の規模や構造については、今後実施する詳細設計により決定します。調整池に流入する水は敷地内に降った雨水のみであり、施設からの汚水が流れ込むことはありません。 <「事業者の見解」に対する意見> そもそも敷地内に降った雨水にまったく有害物質が溶け込んでいないという認識に問題がある。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設(選別破砕施設)では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設(焼却施設)にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (249) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
802	<意見の概要>No.71:地下水の合理的な使用とは、具体的にどのような方法でするのか。大量の地下水を汲み上げることになるが、住民から湧水の量が減ったという訴えがあった場合などには操業の停止をする用意があるのか。また、住民からの訴えがあってから操業を停止する場合はどのようなプロセスを経るのか。 <事業者の見解> 施設で使用する用水は、地下水の利用を基本として計画しますが、熊本県地下水保全条例に基づき、地下水保全の観点から、雨水の活用や使用水の再利用等による地下水利用量の抑制を図るとともに、地下水使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、涵養対策については、今後、上益城郡5町と協議を行った上で決定します。地下水については、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます。 <「事業者の見解」に対する意見> これも答になってない。他の意見に対する見解でも頻繁に見られる「今後、上益城郡5町と協議を行った上で決定します」「今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努めます」と片付けられてしまう雑さにより、本当にこの事業者に任せておいて大丈夫なのか?と不安にさせられる。 「住民から湧水の量が減ったという訴えがあった場合などには操業の停止をする用意があるのか。また、住民からの訴えがあってから操業を停止する場合はどのようなプロセスを経るのか。」については、多くの住民が関心を持って見つめていると思うが、よりによってノーコメント。 ちなみに私も同様の意見を提出していたが、最後に付け加えてあった「公害防止のためのリスクマネジメントの一環として検討のうえ詳細を定め、一般に公開しておくよう求める。」がなくなっているのは残念。質問への真摯な回答(見解)を求める。	配慮書は、環境影響評価の初期段階にあたるものであり、その後の方法書で調査手法の検討を中心に構成されています。その後、知事からの意見等を踏まえ、実際の調査・予測・評価を行い、その結果を本書(準備書)にて取り纏めています。したがって、配慮書での記述が抽象的に見える点につきましては、制度上の制約によるものであり、決して住民の声を軽視しているものではございません。 地下水については、「第8章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。 なお、地下水の利用に伴う地下水位の影響圏範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないものと考えています。 万が一、本事業に起因して周辺の地下水位が低下したといったお声があった場合は、施設を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡5町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから運転を再開させます。万が一、本事業に起因して周辺の地下水位が低下したといったお声があった場合は、施設を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡5町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから運転を再開させます。

表 6.1-2 (250)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
803	<意見の概要>No.73:250t/日の地下水利用により、下流域の地下水の減少や地盤沈下が起きないか心配である。地下水の合理的な使用及び地下水の湧養について具体的に示してほしい。地下水や排ガス等の影響について、定期観測の頻度や方法、公開方法を示してほしい。排気筒からの排ガスが雨水に混じることによる水質へ影響についても検討してほしい。 <事業者の見解> 施設で使用する用水は、地下水の利用を基本として計画しますが、熊本県地下水保全条例に基づき、地下水保全の観点から、雨水の活用や使用水の再利用等による地下水利用量の抑制を図るとともに、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、涵養対策については、今後、上益城郡5町協議を行った上で決定します。法規制に基づく排ガスの定期的な測定(ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物は2ヶ月に1回、ダイオキシン類は1年に1回)を第三者機関(計量証明事業所)にて実施し、測定結果は会社ホームページ等で定期的(測定結果が得られた日の翌月末まで)に公表します。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質へ影響の低減を図ります。 <「事業者の見解」に対する意見> 「地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます」と言いながら、その方法はまだ決まっておらず、今後協議して決定するのだというのが理解できない。排ガスの測定は常時行い、即時公開してほしい。でないと異常があったときに困る。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響については、真摯に取り組むべきである。	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約250t/日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約250t/日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。 排ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、酸素濃度、一酸化炭素濃度については、自動分析装置による常時監視を実施しますが、公定法によるモニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。 モニタリング結果は、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中でモニタリング結果を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。
804	P.6-1 ここでも「施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、影響要因には含まない」とあるが、無理があると思う。	廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、影響要因には含みませんが、「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に示すとおり、調整池からの放流先河川及び対象事業実施区域及び周辺の井戸において水質調査を実施しました。 なお、調整池からの放流水及び地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (251)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
805	P.6-3 表 6.1-3(1) ●水環境-水質-水の汚れ/有害物質-施設の稼働(排水)および、水環境-地下水-水質-施設の稼働(排水):「施設の稼働に伴う排水は、「敷地外への排水は行わないクローズドシステムとすることから影響はないため、環境影響評価項目として選定しないが、地域住民の関心が高いため、調査のみ行う。」 述べられていることを理解しがたい。クローズドシステムが機能しない可能性は高いのだから、環境影響評価項目として選定すべき。	廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、影響要因には含みませんが、調整池からの放流先河川及び対象事業実施区域及び周辺の井戸において水質調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 なお、調整池からの放流水及び地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
806	●P.6-4 放射線の量-放射線の量-施設の稼働(排出ガス)/施設稼働(排水)/廃棄物の搬出入/廃棄物の発生 :「放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定しない。」 目視で混じりこんでるものすべて確認なんかできないんだし、どこから何が混じってくるかわからない状況だし、選定しておくべきであると思う。	計画施設において、放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定していません。 廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
807	第 7 章　事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容 結局配慮書同様、方法書以降も大気質と景観以外は検討したり留意したりしないということか。	「7.2.1　方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯」における「方法書以降の手続きなどにおいての留意する事項」は、方法書第 4 章の表 4.1-2(1)、(2)の一覧表において計画段階配慮事項として選定した大気質と景観について、事業内容の具体化の過程において留意する事項として挙げたものについて記載している内容です。 準備書においては具体化した事業内容をもとに、大気質、景観以外の環境影響評価項目についても適切に調査、予測及び評価、環境保全措置の検討を行い、十分に環境の保全について配慮しています。 各環境影響評価項目については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (252)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
808	第 8 章　対象事業に係る環境影響を受ける可能性がある範囲と認められる地域及びその認定理由 　地下水の影響範囲が約 1km というのもわからない。そんなことでよいのかと疑問である。対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域は、「半径 2km」というのは狭すぎる。	地下水の影響範囲とした約 1km は、揚水に伴う地下水位への影響を把握する範囲としてお示ししています。地下水の水質については、施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 　対象事業に係る環境影響を受ける可能性がある範囲と認められる地域は、方法書第 8 章にお示ししたとおり設定しています。
809	2-1(3) 第 2 章 2.1.1 事業の目的 　「本事業は～産業廃棄物と一般廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取組み強化による～廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする」とあるが、一般廃棄物処理の責任は自治体にあり、民間企業が処理責任を負うのはおかしい。 　また、「資源循環の取組み強化」とは何を指すのか?資源循環は基本的に 3R(リデュース、リユース、リサイクル)に重点をおいて廃棄物の焼却を可能なかぎり少なくすることを目指すものと理解しているが、この計画では 400 トン/日も焼却する計画である。 　上益城郡 5 町の一般ゴミだけであれば 80 トン/日である(143 ページにある一般廃棄物の処理状況の数字で実際に計算してみると一般ゴミは約 70 トン/日である)のに、なぜ 400 トン/日ものゴミを燃やす必要があるのか?大気汚染など有害物質の周辺環境への影響は当然、焼却量が多くなればなるほど大きくなる。焼却ゴミはなるべく減らすべく努力するべきなのに、巨大焼却施設の建設は方法性が間違っている。	ご指摘のとおり、一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 　焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 　しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 　本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 　日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。

表 6.1-2 (253)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
810	2-2(4) 2.1.2 事業の背景・経緯 (1)県内における廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の取組み そもそも上益城郡 5 町の一般ゴミ処理施設建設計画だったものが、突然民間企業の産廃処分場に計画変更になった経緯が、各町の議会でも論議されず、県と町長の間で決められていたということが納得できない。 エネルギー回収施設というが、その定義を明らかにしてほしい。通常、自治体が一般廃棄物の処理施設を建設する場合、国庫補助金の交付があり、その要件としてエネルギー回収率の基準が設けられている。 今回の場合は、民間事業者が処理施設を建設することにより、その基準は考慮されないものと考えられる。エネルギー回収施設というが、では一体その回収率はどのくらいになるのか、それを具体的に示す数字は方法書の中には示されていない。 発電効率や熱利用率を明示しなければ、エネルギー回収施設と言えるか不明である。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。

表 6.1-2 (254) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
811	2-3(5) ・「汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物や堆肥化・メタン発酵に適さない食品廃棄物は焼却処理を行い、その処理の過程で発生するエネルギーを最大限に回収」とあるが、最大限とは何%か?様々な回収方法が考えられると思うが、その中で「最大限に回収する」ための方法の比較検討、シミュレーションも示すべきである。 また「エネルギーの地産地消による地域振興に貢献」とあるが、具体的にどのようなことを指すのか、明らかにしてほしい。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 エネルギーの地産地消による地域振興とは、施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げる取り組みを指します。
812	・市町村は、一部出資することにより、施設の稼働状況や経営状況を監視できるかのように表現されているが、企業が事故や故障などのトラブルを全部公表し、自治体が全部チェックするなどできるとは思えない。配慮書にも意見を出さなかった町が監視などできるのか、どういう取り決めをするのか、公表するべき。	一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が 3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 仮に出資がなかったとしても、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しますので、確認は可能となります。

表 6.1-2 (255)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
813	・「本事業は～廃棄物を有効な資源として捉え、資源やエネルギーに最大限変換し」とあるが、最大限の根拠は何か?エネルギーの回収方法には多種多様な方式があると思うが、その比較とエネルギーの回収率とその計算方法を明らかにしてほしい。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。
814	・「民間事業者は～スケールメリットが発生し、維持管理コストの削減につながる」とあるが、どういうシステムにするのかによって、建設・維持管理コストは変わる。具体的に各種の設備に係るコストを明らかにして、比較検討すべきではないか。 また「行政側は～大きな財政メリットが期待される」とあるが、具体的に数字を挙げてその根拠を明らかにするべきである。 施設を民間事業者が建設することにより、行政は建設費を負担する必要がないというが、廃棄物処理の委託費用は負担しなくてはならない。それがいくらになるのか、具体的な数字を示してほしい。また将来的に委託費用が高額になる恐れはないのか、将来を見通した予測を示すべき。	廃棄物処理施設の整備等にかかる低コスト研究会が発表している資料では、2000 年以降に公共が整備したごみ焼却施設の建設トン単価は、以下のように示されています。施設規模を大きくすることでよりスケールメリットが発生すると考えております。 ・施設規模 100ｔ/日未満：約 40～150 百万円/ｔ ・施設規模 100～300ｔ/日未満： 約 30～110 百万円/ｔ ・施設規模 300ｔ/日以上：約 20～100 百万円/ｔ ※記載した建設トン単価は、最低値～最高値を表す。 財政面におけるメリットについては、詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 従来計画の施設整備に係る事業費の試算は約 156 億円程度で、国からの補助金等を除いても上益城郡 5 町で約 72 億円程度の負担が必要であると聞いております。ただし、この費用には整備予定であったし尿処理施設の費用が含まれていないこと、また、近年の物価高騰の影響を考慮すると、負担額はさらに高くなるかと思います。 本事業スキームでは、施設の建設費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町に建設費をご負担いただくことはありません。 上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用となります。 今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民のみなさまへの啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。 ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。

表 6.1-2 (256)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
814 続き		一般廃棄物の委託費（処理単価）は、各自治体と当社の間で締結する処理委託契約に規定するため基本的に変動はありません。ただし、著しい物価変動により、委託費（処理単価）の見直しが必要になるケースも考えられることから、スライド条項を設けることになります。 現時点で施設の建設費が決まっていないことから、処理単価を算出、公表することはできませんが、少なくとも従来計画（上益城郡 5 町でごみ処理施設を整備した場合）や単独計画（各町単独でごみ処理施設を整備した場合）よりは充分にメリットがある計画であると考えております。
815	2-5(7) (2)上益城郡 5 町における一般廃棄物広域処理の仕組み及び現状 ①処理施設の現状と取組みの方向性 平成 28 年 4 月に熊本地震が発災し復旧・復興事業のため 5 町の財政が逼迫し、「巨額の費用が必要となる」廃棄物処理施設の建設が困難な状況に陥ったと説明されている。 「巨額の費用」とは一体いくらなのか。具体的な数字を明らかにすべきである。建設費用がかからないにしても、数十年にわたり一般ゴミの処理を民間企業に委託することになれば、委託費用が発生する。その費用も明らかになっていない中、実際に費用の軽減ができるのか否か判断することができないまま計画が進められることに、大きな違和感を感じる。	従来計画の施設整備に係る事業費の試算は約 156 億円程度で、国からの補助金等を除いても上益城郡 5 町で約 72 億円程度の負担が必要であると聞いております。ただし、この費用には整備予定であったし尿処理施設の費用が含まれていないこと、また、近年の物価高騰の影響を考慮すると、負担額はさらに高くなるかと思います。 本事業スキームでは、施設の建設費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町に建設費をご負担いただくことはありません。 上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用となります。 今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民のみなさまへの啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。 ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。 一般廃棄物の委託費（処理単価）は、各自治体と当社の間で締結する処理委託契約に規定するため基本的に変動はありません。ただし、著しい物価変動により、委託費（処理単価）の見直しが必要になるケースも考えられることから、スライド条項を設けることになります。 現時点で施設の建設費が決まっていないことから、処理単価を算出、公表することはできませんが、少なくとも従来計画（上益城郡 5 町でごみ処理施設を整備した場合）や単独計画（各町単独でごみ処理施設を整備した場合）よりは充分にメリットがある計画であると考えております。
816	2-9(11) 表 2.2.2　取り扱う廃棄物の種類 ・リサイクル施設では産業廃棄物として、廃プラスチック類や金属くずを扱うことになるが、これらの施設からは有害な化学物質が漏れ出ていくことになる。汚染が外部に漏れないような対策を示してほしい。 また、これらの施設では爆発事故や火災事故が多発している。事故が起きた時の対処はどうするのか。近隣に被害を広げないためのマニュアルを示してほしい。	リサイクル施設（破砕選別施設）から、有害な化学物質が発生することはありませんが、廃棄物は建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積込作業を行うことで、周囲への粉じん等の飛散を防止します。 建築基準法や消防法に基づき、建築物は防火構造とすること、消火器や消火栓、放水銃等の消火設備を適切に設置しております。 万が一、廃棄物の火災事故が発生した場合は、それら消火設備による適切な消火活動や、消防署による消防車両（ポンプ車）での消火活動により、鎮火できると考えております。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。

表 6.1-2 (257)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
817	・堆肥化施設では産廃の汚泥や廃油を扱うことになるが、産廃の廃油は機械油などであり、有害物質が混入している危険がある。その可能性をどうやって排除していくのか。有害物質が混入しているかの検査体制、混入していた場合の対処方法を示してほしい。	堆肥化施設では、食品廃棄物由来の汚泥や廃油を扱いますので、機械油が含まれることはありません。 廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
818	・特別管理産業廃棄物(医療系可燃廃棄物)はどの病院の何が来るのか、はっきりさせてほしい。万が一の事故等で感染性病原菌などが環境に出てしまった時の対処はどうなるのか。対処マニュアルを示してほしい。 遠くから搬入の場合は、運搬の途中の交通事故等の危険性とその対処法も考慮すべきだろう。	廃棄物処理委託契約は民民契約であり、個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、病院や医療機関などで、あらかじめ専用ボックスに入れ、蓋をした状態で（蓋を開けずに）運搬・処分を行います。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設け、室内温度を15℃以下に保ち、厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。 また、専用の投入口に繋がる搬送コンベヤへの投入は人の手で行うことから、目視により専用ボックスの破損や漏れがないかの確認を行います。 万が一、事故を起こした場合は、原因究明とともに再発防止策を関係者で共有するとともに、当該車両が所属する会社に対して、責任をもって対処するように要請いたします。当該車両が当社の車両であれば、当社（出資企業を含む）が責任をもって対処いたします。

表 6.1-2 (258) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
819	2-14(16) 2.2.5 主要な施設及び設備の概要 (1)廃棄物処理・エネルギー回収フロー 「エネルギー回収施設では、廃棄物の処理に伴い生じる化石燃料を使用しない非化石エネルギーとなる電気や熱を地域の必要とする企業等で利活用する」とあるが、そもそもここに発電施設を作る必要はないのである。必要とされるのは一般ゴミ80トン/日のゴミ処理施設であり、巨大焼却施設は必要とされていない。しかも、143ページにある一般廃棄物の処理状況の数字で実際に計算してみると(25566 トン/年÷365)一般ゴミは約 70 トン/日である。 資源の有効活用が謳われ、地球温暖化、すでに沸騰化とも言われる時代に、ただの焼却施設では社会的に認められない。エネルギー回収施設であると主張するために発電を行うことになるが、エネルギーの地産地消による地域振興とはどういう意味が不明である。 「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」によれば、エネルギー回収率(発電効率と熱利用率の和)は 26.0%相当以上となっている。たった26%を回収するだけで、残りの74%は廃熱として環境に出て行くのだ。 今年の夏も各地で40度近くの異常な高温に見舞われ、線状降水帯、超大型台風や竜巻など異常気象の被害も相次いでいる。地球温暖化から地球沸騰化と言われる今日、このようにゴミを焼却処理することで地球環境へ負荷をかけることはもうやめるべきだ。	エネルギー回収施設（焼却施設）で取り扱う一般廃棄物の平均取扱い計画量約 80ｔ/日は、方法書 143 ページの表3.2-18に記載した直接焼却量の上益城郡5町の合計 22,233ｔ÷280 日（上益城管内の 3 施設の平均年間稼働日数）で算出しております。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。 エネルギーの地産地消による地域振興とは、施設で発電した電力や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げる取り組みを指します。 焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 エネルギー回収率は、廃棄物からどれだけエネルギーを回収できるのかを表すものになりますので、「回収できなかったエネルギーを排熱として放出している」という指標ではありません。

表 6.1-2 (259) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
820	2-14(16) 〈廃棄物の受け入れ、処理に当たっての維持管理〉 「許可品目であるかどうか、処理可能物であるかどうか、必要に応じて計量証明書や WDS(廃棄物データシート)並びに SDS(安全データシート)等によりあらかじめ確認を行う」とあるが、このような書類上の審査で、実際に入ってくるものを本当にチェックできるのか。 産廃を受け入れる段階で、マニフェスト(産業廃棄物管理表)に記載された内容と相違がないか「目視確認」を行うというが、まず第一にマニフェストが形骸化しているというのは周知の事実である。 また、有害化学物質の混入、放射能汚染など見ても分からない。どんな方法で確認するのか明らかにしてほしい。 例えば検査室を設けて検査するにしても、ダイオキシンや重金属などその場ではすぐに結果が出ないもののチェックはどうするのか。 業者の伝票を信用して埋めてしまうと、後になって見つかった時はもう遅い。 埋めてしまったら、検査もできない。 検査結果が判明する前には埋め立てしないという取り決めをする必要がある。 また、行政が立ち入り検査をできる取り決めが必要だ。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者(排出事業者)と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認(一次チェック)した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票(産業廃棄物管理票)に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認(二次チェック)を行います。 リサイクル施設(選別破砕施設)、堆肥化施設、エネルギー回収施設(メタン発酵施設)においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際(廃棄物を車両から土間に荷下した際)に展開検査(三次チェック)を実施します。 なお、エネルギー回収施設(焼却施設)においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。また、本事業では、事業計画地内に最終処分場は建設しませんので、事業計画地内での廃棄物の埋立は行いません。 また、廃棄物処理法第 19 条の規定により、自治体には立入検査の権限が設けられています。
821	2-24(26) 2.2.7 設備機器の配置 一般ゴミの処理施設を作るために上益城広域連合が土地を買収するにあたって現地住民とした約束では、焼却施設との距離は最低 100 メートル開けるというものであった。ところが、2.2-10 土地利用計画図を見ると、この計画では一番近い民家との距離は 100 メートルもないと見える。これは信義則違反ではないか。また、機器の配置なども住民と相談しながら決めるということだった。建設の主体が変わったからといって、買収時の約束を反故にすることは許されない。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
822	2-28(30) 2.2.8 給排水計画 (1)給水計画 この施設では約 250 トン/日の地下水を使うことになっているが、涵養については上益城郡 5 町と協議を行った上で決定するとある。上益城 5 町とはどういう形で協議を行うのか。各町と個別にするのか。具体的な方法も示していないので、効果的な涵養ができるかどうか判断できない。具体的な方法を示すべき。	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量(10 割)を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t/日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t/日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。

表 6.1-2 (260)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
823	(2)排水計画 ・完全クローズドシステムなので「施設からの排水はない」とあるが、これまで完全にクローズドで運転できている施設はあるのか。具体例を示してほしい。 場内床洗浄や車両洗浄に使った水もエネルギー回収施設で炉内噴霧するということだが、炉内噴霧すれば当然炉内の温度は下がるはず。水量が多くなればダイオキシンの発生を抑制する 800 度以下に下がることも考えられるのではないか。 完全クローズドシステムにするというなら噴霧水量と炉内温度のシミュレーションなども示すべきだろう。 また、場内床洗浄や車両洗浄に使った水には有害物質が含まれているはずである。噴霧することによって、有害物質を大気に拡散させることにもなる。どの程度の影響があるのかも試算するべきだ。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。敷地内に降った雨水のみを公共用水域に放流する計画であることから、排水処理施設は設置しません。 調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 炉内の燃焼ガス温度は中央操作室の制御モニターにて常時監視しておりますので、燃焼ガス温度が800℃未満にならないように炉内噴霧量を調節しながら運転管理を行います。万が一、燃焼ガス温度が下がる兆候が見られた場合は、炉内に重油を吹き込んで 800℃以上を確保します。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果を記載しました。
824	・「敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流」とあるが、敷地内に降る雨には煙突から出た有害物質が溶けている。雨水もきちんと測定し、安全性を確認してから放流するべきである。 また、近年頻繁に起こる線状降水帯による豪雨の折にも、流量を調整できるだけの調整池を用意できるのか。予想外の豪雨の場合には放流を余儀なくされることは想像に難くない。調整池の水も必ず測定して汚染の有無を確認するべきである。そのため、排水浄化設備を備える必要がある。クローズドシステムだといい、これを作らないことで建設費の削減を図っているのではないか。 また、調整池管理マニュアルを作成すると思うが、トラブルの場合の対処方法など公表すべきである。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。敷地内に降った雨水のみを公共用水域に放流する計画であることから、排水処理施設は設置しません。 調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 調整池の設計に当たっては、都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に則って、適切に設計・施工します。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。

表 6.1-2 (261) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
825	2-36(38) 2.2.11 環境保全対策 (1)大気質 ・集じん機としてバグフィルタを採用するとあるが、バグフィルタの破損事故が多発しているという。 破損がすぐに認識されるのか。どのような方法で認識するのか。 破損したフィルタはすぐに交換しないと環境中に煤塵や有害物質が漏えいすると思うが、破損した時の対策はどうするのか。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。
826	・排ガス中のダイオキシン類対策として、800 度以上で燃焼するというが、200 度に急冷したのち再合成するダイオキシン類はどの程度か、具体的な数字で表してほしい。「わずか」だけでは分からない。そして再合成したダイオキシンがバグフィルタに付着して目詰まりを起こすことがあるという。それをどうやって除去するのかも明らかにしてほしい。	排ガス中のダイオキシン類濃度は、0.05ng-TEQ/m^3_N 以下（自主基準値）になるように運転管理を行います。 ※濃度は、乾きベース、酸素濃度 12%換算値 ※自主基準値は、超過時には排ガス物質に応じた安定操作や臨時の現場確認・点検を実施するための運転管理基準 バグフィルタ内に設置したろ布の上部から圧縮空気を瞬間的に噴射することで、パルスジェット気流をつくりだし、ろ布の表面に付着した微粒子を払い落とします。払い落とした微粒子は、飛灰として回収します。
827	・排ガス中のダイオキシン類は法規制に基づいた測定は年 1 回ということだが、それでは排ガス中のダイオキシン類の日常的な濃度は測定できない。もし何らかの原因でダイオキシン類の濃度が異常であっても、すぐに感知できなければ環境中にダイオキシンをばらまくことになる。 現在では、AMESA という常時監視装置が開発されており、EU やアジアなど海外では常時監視装置を義務付けられている国も多いという。 事業者が近隣住民の信頼を得る企業であろうとするなら、事故や故障の折に少しでも早く対策をとれる方策として、AMESA の導入を考えるべきだ。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (262)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
828	2-38(40) (5)地下水 地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めるというが、具体的な方策について示してほしい。涵養対策については、今後 5 町と協議を行った上で決定するとあるが、十分な涵養対策が取れるかどうかはこれでは判断できない。また、施設からの漏えいなど、なんらかの原因で土壌が汚染されれば、雨水が染み込むことにより地下水を汚染する。地下水汚染の対策をどうするのか?	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t /日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t /日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。 汚水配管の設備不良による事故を防止するため、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。 プラントエリア内については、外周部に排水溝を設け、集水して汚水ピットに流入する計画であることから、万が一、汚水配管が破損した場合は、汚水ピットに流入させ、適正に処理することで外部への流出を防止します。また、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、地下水については影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 なお、地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
829	2-39(41) (8)交通 ・一般道では、地元車を優先し、通学時間帯への配慮を徹底するというが、片側一車線の農道で、地元車を優先とは具体的にどうするのか。その方策を示してほしい。通学時間帯への配慮とは、通学時間帯には廃棄物の搬入を避けるのか?もしそうすれば、他の時間帯に搬入車両が集中し、渋滞が起きる可能性もある。事業区域内に搬入車両の待機スペースを十分に確保するといっても、そこに至るまでのルート上での渋滞対策にはならない。	事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。 御船町（教育委員会や七滝中央小学校）や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。
830	・災害が発生した場合など、通常より多量の廃棄物を搬入することになると思う。そういう場合は、地元車や通学時間への配慮などはしていられないのではないか。 また、近年多発している豪雨災害で土砂崩れなどが起きれば、廃棄物の搬入もままならないことになる。そうした場合、毎日平均 700 トンもの大量の廃棄物が行き場を失うことになるが、そのような場合の対処はどのようにするのか?	事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。 御船町（教育委員会や七滝中央小学校）や地元地区からのご意見もいただきながら、災害廃棄物を受け入れる際の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。 建築物の建設にあたっては、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を行う必要があります。また、土地の造成にあたっても、盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害を未然に防止します。

表 6.1-2 (263)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
831	(9)安全 一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会の調べによれば(産業廃棄物処理施設事故事例調査報告書)資源化施設(破砕)や焼却処理施設で多くの火災や事故が起きている。本施設を建設する大栄環境は、たくさんの産廃施設を有する企業と聞いているが、自社施設において火災や爆発事故の事例があるか。あれば、その原因は何か?また他社の同種の施設での事故例を列挙し、その対策を調査して明示してほしい。施設周辺や労働者への被害を最小限にするために、どのような対策をとるか、明らかにしてほしい。 「防災マニュアルを整備し」とあるが、その中身を明らかにするべきだ。 「施設や設備機器の維持管理点検やメンテナンスを適切に実施することで、事故等の発生の防止に努める」とあるが、これまでに産廃施設で起きている事故・火災を分析し、未然に防止するための具体的な方策を示してほしい。	火災や爆発リスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。 近年、廃棄物処理施設においては、リチウムイオン電池が原因による火災事故が多発しております。その対策として、火花や火、煙を AI 画像認識技術により瞬時に検知して、警報設備や消火設備と自動連動させることで、火災の延焼を防止しております。
832	第 3 章対象事業実施区域及びその周囲の概況 全体に、ほとんどの図や表が配慮書と同じものである。参照している年度が配慮書と変わっても、文献のみの調査であることは変わらない。 配慮書は文献調査だが、方法書の段階では実地調査をするのではなかったのか。苦情の内訳や内容など多少詳しい記載があっても、文献調査だと思われる。 このままずっと文献調査で済ますつもりか、疑わざるをえない。 また、本文も配慮書と同じ箇所が多い。 同じ文献を使って同じ結果を掲載するなら、配慮書と方法書の違いは何か?	方法書は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（環境影響評価項目、調査、予測及び評価の手法）をお示しするものであり、現地調査結果は準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載しています。 配慮書は事業計画の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項の検討結果をお示ししたものとなります。 既存資料調査については、全ての項目について最新の資料をもとに準備書を作成しました。
833	3-3(45) 3.1 自然的状況 3.1.1 大気環境の状況 (1)気象の状況 第 3 章では文章も配慮書と同じ箇所が多いが、ここでも配慮書の記載と同じである。近年、温暖化の影響と思われる豪雨被害や気温上昇などの異常気象が続く中、年々降水量や平均気温も上昇していると思われる。にもかかわらず昨年作成された配慮書と同じ内容が記載されるとは、調査が不誠実としか思えない。	方法書は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（環境影響評価項目、調査、予測及び評価の手法）をお示しするものであり、現地調査結果は準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載しています。 配慮書は事業計画の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項の検討結果をお示ししたものとなります。 既存資料調査については、全ての項目について最新の資料をもとに準備書を作成しました。
834	3-16(58) (3)地下水の状況 ②湧水の状況 対象事業区域内およびその周辺には表 3.1-13 に示された代表的な湧水は存在しないとしても、地域で昔から住民が大事に使ってきたたくさんの湧水がある。 環境省の HP を見ても地域の湧水までは載っていない。 実際に地域を歩いて、地元の湧水を調査してみるべきだろう。	方法書においては、地域の概況として、既存資料調査をもとに把握できた内容をお示ししています。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。なお、調査地域は対象事業実施区域から約 1km の範囲を基本としました（方法書において既存資料をもとにした事前検討結果（影響半径約 700m）から設定）。

表 6.1-2 (264) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
835	3-42(84) ③植物の重要な種 対象事業区域内およびその周辺で確認された重要な種は、109 種とあるが、選定基準としている法令、資料は配慮書と同様なのに、配慮書では 104 種となっていた。同じ資料を使っているのに種の数が変わったのはなぜか? その理由を明らかにしてほしい。 配慮書は文献をもとに作成しているとされているが、不正確だったのではないかという疑いを持たざるをえない。 (第 5 章で 2022 年の上野・吉無田保全活動事業の一環として 2022 年に実施された植生調査で希少種が発見されたことが一般意見として述べられている。それを反映して 109 種としたのであろうということが分かったが、その事実を 3 章において記載していないのはなぜなのか、改めて疑問に思う)	既存資料調査における植物の重要な種は、ご指摘の調査報告書「御船町 地域連携保全活動計画に基づく希少植物等の基礎調査報告書」の結果を方法書にて反映しました。また、その変更については、方法書第 5 章の表 5.2-1「配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解」に記載しています。
836	3-60(102) 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況 (1)放射線量の状況 「すべての地点において『汚染状況重点調査地域』として環境大臣の指定を受ける値である 0.23μSv/h を下回っている」とあるが、0.23μSv/h を基準にするなどとんでもないことである。 環境省の HP によれば、 ①汚染状況重点調査地域とは、 空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト(μSv/h)以上の地域を含む市町村(平成 23 年 8 月を基準)のうち、法律に基づき、指定されている地域です。 ②この毎時 0.23 マイクロシーベルト(μSv/h)という要件は、その地域における追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト(mSv/年)に当たる放射線量(安全側に立った仮定の下の推計値)です。 ③平成 29 年 3 月末現在、福島県を中心に、全国で 8 県 92 市町村が指定されており、当該市町村が中心となって除染を実施することになっています。 福島原発事故による放射性物質の飛散により汚染された福島県を始め、東北・関東各県の中で、特に汚染のひどい地域で、線量がこれ以上高ければ除染をするべきであるとして定められた基準が 0.23μSv/h である。 日本中が程度の差こそあれ放射性物質で汚染されているが、熊本県は中でも最も汚染が少ないとされる地域である。そこでの基準に「汚染状況重点調査地域」の数値を持ってくるとは、認識を疑わざるをえない。 また表 3.1-29 は空間線量測定結果の表であるが、最高値と最低値の数値が逆ではないか。線量率の見方もわからないものが表を作成したのか。それとも単なるミスか。どちらにしても、認識不足としか言いようがない。コンサルタントのレベルを疑う。	国際放射線防護委員会 2007 年勧告により、平常時に一般の人(子どもを含む)が受けて良い上限は年間 1 ミリシーベルトです。 年間 1 ミリシーベルトを、自然放射線量を含む時間当たりに換算すると、0.23 マイクロシーベルト/h となりますので、0.23 マイクロシーベルト/h 以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。 地域概況における記載は 1 つの目安として、国の基準をお示ししたもので、これ以上厳しい基準は国内で示されていません。 なお、計画施設において、放射性廃棄物は取り扱いません。 方法書に記載ミスがあり、お詫び申し上げます。

表 6.1-2 (265)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
837	**（同意見 他１件）** 3-78(119) 3.2,2 土地利用の状況 (1)土地利用の概況表 3.2-9 周辺町の地目別土地利用面積の数字と次ページの図 3.2-8 周辺町の地目別土地利用面積の割合の円グラフの数値が合っていない。このグラフは配慮書で使用されていたグラフである。 表と図の数値が別など、報告書、企画書など事業で参照するべき書類としてあり得ないことである。 あまりにも杜撰で言葉を失う。コンサルタントの信用性を疑う。	ご指摘のとおり、グラフのデータが平成 31 年の値を用いて作成しており、表のデータと異なる記載ミスがありましたので、お詫び申し上げます。 準備書において最新の資料をもとに図表とも修正しました。
838	3-86(128) 3.2.3　河川、湖沼及び地下水の利用の状況 (1)河川の利用状況 ②上水道 表 3.2-10 上水道の普及現況 この表は配慮書に掲載されている表と同じである。3-61(103)では社会的状況として令和 4 年の各町の人口を掲載しているが、人口はこの表の数字とは異なっている。 同じ書類の中で、同じ町の人口を示す数字が違うなどあまりにも手抜きとしか思えない。上水道の普及率を調べるなら、現実の数字を調べなくては意味がない。	各種統計資料の公表時期が異なるため、その中の数値が異なることがあります。ご指摘の上水道の普及状況に用いた資料（熊本県の水道）の更新時期は、令和 5 年 10 月 20 日であり、かつ、当該資料における集計時点が 3 月 31 日現在なので、人口の統計値とは異なってきます。
839	3-94(136) 3.2.4 交通の状況 表 3.2-14 対象事業実施区域の周辺の交通量は平成 27 年度の交通量調査である。現在令和 5 年度の調査をするべきだろう。交通量まで文献調査で済まそうとするとは、あまりにもお手軽に過ぎないか。実地調査が絶対必要である！	3.2.4 交通量の状況に示した結果は、国土交通省が実施した道路交通センサスの調査結果です。 主な搬出入ルートとなるマミコゥロードにおける交通量は、方法書に示した方法により現地調査を行い、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果　8.17 安全（交通）」に調査の結果を記載しました。
840	3-97(139) 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況 (4)住宅等の状況 「住宅等は対象事業区域の北側に分布している」とあるが、確かに多くの住宅は北側にある。だが 26 ページの図 2.2-10 で分かる通り、道路を挟んだ東側にも住宅が存在しており、北側の一番近い住宅と同様、焼却施設から 100 メートル以内の近傍にある。このように民家の近くに焼却施設を設けることが許されるのか。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。 各環境影響評価項目の調査、予測及び評価に当たっては、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、対象事業実施区域周辺の住居等の保全対象に十分配慮して実施しました。

表 6.1-2 (266) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
841	3-101(143) 3.2.7 廃棄物の状況 (1)一般廃棄物の処理状況 令和 3 年度の一般廃棄物の処理状況で 5 町の処理量を合計してみると 25566 トンとなる。これを 365 日で割ると、約 70 トン/日となる。 5 町の一般ゴミは 70 トン/日である。人口も減少しており、また御船町、甲佐町など資源ごみの分別収集を行っていない自治体が分別をすれば、一般ゴミの量は減少すると考えるべきである。 何のために 400 トン/日ものゴミ焼却施設を作る必要があるのか。上益城郡には計画されているような巨大産廃処理施設は不要である。	エネルギー回収施設（焼却施設）で取り扱う一般廃棄物の平均取扱い計画量約 80ｔ/日は、方法書 143 ページの表 3.2-18 に記載した直接焼却量の上益城郡 5 町の合計 22,233ｔ÷280 日（上益城管内の 3 施設の平均年間稼働日数）で算出しております。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。
842	3-122(164) ②騒音 (a)自動車騒音の要請限度 方法書では「対象事業実施区域及び周辺の自動車騒音に係る要請限度の区域区分は c 区域に指定されている」とあるが、配慮書では「区域の区分は指定されていない」となっていた。欄外の備考によれば「区域とは都道府県知事が定めた区域をさす」とある。配慮書から方法書の段階までの間に熊本県知事が区域を指定したということか。説明会ではこのことについての説明はあったのか。静かな中山間地域として存在してきた上野地区にとっては大問題である。 シムファイブスの説明会資料によれば、「騒音・振動・低周波音に係る影響が実行可能な範囲内で回避または低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価する」となっているが、「実行可能な範囲内で」という条件ではなく「十分な環境保全がなされるか否か」により判断すべきである。「適正」とはどういうことか、明らかにすべきであり、それが実行不可能であれば、事業は撤退すべきである。 また騒音・振動・低周波音(調査)は 24 時間×2 回、道路交通騒音・振動については平日に 1 回、地盤卓越振動数については 1 回、交通量については 24 時間×1 回とある。曜日や天候・季節等によっても交通の状況は様々に変化するはずである。たった 1 回や 2 回の調査で済ますのはあまりにも安易である。	自動車騒音の要請限度の区域の区分については、配慮書の記載に誤りがあったため、方法書で修正しました。 熊本県環境影響評価技術指針に準拠し、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討します。 騒音、振動、低周波音については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.2 騒音、8.3 振動、8.4 低周波音」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 騒音、振動の調査時期は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている調査時期を参考として、平日に 1 回としました。調査時期は、年間の平均的な状況が把握できる時期として秋季に実施しました。また、低周波音調査も騒音に準じて実施しました。 交通量の調査時期は、国土交通省や都道府県等が連携して実施している全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）を参考として、年間の平均的な状況が把握できる時期として秋季に 1 回実施しました。

表 6.1-2 (267) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
843	3-124(166) (b)特定工場等において発生する騒音の規制基準 対象事業実施区域及びその周辺は特定工場等において発生する騒音の規制基準の第 3 種区域が適用される。 表 3.2-33(1)騒音規制法の規制対象となる施設(特定施設)及び特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(御船町・益城町・嘉島町・甲佐町・山都町)は配慮書にはなかった表だが、この表中のどんな作業が騒音として予想されるのか示してほしい。シムファイブスの説明会資料によれば、工事や施設の稼働に伴う騒音・振動・低周波音についての各種予測方法が記載されているが、方法書にはその説明はない。 それぞれの方式を具体的に説明し、それぞれどの程度の騒音・振動・低周波音が生じるか予測を示し、環境基準、規制基準、参考値等と予測結果との整合性を評価するばかりではなく、日常的に被害を被る地域住民との協議を行って、了承を得るべきである。	騒音、振動、低周波音については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.2 騒音、8.3 振動、8.4 低周波音」に予測・評価の結果を記載しました。予測条件に騒音等の発生源となる設備機器をお示ししています。 評価の手法は、環境基準や規制基準等、国または地方公共団体による基準との整合性を検討するとともに、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかについても評価しました。
844	3-127(169) (c)特定建設作業において発生する騒音の規制基準 対象事業実施区域及びその周辺は第 1 号区域が適用されるとあるが、ここで規制される基準値は 85 デシベル以下となっている。 環境省の HP から「騒音の目安について」(出典「全国環境研協議会騒音調査小委員会」)を見ると、80-90 デシベルの騒音はゲームセンター店内～パチンコ店内(地方都市・山村部用)のレベルであると示されている。山間の戸建て住宅では夜間 30 デシベル、昼間でも 40 デシベル程度であり、田畑でも 40 デシベル程度であると示されている。御船の上野地区はまさに地方都市・山村部であり、静穏な生活が保障されるべきである。 工事期間は相当の長期にわたるが、その間地域住民は騒音被害を被ることになる。環境基準、規制基準、参考値等と予測結果との間の整合性を評価するばかりではなく、地域住民にしっかりと事実を伝え、協議を行って了承を得られるまで工事を開始してはならない。	特定建設作業に伴う騒音の規制基準は、騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例で定められています。 特定建設作業に伴う騒音を評価する値は、変動騒音の場合は、測定値の 90%レンジの上端値 (L_{A5}) であり、評価地点も工事敷地境界となるため、騒音の目安で示されている平均的な騒音と単純に比較できません。 近傍の保全対象 (住居) における騒音については、建設機械の稼働時間を考慮して等価騒音レベルを予測して、騒音の環境基準と比較して評価を行いました。 騒音については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.2 騒音」に、予測・評価の結果を記載しました。

表 6.1-2 (268) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
845	3-131(173) ③振動 (a)道路交通振動の要請限度 (b)特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 どちらも対象事業実施区域及びその周辺は、第2種区域に指定されている。 環境省水・大気環境局自動車環境対策課作成の「道路交通振動マニュアル」(2022年6月作成)によると「第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域を言う」 「第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域」「第2種区域:住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域」となっている。 御船の上野地区はこれまで工業等の用に供されている区域であったとは思えない。山間の住宅地として住民は静かな環境を享受してきた。 このような地域が第2種区域と指定されていたことを住民は認識していただろうか?不思議である。 なお、表3.2-7の道路交通振動の要請限度欄外の備考には誤字・脱字があって意味の通らない文章となっている。コンサルタントの猛省を促したい。	振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度並びに特定工場等において発生する振動の規制に関する基準の区域の区分は、「振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準」(平成21年4月7日熊本県告示第345号)並びに「振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分」(平成21年4月7日熊本県告示第347号)により定められています。これらの告示によると、第二種区域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の他に、用途地域以外の地域も該当します。 なお、評価の手法は、環境基準や規制基準等、国または地方公共団体による基準との整合性を検討するとともに、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかについても評価しました。 表3.2-37の備考欄において、ご指摘のとおり変換ミス、重複がございましたので、お詫び申し上げます。当該箇所については、準備書において修正しました。
846	4-6(208) 4.3計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 4.3.1大気質 (1)調査 ③調査地域環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針によれば、時間当たり5トンで煙突実体高59m、12トンで80mである。その調査対象地域はそれぞれ6km、8kmとなっている。 本事業は毎時約9トン/炉の焼却能力(処理能力220トン/日×2)があるので、煙突の実体高は少なくとも70～80mが必要と考えられ、その調査対象地域は少なくとも7～8kmは必要である。 配慮書での調査地域を半径4kmとして文献調査、予測式による想定で計算結果を示しているが、実際に排ガスがどこまで広がるかは、実地調査をしなくては分からないはずである。御船町、益城町の2町のみならず、甲佐町や山都町にまで影響が及ぶことは十分考えられる。実地調査では最低でも半径7～8kmに範囲を広げて調査するべきである。	環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている施設規模に応じた調査対象地域はあくまでも設定例であり、同表の注に示されているように最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定するとなっています。配慮書における大気質の予測結果(排気筒から約700m)をもとに、概ね2倍の距離を見込み、半径1.5kmを調査地域としています。また、同表中の施設規模等の時間当たりの処理量と煙突実体高も例示に過ぎません。

表 6.1-2 (269) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
847	④調査結果 b)主要な発生源の状況 「主要な発生源は」とあるが、これは a)の最後に記載されている光化学オキシダントのことを指すと考えられる。その主要な発生源が「県道 221 号及びマミコゥロードを走行する自動車による排出ガスが挙げられる」である以上、搬入道路としてマミコゥロードを使うことにより、ますます地域の大汚染物質濃度が悪化することは確実である。十分な実態調査を行うよう求める。	大気質については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に調査、予測・評価の結果を記載しました。
848	6-3(279) 第 6 章対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 表 6.1-3(1)環境影響評価の項目の選定又は非選定とした理由 ・水の汚れ、地下水の水質について「施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとすることから影響はない」が「地域住民の関心が高いため、調査のみ行う」となっている。 2.2.8 給排水計画でも述べたように、完全クローズドシステムが機能するかは疑問であるし、雨水の汚染も十分に考えられる。調査のみではなく、環境影響評価項目として選定すべきである。	廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、影響要因には含みませんが、調整池からの放流先河川及び対象事業実施区域及び周辺の井戸において水質調査を実施し、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.6 水質、8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
849	・放射線の量「放射性物質は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定しない」とあるが、放射性物質により汚染されているものが持ち込まれる可能性がある。汚染されているかどうかをどうやって判断するのか。持ち込まれてしまってからでは取り返しのつかないことになる。検査方法、対処の方法を明らかにするべきである。	計画施設において、放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定していません。 廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。

表 6.1-2 (270)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
850	7-1(351) 第 7 章　事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容 7.2.2 排気筒の高さに関する検討の経緯 ここでは「第 1 案の 35m を採用する」とある。 第 4 章でも指摘したが、環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針によれば､時間当たり 5 トンで煙突実体高 59m、12 トンで 80m である。その調査対象地域はそれぞれ 6km、8km となっている。 本事業は毎時約 9 トン/炉の焼却能力(処理能力 220 トン/日×2)があるので、煙突の実体高は少なくとも 70～80m が必要と考えられ、その調査対象地域は少なくとも 7～8km は必要である。 煙突が低ければ、排気に含まれる有害化学物質は近隣に降下することは明らかである。文献上で規制基準に適合していたとしても、規模が大きくなれば有害化学物質の総量も増えるはずである。できるだけ近隣に対する環境を保護する観点でいえば､排気筒は高い方がいいと考えられる。そのために環境省の指針があるのではないのか。煙突の高さを景観を中心に決定するなど、環境保護の観点から不適切である。	環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている施設規模に応じた調査対象地域はあくまでも設定例であり、同表の注に示されているように最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定するとなっています。配慮書における大気質の予測結果（排気筒から約 700m）をもとに、概ね 2 倍の距離を見込み、半径 1.5km を調査地域としています。また、同表中の施設規模等の時間当たりの処理量と煙突実体高も例示に過ぎません。
851	8-1(353) 第 8 章 第 7 章での指摘と同様、大気質の影響範囲が 1.5km であるとは考えにくい。文献上の計算ではなく、実際に測定して影響範囲を調査すべきである。 また､地下水の動態は不明のことが多い。これも文献上の試算により影響範囲は約 1km と想定されているが、汚染されてしまえばその広がりは予想ができない。地下水についても､その実態を調査すべきである。	大気質については、配慮書における大気質の予測結果（排気筒から約 700m）をもとに、概ね 2 倍の距離を見込み、半径 1.5km を調査地域としています。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果を記載しました。 地下水の影響範囲とした約 1km は、揚水に伴う地下水位への影響を把握する範囲としてお示ししています。地下水の水質については、施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 なお、地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (271)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
852	5-41(241) 第 5 章計画段階配慮書についての意見と事業者の見解 5.1 計画段階配慮書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解 5.1.2 熊本県知事の意見についての事業者の見解 以下、事業者の見解について、意見を記す。 〈全体事項〉 ・全般「エネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成」において「全国のモデル事業となるよう努めること」という知事意見だが、その意義やエネルギー回収について詳細に説明されてはいない。エネルギー回収施設とは、エネルギーの何%を回収できる施設のことなのか。その定義が示されていない。また「地域循環共生圏」という言葉で何か良いもののような印象付けを行っているが、その具体的な中身が示されていない。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 地域循環共生圏とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指しております。

表 6.1-2 (272)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
853	**（同意見 他１件）** ・交通　静かな山里に暮らしてきた住民たちにとって、片道 330 台(往復 660 台)もの大型を含む通行車輌の増加は、日常生活に大きな変化をもたらす。排気ガスや騒音・振動、交通事故の危険などが大幅に増加すると考えられる。これらを回避できる適切な環境保全措置とは何か。調査も一回や二回ではなく、年間を通して頻繁に行うことを求める。	騒音、振動の調査時期は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている調査時期を参考として、平日に 1 回としました。調査時期は、年間の平均的な状況が把握できる時期として秋季に実施しました。 大気質の調査時期は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている調査時期を参考として、年間 (4 季) を通した変動が把握できる時期として、4 季に各 1 週間実施しました。 交通量の調査時期は、国土交通省や都道府県等が連携して実施している全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）を参考として、年間の平均的な状況が把握できる時期として秋季に 1 回実施しました。 大気質、騒音、振動、安全（交通）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質、8.2 騒音、8.3 振動、8.17 安全（交通）」に環境保全措置を記載しました。
854	**（同意見 他１件）** 〈大気環境〉 ・低周波音　「適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避または低減できるよう努め」るとあるが、当たり前のことを述べているにすぎない。どのようにして環境保全に努めるか、具体的に示すべきである。	低周波音については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果　8.4　低周波音」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
855	**（同意見 他１件）** ・大気質　一般廃棄物 80 トンの処理(実際は 70 トンで、分別すればさらに減量)による排ガスに比べ、400 トン以上の焼却による排ガスは総量がとてつもなく増大する。濃度規制ではなく、総量規制として排ガスによる環境汚染を防ぐべきである。	計画施設の稼働に係る大気質については、排出ガス量も踏まえて詳細な予測を行っています。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
856	**（同意見 他１件）** 〈水環境〉 ・排水計画　完全クローズドシステムは完璧なのか。焼却施設で噴霧処理するというが、使用水量とそれを炉内に噴霧した場合の炉内温度のシミュレーション、また、それによる排ガスに含まれる有害物質の変化等、詳細な予測を示すべきである。それが示されなければ、クローズドシステムが可能であるとは言えないだろう。 さらに雨水については触れていないが、まさか雨水を全て炉内噴霧処理はできないだろう。施設の敷地内及び周辺に降る雨には煙突から出る有害物質が溶けている。雨水を検査も浄化もせずに調整池で流量調節のみして公共水域に放流する方針は無謀と言わざるをえない。排水処理施設を作って、雨水も有害物質の測定、浄化を行うべきである。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。敷地内に降った雨水のみを公共用水域に放流する計画であることから、排水処理施設は設置しません。 調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 炉内の燃焼ガス温度は中央操作室の制御モニターにて常時監視しておりますので、燃焼ガス温度が 800℃未満にならないように炉内噴霧量を調節しながら運転管理を行います。万が一、燃焼ガス温度が下がる兆候が見られた場合は、炉内に重油を吹き込んで 800℃以上を確保します。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果を記載しました。

表 6.1-2 (273)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
857	**（同意見 他１件）** ・地下水　地下水量や周辺井戸への影響については調査、影響回避について言及されているが、問題は水量のみではない。施設の敷地内及び周囲の土壌は、雨水に含まれる有害物質により汚染される可能性がある。さらに土壌に染み込んだ雨水により地下水も汚染される可能性があることを認識し、地下水質の検査も定期的に行うような計画を立てるべきである。地域周辺住民たちが日常的に利用している湧水が多く存在するので、重要な問題だと思う。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。敷地内に降った雨水のみを公共用水域に放流する計画であることから、排水処理施設は設置しません。 地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡５町と協議の上、決めていきたいと考えております。
858	**（同意見 他１件）** 5-9(249) 5.2.2 一般の意見の概要についての事業者の見解 「提出された意見には、同じ内容のものや同じ趣旨のものが複数あったことから、それらはひとつに集約した上で、意見の概要として掲載」したとあるが、住民からの意見には、同じように見えても様々ニュアンスの違いがあったはずである。事業者が勝手にひとつにまとめることはおかしいのではないか。 このまとめ方が適切であったかの判断を誰が下しているのか。これは環境アセスメントの法の精神に違反しているのではないか。 全意見の公表を求める。その上で、どれとどれを同一意見としてまとめたのかを示すべきであろう。こんなまとめ方は納得できない。	準備書においては、全ての方法書への意見書について原文のまま記載し、全ての意見に対する事業者の見解を記載しました。

表 6.1-2 (274) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
859	表 5.2-1(1)方法書について述べられた一般の意見の概要以下、事業者の見解に対しての意見を示す。番号は表の番号に同じ。 1 なぜ一般ゴミ処理施設の計画が巨大産廃処理施設計画に変更されたのか、その経緯が明らかでない。説明会で事業計画の説明をしても、経緯の説明にはならない。上益城郡 5 町の広域連合で進めていた一般ゴミ処理施設計画の変更を、どこで誰が決定したのか?各町議会で審議された記録はない。大きな予算措置を伴うはずの計画が議会の審議も経ずに決定されているのは大問題である。この決定に関わったはずの広域連合議会では議事録の公開もされていないし、ほとんど論議もされていない。一体誰が決めたのか、覚書を締結というが、どのような内容なのか住民に明らかにしていくべきである。 また、知事意見(大気質)に対して「施設等の配置の状況を踏まえて」「影響が最小限になるように取り組む」とあるが、焼却施設から 100m 以内に民家が存在する。地権者から広域連合が土地を買収する時の約束として、施設は住宅から最低 100m は離すということがあった。民間企業の経営となったとしても、土地買収時の約束は守るべきではないか。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 施設等の配置については、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
860	**（同意見 他 1 件）** 3 施設の稼働状況や経営状況を監視できるように、各町から一部出資ができるというが、出資しないと監視できないのか。出資とは具体的にいくらなのか。出資することにより、どんなことが可能になるのかそれを明らかにするべきだ。それが明らかでない限り、町や議会は出資するべきかを判断できないはずである。	一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としております。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 出資比率が 3%以上の場合は、会社帳簿閲覧の請求権が認められていますので、企業の経営状況を正確に把握することで、経営上の問題点を早期に発見することが可能となります。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えております。 仮に出資がなかったとしても、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しますので、確認は可能となります。

表 6.1-2 (275)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
861	**（同意見 他１件）** 4　エネルギー回収施設の定義が明らかでない。焼却による熱の何%を回収できるのかをはっきりさせて欲しい。地球温暖化を超え地球沸騰かなどと言われる状況の中では、ゴミを分別・再資源化してなるべく燃やさないことが地球環境にとって大事なことだと思う。何のためにこのような巨大焼却施設を作るのか。地域に発電所など必要としていない。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 エネルギー回収率は、廃棄物からどれだけエネルギーを回収できるのかを表すものになりますので、「回収できなかったエネルギーを排熱として放出している」という指標ではありません。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 日本では、平成９年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。

表 6.1-2 (276)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
862	**（同意見 他１件）** 5　上益城郡5町の一般ゴミ処理施設に戻すことも選択肢の一つとして残すべきである。確定された事業でなく、環境アセスメントの結果を踏まえて上益城郡5町で決定するということだが、5町それぞれでの判断になるのか、広域連合議会で決定するのかはっきりしてほしい。環境省は広域的な処理・施設の集約化を推進というが、巨大な施設を作って広域にゴミを集めることが本当に適正な処理を進めることになるのか、その根拠を明らかにすべきだ。建設費や委託料の試算も示されておらず、町にとって本当にメリットのある計画かどうかも判断できない。 施設を大型化して排ガスによる環境の規制基準を厳しくするとも言われるが、基準は濃度規制でなされる。濃度が低くても大型化することにより排ガスの総量が増えることは誰にでもわかることである。 また、これらの施設では火災や事故が多発している。大栄環境での事故について公表してほしい。また同種の施設の火災や事故について原因を調べ、予防対策など明らかにしてほしい。	本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 従来計画（上益城郡 5 町でごみ処理施設を整備した場合）とも比較検討した上で、判断されるものであると考えております。 基本的には各自治体の担当する事務方のみなさまと協議を行い、各自治体にて決裁をとられるものと理解しております。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 財政面におけるメリットについては、詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 従来計画の施設整備に係る事業費の試算は約 156 億円程度で、国からの補助金等を除いても上益城郡 5 町で約 72 億円程度の負担が必要であると聞いております。ただし、この費用には整備予定であったし尿処理施設の費用が含まれていないこと、また、近年の物価高騰の影響を考慮すると、負担額はさらに高くなるかと思います。 本事業スキームでは、施設の建設費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町に建設費をご負担いただくことはありません。 上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用となります。 今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民のみなさまへの啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。 ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。 現時点で施設の建設費が決まっていないことから、処理単価を算出、公表することはできませんが、少なくとも従来計画（上益城郡 5 町でごみ処理施設を整備した場合）や単独計画（各町単独でごみ処理施設を整備した場合）よりは充分にメリットがある計画であると考えております。

表 6.1-2 (277)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
862 続き		計画施設の稼働に係る大気質については、排出ガス量も踏まえて詳細な予測を行っています。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 廃棄物処理施設では、火災や爆発による事故が最も多いと考えております。そのリスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。 近年、廃棄物処理施設においては、リチウムイオン電池が原因による火災事故が多発しております。その対策として、火花や火、煙を AI 画像認識技術により瞬時に検知して、警報設備や消火設備と自動連動させることで、火災の延焼を防止しております。
863	**（同意見 他 1 件）** 6　「覚書、基本協定書に基づき計画・検討を進めているから、事業計画地の変更は考えていない」とあるが、そもそも環境アセスメントの結果、環境への影響を十分に回避または低減できないようであれば、計画地の変更も当然に考えるべきだ。	環境アセスメントは硬直的なものではなく、より良い事業計画を作り上げていくために、柔軟に対応することが求められていると考えております。その上で、出来る限りの環境保全対策を実施したとしても重大な影響が回避できないなどの場合は、事業撤退も考えられますが、現時点では事業計画地の変更は考えておりません。
864	**（同意見 他 1 件）** 7　「環境アセスメントは、事業者と資本関係のない第三者に委託して実施」とあるが、つまり外部コンサルタント事業者に委託するということであり、ことさら「資本関係のない」などと強調する意味がわからない。 　より良い事業になるように取り組むのは当たり前で、いかに地域住民の信頼を得られるかを考えるべきだろう。そのためには、事前に自治体や住民と自主的な立入検査や定期検査の結果の公表、測定結果で基準違反があった場合には運転停止等の事前取り決め(環境汚染防止協定など)が必要である。	事業者に都合の良い環境アセスメントとしないために、環境アセスメントに関する業務の一部を当社と資本関係のない第三者の専門調査会社である国際航業に委託していますが、当社が著作権を有しており、全ての記載内容について責任を持って作成しています。 住民説明会等でも説明しているとおり、環境アセスメントの結果を踏まえて、本事業が本当に適切であるかどうか、上益城郡 5 町にて最終的に判断された後に環境保全協定を締結する予定であることから、その中で上益城郡 5 町との取り決め事項を定めさせていただきたいと考えております。 また、地元地区から環境保全協定を締結されたいとのご要望があれば、前向きに協議をさせていただき、その中で地元地区との取り決め事項等を定めさせていただきたいと考えております。

表 6.1-2 (278) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
865	**（同意見 他１件）** 8 住民からの「どうしたら要らなくなるのか」という疑問に対して「事業計画地や事業計画の根本的な変更は考えていない」との見解である。 世界の趨勢として、なるべくゴミを減量して焼却しない方法を探りたいというのが地球環境を考えた場合の目指すべき方向だろう。 事業者としては難しい選択かもしれないが、これから未来の世代を守るためには、ゴミを減量して、なるべく燃やさないという選択を尊重し、住民の意思が示された場合には撤退をも考慮するべきだと思う。	焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。
866	**（同意見 他１件）** 9 8 番同様に世界の潮流を見据えた一般からの意見に対し、本施設ではリサイクルを優先してリサイクルに向かない廃棄物のみ焼却するのだという。だが、過去に粗大ゴミ破砕施設や廃プラ圧縮施設などのリサイクル処理施設でも有害化学物質が発生し、人体への健康被害をもたらした事例もある。こういう事例を集めて公表し、周囲への被害防止の方策を明らかにしてほしい。 また、2050 年に向けて排ガスから CO2 を回収する技術を開発するとあるが、2023 年現在で、巨大台風や竜巻、線状降水帯、巨大山火事、猛暑等々の異常気象が地球を見舞っている。もう 2050 年に向けてなどという猶予はないと思う。これ以上の焼却施設建設は止めるべきだ。	当社が導入を予定しているリサイクル施設（選別破砕施設）では、東京都杉並区に設置されたようなプラスチックの圧縮施設の設置はありません。また、選別破砕工程においても高温処理を伴うものではありませんので、有害物質等の発生はありません。 リサイクル施設（選別破砕施設）では、集じん機の設置は予定しておりませんが、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積込作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。また、廃棄物の荷降ろし場所等の粉じんが発生しやすい箇所に散水設備を設置します。なお、既設のリサイクル施設からの排出挙動に関する調査事例の収集については、本事業の環境アセスメントの対象外となります。 将来的には、排ガス中から二酸化炭素を回収し、回収した二酸化炭素を有効利用することでカーボンネガティブを目指す考えです。早期の導入を目指したい考えでありますが、現時点では、技術やコスト面での課題を解決する必要があります。
867	**（同意見 他１件）** 85、87 処理した灰は熊本県内の最終処分業者にて適正に埋立処分するというが、東竹原を想定していないというなら、県内の最終処分業者の候補先リストを公開してほしい。	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。
868	86、93 焼却灰には多くの有害化学物質が含まれるが、保管場所における粉じんや臭気の発散防止対策について、設備の構造や部屋の負圧対策、トラックへの積込み作業時の漏洩防止対策、トラックの出入りの際のエアカーテン等による粉じん飛散防止対策や設備の詳細を明らかにしてほしい。	主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋（鉄筋コンクリート造）内の専用保管場所で保管します。また、車両への積込作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止することから、室内負圧管理やエアカーテンの設置はありません。

表 6.1-2 (279)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
869	**（同意見 他１件）** 95　食品廃棄物から堆肥を製造するとのことだが、使用する廃棄物によっては有機農業で使用できない成分が含まれる可能性があるのではないか?廃棄元を明らかにして、廃棄物の内容も明らかにしないと、どのような堆肥になるか判断できないのではないか。同様の施設で有機 JAS 認定を受けている事業者の出資企業とはどこか。企業名を明らかにしてほしい。	製造した堆肥を有機資材として有機 JAS 認定を受けるためには、受入れる食品廃棄物の発生元での発生フローを明確にした上で、農林水産省への申請が必要となりますので、有機資材として使用できない成分が含まれた食品廃棄物がある場合は、認定取得ができません。ですので、食品廃棄物を受け入れる前には、あらかじめ含まれる成分を確認した上で、受け入れを行います。 また、当社の出資企業である大栄環境㈱では、有機資材として有機 JAS 認定を受けております。
870	96　「土地の造成設計や建築物・工作物の設計、各処理施設の設計に当たっては、各種基準を満足する設計とします」とあるが、土壌や地質についてをあまり考慮していないように見える。3-20(62)では土壌汚染と地盤沈下の状況、3-22(64)では地形の分布状況について調査しているが、地震などは考慮していない。「各種基準」とは具体的にどんな法令に基づく基準なのか明らかにしてほしい。また、緊急事態が発生した時の連絡体制や災害対策マニュアルは公表してほしい。	建築物の建設にあたっては、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を行う必要があります。また、土地の造成にあたっても、盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害を未然に防止します。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
871	99　災害廃棄物を本施設へ受け入れるにあたっては、建屋内で受け入れ処理を行うということだが、緊急を要する場合には、受け入れる廃棄物の選別が通常より緩くなる可能性があるのではないか。アスベスト等の有害物質の飛散防止を徹底する必要があるのではないか。災害廃棄物対策マニュアルの整備が必要である。	災害廃棄物の処理責任は自治体にあることから、災害廃棄物処理計画などのマニュアルは自治体で策定されています。 そのマニュアルに基づいて災害廃棄物を扱うことになりますが、災害廃棄物については、発生場所から直接搬入することは想定しておらず、自治体側で設置された仮置き場から搬入したものを建屋内で荷下ろし、処理することとなります。仮置き場であらかじめ分別や選別をされることから、アスベストが搬入されることはありません。
872	100　3-20(62)では土壌汚染と地盤沈下の状況、3-22(64)では地形の分布状況について調査しているが、地震などは考慮していない。6-72(348)の表(安全)で防災の項でも調査手法は文献のみだ。 ここではボーリング調査を実施と言っているが、方法書でも説明会資料でもボーリング調査については言及していない。	設計のためのボーリング調査の結果を踏まえて、施設を設計しています。 ボーリング調査については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。
873	105　意見の概要は「プラスチックを減らせば焼却する廃棄物が減ってしまうから、焼却量を確保するためにリサイクルするものを減らすのではないか」という意味だと思う。事業者の見解は意見に対して答えになっていない。	ご指摘の「焼却量を確保するためにリサイクルするものを減らすのではないか」というご懸念につきましては、事実としてそのような方針は一切ございません。この点は明確に否定させていただきます。 本事業は、廃棄物の発生抑制・分別・再資源化を最優先とするものであり、焼却処理はあくまでリサイクルが困難な物に限定して実施します。焼却量を確保するために意図的にリサイクル対象を減らすような運用は、循環型社会の形成という国の基本方針にも反する行為であり、当社としても断じて容認しません。

表 6.1-2 (280)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
874	107　火災や爆発が起きれば、規模の大小に関わらずシアン化水素やダイオキシン類等の有害なガスが発生する。消火活動を行う消防士や近隣住民等にも健康被害をもたらす危険性があるので、火災・爆発への対処マニュアルの策定、近隣住民への周知方法、避難訓練などが必要ではないか。	建築基準法や消防法に基づき、建築物は防火構造とすること、消火器や消火栓、放水銃等の消火設備を適切に設置しております。 万が一、廃棄物の火災事故が発生した場合は、それら消火設備による適切な消火活動や、消防署による消防車両（ポンプ車）での消火活動により、鎮火できると考えております。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
875	108、109　事故や災害による配管や煙道のダクト、送風機等の破損等の危険が考えられるが、「施設の定期的なメンテナンスで予防保全を行う」とある。厳重な定期点検を行なっているはずの原発でも各種事故が起きる。何万もある配管等点検箇所を定期点検で全て検査することは不可能であるので、機器によって点検の頻度や回数が決まっている。同じように焼却施設のメンテナンスも万全であると言えないと思うので、事故の可能性を考え、また災害にも備える必要がある。	施設や設備機器が正常稼働しているか、不具合が発生しそうな予兆がないか、不具合がないかなどといった維持管理点検（日常点検）を実施いたします。 維持管理点検の結果を踏まえて、年間のメンテナンス計画を策定し、設備機器の補修や取替えを行います。 ですので、施設を安全な状態で継続して運転するためには、施設や設備機器の維持管理点検（日常点検）は、最も重要な作業であると考えております。 施設稼働時に作業手順書をあらかじめ整備し、社員教育を定期的に実施することで、従業員の運転管理技術の向上を図ります。
876	113　法令に定められていない有害物質による環境汚染のリスクがある。カドミウムやアスベスト等が混入、漏えい、飛散した場合の対策を示してほしい。 また、大気拡散による影響の予測については、逆転層の発生状況の詳細な調査やトレーサー物質による拡散実験も必要だ。影響範囲については、国内外での影響調査で数十キロの範囲に及ぶことが示されている。調査地域を半径 4 キロとした配慮書の評価は見直すべきだ。	重金属類等については、可燃物に異物として微量に混入する程度であり、影響はほとんど無いものと考えます。なお、アスベストは扱いません。 逆転層の発生状況は、方法書に示した上層気象調査により把握しましたす。現地における野外拡散実験は、実験条件が限定的となるため、効果的な手法ではないと考えます。地形の影響を考慮するため、方法書に示した ERT PSDM モデルによりプルーム中心軸の補正を行うことにより、詳細な予測ができるものと考えます。 配慮書での大気質予測は、益城地域気象観測所及び熊本地方気象台における 1 年間の調査結果を用いて年平均値を予測しており、配慮書段階の予測としては適正なものと考えており、調査地域はその結果をもとに設定しています。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (281)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
877	114　目標とするエネルギー回収率、熱回収率、総合的なリサイクル回収率を示してほしい。環境省が目標にしている回収率でも、エネルギーの 70～80%は無駄に捨てることになる。サーマルリサイクルと言っても、80%以上の熱を待機中に放出して熱汚染をもたらしているので地球温暖化、沸騰化に拍車をかけることになっている。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 エネルギー回収率は、廃棄物からどれだけエネルギーを回収できるのかを表すものになりますので、「回収できなかったエネルギーを排熱として放出している」という指標ではありません。
878	115、116　排ガスの常時監視を行なっているというが、ダイオキシン類や水銀など重大な健康被害をもたらすものについては実施されていない。欧米やアジアの一部の国ではダイオキシン常時監視装置を法令で義務付けている。地域住民の「安心・安全」を考えるのであれば、常時監視装置の設置は不可欠ではないかと考える	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (282)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
879	117　エネルギー回収施設の敷地に降る雨水にはダイオキシン類を始め、様々な化学物質を含んでいる。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
880	118　プラスチック選別破砕施設でプラスチック中の添加剤等の有害物質が揮散したり、プラスチック同士の摩擦発熱によりダイオキシン類が発生したりするという研究がある。また杉並病や寝屋川病という健康被害も起きている。これまで自社の施設で発生していないからといって、これから先起きないという保証はない。きちんと測定し、予防策を講じるべきだ。	プラスチックの圧縮によるダイオキシン類の前駆物質が発生するような論文はありますが、あくまで一定の条件下（摩擦など）によるものと承知しております。 なお、破砕工程においてはダイオキシン類は発生しないと考えます。
881	119　焼却灰の測定にあたっては、法令に定められた溶出試験だけではなく、含有量試験も実施してほしい。溶出試験は酸性雨の影響も考え pH 酸性で行い、分析結果の公表を求める。	主灰及び飛灰の法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）は、溶出量試験の結果となりますので、含有量試験は予定しておりません。また、溶出量試験の測定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に物質ごとに細かく定められておりますので、そちらに則って測定を行います。
882	120　「わずかに再合成したダイオキシン類は、バグフィルタの入口煙道中に活性炭を吹き込み、吸着させて、バクフィルタにて捕集・除去」するとあるが、活性炭や塩化水素対策で消石灰等を吹き込むと、これらの固形粒子が加熱されることでバグフィルタ集じん装置のバグ(ろ布)に焼け焦げの穴を発生させ、ダイオキシン類が煙突から高濃度で排出される現象が発生している。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 また、バグフィルタ内に設置したろ布の上部から圧縮空気を瞬間的に噴射することで、パルスジェット気流をつくりだし、ろ布の表面に付着した微粒子を払い落とします。払い落とした微粒子は、飛灰として回収します。

表 6.1-2 (283)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
883	125　事業者の責任と費用負担で地域住民の健康調査を実施するべきである。	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
884	127　全国の地方自治体が管理している廃棄物焼却炉において、労働者がダイオキシン類による健康被害を受けているという調査結果が以前報告された。労働安全衛生規則の改正により焼却炉の作業環境濃度のダイオキシン類基準が決定されているが、労働者の健康には十分注意が必要で、健康調査は必須だと思う。	1990 年代に焼却施設が原因とされるダイオキシン類の汚染が報告され、住民に大きな不安が広がって社会問題になったことなどをきっかけに、ダイオキシン類は大気汚染防止法の指定物質とされました。また、国では 2000 年にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、特定施設からの排ガス基準値が定められ、全国の焼却施設において排ガス処理設備等の対策工事が実施されました。その結果、日本全国のダイオキシン類の総排出量も 2010 年には、1997 年と比べて約 98%削減され、環境の汚染状況も環境基準がほとんど達成されることになったとのことです。（参考：ダイオキシン類 2012（関係省庁共通パンフレット）」 当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。 また、企業は従業員の健康を守るために、健康管理の実施（定期健康診断の実施やストレスチェック、最適な人員配置、適度な休憩の取得、労務管理など）や安全な労働環境の提供（安全管理者や衛生管理者の選任、作業に必要な資格の取得、必要な保護具類等の提供など）、定期的な作業環境測定の実施などを通じて、従業員の健康を維持・向上させる取り組みを行う必要があると考えております。

表 6.1-2 (284) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
885	129 上益城郡5町としては、一般廃棄物を産廃処理施設に委託するか元の計画通り 5 町独自の処理施設を造るかの選択肢があるはずである。またシムファイブスの事業としても、一般廃棄物を受け入れるか産廃のみの施設にするか、どちらの場合も事業計画のメリット、デメリットを試算し、用地選定の代替案とともに選択肢として示すべきである。	本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 従来計画（上益城郡 5 町でごみ処理施設を整備した場合）とも比較検討した上で、判断されるものであると考えております。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。 自治体としては、ごみ処理施設建設費のご負担がないという財政負担が大幅に軽減されること、固定資産税の収入、最終処分場を計画地に整備する必要がないことに対する環境面のメリットが挙げられます。また、当社の事業活動に伴い、建設工事の一部や供用中の維持管理工事を地元企業へ発注することによる地域経済への貢献、地元雇用の創出、地域交流や地域イベントへの参加・協賛による地域活性化に寄与できると考えております。 デメリットとしては、当社施設へ出入りする車両により交通量が増えることではないかと考えております。 環境アセスメントは硬直的なものではなく、より良い事業計画を作り上げていくために、柔軟に対応することが求められていると考えております。その上で、出来る限りの環境保全対策を実施したとしても重大な影響が回避できないなどの場合は、事業撤退も考えられますが、現時点では代替案の検討は行いません。
886	131 大気汚染の影響範囲が最大でも半径 3km であるという調査結果は、科学的に算定されているとは考え難い。環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針によれば、時間当たり 5 トンで煙突実体高 59m、12 トンで 80m である。その調査対象地域はそれぞれ 6km、8km となっている。 本事業は毎時約 9 トン/炉の焼却能力(処理能力 220 トン/日×2、220÷24=9.17・・・)があるので、煙突の実体高は少なくとも 70～80m が必要と考えられ、その調査対象地域は少なくとも 7～8km は必要である。	環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている施設規模に応じた調査対象地域はあくまでも設定例であり、同表の注に示されているように最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定するとなっています。配慮書における大気質の予測結果（排気筒から約 700m）をもとに、概ね 2 倍の距離を見込み、半径 1.5km を調査地域としています。また、同表中の施設規模等の時間当たりの処理量と煙突実体高も例示に過ぎません。

表 6.1-2 (285) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
887	132 実際の最大着地濃度は、文献による推定ではなく、大気拡散実験で確認すべきだろう。科学的に考えて、煙突の出口で 100°C 以上の排ガスが、有効煙突高の高さから放出され水平方向に拡散していく場合、排ガスと外気温との温度差により密度が濃いまま希釈拡散されずに広範囲に流れていくと考えられる。風速によってその影響範囲には大幅な違いがあり、配慮書での結論としての 4km 以内に収まるとは考えられない。	現地における野外拡散実験は、実験条件が限定的となるため、効果的な手法ではないと考えます。地形の影響を考慮するため、方法書に示した ERT PSDM モデルによりプルーム中心軸の補正を行うことにより、詳細な予測ができるものと考えます。 配慮書での大気質予測は、益城地域気象観測所及び熊本地方気象台における 1 年間の調査結果を用いて年平均値を予測しており、配慮書段階の予測としては適正なものと考えており、調査地域はその結果をもとに設定しています。 大気質については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
888	133 132 にも述べた通り、そもそもの影響範囲が 4km は狭すぎるので見直しを行い、事業に関係する上益城郡 5 町全部で説明会を開催すべきである。この事業が 5 町の一般廃棄物を受け入れるという公的側面を兼ね備えた施設であるというなら、関係 5 町での説明会を開催するのが当然だと思う。	対象事業に係る環境影響を受ける可能性がある範囲と認められる地域及びその認定理由については、方法書第 8 章に記載したとおり、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観をもとに設定して、御船町及び益城町とし、説明会は熊本県環境影響評価条例の規定に基づき、2 町において開催しています。 各環境影響評価項目の予測及び評価の結果については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果」に示すとおりであり、環境影響を把握する上で、適切に設定されたものと考えます。
889	136 そもそも景観と大気質がトレードオフの関係になるというのはミスリーディングである。景観と大気質は、全くべつの観点から科学的に検証すべき項目である。	配慮書段階においては、排気筒の高さの複数案について、大気質と景観の 2 項目を計画段階配慮事項として選定し、案ごとの環境影響の程度を整理、比較を行い、方法書以降の事業計画（排気筒高さ）を選定しました。 大気質、景観については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質、8.12 景観」に、調査、予測及び評価結果を記載しました。
890	138 大気質予測評価に関しては、10 年間ほどの気象条件の変化に伴う予測評価を行うべきである。そのため、事業に着手する前の事前調査の段階から準備するべきものであり、配慮書段階で初めて文献調査をするようでは、準備不足と言わざるをえない。	気象の調査期間については、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準拠しており、適正であると考えます。なお、既存の気象観測所の過去 10 年間のデータを用いて異常年検定を行っています。
891	141 工事期間は相当の長期にわたるが、その間地域住民は工事用車両や建設機械による大気汚染や騒音・振動の被害を被ることになる。環境基準、規制基準、参考値等と予測結果との間の整合性を評価するばかりではなく、地域住民にしっかりと事実を伝え、協議を行って了承を得られるまで工事を開始してはならない。 御船の上野地区はまさに地方都市・山間の住宅地として住民は静かな環境を享受してきた。環境の悪化について詳細な説明が必要である。	評価の手法は、環境基準や規制基準等、国または地方公共団体による基準との整合性を検討するとともに、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかについても評価しました。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。 また、御船町や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。

表 6.1-2 (286)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
892	**（同意見 他１件）** 144　近年の異常気象を鑑みれば、気象調査が１年で十分とは思えない。年々台風の大型化、猛暑、豪雨被害等々、気象の変化が著しい。これを無視して１年で事足りると考えているなら、自然を甘く見ているとしか思えない。施設の維持・管理における慎重さにも危惧の念を抱かざるをえない。	気象の調査期間については、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準拠しており、適正であると考えます。なお、既存の気象観測所の過去 10 年間のデータを用いて異常年検定を行っています。 環境アセスメント手続きにおいて、1 年間にわたる気象調査を実施し、必要なデータを収集・分析し、出来る限りの環境保全対策を実施した上で、予測評価を行い、環境に与える影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討しております。 ただし、気象条件は年々変化しており、特に豪雨や高温などの極端な気象現象が施設の運転管理に影響を及ぼす可能性があることは十分認識しております。そのため、施設の維持管理においては、過去の調査結果に加え、最新の気象情報や予測を参考にしながら、柔軟かつ慎重な対応を継続してまいります。 また、供用開始した後も、必要に応じて気象状況に応じた運転管理や安全対策を講じることで、地域のみなさまに安心していただけるよう努めてまいります。今後とも、環境への配慮と安全性の確保を最優先に、誠実な事業運営を進めてまいりますので、引き続きご意見を賜りますようお願い申し上げます。
893	145　144 でも指摘しているように、気象調査や逆転層の発生状況の調査は 1 年では不十分である。また、平地と山間部では気候が違うと思う。影響範囲を 4km に設定することによって、気象条件の違いを考慮しないで済まそうというのは、地域住民に対して誠実であるとは言えない。	気象の調査期間については、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準拠しており、適正であると考えます。なお、既存の気象観測所の過去 10 年間のデータを用いて異常年検定を行っています。 配慮書での大気質予測は、益城地域気象観測所及び熊本地方気象台における 1 年間の調査結果を用いて年平均値を予測しており、配慮書段階の予測としては適正なものと考えており、調査地域はその結果をもとに設定しています。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
894	147、148、149　120 でも指摘したように「わずかに再合成したダイオキシン類は、バグフィルタの入口煙道中に活性炭を吹き込み、吸着させて、バクフィルタにて捕集・除去」するとあるが、活性炭や塩化水素対策で消石灰等を吹き込むと、これらの固形粒子が加熱されることでバグフィルタ集じん装置のバグ(ろ布)に焼け焦げの穴を発生させ、ダイオキシン類が煙突から高濃度で排出される現象が発生している。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 また、バグフィルタ内に設置したろ布の上部から圧縮空気を瞬間的に噴射することで、パルスジェット気流をつくりだし、ろ布の表面に付着した微粒子を払い落とします。払い落とした微粒子は、飛灰として回収します。

表 6.1-2 (287) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
895	151 122、123、124、126 でも指摘したように、山形県上山市内のエネルギー回収施設周辺で住民の健康被害が発生している。施設周辺の土壌や屋内のエアコンフィルタに付着した粉じん、屋上の雨樋に溜まった汚泥等の分析によると、明らかな重金属汚染が判明していて、健康被害の原因はこのエネルギー回収施設であると推定されている。この施設に隣接する事業所の敷地内の果実が生育しなかったり、周辺農家で果実の出荷が出来なくなったりする被害が発生している。 大栄環境では周辺の農作物等に影響を与えたことがあるか否かの実態調査を行ったことがあるのだろうか。全国のエネルギー回収施設周辺での農作物等の被害の実態調査が必要だと思う。	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査や農作物への影響調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害や農作物への被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
896	152 施設周辺で健康被害が発生しているかどうかは、健康調査をしてみないと判明しない。事業者の責任で健康調査を実施してほしい。	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
897	**（同意見 他 1 件）** 153 東京都 23 区内の清掃工場では敷地内に降った雨水中に環境基準を超える濃度のダイオキシン類が検出されたことがありました。その原因は廃棄筒から排出された排ガスと雨水が接触して雨水にダイオキシン等が溶け込んだり、焼却炉等の施設の扉や窓の開閉時に、ダクトや配管の隙間から漏れ出した排ガス中のダイオキシン類が建屋外に漏れ出し、敷地内に溜まっていたものが雨水に混入したものだと判明しています。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。
898	**（同意見 他 1 件）** 154 北極圏の野生生物の体内にもダイオキシン類が検出され、それは日本の焼却炉から排出されたものだという研究結果があるという。 地球環境はすでに十分汚染されているので、これ以上有害物質を排出しないようにするためには焼却をやめることしかない。環境影響を低減ではなく、回避すべきだ。	事業活動を行う以上、環境影響を全てにおいて回避することは不可能ですので、環境影響を実行可能な範囲内で、回避又は低減するようにいたします。
899	**（同意見 他 2 件）** 155 環境への影響がないように「詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避又は低減できるよう」努めるのは当たり前のことだ。各種モニタリングとは何をするのか明らかにしてほしい。上益城郡 5 町と協議というが、5 町の誰とどういう形で決定するのか、明らかにしてほしい。計画変更の時から、その実体が不明である。このまま計画が進んでいくのはどう考えてもおかしい。	各種モニタリング項目や頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 基本的には各自治体の担当する事務方のみなさまと協議を行い、各自治体にて決裁をとられるものと理解しております。

表 6.1-2 (288)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
900	**（同意見 他 1 件）** 156、158　環境基準を十分下回っていても、ゼロではない以上、長期にわたってばく露することによる影響は看過できない。昨今、新たな環境問題として内分泌撹乱物質(環境ホルモン)による子どもたちの発達障害や化学物質過敏症、アトピー性皮膚炎、男子の精子数の減少等々の影響が懸念されている。これらの健康被害をもたらす恐れのあるものは少なければ少ないほど、ゼロに近ければ近いほどいいと思う。子どもたちに異常を引き起こすほど、地球はもう十分汚染されているので、これ以上の汚染は避けるべきである。	評価の手法は、環境基準や規制基準等、国または地方公共団体による基準との整合性を検討するとともに、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかについても評価しました。 内分泌撹乱作用を有すると疑われるダイオキシン類については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に記載のとおり、適切に調査、予測及び評価、環境保全措置の検討を行いました。大気質、水質等、国により基準等が定められている物質については適切に基準を遵守します。また、それ以外の物質についても、国等における調査研究の進展に伴い、新たな知見や評価の指標が示された際には適切に対処します。
901	**（同意見 他 1 件）** 160、161　対象事業実施区域及びその周辺は騒音の規制基準で第 1 号区域が適用されることになっているが、この基準値は 85 デシベル以下となっている。 環境省の HP から「騒音の目安について」(出典「全国環境研協議会騒音調査小委員会」)を見ると、80-90 デシベルの騒音はゲームセンター店内～パチンコ店内(地方都市・山村部用)のレベルであると示されており、非常にうるさい音まで許容されることになる。山間の戸建て住宅では夜間 30 デシベル、昼間でも 40 デシベル程度であり、田畑でも 40 デシベル程度であると示されている。御船の上野地区はまさに地方都市・山村部であり、静穏な生活が保障されるべきであるのに、なぜこのように規制が緩いのか疑問である。	特定建設作業に伴う騒音の規制基準は、騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例で定められています。 特定建設作業に伴う騒音を評価する値は、変動騒音の場合は、測定値の 90%レンジの上端値（L_{A5}）であり、評価地点も工事敷地境界となるため、騒音の目安で示されている平均的な騒音と単純に比較できません。 近傍の保全対象（住居）における騒音については、建設機械の稼働時間を考慮して等価騒音レベルを予測して、騒音の環境基準と比較して評価を行いました。 騒音については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.2 騒音」に、予測・評価の結果を記載しました。
902	**（同意見 他 2 件）** 162　敷地内に降った雨にはダイオキシン類などが含まれていることが、東京都の清掃工場内の雨水を分析して明らかになっている。敷地内に降った雨水を水質検査等することなく敷地外の公共用水域に放流することは、水質汚濁防止法の水質基準に違反する可能性が大きい。調整池に貯留した雨水は、放流前に水質を分析し数値を公表するべきである。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (289)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
903	**（同意見 他１件）** 163、165、166、171　大栄環境がクローズドシステムを取り入れている施設を挙げ、実績や効果など詳細を明らかにしてほしい。冷却水等を循環利用すると塩類が蓄積されてパイプが詰まったりすると思うが、その対策を示してほしい。また、排気筒から大気中に放出される排ガス中には様々な有害物質が含まれ、その排ガスと接触した雨水にも有害物質が溶けていると思うので、排ガスの成分分析を実施し公表してほしい。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 なお、敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流する計画です。 クローズドシステムを採用することで、施設から敷地外への排水がありませんので、水質に関する環境影響が回避できるという効果があります。 また、循環水は補填水による希釈と、定期的な水の入れ替えにより、濃縮を抑制します。 施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
904	**（同意見 他１件）** 162 でも述べたように敷地内に降った雨にはダイオキシン類などが含まれていることが、東京都の清掃工場内の雨水を分析して明らかになっている。敷地内に降った雨水を水質検査等することなく敷地外の公共用水域に放流することは、水質汚濁防止法の水質基準に違反する可能性が大きい。調整池に貯留した雨水は、放流前に水質を分析し数値を公表するべきである。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡５町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (290)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
905	**（同意見 他１件）** 168　鼎春園や八勢目鑑橋は人と自然の触れ合いの場として重要であるが、対象事業実施区域に近く、明らかにエネルギー回収施設の排気塔から排出される排ガスの大気質への環境影響を受けると思われる。 排ガスは風向や風速によって四方に拡散するので、雨水に溶けた有害物質の影響を受ける可能性がある。水質調査も必要だろう。	排気筒からの排出ガスが河川に沈着しても、汚染物質が堆積し続けるものではないことから、大気質の環境基準等との整合を図ることにより、周辺河川の環境にも十分配慮できるものと考えます。
906	**（同意見 他１件）** 174　クローズドシステムに対する疑問や雨水に含まれる排ガス由来の汚染物質についての懸念もあり、また排気筒から排出された汚染物質は地上に降下して周辺の土壌や農作物、河川等の環境汚染をもたらす恐れがある。念のため河川底質についても調査をする必要があるだろう。	排気筒からの排出ガスによる土壌汚染については、方法書で環境影響評価項目として選定しています。 河川への汚染物質の放流はないことから、河川底質への影響は、水質の調査を行うことにより十分確認できるものと考えます。
907	**（同意見 他１件）** 175　クローズドシステムや雨水に対する懸念があることはすでに述べた。環境省の取り組む森里連環学では、山間部の森に降った雨や湧水が川を通して海へ栄養分を届け、沿岸地域の生態系を豊かにするというメカニズムが判明している。 陸地の発生源から流出した化学物質が海にまで影響を及ぼすことがわかっているので、本事業による海への影響も皆無とは考えられない。河川や海への影響についても調査すべきである。	環境への影響が最大となると想定される地点において、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価するとともに、国または地方公共団体による基準又は目標と予測結果との間に整合が図られているかを評価することにより、海域も含む下流域の環境についても、十分配慮できるものと考えます。
908	**（同意見 他１件）** 177　「事業実施想定区域に重要な地形及び地質は存在しない」という根拠を示してほしい。施設の建設によって地震が起きるとは考えられないが、地震による施設への影響は大きいと思う。地震によって施設に何らかの破損が生じれば、地域環境へ多大な影響が及ぶことが考えられる。方法書以降の手続きで十分に調査・予測を行うべきである。	建築物の建設にあたっては、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を行う必要があります。また、土地の造成にあたっても、盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害を未然に防止します。 安全（防災）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.18 安全（防災）」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
909	**（同意見 他１件）** 178　近年の地球温暖化の影響により、熊本県内でも想定外の豪雨等で地盤の崩壊や土砂流出等の被害が発生している。本事業実施計画地への豪雨時の影響等も詳細な調査及び予測を行ってほしい。	建築物の建設にあたっては、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を行う必要があります。また、土地の造成にあたっても、盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害を未然に防止します。 安全（防災）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.18 安全（防災）」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
910	**（同意見 他１件）** 179　かつて、ガス化溶融炉で発生したダイオキシンや水銀等で汚染された灰を地中へ埋設したところ、数 km 下流域の地下水に影響が見られたという調査があった。土壌への調査範囲を半径 1.5km は狭すぎると思う。見直しを求める。	本事業では、最終処分場の設置は行いません。

表 6.1-2 (291)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
911	**（同意見 他１件）** 180　近年の地球温暖化の影響により、熊本県内の生態系にも大きな変化が起きていることがわかっている。今後ますます変化は大きくなるも考えられるので、現地調査では文献調査でわからなかった実態が見えてくると思う。生態系に詳しい専門家等の詳細な調査を望む。	動物、植物、生態系については、「第８章　調査、予測及び評価の結果 8.9 動物、8.10 植物、8.11 生態系」に調査結果を記載しました。
912	**（同意見 他１件）** 181、182　動植物の生態系については環境影響の範囲を半径 4km と区切ることはできない。特に野鳥や野生動物の動静については、現地で丁寧な調査をしなければその行動範囲を予想することもできないと思う。野鳥は排ガスの影響を直接受ける可能性もあり、その他の動植物も土壌汚染、水質汚染等によりどの程度まで影響を受けるかは未知であろう。手を抜かず、現地の実態を知る協力者を求め詳細な調査をしてほしい。	動物（希少猛禽類を除く）及び植物の調査地域は、対象事業実施区域及びその周囲 200m、希少猛禽類の調査地域は半径約 1.5km の範囲、生態系の調査地域は対象事業実施区域及びその周囲としており、影響範囲を半径 4km とはしていません。動植物への排ガス、土壌汚染、水質汚濁による影響は知見がなく、予測・評価することは困難です。 大気質、水質、土壌については、「第８章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質、8.6 水質、8.8 土壌汚染」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
913	**（同意見 他１件）** 183　意見の概要によれば、2022 年度に実施された上野・吉無田地域の植生調査で希少種が発見され、事業者の見解では、方法書 3-38～3-45 に内容を記載したとあるが、どこでどんな希少種が発見されたとの記載はない。ただ種の数を増やしただけである。これは重要な事実に注目を集めたくないということか。事業者の環境保全への意識を疑わざるをえない。	既存資料調査は、対象事業実施区域を含むより広域な範囲において環境の概況を把握することを目的として、御船町及び益城町で確認記録のある植物を調べています。 準備書においては、「第８章　調査、予測及び評価の結果 8.10 植物」に記載のとおり、対象事業実施区域及びその周囲 200m の範囲で詳細な調査を実施して実際の植物相や重要な種の確認位置を記録し、その結果に基づいて予測及び評価を実施しました。
914	**（同意見 他１件）** 188　資源の有効活用が謳われ、地球温暖化、すでに沸騰化とも言われる時代に、ただの焼却施設では社会的に認められない。エネルギー回収施設であると主張するために発電を行うことになるが、エネルギーの地産地消による地域振興とはどういう意味が不明である。 「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」によれば、エネルギー回収率(発電効率と熱利用率の和)は 26.0%相当以上となっている。たった 26%を回収するだけで、残りの 74%は廃熱として環境に出て行くのだ。 今年の夏も各地で 40 度近くの異常な高温に見舞われ、線状降水帯、超大型台風や竜巻など異常気象の被害も相次いでいる。地球温暖化から地球沸騰化と言われる今日、このようにゴミを焼却処理することで地球環境へ負荷をかけることはもうやめるべきだ。	エネルギーの地産地消による地域振興とは、施設で発電した電力や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げる取り組みを指します。 焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 エネルギー回収率は、廃棄物からどれだけエネルギーを回収できるのかを表すものになりますので、「回収できなかったエネルギーを排熱として放出している」という指標ではありません。

表 6.1-2 (292) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
915	**（同意見 他１件）** 191 一般道では、地元車を優先し、通学時間帯への配慮を徹底するというが、片側一車線の農道で、地元車を優先とは具体的にどうするのか、その方策を示してほしい。通学時間帯への配慮とは、通学時間帯には廃棄物の搬入を避けるのか?もしそうすれば、他の時間帯に搬入車輌が集中し、渋滞が起きる可能性もある。事業区域内に搬入車輌の待機スペースを十分に確保すると言っても、そこに至るまでのルート上での渋滞対策にはならない。 交通量の増加による影響の予測については、実走行実験を行うことで、渋滞発生箇所の把握や排気ガスの予測が可能となる。また、自動車から排出される浮遊粒子状物質による影響も要注意である。 自動車のタイヤ中にはゴム製品の劣化を防ぐための有害物質が使用されているというテレビ報道もあったところである。道路走行によるタイヤと道路との摩擦によって発生するタイヤ粉じんによる健康影響も考えられるので、詳細な調査を要求する。	事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。 御船町（教育委員会や七滝中央小学校）や地元地区からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や施設が供用開始した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。 走行車両からの排ガスの影響については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に示されている原単位を用いて詳細なシミュレーションが可能であるため、走行実験は行いません。 タイヤ粉じんについては、予測手法がなく、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定していません。今後の動向を踏まえ、適切に対応します。
916	堆肥化施設で受け入れる食品廃棄物や汚泥などは、有害な物質が混入している可能性が高いです。とても安全に使われる堆肥にはなりません。(今、ちまたで話題になっている PFAS など)もし安全というならば、きちんとした検査をして下さい。検査項目を十分に練り、結果については公開してください。 もし足りない検査項目を指定されたら、追加してください。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。 製造した堆肥を有機資材として有機 JAS 認定を受けるためには、受入れる食品廃棄物の発生元での発生フローを明確にした上で、農林水産省への申請が必要となりますので、有機資材として使用できない成分が含まれた食品廃棄物がある場合は、認定取得ができません。ですので、食品廃棄物を受け入れる前には、あらかじめ含まれる成分を確認した上で、受け入れを行います。

表 6.1-2 (293) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
917	大気の影響の把握のため、詳細なシュミレーションが必要と思うが、それが全く見当たらない。(計算ではなく、実測が必要)	大気質については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に調査、予測・評価の結果を記載しました。
918	大気や土壌への影響は天候にも左右される。例えば時には何層もできる“逆転層”により、基準値を超えた高濃度の有害物質が一気に落ちてくることがあるが、そのような予想は全くされていない。 詳細な予測評価を求めます。	大気質については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に示すとおり、対象事業実施区域における上層気象調査結果をもとに逆転層の出現状況を踏まえて、詳細な予測及び評価を実施しました。
919	今現在､5 町から排出される一般ゴミはリサイクル出来るものも少なくないと思います。 これだけ TV やメディアで「SDGs」と言い盛り上がっているのですから、世界最先端のリサイクル技術を各町で取り入れ本物の SDGs の実現に舵を切りましょう。 大規模産廃施設は要りません。	ご指摘のとおり、現在上益城郡 5 町から排出される一般ごみの中には、適切な分別や技術の活用によって再資源化が可能なものも多く含まれており、地域ごとのリサイクル推進は非常に重要な取り組みであると認識しております。また、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づき、環境負荷の低減や資源循環型社会の構築を目指す姿勢は、私どもも共感するところでございます。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 また、世界最先端のリサイクル技術の導入については、各自治体の取り組みと連携しながら、地域に適した形での技術活用を模索してまいります。大規模施設の整備が目的ではなく、地域のみなさまとともに、持続可能で柔軟な廃棄物処理体制を築くことが本事業の根幹であると考えております。
920	熊本地震の時マミコウも 445 号線も至る所道路に亀裂が入りました。 住民の皆さんの生活道路です。 その様な道に大型車が一日に何百台も通ることは可能でしょうか? トラックの排気ガス問題についても産廃業者や 5 町は責任をとれるのでしょうか?	マミコゥロードは、橋梁部も含めて 25ｔ車両の走行に耐えうる構造となっております。 本事業計画では、産業廃棄物の搬入車両は約 100 台（片道）、一般廃棄物の搬入車両は約 209 台（片道、平常時）と見込んでおりますので、増加する交通量の約 70％を一般廃棄物関連の車両が占める状況となります。 また、マミコゥロードの維持管理や路面補修等に関しては、基本的には道路管理者の責任において実施するべきものと認識しておりますが、CSR（企業の社会的責任）の一環としてどのような協力ができるか、道路管理者と協議・検討したいと考えております。
921	産廃施設で、1 日に大量の水を使うと聞きました。 今、熊本の地下水の量はどんどん減ってきています。 井戸がかれてしまうのではないかと不安です。	地下水については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (294)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
922	私は嘉島町の住民です 上益城 5 町は緑の豊かな場所でした。 それは永遠に続くものだと思っていましたが、急に産廃処理場の話がふって来ました。 産廃処理施設が、水と緑を守れるとは思えません。 そもそも、嘉島町の住民に対して、何の説明もなく、御船の上野地区に、ゴミを押し付けるようなことに賛成する訳にはいきません。 住民不在で進められることに不信感しかありません 計画は一旦中止して下さい。	説明会の開催は、熊本県環境影響評価条例の規定に基づき、熊本県公報に公告を掲載するとともに、当社の出資企業である有価物回収協業組合石坂グループのホームページに「お知らせ」を掲載しました。 対象事業に係る環境影響を受ける可能性がある範囲と認められる地域及びその認定理由については、方法書第 8 章に記載したとおり、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観をもとに設定して、御船町及び益城町とし、説明会は熊本県環境影響評価条例の規定に基づき、2 町において開催しています。 各環境影響評価項目の予測及び評価の結果については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおりであり、環境影響を把握する上で、適切に設定されたものと考えます。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
923	**（同意見 他 47 件）** 今回の取り進めに関して重大な疑義があります。 当初、五町の一般ごみ処理として取り進められて来たのに今回は産廃処理施設としての提案になっています。最初の計画を変えたわけですから五町への説明とそのやり取りの記録を公開していただきたい。 これは、五町と呼ばれるのは町長を意味するものと理解しています。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。

表 6.1-2 (295) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
924	**（同意見 他 47 件）** 方法書によれば 施設調整池には、降った雨を貯めて流量を調整して公共水域(河川)に流すとの事。ここには敷地内に降り積もっている汚染物質が流れ込むことが予想される。どのような処理を行ってから河川に流すのか明確に示して欲しい。しかも測定頻度は日常管理で行われるべきと考える。現在のところ持ち込まれる産廃の内容がはっきりしていないので、万一基準値をオーバーした場合には即刻操業停止まで含めた操業監視が絶対に必要だ。 五町にはどのように説明しているのか開示してほしい。(配慮書での質問への回答 69)	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
925	**（同意見 他 47 件）** 燃焼ガスの冷却に使用する水は、適切に処理後に蒸発させるとのこと。ここで有害物質も蒸発する可能性に応えていない。また適切な処理とは具体的にどのような方法か示して欲しい。循環水中の塩類濃度上昇にはどのように対処するかも示して欲しい。排出ガス中の有害物質検出も常時監視する必要があると考える。(配慮書での質問への回答 66,163)	燃焼ガスの冷却に使用する水は、水道水や地下水、雨水、ボイラブロー水等のプラント排水になりますので、有害物質は含まれておりませんが、排ガス中の有害物質については、排ガス処理設備にて適正に処理を行い、排気筒から蒸気として大気に放出します。また、循環水は補填水による希釈と、定期的な水の入れ替えにより、濃縮を抑制します。 排ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、酸素濃度、一酸化炭素濃度については、自動分析装置による常時監視を実施しますが、公定法によるモニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
926	**（同意見 他 48 件）** 運搬車については、現状の交通量を知るものとして、産廃廃棄物の搬入に毎日 200 台、一般廃棄物に 460 台と現状の交通量の殆どが産廃関係車両となる。道路の修復や安全対策など業者がやるべきことと考えるが五町との打ち合わせ内容はどうなっているのか。開示していただきたい。 運搬車による道路の損傷は必須であるが、補修を御船町と協議する回答している。しかし、ほとんどは産業廃棄物運搬車であり、その処理から利益を得ている事業者が負担するのが妥当である。(配慮書での質問への回答 74,82)	本事業計画では、産業廃棄物の搬入車両は約 100 台（片道）、一般廃棄物の搬入車両は約 209 台（片道、平常時）と見込んでおりますので、増加する交通量の約 70%を一般廃棄物関連の車両が占める状況となります。 また、マミコゥロードの維持管理や路面補修等に関しては、基本的には道路管理者の責任において実施するべきものと認識しておりますが、CSR（企業の社会的責任）の一環としてどのような協力ができるか、道路管理者と協議・検討したいと考えております。

表 6.1-2 (296) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
927	**（同意見 他 48 件）** 上野のように現在は自然環境が優れている場所ではその環境を保つことは何よりも重要なことである。それも現行の土壌の調査が必須である。 方法書では施設周辺の土壌の汚染状況については今後詳細な調査を行うと回答しているが、具体的に何をするのか明確でない。はっきりさせてほしい(配慮書での質問への回答 117)	土壌汚染については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.8 土壌汚染」に調査の結果を記載しました。
928	**（同意見 他 45 件）** 従来の説明では、回収エネルギーは地元に還元するような話に聞いていましたが今回の産廃処理施設からの電力は COSTCO へ売ることを明言されました。地域の一般ゴミ処理と仕組みが変わったということを五町に対してどのような説明をしたのか、地域住民に対しての説明はあったのか開示していただきたい。 エネルギー回収施設の、エネルギー回収率はどれくらいなのか。電力と温水それぞれに示して欲しい。全国のモデルとなるようなエネルギー回収施設を目指す(県知事意見への回答)のであれば、発電効率が最低でも 20%以上、熱回収と併せて 40%以上を期待している。(2.2.5 主な施設および設備の概要)	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 なお、発電した電気の COSTCO へ売電は確定しておりません。

表 6.1-2 (297) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
929	**（同意見 他 45 件）** 日本の国土は狭いだけに、焼却による減容化ではなく(廃プラスチック類の焼却処理ではダイオキシン類をはじめとする有害物質の排出禁止は困難)、製造段階や排出源での廃棄物化の回避(アボイダンスやリフューズ)や総量削減政策の導入が必要であり、この点も先述した代替アセスの一環でなければならない所以である。また、焼却に代わるリサイクルプロセスからの有害物質の発生についての知見の集積が十分ではないため、過去に神奈川県環境科学センター等で行なった粗大ごみ破砕施設や廃プラ圧縮施設(東京都杉並区における杉並病発生の原因施設)からの環境ホルモン作用を有する有害物質の発生、飛散による人体被害の発生事例があることに留意すべきである。過去に導入された既設の各種リサイクル施設からの有害物質の排出挙動についての調査研究事例を収集したうえで公表されたい。	本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 当社が導入を予定しているリサイクル施設（選別破砕施設）では、東京都杉並区に設置されたようなプラスチックの圧縮施設の設置はありません。また、選別破砕工程においても高温処理を伴うものではありませんので、有害物質等の発生はありません。 リサイクル施設（選別破砕施設）では、集じん機の設置は予定しておりませんが、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積込作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。また、廃棄物の荷降ろし場所等の粉じんが発生しやすい箇所に散水設備を設置します。なお、既設のリサイクル施設からの排出挙動に関する調査事例の収集については、本事業の環境アセスメントの対象外となります。
930	**（同意見 他 45 件）** 工場稼働は 24 時間であるわけで、その時の排出ガスの監視は重要で常時監視は必須です。 排ガス検査に AMESA(ダイオキシン類長期自動採取装置)などの常時観測システムを導入してください。法的に決められている定期測定では突発的に生じる汚染を早期に発見することができません。 例えば、排ガスの浄化を担うバグフィルターは、脆弱で穴が開きやすい。小さい穴はすぐには発見できないはずです。バグフィルターに損傷があると、汚染物質が大量に放出されるます。 また、バグフィルターのところでデ・ノボ合成することが知られています。そうした事態にすぐに対応するために、AMESA 等の導入をお願いします。(6.2.1 大気質)	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
931	**（同意見 他 46 件）** 大気質の影響を把握するためには、年間を通じての数年間にわたる逆転層の発生状況に関する高層気象を含めて調査を行なうべきであるが、今回の事業ではその計画がない。また、拡散シミュレーションによる計算値の妥当性を検証するためには、現地におけるトレーサー物質を使用した拡散実験を行なうことが絶対に必要であるが、その実施計画がない。 さらに、排ガス中の気体状物質(窒素酸化物、硫黄酸化物など)と粒子状物質(ばいじん、金属類等)では、拡散希釈態様が異なるので、それぞれの拡散シミュレーションが必要であるが、方法書にはその記載がない。	方法書に記載したとおり、大気質については上層気象を含めて調査を実施しました。 施設からの排出ガスの予測は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されているプルーム式、パフ式を用いて実施しました。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (298) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
932	**(同意見 他 48 件)** エネルギー回収施設(メタン発酵施設及び焼却施設)も各種装置(送風機等も含めて)及び装置間を連結するパイプ類やバルブ類等からの排ガスや発酵に伴う各種発生ガスの完全密閉化は不可能で漏洩は避けられませんので、問題は漏洩した臭気成分や排ガス中の各種ガスや粒子状物質の除去は建屋集塵を導入しない限り完全対策は無理であることは、既存施設からの悪臭発生やダイオキシン類等の漏洩等が立証しています。これらの施設では漏洩があることを前提に建屋内を負圧にしたりエアーシャワーを設けたりして建屋外への漏洩を回避するような措置が講じられますが、建築基準法で義務付けられている室内換気や、部屋の扉や窓の開閉時の負圧の解消時に臭気成分や排ガス成分が建屋外に廃棄されることは回避できません。この環境保全対策としては建屋集塵(電気集塵機やバグフィルター、活性炭吸着装置等)しか他に方法がありません。	建屋内は、第三種換気方式により負圧となりますので、施設から臭気が漏れることはありません。
933	**(同意見 他 43 件)** エネルギー回収施設(メタン発酵施設及び焼却施設)も各種装置(送風機等も含めて)及び装置間を連結するパイプ類やバルブ類等からの排ガスや発酵に伴う各種発生ガスの完全密閉化は不可能で漏洩は避けられませんので、問題は漏洩した臭気成分や排ガス中の各種ガスや粒子状物質の除去は建屋集塵を導入しない限り完全対策は無理であることは、既存施設からの悪臭発生やダイオキシン類等の漏洩等が立証しています。 これらの施設では漏洩があることを前提に建屋内を負圧にしたりエアーシャワーを設けたりして建屋外への漏洩を回避するような措置が講じられますが、建築基準法で義務付けられている室内換気や、部屋の扉や窓の開閉時の負圧の解消時に臭気成分や排ガス成分が建屋外に廃棄されることは回避できません。この環境保全対策としては建屋集塵(電気集塵機やバグフィルター、活性炭吸着装置等)しか他に方法がありません。 このような現状があるので産廃処理設備の建設には反対です。	建屋内は、第三種換気方式により負圧となりますので、施設から臭気が漏れることはありません。

表 6.1-2 (299)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
934	**（同意見 他 46 件）** 敷地内に降った雨中にはダイオキシン類が含まれていることは、東京都 23 区内の清掃工場内を流下する雨水の分析で明らかになっていることから、敷地内に降った雨水を調整池に一時貯留してから雨水分析を行なうことなく、そのまま敷地外の側溝を経由して公共用水域に放流することは水質汚濁防止法の水質基準に違反する可能性が大なので、貯留した雨水を放流する前に雨水の水質分析(排水基準が定められている水質規制項目の全項目)を行なって基準違反がないことを確認してその数値を公表すること。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
935	**（同意見 他 43 件）** 騒音対策については、昨今問題となっている低周波騒音の実態調査結果を踏まえて的確な予測と評価を行うよう、求めます。	低周波音については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.4 低周波音」に示すとおり、発生源となる設備機器を適切に設定し、予測及び評価を実施しました。
936	**（同意見 他 44 件）** 交通量の増加による影響の予測評価については、実走行実験を行うことで、渋滞発生箇所の把握や加減速等の走行パターンによる窒素酸化物や浮遊粒子状物質の発生量の予測にするよう検討されたい。また自動車から排出される浮遊粒子状物質と環境基準の目標を達成するための有効な削減対策(電気自動車への転換、交通量削減対策等)を講じるよう、検討をお願いします。自動車のタイヤには構成品の劣化防止剤等の有害物質が使用されている(熊本朝日放送 2023 年 3 月 21 日放映「テレメンタリー2023」プラスチックの行方～「水の国」からの警鐘)ため、道路走行によるタイヤと道路との摩擦によって発生するタイヤ粉塵による健康への影響も考えられるので交通事故の影響だけでなく粉塵汚染による健康への影響についても予測評価を行ってほしいと思います	走行車両からの排ガスの影響については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に示されている原単位を用いて詳細なシミュレーションが可能であるため、走行実験は行いません。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に環境保全措置果を記載しました。 タイヤ粉じんについては、予測手法がなく、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定していません。今後の動向を踏まえ、適切に対応します。

表 6.1-2 (300) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
937	**（同意見 他 46 件）** 以前、神奈川県環境科学センターが県内の粗大ごみ破砕センターの室内空気の測定を行なった結果、鉛や水銀などの有害物質が検出されたことがあります。また、東京都杉並区に設置された主に家庭から排出された廃プラスチックを圧縮する施設を稼働させたところ、周辺で環境ホルモンの影響と思われる健康被害が数キロ範囲内の広域で発生し、その原因が圧縮設備から発生した約 1000 種類の石油系合成化学物質であることが判明したことが、国の公害等調整委員会における裁定で確定してますので、予定されているリサイクル施設からも同様の各種化学物質が発生することは必至です。この対策をどうするかについては、あらためて根本的に計画の見直しを行なう必要がある。	当社が導入を予定しているリサイクル施設（選別破砕施設）では、東京都杉並区に設置されたようなプラスチックの圧縮施設の設置はありません。また、選別破砕工程においても高温処理を伴うものではありませんので、有害物質等の発生はありません。 リサイクル施設（選別破砕施設）では、集じん機の設置は予定しておりませんが、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積込作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。また、廃棄物の荷降ろし場所等の粉じんが発生しやすい箇所に散水設備を設置します。
938	**（同意見 他 45 件）** 周辺で健康被害が発生しているかあるいは今後発生する可能性があるかを突き止めるためには周辺住民の健康調査を実施しなければ判明しないと思いますのでぜひ健康調査の実施について検討してください	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
939	**（同意見 他 2 件）** 従来の説明では、回収エネルギーは地元に還元するような話に聞いていましたが今回の産廃処理施設からの電力は COSTCO へ売ることを明言されました。地域の一般ゴミ処理と仕組みが変わったということを五町に対してどのような説明をしたのか、地域住民に対しての説明はあったのか開示していただきたい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 なお、発電した電気の COSTCO へ売電は確定しておりません。

表 6.1-2 (301)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
940	**（同意見 他 46 件）** 受け入れる排出事業者に関する諸情報については、その事業者から公開を前提に受け入れの可否を決めるようにすれば、公表は可能となるので、地域住民が「安全・安心」できるような配慮をする企業のコンプライアンスからすれば当然そのようにすべきである。受け入れる廃棄物中に放射性物質の有無を判定するためには、事業者から提出される成分分析結果による確認だけでなく、トラックヤードを設けてそこで放射能検査を行なう必要がある。また、有害物質については判定基準を超える廃棄物は受け入れないとのことであるが、この判定試験を環境省告示で定められている溶出試験法の他に含有量試験での確認も行う用意があるのでしょうか	廃棄物処理委託契約は民民契約であり、個人情報保護の観点から排出事業者を特定しての情報（企業名や廃棄物発生場所、種類、数量等）の公表はできませんが、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。 放射性廃棄物は扱いませんので、放射能検査を実施する予定はありません。 また、法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）は、溶出量試験の結果となりますので、含有量試験の結果は必須ではありませんが、あらかじめデータで確認できる場合は参考データとして確認いたします。
941	**（同意見 他 48 件）** 排水クローズとはいえ、定修や稼働停止になれば洗浄水や日常的にも輸送トラックの洗浄などに水は使われるのは自明である。処理ルートがなければ定修はできないはずなので、その時の処理法は今でも開示すべきと考えます。 プラント排水がクローズドのため水質調査は行わないとのこと。プラント排水が敷地内に流れ出る可能性を想定しないのは、何か起こったら「想定外」で片づけることにしているためと思われる。そんな企業姿勢で良いのか。周辺の土壌から河川に流れ込む雨水が河川を汚す可能性もある。底質の調査は行うべきである。(配慮書での質問への回答 151,172,173)	「第 2 章　対象事業の目的及び内容　2.2.8　給排水計画」に記載した通り、定期補修時や緊急時等、エネルギー回収施設（焼却施設）が停止中においてもプラント排水が十分に貯水できる容量を有する水槽を設置します。それでも対応できない場合は、プラント排水を適正に処理できる処理業者に処理委託を行います。 以上より、水槽から汚水が外部に漏れ出ることはありませんし、河川への汚染物質の放流はないことから、河川底質への影響は、水質の調査を行うことにより十分確認できるものと考えます。 排気筒からの排出ガスによる土壌汚染については、方法書で環境影響評価項目として選定しています。

表 6.1-2 (302)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
942	「適切な環境保全措置を検討し、」とあるが、この施設を建設をする事で既にそこに存在している自然環境を破壊することになる。 建設するという行為そのものが破壊であり、汚染を生み出す。 建設、操業、となれば施設自体からの汚染にプラスして大型車両が毎日何百も行き来する。 それもまた汚染を生み出す。 現存する恵みの自然を無くし、地元民の同意を得ずして行うこのような計画には反対。	施設を建設するために、造成工事や建設工事により自然に手を加えることになりますが、本施設が自然や景観と調和のとれた施設になるよう配置計画を作成しました。 景観については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.12 景観」に調査、予測・評価の結果並びに環境保全措置を記載しました。
943	生物の生態系調査について､影響する範囲が半径 4 キロとしているが､一括りにその範囲を固定して調査する根拠がわからない。 熊本の大学等、専門知識やデータベースを持っている機関に調査をしてほしい。 そして想定される環境への影響を公表すべき。	動物（希少猛禽類を除く）及び植物の調査地域は、対象事業実施区域及びその周囲 200m、希少猛禽類の調査地域は半径約 1.5km の範囲、生態系の調査地域は対象事業実施区域及びその周囲としており、影響範囲を半径 4km とはしていません。
944	施設が稼働した際の毎日出る焼却灰が 80 トンという膨大な量だが、そこに含まれる有害物質(セレン、ひ素、水銀及び六価クロム)はどのくらいを想定しているのか。 また、これらをどのように無害化するのかを明確にすべきだ。	主灰及び飛灰は、液体キレートによる薬剤処理を施して安定化させ、埋立基準を満たした上で、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。 廃棄物処理法では、埋立基準を満たさなければ最終処分することができませんので、それ以下になるように処理を行います。なお、埋立基準は、セレン又はその化合物であれば 0.3mg/L 以下、砒素又はその化合物であれば 0.3mg/L 以下、水銀又はその化合物であれば 0.005mg/L 以下、六価クロム化合物であれば 1.5mg/L 以下となります。
945	排出されるダイオキシン類濃度は、サンプリングが難しく､常時監視されていないのが現状。アメサなどの長期採取装置による排ガス中ダイオキシン類の長期モニタリングは、施設の不適切な状態により発生する突発的な高濃度を把握したり、燃焼状態の変動による排出濃度の基準超過を監視できるという。近隣住民の健康維持対策、環境保全対策としてアメサを導入して常時モニタリングをしてほしい。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (303) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
946	「すべての地点において『汚染状況重点調査地域』として環境大臣の指定を受ける値である 0.23μSv/h を下回っている」とのことだが、 0.23μSv/h 以上の線量ならば除染をしないといけない、という数値である。 この最大値を持ってきて「下回っている」ではとうてい安心できるものではない。	国際放射線防護委員会 2007 年勧告により、平常時に一般の人（子どもを含む）が受けて良い上限は年間 1 ミリシーベルトです。 年間 1 ミリシーベルトを、自然放射線量を含む時間当たりに換算すると、0.23 マイクロシーベルト/h となりますので、0.23 マイクロシーベルト／h 以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。 地域概況における記載は 1 つの目安として、国の基準をお示ししたもので、これ以上厳しい基準は国内で示されていません。 なお、計画施設において、放射性廃棄物は取り扱いません。
947	「エネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成」とあるが、具体的にどのような地域循環を予定しているのか明示すべき。 武蔵野市が作ったクリーンセンターは、建設・運営は地域の方々とのパートナーシップに基づいて行われた成功例だ。このような先進地の成功例を参考にしているのか。 「地域循環型共生圏」とはどのようなビジョンなのか開示してほしい。	地域循環共生圏とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指しております。

表 6.1-2 (304)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
948	自然災害が頻発し、環境汚染が進んでいるのが明白な今、なぜ当初の予定から大幅に拡大された処理施設建設の計画が進んでいくのか。 環境保全、自然との共生、地域循環、など調和の方向とは逆行している。 子ども達の将来を真剣に考えて欲しい。巨大な施設を推し進めていくことは胸を張れることなのか。最小限の施設で自然と共生できる施設への方向転換をすることが、かけがえのない大きな偉業となることに気づいて欲しい。	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指しております。 本事業を通じて、子どもたちが「ごみの行方」や「資源の循環」を体験的に学べる機会を創出していきたいと考えております。
949	「エネルギー回収施設では、廃棄物の処理に伴い生じる化石燃料を使用しない非化石エネルギーとなる電気や熱を地域の必要とする企業等で利活用する」とある。 エネルギー回収施設で回収した後のエネルギー供給予定先を具体的に開示して欲しい。	電気は電力会社への売電となります。 熱利用先の検討については、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は環境保全協定及び立地協定を上益城郡 5 町と当社で締結する（一般廃棄物を当社に委託処理する事業に着手する）ことになりますので、その後に検討を開始すると御船町より聞いております。
950	熊本県人口は 2045 年までに約 25 万人もの人口減が進む予測が出ている。そんな中、巨大な処理施設の新設は必要ない。 処理施設業者は別の視点を持っていく転換期だと思う。 建設予定地の周辺住民はもとより、熊本県民が自慢にできるような施設を考案し提案してほしい。 今のままの計画ならいらない。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。

表 6.1-2 (305)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
951	2022 年度に実施された上野・吉無田地域の植生調査で希少種が発見された報告に対しての詳細表記が見られないが、「希少種」とは「種の保存法」に基づき指定された、国内希少野生動植物種を指して使われるものだ。 そのような重大な生息生物に関しての報告が希薄にされていることに疑念を持つ。そのことに関してどういう意見なのか公表してほしい。	ご指摘の調査は「御船町 地域連携保全活動計画に基づく希少植物等の基礎調査報告書」かと思います。この報告書に記載されている重要な種は、方法書の段階で第 3 章の表 3.1-21 に追記しました。なお、本資料における希少種の選定基準は熊本県レッドデータブックの掲載種となっています。 準備書においては、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載のとおり、対象事業実施区域及びその周囲 200m の範囲で詳細な調査を実施して実際の植物相や重要な種の確認位置を記録し、その結果に基づいて予測及び評価を実施しました。
952	気象調査を 1 年したとあるが、昨今、毎年テレビで言われ続けている「50 年に 1 度の」「観測史上初」など、極めて予測不能な異常気象が続く今、危機管理対策としての調査期間としては短すぎる。 施設内に有害物質がクローズドシステムによって格納されるならば、今現在起きていない不測の事態に対しての対策等、具体的に提示すべきである。	気象の調査期間については、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準拠しており、適正であると考えます。なお、既存の気象観測所の過去 10 年間のデータを用いて異常年検定を行っています。 安全（防災）については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.18 安全（防災）」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 また、本事業で採用するクローズドシステムとは、プラント排水をエネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理や、減温塔の噴霧水等として再利用することで、施設から排水しないシステムとなりますので、有害物質を施設内に格納するということではございません。
953	東京都内の清掃工場の敷地内の雨水の分析結果からダイオキシンなどの、生物への健康被害をもたらす成分が検出されているという実例があるが、敷地内から出る雨水もきちんと水質検査をし、水質基準を満たした雨水のみ放流すべき。誰でもその結果を閲覧できるようにしてほしい。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (306) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
954	実際にクローズドシスステムを使って操業している施設を例に挙げて、どのようなプロセスで「クローズド」されているのかを明らかにしてほしい。 カタカナの「クローズドシステム」という単語だけではその設備体形自体が「クローズド」。公開されていないというのが不信感を募らせる。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 なお、敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流する計画です。
955	工事中の工事車両のタイヤ洗浄による排水については、どの位の量の排水を算定しているのか。 そして、それはどのような施設でされるのか明確にしてほしい。 上澄み水を公共用水域に放流する、とあるが、具体的に安全性を明示すべき。	工事期間中における工事区域に降る雨水や工事用車両のタイヤ洗浄による排水は、集水して仮設沈砂池や沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を公共用水域に放流します。 タイヤ洗浄に使用する水は、水道水や地下水、雨水を計画していますが、具体的な使用水量については、造成工事の詳細設計前になることから、現時点でお示しすることはできません。 乾式タイヤ洗浄機や湿式タイヤ洗浄機により、タイヤに付着した泥を取り除く計画です。
956	放射線量の状況について、環境大臣の指定を受ける値とした 0.23μSv/h を下回っている、とあるが、この値は以下、というだけできちんとした数値ではないし、この数値以上の地域は除染対象となる汚染の激しい場所である。 そのような数値を基準とするという事は汚染物質を多量に搬入し、焼却するという事なのか?	国際放射線防護委員会 2007 年勧告により、平常時に一般の人（子どもを含む）が受けて良い上限は年間 1 ミリシーベルトです。 年間 1 ミリシーベルトを、自然放射線量を含む時間当たりに換算すると、0.23 マイクロシーベルト/h となりますので、0.23 マイクロシーベルト／h 以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。 地域概況における記載は 1 つの目安として、国の基準をお示ししたもので、これ以上厳しい基準は国内で示されていません。 なお、計画施設において、放射性廃棄物は取り扱いません。
957	地域循環共生圏を形成することを目的とした廃棄物処理施設との事だが、地下水への影響半径の公表値が試算として 1 例しか出されていない。 安全な循環をきちんと認知できるよう、いくつかの機関からの試算を出してほしい。	地下水の影響範囲とした約 1km は、揚水に伴う地下水位への影響を把握する範囲としてお示ししています。地下水の水質については、施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとするため、影響要因には含みませんが、対象事業実施区域及び周辺の井戸において調査を実施し、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。
958	日本全国のみならず、世界規模での雨による災害が頻発する中、クローズトシステム及び雨水管理についての説明はとうてい不安。 豪雨や地震など、自然災害等で不測の事態への準備、対応策を明示すべき。 クローズドシステムだから平気では納得できない。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 廃棄物処理施設におけるクローズドシステムは、今回初めて採用するシステムではなく、多数の実績があるシステムになりますので、技術的に可能であると考えております。 なお、敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流する計画です。

表 6.1-2 (307)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
959	現時点での敷地の土壌分析し、公表をしてほしい。 そして、操業開始したら定期的に施設敷地及び、近隣の住民が希望する地点の数値を公表してほしい。 2ヶ月に1度ではなく、毎日可視化が必要。	土壌については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.8 土壌汚染」に、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 土壌汚染の事後調査の内容については「第 11 章 事後調査の内容」に記載しました。
960	施設で焼却を行った際の大気に放出される排気に含まれる有害物質をきちんと数値化し公表できるよう AMESA を導入すべきだ。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
961	覚書、基本協定書 等、事業者からの公表は予定していないとの事。 実際に住民から意見が様々出ているし、それを公表し、誰でも資料として閲覧できるようにすべき。	覚書、環境アセスメント協定については御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」にて公表されていることから、当社にて公表することはありません。

表 6.1-2 (308)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
962	添付の別紙参照 　番号は第 5 章計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解に対応しています 　熊本は全国からあこがれられている自然豊かな土地と水と空気があります。失わないでください。 　以下、事業者の見解について、意見を記す。 〈全体事項〉 ・全般　「エネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成」において「全国のモデル事業となるよう努めること」という知事意見だが、その意義やエネルギー回収について詳細に説明されてはいない。エネルギー回収施設とは、エネルギーの何%を回収できる施設のことなのか。その定義が示されていない。また「地域循環共生圏」という言葉で何か良いもののような印象付けを行っているが、その具体的な中身が示されていない。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 　メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 　地域循環共生圏とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 　この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 　○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす 　○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 　以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指しております。
963	**（同意見 他 1 件）** 〈動物・植物・生態系〉 　動植物の生態系については、年間を通しての調査が必要とされる。近年の異常気象により、動植物の生態にも年々変化が見られると思う。いかに生態系を保護するかは数年の動向を踏まえての対処が必要ではないか。その上で保護策を検討すべきである。	動物、植物、生態系の調査期間は、生息・生育状況を適切に把握できる期間を設定しました。 　動物、植物、生態系については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.9 動物、8.10 植物、8.11 生態系」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (309)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
964	表 5.2-1(1)方法書について述べられた一般の意見の概要 以下、事業者の見解に対しての意見を示す。 1　なぜ一般ゴミ処理施設の計画が巨大産廃処理施設計画に変更されたのか、その経緯が明らかでない。説明会で事業計画の説明をしても、経緯の説明にはならない。上益城郡 5 町の広域連合で進めていた一般ゴミ処理施設計画の変更を、どこで誰が決定したのか?各町議会で審議された記録はない。大きな予算措置を伴うはずの計画が議会の審議も経ずに決定されているのは大問題である。この決定に関わったはずの広域連合議会では議事録の公開もされていないし、ほとんど論議もされていない。一体誰が決めたのか、覚書を締結というが、どのような内容なのか住民に明らかにしていくべきである。 また、知事意見(大気質)に対して「施設等の配置の状況を踏まえて」「影響が最小限になるように取り組む」とあるが、焼却施設から 100m 以内に民家が存在する。地権者から広域連合が土地を買収する時の約束として、施設は住宅から最低 100m は離すということがあった。民間企業の経営となったとしても、土地買収時の約束は守るべきではないか。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 施設等の配置については、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。

表 6.1-2 (310)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
965	**（同意見 他１件）** 10　今回の施設でのような廃棄物の広域的処理・廃棄物処理施設の集約化が、果たして将来にわたり持続可能な適正処理を確保できるのかについてはデータ不足で不明である。また、災害時に施設が稼動停止された場合、収集・処理できなくなったゴミはどうするのか？　施設が巨大であればあるほどその影響は大きくなると思われる。 エネルギー回収施設という表現にもデータの裏付けがない。焼却によりどのくらいの熱量が発生し、そのうち何%が回収されるのか明らかにすべきである。 自治体が一般廃棄物の処理施設を建設するにあたり、循環型社会形成推進交付金の交付要件を定めている「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」の中ではエネルギー回収率を発電効率と熱利用率の和と定義し、26%相当以上としている。発生する熱の 74%は回収できず排熱として捨てているのである。 今回の施設は民間事業者の建設する施設なので、このような条件は何もないと考えられるが、エネルギー回収施設などというと 100%回収できるのかと誤解するが、一体どのくらいのエネルギーを回収できるのか、実態を明らかにすべきである。	日本では、平成９年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。 万が一、施設の緊急トラブルにより長期間施設を停止する必要が生じる場合は、復旧するまでの間、当社の出資企業あるいは近隣の処理業者にて一時的に処理を行います。 焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでおりますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えております。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。 エネルギー回収率は、廃棄物からどれだけエネルギーを回収できるのかを表すものになりますので、「回収できなかったエネルギーを排熱として放出している」という指標ではありません。

表 6.1-2 (311) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
966	**（同意見 他１件）** 173 「適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は低減できるよう、努め」るのは当たり前の事である。環境基準を十分下回っていても、ゼロではない以上、長期にわたって有害物質にばく露することによる影響は看過できない。昨今、新たな環境問題として内分泌撹乱物質(環境ホルモン)による子どもたちの発達障害や化学物質過敏症、アトピー性皮膚炎、男子の精子数の減少等々の影響が懸念されている。これらの健康被害をもたらす恐れのあるものは少なければ少ないほど、ゼロに近ければ近いほどいいと思う。子どもたちに異常を引き起こすほど、地球はもう十分汚染されているので、これ以上の汚染は避けるべきである。 調査範囲も 4km では狭すぎると思うが、できるだけ広範囲に健康調査を行って欲しい。	評価の手法は、環境基準や規制基準等、国または地方公共団体による基準との整合性を検討するとともに、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかについても評価しました。 内分泌撹乱作用を有すると疑われるダイオキシン類については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に記載のとおり、適切に調査、予測及び評価、環境保全措置の検討を行いました。大気質、水質等、国により基準等が定められている物質については適切に基準を遵守します。また、それ以外の物質についても、国等における調査研究の進展に伴い、新たな知見や評価の指標が示された際には適切に対処します。 当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
967	適切な環境保全措置を検討し環境への影響を回避または低減できるよう努める とありますが、どの様環境被害の恐れがあり、どの様にして環境保全に努めるのか具体的に提示してほしいです。	各環境影響評価項目については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
968	有害化学物質や重金属類の混入、放射能汚染物質等、目視では分からない廃棄物をどんな方法で確認されるのか明らかにしてほしいです。 どの様な物が持ち込まれるかは住民の安全・安心に大きく影響すると思います。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。

表 6.1-2 (312)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
969	排水や地下水の汚染については環境影響評価事項に選定しないとされているけれど産廃処理施設の敷地や周辺に降った雨はダイオキシン等有害化学物質に汚染されている可能性があるので影響評価事項に加えていただきたいです。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
970	一般ゴミ処理施設の計画がなぜ産廃処理施設計画に変更されたのか、経緯を説明してほしいです。 その様な巨大な産廃処理施設が必要な理由を知りたいです。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。

表 6.1-2 (313) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
971	もしも、火災や爆発が起きれば、有害なガスが発生すると思います 消火活動をする方、近隣住民にも健康被害をもたらす危険があるので、その様な際の対処マニュアルの策定や近隣住民への周知方法や避難訓練、避難場所の選定等、考えて備えておく必要を感じます。 また煙がどの周辺まで影響を与えるのか、風向きや雨により、御船町以外の市町村への被害も考えられるので調査した上での避難や周知をお願いします。	建築基準法や消防法に基づき、建築物は防火構造とすること、消火器や消火栓、放水銃等の消火設備を適切に設置しております。 万が一、廃棄物の火災事故が発生した場合は、それら消火設備による適切な消火活動や、消防署による消防車両（ポンプ車）での消火活動により、鎮火できると考えております。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
972	他県のエネルギー回収施設周辺で住民の健康被害や周辺農家で果実の出荷ができない等の被害が発生しているが、全国のエネルギー回収施設周辺での農作物等の被害の調査をしていただきたいです。 御船や近隣の甲佐町、山都町は有機野菜を生産しておられる所も多く、風評被害の影響も懸念されます。 あわせて風評被害の調査もしていただきたいです。	当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査や農作物への影響調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害や農作物への被害、風評被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
973	3-16 湧水の状況について。 御船に住む姉によると、地震の際にも、身近な湧水に助けられたとのこと。 《「水は伝える・熊本の湧泉」という書籍など、》事業実施区域近辺湧水への影響は、代表的なもの以外に多くあります。 上水道の行き届いてない地区もあり、いかに暮らしに密着しているか再度、考察いただきたいです。 第 7 章にも、環境影響をうける範囲の想定を、半径 3km と設定してあるようですが、大量に水を汲みあげ、化学物質が降下する敷地内に降った雨水による水質・水量の影響は必ず、住民の生活にでてくると思います。	方法書においては、地域の概況として、既存資料調査をもとに把握できた内容をお示ししています。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査結果を記載しました。なお、調査地域は対象事業実施区域から約 1km の範囲を基本としました（方法書において既存資料をもとにした事前検討結果（影響半径約 700m）から設定）。

表 6.1-2 (314) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
974	2-1.1 事業の目的、について。 そもそも、自治体が主体である一般廃棄物処理だと思うのですが、御社の様な、民間企業様が、処理責任を負い、町のゴミが(5町あわせても)1日70～80トン程度であるのに、400トンもの焼却処理を行う施設を建設する、その必要はないと思います。 県内のもの以外を、産廃をもちこんでまで、処理する巨大な施設を建てるのは、そもそも、やめていただきたい。 トラックの騒音だけでも、廃ガスだけでも、住民には、苦痛を伴います。	一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされておりますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されております。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になります。ですので、本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填していくことで、効率的・安定的な施設運営・事業運営が可能になると考えております。
975	今回の御社による方法書をよませて頂きました。 第2章の対象事業の目的で、「...エネルギー回収施設」などというデータの分かりにくい名称がありますが、一般廃棄物と産業廃棄物のすべてを適正に処理、が適正に行えるかどうか、もっとくわしく開示してください。 自区内処理、がうたわれていますが、それはあくまで一般廃棄物についてのみ行われるものであって、他県からの産業廃棄物を、400t ももちこまれることによる、周囲環境への影響は、はかりしれません。 2-3.のモニタリング結果の開示も、一部の出資者が対象であり、企業としてどこまでオープンにするのか、すでにクローズド、だと思われ不安です。	本事業スキームでは、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画となりますので、全て適正に処理が可能です。 エネルギー回収施設（焼却施設）における産業廃棄物の平均取扱い計画量は、約320t/日となります。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。 以上より、県外からの産業廃棄物をメインで考えているものではございません。 施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。

表 6.1-2 (315)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
976	第 5 章計画段階配慮書についての意見と事業者の理解について 2.1.1 「エネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成において全国のモデル事業となるよう努めること」「地域住民の理解が重要」と知事意見にあり、それに対する事業者の見解として「十分に説明し」とあるが、これまでの説明で十分と考えておられるならとんでもないことです。そもそも「上益城 5 町の一般ごみの処理施設をつくる」という説明で現地住民の土地を買収(有償で借り受け?)しておきながら、住民が知らぬうちに「産業廃棄物処理施設の建設」へと事業変更されたこと自体が行政と事業者への不信を招いた原因の第一である。このようなことが法治国家として許されるのか。 いつ、どこで、誰によりどのような経過を経て、この事業変更が為されたのか、まず、このことについて、当事者である県と事業者は「十分に説明」するのは当然のことです。 「事業計画地や事業計画の根本的な変更は考えておりません」とあるが、そもそもの覚書・基本協定書の作成に疑義があるのだから、根本的変更もあり得るはず。丁寧な説明とは事実を差し出して説明を尽くすこと。うやむやにせず覚書・協定書の開示を。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 覚書・協定書についても御船町ホームページで公開されています。
977	2.2.(4) 「エネルギー回収についてバイオガスを用いて発電、地域に売電し貢献する」とある。バイオガスを燃やして発電することがさも環境によいことをするかのよう。 「エネルギー回収施設」と呼べる実力はあるのか、エネルギー回収率や熱効率について方法書には記載がない。具体的に総合効率を数字で示さない理由は何ですか。	メタン発酵施設では、搬入した食品廃棄物をメタン菌の働きにより有機物を分解し、バイオガスを発生させて、そのバイオガスを用いて発電します。そのため、石油や石炭などの化石燃料を使用することなく、電気をつくることができますので、環境に配慮した施設になります。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでおります。

表 6.1-2 (316)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
978	2-38　地下水の涵養について、使用する地下水の何%に当たる量を考えておられるか。 水は公共財であり、今を生きる私達も含めこれからを生きるすべての生き物のものである。有害物質で取り返しのつかない汚染を広げることは許されない。具体的方法は?農作物の購入や地下水財団への寄付などを考えておられるか。現実的に「涵養」するための具体的方法、規模について明記してください。 雨水の排水について、流量の調整だけを述べてあるが、あまりにも安易。量だけでなく質についてこそ細心の注意を払う必要がある。雨水をそのまま公共用水域に放流など有害物質の垂れ流しそのもので許されない。雨水は、処理場に漂う空気中の有害物質を含んで地面に落ちるからである。災害級の豪雨にも耐えうる調整池を設置して、雨水はすべてそこに導き、排水浄化設備を通して、安全な水にしてから公共用水域に放流すると明記してください。しかし、たとえそのような施設を造ったとしても先の熊本大震災時のような大きい地震が起きればひとたまりもなく有害物質は環境に放出されるのでは。 そうはならないと根拠をもって断言できますか。	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250 t /日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250 t /日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。敷地内に降った雨水のみを公共用水域に放流する計画であることから、排水処理施設は設置しません。 調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 建築物の建設にあたっては、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を行う必要があります。また、土地の造成にあたっても、盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害を未然に防止します。 また、調整池の設計に当たっては、都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に則って、適切に設計・施工します。
979	2.14(6)　他地域の同種の施設では火災や爆発事故が起きている。日本国内だけでも、どこでどのような火災、爆発事故、環境汚染の問題や労働災害の問題が起きたか、その原因と問題解決のための対処について、把握しておられるか。そのような企業と御社では、安全面で何が違うか。御社では他企業の失敗を繰り返さぬために、どんな対策を立てて臨んでおられるか、機械の導入人的ミスを防ぐための管理体制、細かい部品の破損などの異常もチェックする仕組み等々について具体的に示してください。行政の立ち入り検査を認めますか?検査により見つかった異常とその対応について常時公表することを求めます。	廃棄物処理施設では、火災や爆発による事故が最も多いと考えております。そのリスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練が必要であると考えております。 近年、廃棄物処理施設においては、リチウムイオン電池が原因による火災事故が多発しております。その対策として、火花や火、煙を AI 画像認識技術により瞬時に検知して、警報設備や消火設備と自動連動させることで、火災の延焼を防止しております。 施設や設備機器が正常稼働しているか、不具合が発生しそうな予兆がないか、不具合がないかなどといった維持管理点検（日常点検）を実施いたします。 維持管理点検の結果を踏まえて、年間のメンテナンス計画を策定し、設備機器の補修や取替えを行います。 ですので、施設を安全な状態で継続して運転するためには、施設や設備機器の維持管理点検（日常点検）は、最も重要な作業であると考えております。 施設稼働時に作業手順書をあらかじめ整備し、社員教育を定期的に実施することで、従業員の運転管理技術の向上を図ります。 また、廃棄物処理法第 19 条の規定により、自治体には立入検査の権限が設けられていますので、事業者として拒否することはできないと理解しております。

表 6.1-2 (317)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
980	2.2.7　一般ごみの処理施設との前提で「焼却施設との距離は最低 100m 開ける」となっていたのに、2.2-10 土地利用計画図では 100m もない。産廃処理施設が自宅の目と鼻の先にできる地域の方の不安をご自身の身に置き換えて考えてみてください。地元の方が納得できるようにしてください。	ご指摘のとおり、近隣のご意見を頂戴しながら、設備レイアウトを検討しました。
981	表 5.2-1(1) 5 町と事業者とがどのように事業を運営していくのか、「循環型社会推進交付金」がどのように交付され使われていくのか、明確な説明を求めます。広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化によって、将来にわたり持続可能な適正処理を確保できるとどうしていえるか。常に時代の先を見ていく必要がある。このようにガソリンが高騰しているのに、運搬費だけ考えてもまったく資源の無駄遣いと言わざるを得ない。	廃棄物処理施設の設計・施工、運営は、当社が責任を持って行います。 施設の建設に当たり、民間事業者が活用可能な国の補助金制度があれば、その活用について検討を行いますが、建設費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町に建設費をご負担いただくことはありません。また、循環型社会形成推進交付金の活用もありません。 上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用となります。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。
982	6　「事業計画地の変更は考えていない」では困る。わざわざ水源地に近く生活圏である土地に無理を重ねて産業廃棄物を持ち込むより、ここは当初の予定通り一般廃棄物の処理場として運営していただきたい。もっと賛同を得られる形で計画の根本を見直すことも検討されてはいかがか。	本事業計画は、上益城広域連合が所有している土地を当社がお借りして事業を進めること、上益城郡 5 町の一般廃棄物も本事業において処理することなどを含めて覚書、環境アセスメント協定を締結した上で、検討を進めておりますので、この段階で事業計画地の変更はありえません。

表 6.1-2 (318)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
983	22　「焼却したときに発生する熱をエネルギを一回収する施設」と、焼却処理を肯定的にとらえておられることが感じられます。私たちは焼却処理に依存しない資源循環システムこそ追及するべきではないでしょうか。サーマルリサイクルは世界的にみるとすでに時代遅れであり、日本は立ち遅れて不名誉な「化石賞」まで与えられている。産業廃棄物処理に関しては、関係企業が共同連帯責任を持つべきであり、今回のことを通して社会全体でよく論議すべきと考えます。	ごみ減量への取り組み心から感謝いたします。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する計画ですが、今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持する計画です。 また、日本国内では、環境省の環境・循環型社会白書において熱回収のことをサーマルリサイクルと表現しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
984	51　排ガスの影響について、「詳細な調査及び予測を行った上で」とあります。大気質の影響を把握するために必要とされる、逆転層の発生状況に関する高層気象を含めての調査を実施してください。有識者から絶対必要であると提案されている「トレーサー物質を使用した拡散実験」を計画し実施してください。その際、拡散希釈様態が異なる排ガス中の気体状物質と粒子状物質それぞれの拡散シミュレーションにより計算値の妥当性をきちんと検証してください。	方法書に記載したとおり、大気質については上層気象を含めて調査を実施しました。 施設からの排出ガスの予測は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されているプルーム式、パフ式を用いて実施しました。 大気質については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に、調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
985	土地買収の過程に疑義があります。 上野地区住民の方は『一般廃棄物処理施設』の建設の為と説明を受け土地の売買に応じられました。 しかし、その後の説明で『産業廃棄物処理場』建設の為と使用目的が変更されたと聞きました。 現在土地所有者は上益城 5 町だと聞いておりますが、利用目的の変更は、嘉島町条例第 8 号『嘉島町行政財産の目的外使用に関する条例』に反しているのではないでしょうか? 『第 2 条 2.行政財産を目的外に使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない』とあります。嘉島町町長が許可したのであればそれがわかる一切の文書をご提示下さい。	事業計画地の土地を所有されているのは上益城広域連合になります。 財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡 5 町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。 なお「嘉島町行政財産の目的外使用に関する条例」の適用に関しては、土地所有者が嘉島町ではなく、上益城広域連合であることから、同条例の適用はありません。

表 6.1-2 (319)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
986	産廃処理場から土壌汚染、地下水汚染、大気汚染が起こると考えています。 地下水の下流域にあたる嘉島町は農業が盛んですが、水が汚染され土壌も汚染されたら作物が育たなくなり農家の生業が成りたたなくなります。 その場合の補償はどのように考えていらっしゃるのでしょうか?	大気質、地下水、土壌汚染については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質、8.7 地下水、8.8 土壌汚染」に調査の結果を記載しました。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、地下水への影響は回避できると考えておりますが、万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
987	産廃建設場の下流は嘉島町です。 水を利用している大企業サントリーもあります。 仮に井戸水が汚染した場合、サントリーが作る製品も汚染する可能性があります。 企業イメージも悪化するでしょう。 その場合、石坂グループさん、5 町は責任をとれるのでしょうか?	地下水については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、地下水への影響は回避できると考えておりますが、万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
988	産廃処分建設予定地近くには六嘉湧水群、浮島があります。 ここには絶滅危惧種等が生息しています。 上流にあたる上野に産廃処分場が建設されれば、世界的な問題になるのではないでしょうか?	地下水については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.7 地下水」に調査の結果を記載しました。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、地下水への影響は回避できると考えておりますが、万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。

表 6.1-2 (320) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
989	地域の飲み水や地下水が絶対に汚染されないようにできるものかどうかに疑問があります。 その理由の一つ目は、産廃処理施設へ運び込む際に、アスベストや水銀などの有害な物質が含まれてないか、いつどの段階で詳しくチェックされるかが曖昧だからです。 各自治体では、家庭ごみも事業所のごみも、仕分けを出す側の良心にまかせています。 ごみとしてまとめられたものの中身までチェックすることは、現在どの施設でも行われていません。 九州各県から運び込まれたたくさんのゴミに、有害な物質が 100%含まれていないといえるでしょうか。 理由の 2 つ目は、そのようなゴミが燃やされた場合の対策として、フィルターやシートなど、施設の外へ有害物質を漏らさないようにされると思いますが、その対策が十分ではないからです。 もし、それが破損した時は別の何かでカバーできるように、2 重 3 重にも対策をするべきだと考えますし、そのシステムは長期に渡って安全を担保できるものであってほしいのですが、まだ十分ではないように見えます。 施設をつくるとすれば、コストがかかっても、絶対安心な施設を作ってほしいと思います。 それができなければ、施設をこの自然豊かな山間地域に作ることには反対です。	法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは扱います。また、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱いません。 廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。 家庭ごみや事業所ごみなどの一般廃棄物の分別排出については、排出者（住民や事業者）のモラルの問題と理解しています。 そのためにも、ごみ出しルールの徹底を各自治体を通じて周知していきます。 バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 施設や設備機器が正常稼働しているか、不具合が発生しそうな予兆がないか、不具合がないかなどといった維持管理点検（日常点検）を実施いたします。 維持管理点検の結果を踏まえて、年間のメンテナンス計画を策定し、設備機器の補修や取替えを行います。 施設を安全な状態で継続して運転するためには、施設や設備機器の維持管理点検（日常点検）は、最も重要な作業であると考えております。 施設稼働時に作業手順書をあらかじめ整備し、社員教育を定期的に実施することで、従業員の運転管理技術の向上を図ります。

表 6.1-2 (321) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
990	熊本県民にとっての誇りである、おいしい地下水が汚染される事態は絶対に起こしてはいけないと考えますが、自然豊かなこの山間地域にエネルギー回収施設等を設置されれば、ダイオキシンなどの有害物質がでることは避けられないと思います。 専門家によれば、800 度の温度で 2 秒滞留させれば完全燃焼するとはいえ、炉の燃焼室の構造によってはデッドスペースという燃焼空気がいきわたらない所ができ、そこでは不完全燃焼がおき一酸化炭素やダイオキシンができるそうです。 煙突からでる煙などに含まれる有害物質(ダイオキシンなど)が最終的に地上に落ち、1 回 1 回は少量でも、何年も積もり積もれば、専門家が大丈夫だという数値を越えて、森林や農作物に被害を与える原因になる、さらには雨水によりしみ込んだ水が熊本県内の他の地域にも影響を及ぼし、ひいては水俣病のように人間の体に害をおよぼしかねません。 ダイオキシンの再合成も「わずかに」ありうるとのことですが、その施設がなかったら全く存在しないものが、「わずかに」でも存在してしまいます。 以上のことへの対策を、何重にも徹底して行い、水への影響が全くない施設をつくれないならば、有害物質により地域が汚染されることは免れないと危惧します。	廃棄物処理法における焼却施設の構造基準では、次の要件を備えた燃焼室を設けることが求められておりますので、構造基準に適合する施設を建設いたします。 ①燃焼ガスの温度が 800℃以上の状態でごみを焼却することができるものであること。 ②燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2 秒以上滞留できるものであること。 ③外気と遮断されたものであること。 ④燃焼ガスの温度を速やかに 800℃以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 ⑤燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 各環境影響評価項目については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
991	九州全域から運び込める産廃施設になるとの事ですが、持ち込まれるトラックの排気ガスや騒音により、近くの住民の健康を阻害すると思います。 また、休日に自然を求めて、キャンプや釣りや、鮎や田舎料理を食べにくる他地域の人間も、癒しの時間が奪われ心の健康が阻害される、と想像します。 熊本城が地震により壊れた時に、熊本県民はものすごく落ち込んだように、そこに当たり前にあると思っていた、山林などの景観が奪われることも、悲しむべきことです。 人々の精神面でも悪影響がでると思われます。 地域の人が出す、一般ごみの施設ができるのは、受け入れできると思います。 今ある施設より、最新式の環境への配慮がなされた施設であれば、ありがたい面もあります。 ですが他県のごみまで受け入れ、九州のゴミ捨て場にされるのには、憤りすら感じます。 大きい施設にした方が、助成金などの割がいいのかもしれませんが、そもそも、ごみを減らしていくような循環型の社会の構築に政策としてはもっと投資すべきで、地域で出たごみをその地域で処理するようにしなければ、人々の中で、ごみを減らそうという意識は生まれないと思います。他県へ捨てにいって、目の前から消えれば何の痛みもなく、どんどんごみを捨てるようになるのではないでしょうか。 以上の理由から、九州全域からの産廃受け入れの施設を作ることに反対します。	循環型社会推進基本法では、技術的及び経済的に可能な範囲内で、①廃棄物の発生抑制(リデュース)、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収、⑤適正処分の優先順位が定められております。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。 集荷エリアを熊本県内メインとすることで、地域で出た廃棄物を、その地域で処理するという考えになります。 各環境影響評価項目については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。

表 6.1-2 (322)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
992	ゴミを出す前に、いかに、ゴミを少なくするかを考えないといけないと思います。 使い捨て、新しいもの、まだ使えるのに捨てていく。消費社会、もっと根本の事を話して下さい。 阿蘇の豊かな水源が駄目になったらどうするんですか？今だけの事しか考えていない。地球そのものの生命体の事を考えてあげましょう。ペットボトル、車、電気製品などリサイクルの徹底、企業の負担増でゴミを減らす制作をうながす。	循環型社会推進基本法では、技術的及び経済的に可能な範囲内で、①廃棄物の発生抑制(リデュース)、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収、⑤適正処分の優先順位が定められております。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しております。 しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。
993	5-5「排水計画」 他県からもゴミを持ってきて、わざわざ熊本の美しい地下水を汚染する計画には反対です。 水は、どんなに対策してもよごれます。土もよごれます。空気もよごれます。やめてほしい。	大気質、地下水、土壌汚染については、「第 8 章 調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質、8.7 地下水、8.8 土壌汚染」に調査の結果を記載しました。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、地下水への影響は回避できると考えております。

表 6.1-2 (323) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
994	5-5「排水計画」 P.2-29 の記載と同様、「施設からの排水はありません」と断言し、その前提で計画しているが、災害時はその前提が今までにも覆されてきて、そもそも、水が形を変えて外に出ていくのは、子どもでもわかることで、敷地内に降った雨水なども有害物質が含まれる可能性があり、大きな施設で大量のゴミを集めてきて燃やすことの対策をすべき。地区内のゴミだけにすれば何も石坂さんのイメージも下がらなかったのにがっかり。	汚水配管の設備不良による事故を防止するため、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。 プラントエリア内については、外周部に排水溝を設け、集水して汚水ピットに流入する計画であることから、万が一、汚水配管が破損した場合は、汚水ピットに流入させ、適正に処理することで外部への流出を防止します。また、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 また、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中で緊急連絡体制を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
995	5-5「排水計画」 他県のゴミを熊本県に持ってくるお金もうけのために熊本の豊かな自然を汚しても良いと考えているようにみえてしまう。地域の企業として石坂さんのイメージは悪くなかっただけに残念。ゴミを捨てに行ったこともあるが社員の方々もとても感じよく、良い企業かと思っていました。企業イメージのためにもご英断を。△△さんは元からイメージ悪かったけど、石坂さんまで…。	お金儲けのために、熊本の豊かな自然を汚しても良いなどとは毛頭考えておりません。 当社の出資企業である石坂グループは、平成 28 年の熊本地震を経験しました。当時、災害廃棄物の仮置き場の運営管理や処理に携わりましたが、膨大な量の災害廃棄物を前に熊本県内だけでは処理を完結することができませんでした。その経験を踏まえ、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適切に処理できる廃棄物処理施設を整備することで、今後いつ起こるかわからない自然災害にも十分に対応できる廃棄物処理体制を構築することが必要であると痛感しました。 県外からの廃棄物も一部取り扱いはありますが、産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しております。

表 6.1-2 (324)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
996	地球が汚れるのはイヤです。	各環境影響評価項目については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
997	震災で苦しい思いをして、ゴミ問題で、当初と全く違う計画に書きかえられ、行政にもだまされた感のある地元の住民の方々に協力していきます。熊本の豊かな自然に他県のゴミは持ち込まないで。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
998	3-122(164)②騒音 シムファイブスの説明会資料によると、騒音、振動、低周波音の影響が実行可能な範囲内で回避または低減されるかを検討し...と書かれているが「実行可能な範囲内で」という条件ではなく「十分な環境保全がなされているか」により判断されるべきであると考えます。 「配慮が適正になされているかを評価する」ということに対しても「適正」とはどういうことなのか明らかにすべきであると考えます。 また騒音、振動、低周波音は 24 時間×2、道路交通騒音、振動については平日 1 回交通量に関しても 24 時間×1 とある。 曜日や天候によって情況は変化するため 1,2 回の調査で確認するのは信頼性にかけると思います。	熊本県環境影響評価技術指針に準拠し、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討します。 騒音、振動、低周波音については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果 8.2 騒音、8.3 振動、8.4 低周波音」に調査、予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。 騒音、振動の調査時期は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている調査時期を参考として、平日に 1 回としました。調査時期は、年間の平均的な状況が把握できる時期として秋季に実施しました。また、低周波音調査も騒音に準じて実施しました。 交通量の調査時期は、国土交通省や都道府県等が連携して実施している全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）を参考として、年間の平均的な状況が把握できる時期として秋季に 1 回実施しました。

表 6.1-2 (325)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
999	世界の潮流として 2050 年にカーボンニュートラルを目指している中で日本のようにごみ処理に「焼却」を選択している国は少数派である。このような時代に大規模な廃棄物の焼却施設を建設すること。そして重油を使い廃棄物を焼却し、多くの CO2 を排出することは地球環境保全に逆効果であり、見過ごせない。自治体と住民はお互いに力を合わせて財政的負担と環境への負荷をバランスよく考えて知恵を出し合いごみ問題に取り組まなければカーボンニュートラルな未来はとてもやってこないと思う。利益を出さなければならない企業の立場からはとても難しい事とは思うが未来のことをぜひ考えて、企業側からも力を貸してほしい。	日本は国土が狭く、最終処分場の確保も難しいという背景から、廃棄物は 3R の推進や焼却等の減容化による埋立が進められてきました。 しかし、本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギーを回収する計画となります。 焼却施設では化石由来プラスチックと廃油を焼却した重量に応じて温室効果ガス排出量がカウントされ、バイオマス由来の廃棄物を焼却しても温室効果ガス排出量はカウントされません。2030 年に向けては、プラスチック・廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが社会情勢として進むため、焼却処理による温室効果ガス排出量は自然と減少する見込みです。2030 年以降 2050 年に向けて、技術やコスト面での課題を解決することにより、廃棄物を焼却して発生する排ガスから CO_2 を回収し、回収した CO_2 を有効利用することでカーボンネガティブを目指す考えです。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果（環境面）を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
1000	①熊本県内の最終処分業者にて処理灰を適正に処理、東竹原については想定してないとの返答をいただきましたが、最終処分業者の候補リストを公開して下さい。 ②主灰、飛灰を湿潤化後、搬出まで建屋内に保管されますが、その灰の成分分析をしてほしい。その際、主灰、焼却灰をそれぞれ別々に測定しますか？また、埋め立て処分に際しての主灰及び飛灰の無害化処理はどのように行ないますか？ なお、成分分析は溶出試験法だけではなく、含有量試験法でも実施してほしい。また溶出試験も欧米のように、酸性雨の影響を考えて pH が酸性で行う方法を採用して分析結果を公表してほしい。 ③毎日 80t の焼却灰の主灰、焼却灰の水銀、ダイオキシン類の分析結果を公表してほしい。	主灰及び飛灰は、それぞれ別々に分析を実施いたします。 主灰及び飛灰は、液体キレートによる薬剤処理を施して安定化させ、埋立基準を満たした上で、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。 主灰及び飛灰の法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）は、溶出量試験の結果となりますので、含有量試験は予定しておりません。また、溶出量試験の測定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に物質ごとに細かく定められておりますので、そちらに則って測定を行います。
1001	**（同意見 他１件）** 絶対反対します。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されております。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (326)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
1002	P2-28　「今後上益城 5 町と協議を行った上で決定する」のように「今後」という言葉が所々使われていますが、具体的な日時を示して下さい。地下水の涵養についての計画がないに等しいです。最終的に提示されても住民が意見する余地がないのは不当だと思います。(今後協議全般の項目について回答を求めます) P3-16　湧水の存在は代表的であることは関係ありません。住民と密着している湧水かどうかです。再調査を求めます。	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組みます。施設で使用する約 250ｔ/日の水量について、全量地下水を使用すると仮定した場合は、約 250ｔ/日を超える地下水涵養に取り組みます。 具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献いたします。 方法書においては、地域の概況として、既存資料調査をもとに把握できた内容をお示ししています。 地下水・湧水の利用状況については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果　8.7　地下水」に調査結果を記載しました。 なお、「今後・・」と記載した項目については、現時点では具体的な日時は未定ですが、施設の運用開始までの間に全ての項目を順次明らかにして参ります。
1003	○空気の視点から 上野地区は、果樹園、お茶畑、水田がある地域です。 焼却場からの排出空気の検査を住民が納得できる形で実施することを明記してない。	排ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、酸素濃度、一酸化炭素濃度については、自動分析装置による常時監視を実施しますが、公定法によるモニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。 モニタリング結果は、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、地元地区と意見交換する場を定期的に設けさせていただき、その中でモニタリング結果を直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。
1004	○水質汚染の視点から さまざまな物質の埋設の記載があります。 環境省の埋設可能な放射性物質の数値は 8000Bq/kg は、あくまで暫定的な数値です。 無期限で、埋設を続けた土壌の汚染、水質(予定地下の川)の汚染、地下水の汚染も含めて担保されていません。	本事業では、最終処分場の設置は行いませんので、事業地に物質を埋設することは一切ありません。また、放射性廃棄物の扱いもありません。
1005	○焼却灰の埋設方法の点から ご提示の方法書には、焼却後の灰の処分方法が記載がありません。 この時点で、方法書に記載がないのは、どういうことでしょうか？ 管理型の埋設施設を設置するのですか？はっきり、計画を公開するべきです。	熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されております）に委託し、適正に埋立処分します。なお、最終処分先は、施設が供用開始するタイミングで決定することになるかと考えております。

表 6.1-2 (327)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
1006	地下水について、「廃棄物はすべて建物内で受け入れることで雨水との接触を防止する。」あるが、廃棄筒から排出された排ガスと雨水が接触し、雨水にダイオキシン等が溶けこむ可能性がないとは言えない。周辺の農地、河川、海への影響について定期的に調査し調査内容も明確に提示することを願います。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着することになりますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれることになるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。
1007	8/7の住民説明会や、今回の縦覧図書を見ても、「この施設を作る」という前提のもとでの環境アセス計画となっていると強く感じた。「環境アセスメント」=「環境合わすメント」と専門家も言っている通り、結論先にありきで、数値を合わせ、安全に問題なし、として、建設に突き進んでいくのはやめていただきたい。この場所の至近距離に、保育園、小学校、フリースクールもあり、(有機)農家もたくさんあることから悪影響は逸かれない。安心・安全な土地、水への影響があるのは過去の熊本の教訓からも必然であり、計画自体の撤回を求めたい。これまでの住民説明会の内容ではとうてい住民の納得は得られていない。	環境アセスメントは硬直的なものではなく、より良い事業計画を作り上げていくために、柔軟に対応し、その上で、出来る限りの環境保全対策を実施することで重大な影響を回避することが求められていると考えております。 対象事業実施区域周辺の保全対象に十分配慮して、適切に調査、予測及び評価を実施しました。 今後も地域のみなさまに、事業に対して理解をしていただき、応援をしていただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (328)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
1008	環境への影響がないように「詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避又低減できるよう」努めるのは当たり前の事だと思います。各種モニタリングとは何をするのか明らかにして下さい! 環境基準を十分下回っていてもゼロではない以上、長期にわたってばくろすることによる影響は看過できないと思います。 昨今、新たな環境問題として内分泌撹乱物(環境ホルモン)による子ども達の発達障害化学物質過敏症、アトピー性皮炎、男子の精子数の減少等々の影響が懸念されています。これらの健康被害をもたらす恐れはこれ以上増やすことは、やめてほしいです。これ以上の汚染は避けるべきだと思います。	主に以下のモニタリングを計画しておりますが、各種モニタリング項目や頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 評価の手法は、環境基準や規制基準等、国または地方公共団体による基準との整合性を検討するとともに、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかについても評価しました。 内分泌撹乱作用を有すると疑われるダイオキシン類については、「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に記載のとおり、適切に調査、予測及び評価、環境保全措置の検討を行いました。大気質、水質等、国により基準等が定められている物質については適切に基準を遵守します。また、それ以外の物質についても、国等における調査研究の進展に伴い、新たな知見や評価の指標が示された際には適切に対処します。
1009	一般廃棄物処理場から産廃処理場へ計画が変更された経緯を詳しく知りたい。 このような大規模な産廃処理施設で排ガス排水の管理が適切に行えるのか、土壌、空気、地下水など環境汚染を大変危惧している。 産廃のゴミ、化学物質など分別が充分に安全に可能なのか、方法を詳しく知りたい。 同様の産廃処理施設でのこれまでの環境への影響、健康被害施設で作業に従事する方への健康被害や事故の状況を提示した上で、同様のことに対する対策を具体的に提示してもらいたい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。

表 6.1-2 (329)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
1009 続 き		本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。 施設や設備機器が正常稼働しているか、不具合が発生しそうな予兆がないか、不具合がないかなどといった維持管理点検（日常点検）を実施いたします。 維持管理点検の結果を踏まえて、年間のメンテナンス計画を策定し、設備機器の補修や取替えを行います。 ですので、施設を安全な状態で継続して運転するためには、施設や設備機器の維持管理点検（日常点検）は、最も重要な作業であると考えております。施設が大きいか小さいかで管理方法が変わるものではありません。 施設稼働時に作業手順書をあらかじめ整備し、社員教育を定期的に実施することで、従業員の運転管理技術の向上を図ります。 当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に1,000ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。 万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします。
1010	1.計画されているエントツの高さでは 20km 四方に煙害による農作物への実質的および風評被害が十分に心配される。とくに御船町、山都町は有機農業が盛んな地域である。	大気質については、配慮書における大気質の予測結果（排気筒から約 700m）をもとに、概ね2倍の距離を見込み、半径 1.5km を調査地域としています。 大気質については、「第8章　調査、予測及び評価の結果 8.1 大気質」に予測・評価の結果や環境保全措置を記載しました。
1011	2.施設からの排水汚染は稲作に影響を与えるのではないかと危機感を持っている。したがって、産廃施設には反対である	廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えております。

表 6.1-2 (330) 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
1012	1.排ガス検査にAMESA(ダイオキシン類長期自動採取装置)などの常時観測システムを導入してください。 法的に決められている定期測定では突発的に生じる汚染を早期に発見することができません。 例えば、排ガスの浄化を担うバグフィルターは、脆弱で穴が開きやすい。小さい穴はすぐには発見できないはずです。バグフィルターに損傷があると、汚染物質が大量に放出されるます。 また、バグフィルターのところでデ・ノボ合成することが知られています。そうした事態にすぐに対応するために、AMESA 等の導入をお願いします。(6.2.1 大気質)	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 以上のことから、AMESA の導入は考えておりませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。
1013	3.バグフィルター以降にダイオキシンがデ・ノボで合成することが知られています。それへの対応はどうのように行うのですか。(6.2.1 大気質)	燃焼ガスを 800℃以上で 2 秒以上滞留させて完全燃焼することでダイオキシン類は分解されますが、発生した燃焼ガスを冷却する過程でダイオキシン類が再合成されます。ダイオキシン類の再合成は 300～500℃程度で進行することが知られておりますが、200℃以下ではほとんど進行しないと考えられております。ですので、燃焼ガスを時間をかけてゆっくり冷却するとダイオキシン類の再合成が促進されることになるため、200℃以下に速やかに冷却することでダイオキシン類の再合成を抑制します。それでもダイオキシン類は僅かに再合成されますので、後段のバグフィルタにてその他有害物質を含めて捕集・除去を行った後に、排気筒から大気中に蒸気として放出します。 バグフィルタ入口温度は 200℃以下となりますので、バグフィルタ以降でダイオキシン類が再合成することはありません。
1014	**（同意見 他 1 件）** 1.植栽の害虫駆除に農薬を使うようだが、止めてほしい。どうしても使う場合は、何をどれくらい使うかを届け出すべき。在留性が高く生物多様異性に著しい悪影響があるネオニコチノイド系の薬剤は行うべきではない。そして、散布時の住民への事前周知を行ってほしい。(配慮書での質問への回答 33)	植栽木に害虫被害等が発生した場合には、事前に専門業者のご意見をいただきながら、周辺環境や人体に影響がでない農薬を選定するとともに、散布時には地元地区への事前周知を行います。

表 6.1-2 (331)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
1015	**（同意見 他１件）** 2.排ガスについて、日本の法基準より厳しい自主規制を準備書で示すと言っている。(配慮書での質問への回答 50) ほかの回答では法規制に基づく定期的な測定を行うと述べている。(配慮書での質問への回答 52,114,115,116) 厳しい自主基準を設定することを必ず守って欲しい。	排ガスは、法規制値よりも厳しい以下の自主基準値を設定します。 ・ばいじん：0.02g/m^3_N　（法規制値：0.04g/m^3_N） ・窒素酸化物：100ppm　（法規制値：250ppm） ・硫黄酸化物：50ppm　（法規制値：K 値=17.5、約 1,635ppm） ・塩化水素：50ppm　（法規制値：700mg/m^3_N、約 430ppm） ・ダイオキシン類：0.05ng-TEQ/m^3_N（法規制値：0.1ng-TEQ/m^3_N） ※濃度は、乾きベース、酸素濃度 12%換算値 ※法規制値は、超過時には速やかに施設を停止し、早期復旧を図るための停止基準 ※自主基準値は、超過時には排ガス物質に応じた安定操作や臨時の現場確認・点検を実施するための運転管理基準
1016	**（同意見 他１件）** 2.施設周辺の土壌の汚染状況については今後詳細な調査を行うと回答しているが、方法書からはそれを読み取れない(配慮書での質問への回答 117)	土壌汚染については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果　8.8　土壌汚染」に調査の結果を記載しました。
1017	**（同意見 他１件）** 3.プラスチック類は外部業者に委託して処理するとのこと。不法投棄や可燃物化が行われないよう契約書にその旨を盛り込むべきである。また、プラスチックは破砕によりダイオキシンなど種々の有害物質が生成されることを考慮すべきである。(配慮書での質問への回答 118)	廃棄物を排出される事業者と運搬・処理を受託する事業者の間で廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。それにより、廃棄物を排出される事業者が運搬・処理の進捗を把握することで、廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止しています。 プラスチック類を含む資源化可能物は、適正に資源化が行われるように再資源化先と廃棄物処理委託契約を締結いたします。 プラスチックの圧縮によるダイオキシン類の前駆物質が発生するような論文はありますが、あくまで一定の条件下（摩擦など）によるものと承知しております。 なお、破砕工程においてはダイオキシン類は発生しないと考えます。

表 6.1-2 (332)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
1018	本来上益城町の一般廃棄物処理施設を建設するはずだったのが、産廃処理施設に変更された経緯が説明されていない。 これは根本的な、当初からの一番の問題であり、5 町だけでなく、請け負う事になった側の明快な説明もしてほしい。(配慮書での質問への回答 1)	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めております。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えております。
1019	1.リサイクル施設に選別破砕が行われますが、プラスチックの破砕でダイオキシン等の有害物質が発生することが知られています。実際にどのような物質が発生するのか調査していますか(表 2.2-3)	プラスチックの圧縮によるダイオキシン類の前駆物質が発生するような論文はありますが、あくまで一定の条件下（摩擦など）によるものと承知しております。 なお、破砕工程においてはダイオキシン類は発生しないと考えます。
1020	2.堆肥化施設およびメタン発酵施設ではメタンやアンモニアなどの可燃ガスが発生し、爆発等の事故の危険性があります。どのような対策を行うか示してください(2.2.5 主な施設および設備の概要)	漏洩ガス検知器の設置や逆火防止装置を設置するとともに、施設内および施設周辺での火気使用を厳禁とすることで、爆発火災防止対策を実施します。
1021	**（同意見 他 3 件）** 2.プラント排水がクローズドのため水質調査は行わないとのこと。プラント排水が敷地内に流れ出る可能性を想定しないのは、何か起こったら「想定外」で片づけることにしているためと思われる。そんな企業姿勢で良いのか。周辺の土壌から河川に流れ込む雨水が河川を汚す可能性もある。底質の調査は行うべきである。(配慮書での質問への回答 151,172,173)	排気筒からの排出ガスによる土壌汚染については、方法書で環境影響評価項目として選定しています。 河川への汚染物質の放流はないことから、河川底質への影響は、水質の調査を行うことにより十分確認できるものと考えます。

表 6.1-2 (333)　方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
1022	**（同意見 他 2 件）** 5.メタン発酵における悪臭対策として活性炭を使用するとの事だが、活性炭はこまめに交換しないとかえって悪臭を増加することになる。どの程度の頻度で交換を行うのか。実績を示して欲しい(2.2.11(3)悪臭)	脱臭設備に差圧計を設置し、その変化を日々確認します。確認の結果、効率低下の予兆が確認されれば、活性炭を交換します。
1023	**（同意見 他 4 件）** 1.各施設に起因する複合的な環境への影響について調査予測評価を行うと述べているが、具体的にどのように調査を行うか示して欲しい(県知事の意見への対応)	「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、各施設にそれぞれ諸元を設定して、その影響を合成することにより、詳細な予測及び評価を実施しました。
1024	2..医療廃棄物が正し分別されているのかをどのようにチェックを行うのか(2.2.5 主な施設および設備の概要)	感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、病院や医療機関などで、あらかじめ専用ボックスに入れ、蓋をした状態で（蓋を開けずに）運搬・処分を行います。 感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）は、建屋内に専用の保管場所を設け、室内温度を 15℃以下に保ち、厳重に管理した上で、エネルギー回収施設（焼却施設）にて専用の投入口から焼却処理を行います。 また、専用の投入口に繋がる搬送コンベヤへの投入は人の手で行うことから、目視により専用ボックスの破損や漏れがないかの確認を行います。

6.2 方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解

6.2.1 方法書について述べられた熊本県知事の意見

「熊本県環境影響評価条例」（平成 12 年条例第 61 号）の規定に基づき、熊本県知事が送付した方法書についての熊本県知事意見は次のとおりである。

「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業環境影響評価方法書」についての知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、次の事項について十分に勘案すること。

［全体事項］

（１）本事業は廃棄物処理施設関連事業であることから、地域住民に対し事業について周知を図るとともに、既に稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報も含めて説明会等において丁寧な説明に努めること。

（２）準備書の作成に当たっては、事業計画をより具体化するとともに、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、可能な限り環境影響を回避又は低減すること。

また、事業計画について未確定の事項は、想定される案を記載する等、分かりやすい記載に努めること。

（３）ボーリング調査の結果等により施設の配置が変更となった場合は、騒音、悪臭、景観等の環境影響の範囲や程度が変わる可能性があるため、調査、予測及び評価の地点を再度検討するとともに、適切に地点を選定すること。

［大気環境］

（１）資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに廃棄物の搬出入による各環境要素の影響の予測に当たっては、道路勾配及び車両分類ごとの積載量を考慮すること。

（２）対象事業実施区域に隣接する住居があることから、当該住居に対する騒音、振動、悪臭、景観等の影響について適切に調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討すること。

（３）廃棄物の搬出入に係る騒音及び振動の調査は、年間の平均的な状況が把握できる時期に実施すること。

また、年間の平均的な状況が把握できる時期が不明な場合は、複数回の調査を検討すること。

（４）廃棄物の搬出入車両の台数により環境影響が変化する項目（騒音、振動等）の予測に当たっては、年末年始等一般廃棄物の搬入車両が増加する時期を対象時期とする必要がないか検討すること。

［水環境］

〈水象〉

（１）仮設調整池の設置により放流先河川の水量に影響が生じる可能性があるため、仮設調整池の設計後、必要に応じ水質調査地点の変更又は追加を行うこと。

また、動植物への影響を含め、予測及び評価を行うこと。

〈地下水〉

（１）地下水の流向や地質の状況等の調査に当たっては、現地調査に加え、既存の文献や行政資料等の文献調査を併せて実施し、その結果も踏まえ予測及び評価を行うこと。

（２）地下水の水位をより正確に把握し、また、地下水の上下流の水質を適切に把握する地点が必要であるため、対象事業実施区域の南東側に地下水に係る調査地点を追加する必要がないか検討すること。

（３）川内田地区は水道給水区域外であるため、地下水の水位に係る対象事業実施区域周辺の既存井戸として同地区において井戸を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

（４）地下水の水位への影響については、対象事業実施区域内で実施する揚水試験の結果をもとに、御船町水道水源の天君水源地を含め、面的に予測及び評価を行うこと。

（５）地下水の他、雨水の活用及び使用水の再利用を検討しているが、地下水の水量の調査、予測及び評価に当たっては、地下水を最大に使用する場合を想定すること。

また、準備書においては想定した地下水の使用量の根拠を示すとともに、地下水かん養を行う場合は、その具体的方法を示すこと。

（６）地下水の水質汚濁に係る環境基準に示されている項目（28 項目）以外の項目についても、必要に応じ調査を行うこと。

［土壌に係る環境その他の環境］

〈土壌〉

（１）土壌の調査項目として、重金属類を追加する必要がないか検討すること。

［動物・植物・生態系］

〈動物〉

（１）対象事業実施区域周辺の河川には魚類及び底生動物以外にもカワネズミ等 河川環境に依存して生息・生育している動植物が存在している可能性がある。そのため、これらの動植物について、河川及びその周辺における調査、予測及び評価を検討すること。

（２）ライトトラップ法による調査の方法としてボックス法が示されているが、調査の対象とすべき範囲を踏まえたうえでカーテン法の実施についても検討すること。

［景観・人と自然との触れ合いの活動の場］

（１）近年、「歩く」活動によって元禄・嘉永井手、日向往還等の既存資料にない景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が生じている。

当該活動のコース等を確認したうえで、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の調査、予測及び評価の地点を追加する必要がないか検討すること。

［温室効果ガス等］

（１）温室効果ガス等の影響要因の区分として「工事の実施」を追加する必要がないか検討すること。

［その他］

〈交通〉

（１）廃棄物の搬出入に係る出入口の位置及び構造の設計に当たっては、交通安全面の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討すること。

6.2.2 熊本県知事の意見についての事業者の見解

方法書についての熊本県知事の意見及びこれに対する事業者の見解は、表 6.2-1 に示すとおりである。

表 6.2-1(1)　方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（全体事項）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
全体事項	住民への説明	本事業は廃棄物処理施設関連事業であることから、地域住民に対し事業について周知を図るとともに、既に稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報も含めて 説明会等において丁寧な説明に努めること。	本事業は廃棄物処理施設関連事業であることから、地域住民に対し事業について周知を図るとともに、既に稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報も含めて 説明会等において丁寧な説明に努めます。
	事業計画	準備書の作成に当たっては、事業計画をより具体化するとともに、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、可能な限り環境影響を回避又は低減すること。 また、事業計画について未確定の事項は、想定される案を記載する等、分かりやすい記載に努めること。	準備書の作成に当たっては、事業計画をより具体化するとともに、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、可能な限り環境影響を回避又は低減できるよう、努めます。 また、事業計画について未確定の事項は、想定される案を記載する等、分かりやすい記載に努めました。
	施設配置	ボーリング調査の結果等により施設の配置が変更となった場合は、騒音、悪臭、景観等の環境影響の範囲や程度が変わる可能性があるため、調査、予測及び評価の地点を再度検討するとともに、適切に地点を選定すること。	施設の配置の変更も考慮し、騒音、悪臭、景観等の環境影響を適切に把握できるよう、調査、予測及び評価の地点を選定しました。

表 6.2-1(2)　方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（大気環境）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
大気環境	予測条件	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに廃棄物の搬出入による各環境要素の影響の予測に当たっては、道路勾配及び車両分類ごとの積載量を考慮すること。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに廃棄物の搬出入による各環境要素の影響の予測に当たっては、道路の縦断勾配を考慮して、既存資料の原単位をもとに適切に設定しました。 車種分類は、積載重量等に応じた原単位はないので、一般的な車種分類（大型車類、小型車類）で設定しますが、搬入計画に示す産業廃棄物の搬出入台数については、予め現実に即した平均積載重量を考慮して設定しました。
	保全対象	対象事業実施区域に隣接する住居があることから、当該住居に対する騒音、振動、悪臭、景観等の影響について適切に調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討すること。	対象事業実施区域に隣接する住居に対する騒音、振動、悪臭、景観等の影響について適切に調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討しました。
	調査時期	廃棄物の搬出入に係る騒音及び振動の調査は、年間の平均的な状況が把握できる時期に実施すること。 また、年間の平均的な状況が把握できる時期が不明な場合は、複数回の調査を検討すること。	廃棄物の搬出入に係る騒音及び振動の調査は、年間の平均的な状況が把握できる時期として、秋季（11 月中旬）に実施しました。
	予測時期	廃棄物の搬出入車両の台数により環境影響が変化する項目（騒音、振動等）の予測に当たっては、年末年始等一般廃棄物の搬入車両が増加する時期を対象時期とする必要がないか検討すること。	一般廃棄物の自己搬入車両が増加する年末年始についても道路交通騒音、振動の予測時期を設定しました。

表 6.2-1(3)　方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（水環境）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
水環境	水象	仮設調整池の設置により放流先河川の水量に影響が生じる可能性があるため、仮設調整池の設計後、必要に応じ水質調査地点の変更又は追加を行うこと。 また、動植物への影響を含め、予測及び評価を行うこと。	放流先河川の代表地点として川内田川を選定しており、仮設調整池の設計後においても、適切に環境影響を把握できる地点として、方法書に記載した水質調査地点で調査等を実施しました。 また、動植物への影響を含め、予測及び評価を行いました。
	地下水	地下水の流向や地質の状況等の調査に当たっては、現地調査に加え、既存の文献や行政資料等の文献調査を併せて実施し、その結果も踏まえ予測及び評価を行うこと。	地下水の流向や地質の状況等の調査に当たっては、現地調査に加え、可能な限り既存の文献や行政資料等の文献調査を併せて実施し、その結果も踏まえて予測及び評価を行いました。
		地下水の水位をより正確に把握し、また、地下水の上下流の水質を適切に把握する地点が必要であるため、対象事業実施区域の南東側に地下水に係る調査地点を追加する必要がないか検討すること。	対象事業実施区域の南東側に地下水に係る調査地点を追加しました。
		川内田地区は水道給水区域外であるため、地下水の水位に係る対象事業実施区域周辺の既存井戸として同地区において井戸を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。	川内田地区は水道給水区域外であることから、地下水の水位に係る対象事業実施区域周辺の既存井戸として同地区において井戸を選定し、調査、予測及び評価を行うとともに、地下水の水質についても調査しました。
		地下水の水位への影響については、対象事業実施区域内で実施する揚水試験の結果をもとに、御船町水道水源の天君水源地を含め、面的に予測及び評価を行うこと。	地下水の水位への影響については、対象事業実施区域内で実施する揚水試験の結果をもとに、御船町水道水源の天君水源地を含め、面的に予測及び評価を行いました。
		地下水の他、雨水の活用及び使用水の再利用を検討しているが、地下水の水量の調査、予測及び評価に当たっては、地下水を最大に使用する場合を想定すること。 また、準備書においては想定した地下水の使用量の根拠を示すとともに、地下水かん養を行う場合は、その具体的方法を示すこと。	地下水の水量の調査、予測及び評価に当たっては、地下水を最大に使用する場合を想定しました。 また、本準備書において想定した地下水の使用量の根拠を示すとともに、地下水かん養の具体的方法を示しました。
		地下水の水質汚濁に係る環境基準に示されている項目（28 項目）以外の項目についても、必要に応じ調査を行うこと。	地下水の水質汚濁に係る環境基準に示されている項目（28 項目）に加え、水道法に基づく水質基準が示されている項目（51 項目）についても調査を行いました。

表 6.2-1(4)　方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（土壌）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
土壌に係る環境その他の環境	土壌	土壌の調査項目として、重金属類を追加する必要がないか検討すること。	重金属類については、可燃物に金属くず等が異物として微量に混入する程度であり、排出ガス経由の土壌への影響はほとんど無いものと考えますが、排ガスの法規制値が定められている水銀については、土壌の調査項目に追加しました。

表 6.2-1(5)　方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解
（動物・植物・生態系）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
動物・植物・生態系	動物	対象事業実施区域周辺の河川には魚類及び底生動物以外にもカワネズミ等河川環境に依存して生息・生育している動植物が存在している可能性がある。そのため、これらの動植物について、河川及びその周辺における調査、予測及び評価を検討すること。	対象事業実施区域周辺の河川（川内田川）には魚類及び底生動物以外にもカワネズミ等河川環境に依存して生息・生育している動植物が存在している可能性があるため、これらの動植物について、河川及びその周辺における調査、予測及び評価を実施しました。 具体的には、哺乳類（かご罠を用いたカワネズミの確認、自動撮影調査）、両生類、植物（湿性植物等）を対象としました。
		ライトトラップ法による調査の方法としてボックス法が示されているが、調査の対象とすべき範囲を踏まえたうえでカーテン法の実施についても検討すること。	ライトトラップ法による調査の方法は、対象事業実施区域周辺を調査の対象とすべき範囲であることを踏まえ、ボックス法とカーテン法により実施しました。カーテン法はより広域の昆虫類を誘因できる手法ですが、調査地域は地形の高低差があるため、その影響を考慮し、調査地点は2地点としました。また、樹林地内の1地点はボックス法により調査を実施しました。

表 6.2-1(6)　方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解
（景観・人と自然との触れ合い活動の場）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
景観・人と自然との触れ合い活動の場	景観、人と自然との触れ合いの活動の場	近年、「歩く」活動によって元禄・嘉永井手、日向往還等の既存資料にない景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が生じている。 当該活動のコース等を確認したうえで、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の調査、予測及び評価の地点を追加する必要がないか検討すること。	「歩く」という活動における新しい取り組みとしては、「WaW くまもと」による熊本県内をめぐるコースガイドの紹介があり、その中に上益城地域を対象としたコース「上野八勢石畳コース」があります。このため、同コースの詳細について御船町観光交流センターに確認した上で、人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点に追加しました。また、同コース上で対象事業実施区域周辺を見通せる箇所について、景観の調査地点に追加しました。

表 6.2-1(7)　方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解
（温室効果ガス等）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
温室効果ガス等	温室効果ガス等	温室効果ガス等の影響要因の区分として「工事の実施」を追加する必要がないか検討すること。	温室効果ガスの影響要因の区分として、「工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）」を追加しました。

表 6.2-1(8)　方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（その他）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
その他	交通	廃棄物の搬出入に係る出入口の位置及び構造の設計に当たっては、交通安全面の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討すること。	廃棄物の搬出入に係る出入口の位置及び構造の設計に当たっては、交通安全面の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討しました。

（空　白）